

昭和61年8月5日

台風第10号大雨洪水災害記録



宮 城 県

台風第10号による冠水状況図

岩手県

山形県

福島県

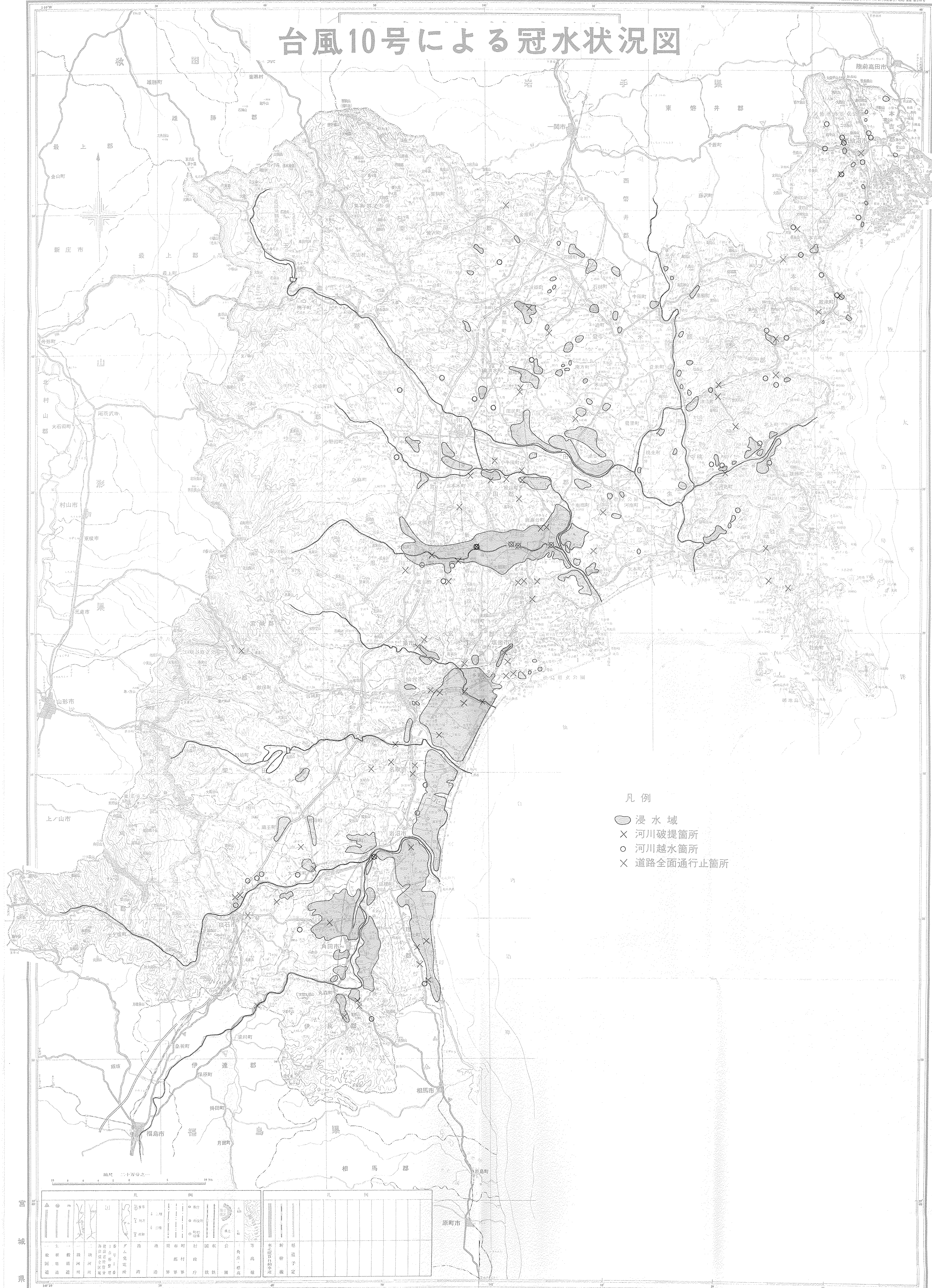
凡例

- 浸水域
- × 河川破堤箇所
- 河川越水箇所
- × 道路全面通行止箇所

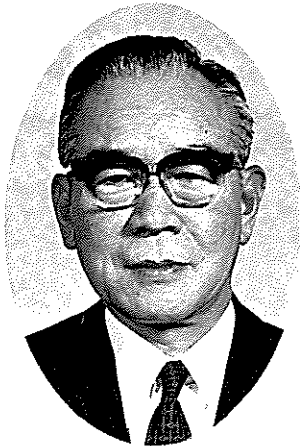
○ 浸水域
× 河川破堤箇所
○ 河川越水箇所
× 道路全面通行止箇所

付録

台風第10号による冠水状況図



はじめに



昭和 61 年 8 月 4 日から 5 日にかけて、宮城県南部から中部にかけて平野部を中心に総降水量が 400 ミリを超す記録的な大雨にみまわれ、死者 5 名負傷者 12 名住家被害 34,094 戸被害総額 1,328 億円を超える大災害をもたらしました。

ここに改めて亡くなられた県民の方々の御霊に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心から御見舞を申し上げます。

この災害で鹿島台町など壊滅的な被害を受けた市町村もありましたが、災害発生と同時に天皇、皇后陛下からの御見舞をはじめ、国等の防災関係機関や全国各地の一般の方々、また遠くは海外の方々からまで、暖い救援の手をさしのべられ、御協力をいただきましたことは、私達県民に力強い励ましと復興への勇気を与えてくれました。

お寄せいただきました御厚情に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

今後は、一日も早い復興に全力を傾け、二度とこのような大災害を招来することのないよう県民生活や生産活動と自然との調和のとれた住みよい県土づくりに県民の総力をあげて努力してまいりたいと存じます。

今回の災害におきましては、死者のあった山地崩壊、一級河川の破堤氾濫、耕地の大規模な冠水、内水氾濫による都市機能のまひ等が発生しており、急傾斜地崩壊対策、気象情報や災害状況等情報の収集伝達体制、住民の避難体制、都市排水対策等に多くの尊い教訓を残しています。

本書は、これらの災害の概況を永く記録にとどめ、今後の防災対策の一助とするため、被害状況、各種災害対策等の概要をとりまとめたものです。この記録が、内容その他、不十分な点も多いかと思いますが、今後姉妹集である「台風第 10 号大雨洪水写真集」と併せ、大雨洪水災害対策を行うに對し、よき資料となれば幸いです。

終りに本書刊行に当たり、原稿や資料の作成など、東北大学、仙台管区気象台、自

衛隊，県警察本部，市町村，消防機関，各種民間団体等多くの関係機関の方々に御協力いただきました。

ここに改めて厚くお礼申し上げます。

昭和 62 年 3 月

宮城県知事

山本 壮一郎



② 角田市の冠水状況（建設省東北地方建設局仙台工事事務所提供）



③ 仙台市東部の冠水状況（建設省東北地方建設局仙台工事事務所提供）



④ 鹿島台町中心部の浸水状況（建設省東北地方建設局北上川下流工事事務所提供）



⑤ 鶴田川堤防上から見た氾濫水の流れ（鹿島台町）



⑥ 氾濫流の中での救出活動を見守る住民
(鹿島台町)



⑦ 粕川堤防から救出される川前地区の住民
(鹿島台町)

⑧ 懸命の救出活動で救助された児童
(鹿島台町)





9 夜を徹しての救助活動（多賀城市）



10 国道45号線苦竹インター付近の冠水状況（仙台市）



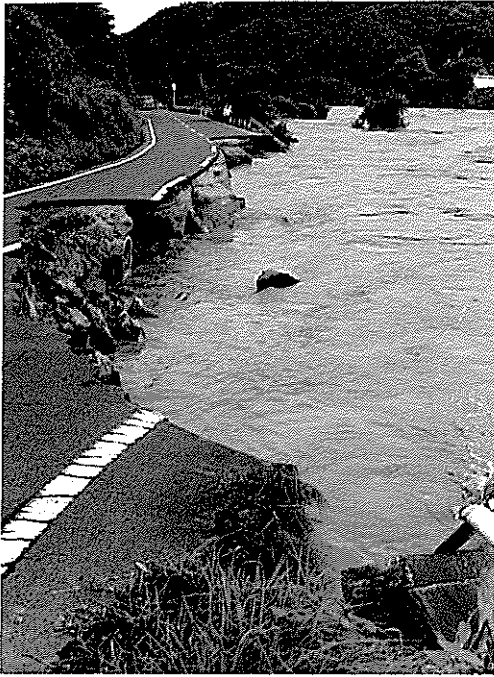
⑪ ボートで救助される人々
(仙台市扇町)



⑫ 卸商団地内にある卸会社事務室の冠水状況 (仙台市)



⑬ 仙台市鷺ヶ森二丁目の
ガケ下の住宅に流れ込
んだ土砂



⑭ 濁流にえぐられた国道349号線
(丸森)



女川町大石原の土砂流 ⑮



⑯ 死者3名を出した村田町の土砂崩れ



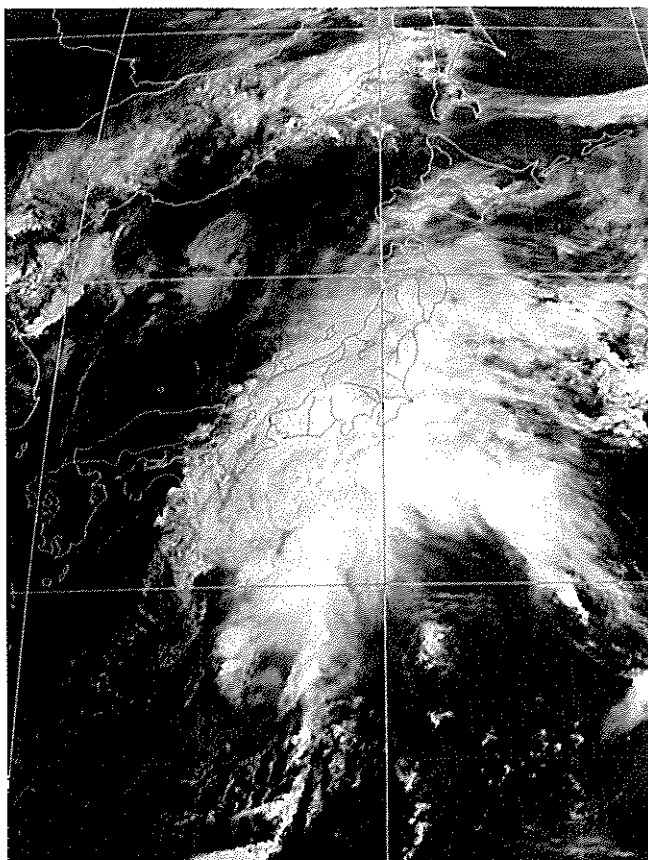
17 自衛隊・消防団一体となった水防活動（角田市佐倉）



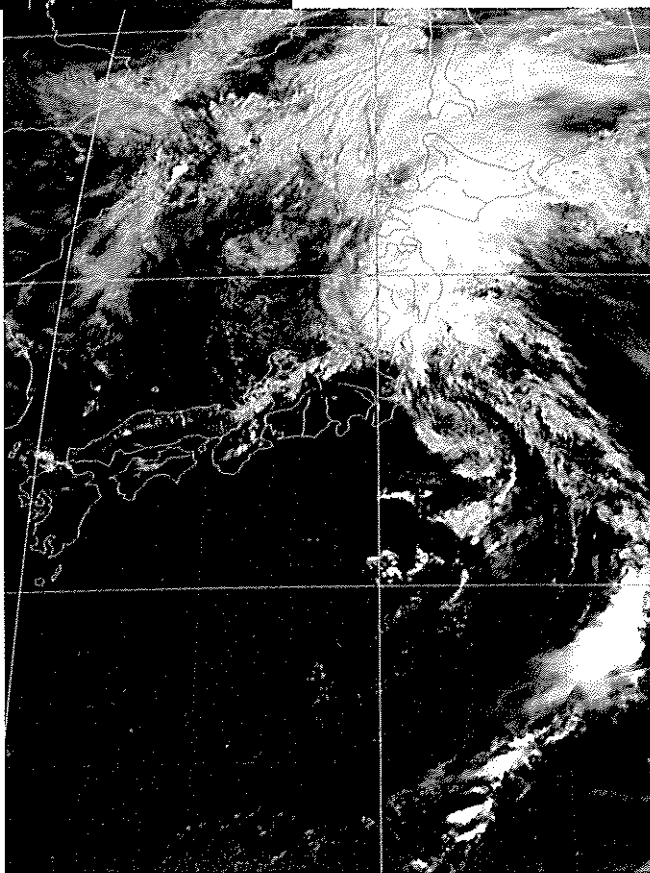
18 松島町内浦地区の排水作業



19 鹿島台町の被災住民を激励する山本知事



気象衛星「ひまわり」から撮影した台風10号
61年8月4日9時(可視画像)



台風第10号から変った温帯低気圧
昭和61年8月5日9時(可視画像)

目 次

◇はじめに

◇巻頭写真集

第1章 気象の状況

1 気象概況	1
2 降雨状況	2
3 降雨の特徴	9
4 警報・注意報・情報の発表状況	11

第2章 被害の状況

1 被害の概要	14
2 人的被害	15
3 住家・被住家被害	15
4 生活関連施設の被害	16
(1) 交通関係	16
(2) 水道関係	18
(3) 電力関係	19
(4) 電話関係	20
5 農林水産業関係の被害	20
(1) 農業関係	20
(2) 林業関係	22
(3) 水産関係	23
6 土木関係の被害	24
(1) 河川関係	24
(2) 道路・橋梁関係	25
(3) 崖崩れ等砂防施設関係	26
(4) 港湾施設関係	27
(5) 都市施設関係	27
(6) 公営住宅関係	28

7 商工業関係の被害	30
8 社会福祉・医療衛生関係の被害	31
(1) 社会福祉関係	31
(2) 医療衛生関係	31
9 文教関係の被害	32
(1) 公立学校施設等	32
(2) 社会教育施設等	32
10 その他の被害	33
(1) 工業用水道関係	34
(2) 交通安全施設関係	34

第3章 初動態勢及び救助活動

1 県の対応	35
(1) 警戒本部及び災害対策本部	35
(2) 水防本部	38
(3) 災害警備本部	42
(4) 災害対策本部古川地方支部現地対策室の設置	42
2 市町村の対応	43
(1) 災害対策本部	43
(2) 避難指示等	44
3 救助活動	49
(1) 自衛隊の活動	49
(2) 警察の活動	51
(3) 消防の活動	52

第4章 災害応急対策

1 県の対応	60
(1) 災害救助法の適用	60
(2) 県内応援体制	62
(3) 医療及び防疫活動	65
(4) 各種相談窓口の設置	67

(5) 義援金及び救援物資	69
(6) 県税・社会保険料等の特別措置	71
(7) 生活環境対策	73
(8) 被災農地並びに営農指導等の対策	74
(9) 被災林地対策	77
(10) 被災水産施設対策	78
(11) 被災公共土木施設対策	78
(12) 被災児童対策	80
(13) その他の応急対策	80
2 県議会の対応	81
(1) 全員協議会の開催	81
(2) 委員会活動	81
(3) 本会議の開催	82
(4) 感謝決議	83
3 国の対応	83
政府・国会等の現地調査	83
4 防災関係機関の対応	84
(1) 日本赤十字社宮城県支部の活動	84
(2) 東北電力(株)宮城支店の活動	87
(3) 日本電信電話(株)宮城支社の活動	88
(4) 社団法人宮城県トラック協会の活動	88

第5章 災害復旧対策

1. 要望活動	90
(1) 政府及び国会に対する要望活動	90
(2) 県に対する要望等	91
2. 災害復旧対策本部の設置	96
3. 激甚災害指定等	99
(1) 激甚災害の指定	99
(2) 天災融資法の適用	102
4. 災害復旧予算	103

5. 復旧資金の融資・貸付	
(1) 民生関係資金	105
(2) 住宅関係資金	109
(3) 中小企業関係資金	110
(4) 農業関係資金	112
(5) 水産関係資金	114
(6) その他の復旧資金	116
6. 施設等の復旧	118
(1) 生活福祉部関係	118
(2) 保健環境部関係	119
(3) 農政部関係	120
(4) 水産林業部関係	122
(5) 土木部関係	123
(6) 教育庁関係	132
(7) 企業局関係	133

第6章 広報活動等

1 広報活動	134
(1) 新聞紙面購入による広報	134
(2) 県政テレビ・ラジオ番組による広報	135
(3) 「みやぎ県政だより」による広報	135
2. 功労者に対する感謝状並びに感謝のことばの贈呈	136
3. 礼状の発送	139

第7章 大雨洪水災害の課題

1 総合的な治水対策の推進	140
2 都市水害対策の強化	141
3 気象情報収集体制の整備	141
4 災害情報伝達体制の整備	142
5 災害情報収集体制の確立	143

◇特 別 寄 稿（東北大学 教授 首藤伸夫）	144
（仙台管区気象台 業務課長 池田 学）	152
◇資 料 編	
1 災害日誌（ドキュメント）	165
・ 2 昭和 61 年台風第 10 号大雨洪水被害総括表	169
3 昭和 22 年以降の県内の風水害等の記録	186
◇台風第 10 号による県内冠水等状況図	付録

第1章 気象の状況

1 気象概況

7月29日21時、フィリピン東方海上に発生した弱い熱帯低気圧が8月1日3時にルソン島東方海上で台風第10号となった。その後台風は発達しながら北東に進み、沖大東島の南を通過して4日6時には台風の北東側にあった弱い熱帯低気圧に勢力を移し、速度を速めた。中心気圧も985mbの大型で並みの勢力を保ち続けた。4日12時には、潮岬の南、約420kmに達して向きを北北東に変え、4

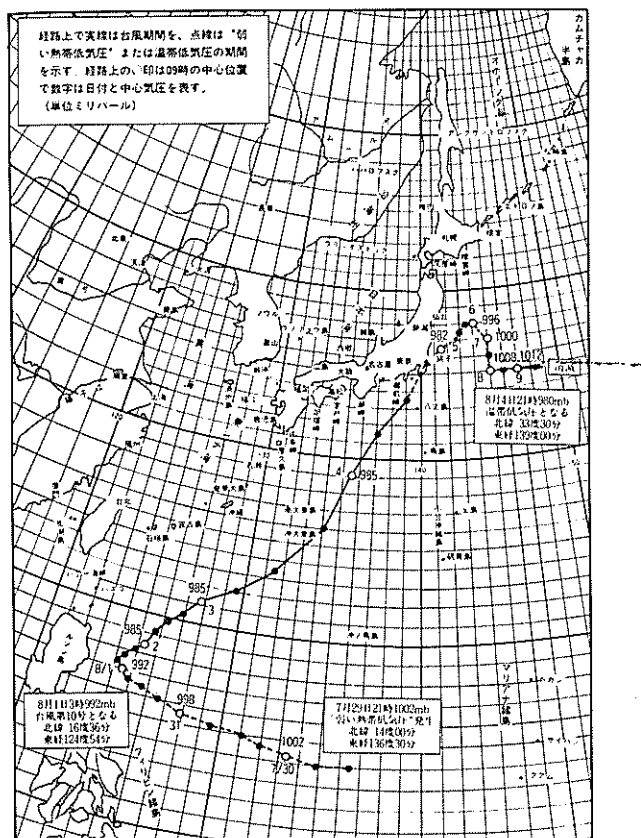


図1-1 昭和61年台風第10号の経路図
(気象庁予報部資料)

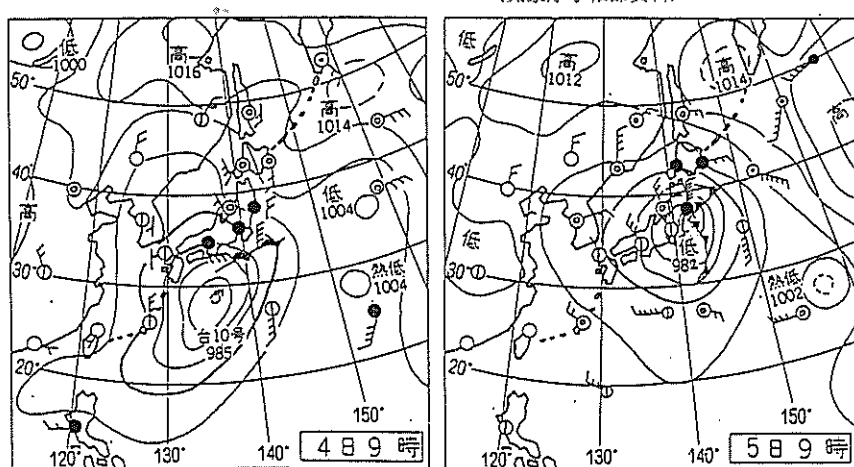


図1-2 地上天気図(昭和61年8月4日9時及び8月5日9時)(気象庁予報部資料)

日 21 時には石廊崎の南約 120 km の海上で温帯低気圧 (980 mb) に変わった。

この低気圧は、多少勢力を弱めて房総半島に上陸し、5 日 3 時には銚子の西約 40 km に進み、千島付近に中心をもつ冷涼な高気圧の影響を受けて速度がきわめて遅くなり、5 日 21 時には金華山の南東約 130 km に達した。6 日朝には三陸沖に進んでほとんど停滞気味となり、次第に弱まった。

2 降雨の状況

降雨は 8 月 4 日 6 時から 5 日 24 時まで続き、その総降水量は太平洋側を中心に多くなっており、特に宮城県、福島県では 400 mm 前後の記録的な降水量となった。

宮城県では、4 日午前 7 時すぎから南部から雨が降り始め、仙台、亶理などの平野部で 400 mm を超え、5 日 20 時には降りやんだ。

主な地点の 3 時間ごとの降雨状況は、次のとおりである。

8 月 4 日 6 時～9 時：7 時すぎに白石、亶理などで雨が降り始め、9 時までに鹿島台、石巻、塩釜でも降雨が観測された。

8 月 4 日 9 時～12 時：雨域は沿岸部全域に広がり、仙台で 1 時間降水量

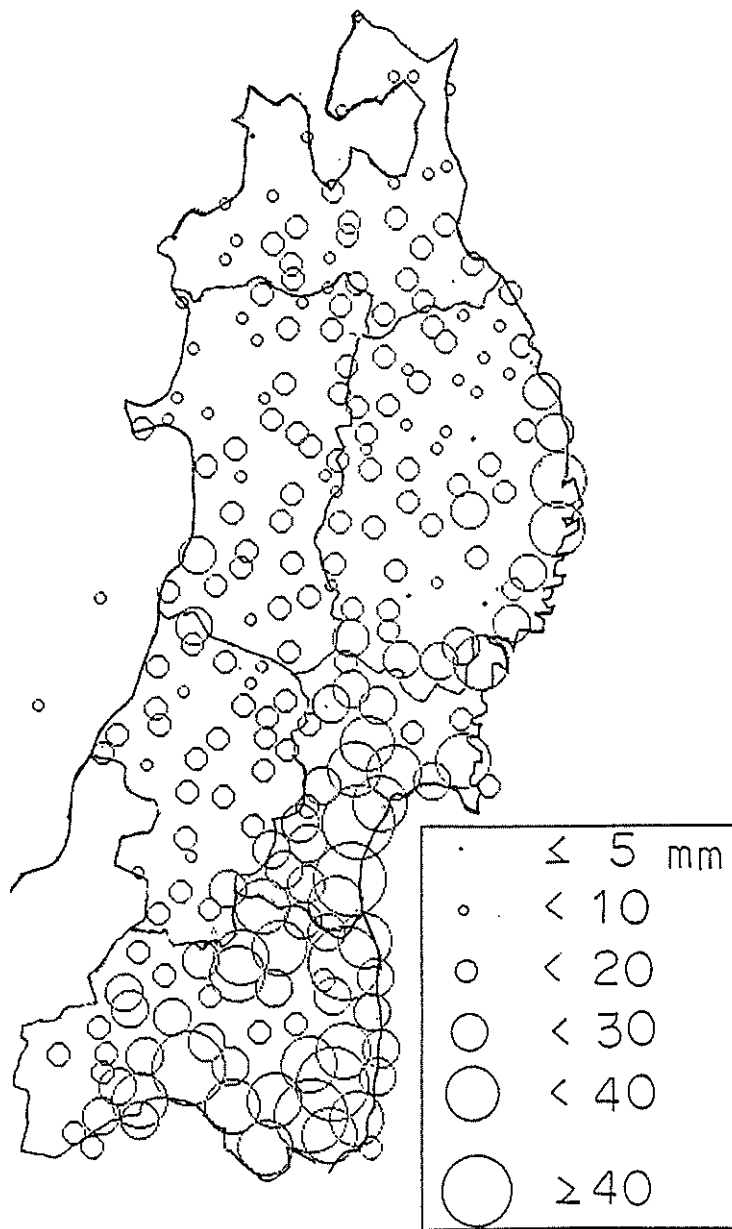


図 1-3 最大 1 時間降水量分布図 〈仙台管区気象台資料〉

19 mm の雨を観測したほか、白石、亶理、丸森、泉ヶ岳（泉市）で 12～15 mm の強い雨となった。

8 月 4 日 12 時～15 時：県内全域で雨が観測され、大衡、鷹巣山（秋保町）、川崎で 2 時間連続して 10 mm を超える雨となった。

8 月 4 日 15 時～18 時：雨は一時小康状態となり、各地点とも 7 mm 未満の降雨となった。

8 月 4 日 18 時～21 時：強雨域は南部で、不忘山（白石市）、白石で 1 時間 12～13 mm の雨となった。

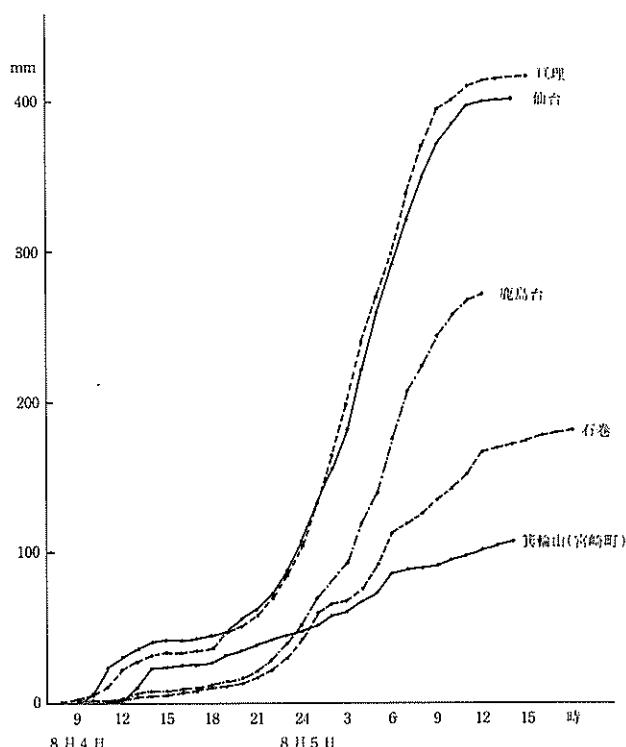


図 1-4 主要地点の積算降水量

8 月 4 日 21 時～5 日 0 時：北部を除いて 3 時間連続で 1 時間 10 mm を超える強い雨となり、特に不忘山では 3 時間雨量で 55 mm を観測し、泉ヶ岳、鷹巣山、仙台、川崎、亶理で 40 mm を超えた。

なお、8 月 4 日の日雨量は不忘山の 140 mm を最高に仙台、白石など 7 地点で 100 mm を超える雨量を観測した。

8 月 5 日 0 時～3 時：強雨域は北部山沿いを除きほぼ県内全域となり、これらの地点では 3 時間連続して 1 時間 10 mm を超える雨となった。特に亶理、仙台では、3 時間連続で 20 mm を超える強い雨となり、3 時間雨量でも、それぞれ 96 mm、74 mm を記録した。

8 月 5 日 3 時～6 時：強雨域は県内全域となった。特に仙台、塩釜では 3 時間連続で 1 時間 30 mm を超える雨量を記録したほか、亶理、鹿島台など 4 地点で 20 mm を超える強い雨となり、3 時間雨量でも仙台、亶理で 110 mm を観測した。また、亶理では、3 時から 4 時までの 1 時間に今回の雨の降水量としては最高の 42 mm を記録した。

8 月 5 日 6 時～9 時：平野部で引き続き強い雨となり、仙台、塩釜、亶理、気仙沼で 3 時間連続 20 mm を超える雨量を記録したほか、雄勝、鹿島台など 7 地点で 3 時間連続 10 mm

を超える雨となった。特に、仙台、亶理では、1時間20mm以上の雨が9時間も続き、塩釜では1時間30mm以上の雨が5時間続いた。

8月5日9時～12時：強雨域は北に移動し、雄勝、気仙沼など4地点で3時間連続10mmを超える雨となった。特に雄勝では1時間30mmの強い雨が観測された。

8月5日12時～15時：県南部や平野部では雨はやんだが、気仙沼では1時間に20mmの雨が降り、雄勝でも10mm前後の雨が観測された。なお、鹿島台の観測所では吉田川の堤防破堤により冠水し、8月5日12時から観測不能となった。

8月5日15時～18時：気仙沼などで1mm～5mmの雨が降っていたが、18時までに雄勝を除いて雨はあがった。

8月5日18時～21時：20時に雄勝で雨がやんだのを最後に県内全域で雨があがった。

なお、8月5日の日雨量は亶理の314mmを最高に塩釜302mm、仙台295mmを記録し、箕輪山（宮崎町）を除く全地点（鹿島台、志津川については観測不能）で100mmを超える雨量を観測した。

また、8月4日、5日の総降水量は亶理で416mm、仙台402mmのほか、塩釜、不忘山、泉ヶ岳、雄勝で300mmを超えた。

今回の雨の猛威は過去の記録からもうかがえる。仙台を例にとってみると、日降水量は

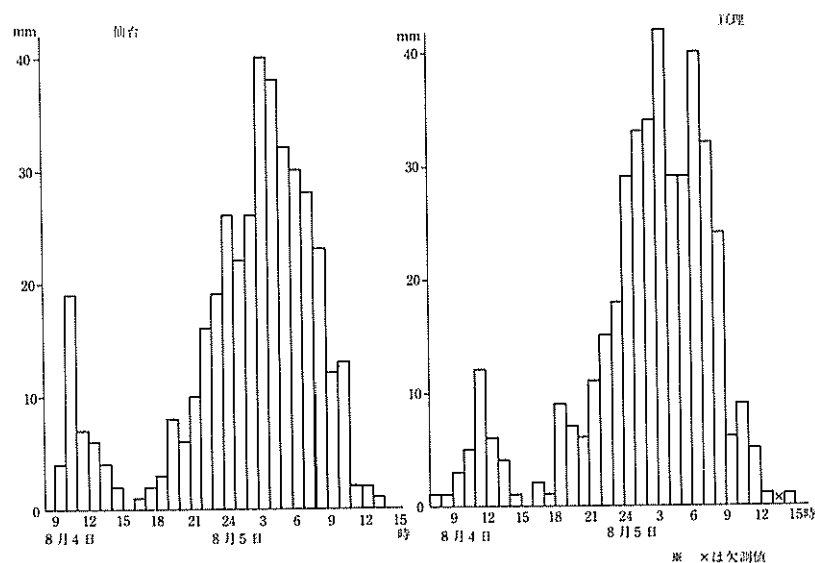


図 1-5 主要地点の毎時降水量

296 mm となっており、8 月としては昭和 39 年の台風 14 号の際の 127.8 mm を 2 倍以上更新し、観測史上最高となったほか、年間を通じて、昭和 23 年のアイオン台風の際の 328.5 mm に次ぐ記録となった。また任意の 24 時間降水量では、8 月 4 日 10 時から 5 日 10 時までに 381 mm となり、前述のアイオン台風の際の 350.9 mm を更新して文字通り記録的な大雨となった。

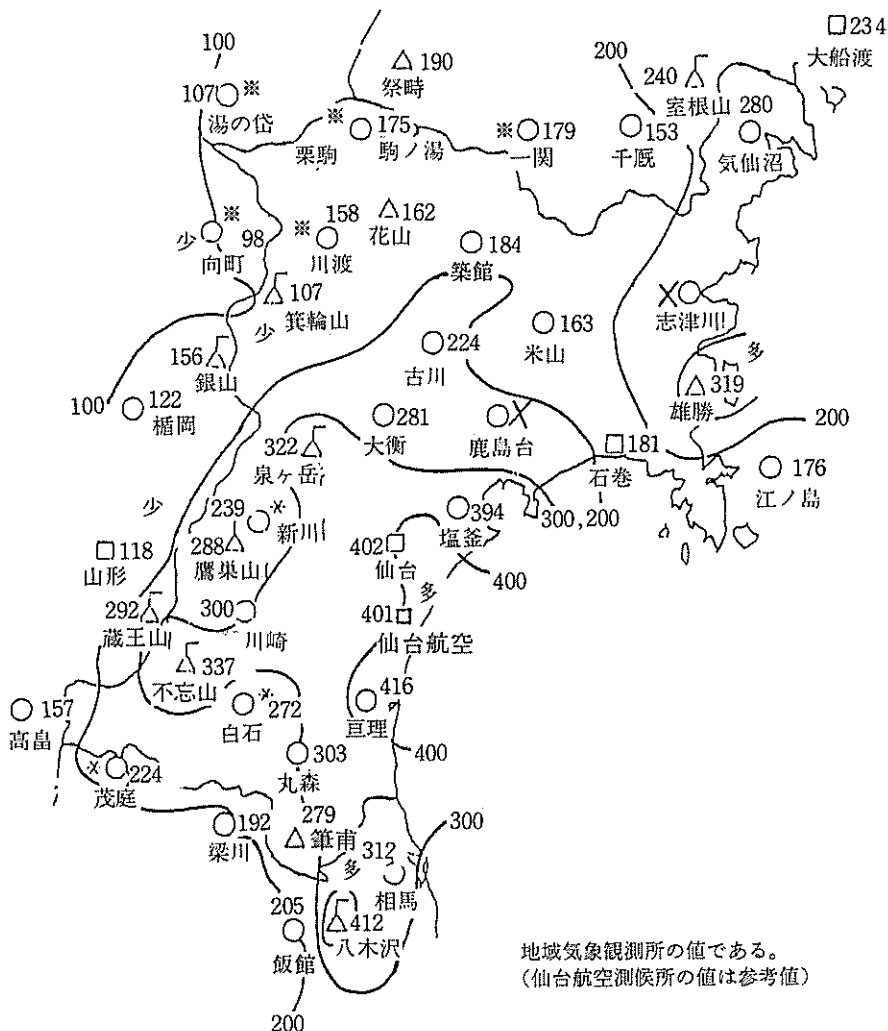


図 1-6 降水量の分布図〈仙台管区気象台資料〉
(4 日～5 日の 2 日間合計：単位 mm)

表 1-1-(1) 宮城県内観測所の降水量調〈仙台管区気象台発表〉

8月4日

時刻 観測 地点名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	日雨量
駒ノ湯														10	7	1	1	2	4	6	7	5	5	6	54
気仙沼												1	2	1	1	1	1	1	3	6	6	3	6	5	37
川渡										1			6	5	1		2	1	2	5	4	4	4	5	40
花山											1		7	4	1		2	2	2	4	3	3	4	7	40
築館													3	2		1	1	1	2	4	3	3	4	7	31
筑駒山												1	9	13	1	1		2	4	4	4	3	3	3	48
米山									1	1			2			1	1	1	3	2	3	4	3	9	31
志津川												3	1	1		1	1	3	1	2	3	3		8	27
古川										1			7	4		1	1	1	3	3	3	4	8	7	43
雄勝									1	1	1	2	2		1	2	2	2	2	9	9	7	11	18	70
泉ヶ岳											8	13	8	11	5	2	3	5	9	9	10	11	16	15	125
大衡										1		4	11	※16	2	1	1	2	3	4	4	6	10	9	74
鹿島台									2			1	4	1		1	1	2	2	2	5	7	12	12	52
石巻									1	1		1	1		1	2	1	2	1	2	4	5	8	13	43
新川											4	3	11	9	2	3	3	4	3	9	9	12	12	9	93
塩釜									※3		1	8	※14	2	1	1	1	2	3	10	8	8	15	15	92
江ノ島									1	1	1	2			1	3	2	2	1	5	5	12	14	17	67
鷹巣山										※4	4	5	11	13	3	3	※8	6	5	6	10	12	15	13	118
仙台										※4	※19	7	6	4	2		1	2	3	8	6	10	16	19	107
川崎										3	5	4	11	10	4	2	2	3	5	7	8	12	13	16	105
不忘山								※1		1	2	7	7	7	※13	※6	5	6	7	※11	※12	※18	※17	※20	※140
白石								※1		1	3	13	4	5	3	1	4	6	※13	9	8	15	11	11	108
亘理								※1	1	3	5	12	6	4	1		2	1	9	7	6	11	15	18	102
丸森									1	3	2	※15	1	4	1		2	2	5	7	3	8	9	10	73
筆甫								※1	1	2	5	4	4	6	6	1	5	※7	10	8	6	10	11	9	96

※ ※は各時刻での最大値、×は欠測値

表 1-1-(2) 宮城県内観測所の降水量調 <仙台管区気象台発表>

8月5日

時刻 観測 地点名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	日雨量	8/4 ～ 8/5 総雨量	
駒ノ湯	4	7	7	9	12	15	19	10	3	5	7	11	6	3	2	1										121	175
気仙沼	12	14	7	8	14	13	20	20	* 38	27	15	10	6	* 20	* 14	* 5										243	280
川 渡	7	10	5	12	13	20	12	2	3	6	14	9	2	3												118	158
花 山	5	6	7	11	14	22	17	6	5	5	8	10	5		1											122	162
栗 畑	6	7	8	12	16	16	27	11	11	5	4	* 16	* 9	1	2	2										153	184
箕輪山	4	6	3	6	6	13	3	1	1	4	3	3	4	2												59	107
米 山	9	6	1	7	11	15	18	2	12	17	12	9	3	3	3	3	1									132	183
志津川	17	12	3	4		2					×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
古 川	9	10	11	26	17	30	29	12	14	8	8	3	2	1			1									181	224
雄 勝	20	11	11	6	18	23	21	18	26	* 30	12	14	* 9	8	6	3	* 3	* 2	* 1	* 4				* 1		219	319
泉ヶ岳	14	18	15	22	20	21	5	10	17	29	13	6	6	1												197	322
大 街	13	19	13	26	16	32	14	9	12	15	* 20	12	1	1	1											207	281
鹿島台	17	12	12	27	20	* 34	33	16	21	13	11	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
石 巻	17	5	2	8	16	21	8	7	9	7	10	15	2	3	2	3	2									138	181
新 川	13	13	13	17	17	14	5	12	18	16	2	4	2													146	239
塩 釜	23	24	16	37	36	31	35	* 32	28	17	* 20	1		1	1											302	394
江ノ島	12	10	3	3	15	16	5	12	3	4	2	3	8	5	4	3	1									109	176
鷹巣山	17	18	19	19	21	14	9	15	16	14	3	3	2													170	288
仙 台	26	22	26	40	* 38	32	36	28	23	12	13	2	2	1												295	402
川 崎	15	17	23	24	25	16	11	19	23	14	4	2	2													195	300
不忘山	20	17	27	27	20	17	29	26	16	8	2	3														197	337
白 石	13	12	19	27	21	9	10	27	19	5	7	4														164	272
亘 理	* 29	* 33	* 34	* 42	29	23	* 40	* 32	24	6	9	5	1	×	1											* 314	* 416
丸 森	19	19	* 34	36	36	23	15	18	11	4	6	8		1												230	303
釜 淵	16	16	25	29	17	11	21	20	8	7	9	3	1													183	279

※ *は各時刻での最大値、×は欠測値

宮城県内観測所所在地一覧表

表 1-2 気 象 官 署

地 名	所 在 地	管理者	備 考
仙 台 石 巻	仙台市五輪一丁目 3-15 石巻市泉町四丁目 1-18	管区气象台 〃	

表 1-3 地域気象観測所

地 名	所 在 地	管理者	備 考
箕 輪 山	田代岳国有林（宮崎町）	管区气象台	無線ロボットテレメーター
泉 ケ 岳	泉市福岡字岳山	〃	〃
鷹 巢 山	馬場岳山国有林（秋保町）	〃	〃
不 忘 山	不忘山国有林（白石市）	〃	〃
駒 ノ 湯	栗原郡栗駒町	〃	テレメーター
気 仙 沼	気仙沼市館山	〃	〃
川 渡	玉造郡鳴子町	〃	〃
築 館	栗原郡築館町	〃	〃
志 津 川	本吉郡志津川町	〃	〃
古 川	古川市	〃	〃
米 山	登米郡米山町	〃	〃
雄 勝	桃生郡雄勝町	〃	〃
大 衡	黒川郡大衡村	〃	〃
鹿 島 台	志田郡鹿島台町	〃	〃
新 川	宮城郡宮城町新川	〃	〃
塩 釜	塩釜市	〃	〃
川 崎	柴田郡川崎町	〃	〃
白 石	白石市	〃	〃
亘 理	亘理郡亘理町	〃	〃
江 ノ 島	牡鹿郡女川町江ノ島	〃	〃
丸 森	伊具郡丸森町	〃	〃
花 山	栗原郡花山村	〃	〃
筆 甫	伊具郡丸森町筆甫	〃	〃

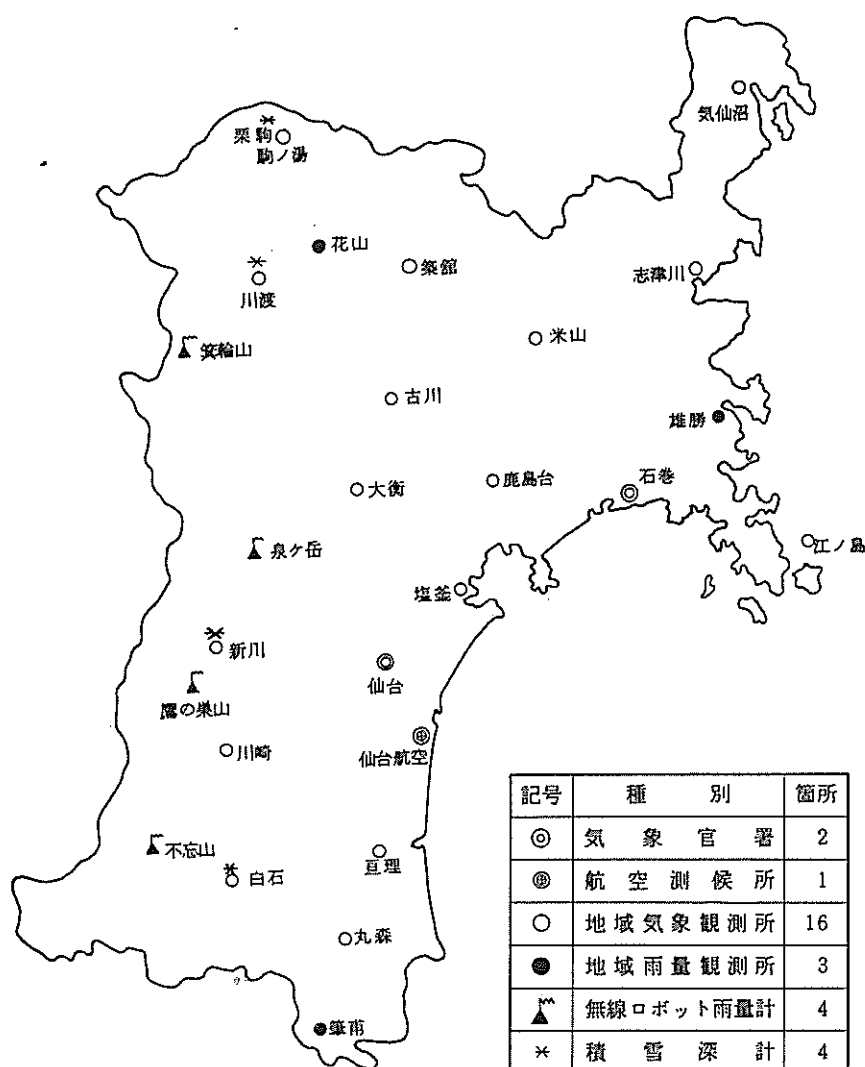


図 1-7 宮城県気象観測所配置図.
(昭和 62 年 1 月 1 日現在)

3 降雨の特徴

一般に台風型の雨は、東北地方では、奥羽山系にたたきつける形で降ることが多く、山間部で大量の雨を降らせるが、今回は、この形と逆で、山間部に比較的少なく、里に多い“里

雨型”であったといえる。

また、今回の大雨の原因としては、この低気圧は台風から変わっても、比較的強い勢力を保ち、オホーツク海高気圧からの冷湿な空気の流入によって前線活動が活発化したことや、このオホーツク海高気圧に進路をはばまれ、低気圧の速度が減速したため、強雨の継続時間が長くなったこと、低気圧の経路が東東南部に接近していたことなどによるものと考えられる。

なお、今回の大雨が「何年に一度の雨か」という再現期間を仙台管区気象台で日降水量を対象に推定したところ、仙台においては、日降水量で40年に一度、2日間降水量では80年に一度という結果となった。

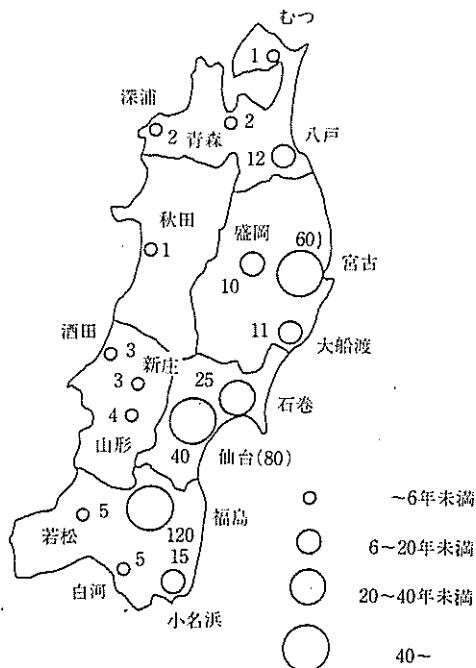


図1-8 日降水量の再現期間(年)<仙台管区気象台資料>
8月4日または5日の日降水量についての再現期間、仙台(80)は4日～5日の2日間降水量についての再現期間

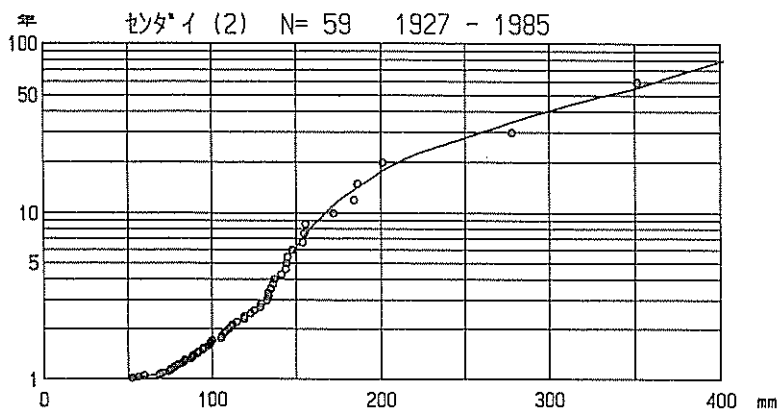


図1-9 再現期間曲線(仙台)<仙台管区気象台資料>
地上気象観測統計指針では、観測以来の最大値の再現期間を求めないことになっているが、ここでは参考のため敢えて再現期間を推定した。

4 警報・注意報・情報の発表状況

(1) 気象予警報等の発表状況

8月4日10時45分に大雨、洪水注意報が発表され、4日20時40分に警報に切替えられた。その後、5日10時50分には波浪警報が追加された。

また、気象情報は、4日11時15分に第1号が発表されて以来、5日16時45分の第8号まで東北地方の情報が8回、宮城県の情報が2回、仙台管区气象台から発表された。

表 1-4 気象予警報等の発表状況

発表日時分	予 警 報 等 の 種 類	解除等日時分
4日10時45分	大雨、洪水、雷雨」強風・濃霧（沿岸の海域）、波浪注意報	切 替
4日11時15分	台風10号と大雨に関する情報第1号	—
4日14時20分	強風」大雨、洪水、雷雨、濃霧（沿岸の海域）、波浪注意報	切 替
4日14時45分	大雨に関する情報第1号（宮城県）	—
4日16時20分	台風10号と大雨に関する情報第2号	—
4日19時10分	台風10号と大雨に関する情報第3号	—
4日20時40分	大雨、洪水警報」強風、雷雨、濃霧（沿岸の海域）、波浪注意報	切 替
4日22時45分	台風10号と大雨に関する情報第4号	—
5日 0時00分	大雨、洪水警報、強風、濃霧（沿岸の海域）、波浪注意報	内容更新
5日 4時45分	大雨、洪水警報、強風、濃霧（沿岸の海域）、波浪注意報	切 替
5日 6時30分	大雨に関する情報第5号	—
5日 8時00分	大雨に関する情報第2号（宮城県）	—
5日 9時50分	大雨に関する情報第6号	—
5日10時50分	波浪警報」大雨、洪水警報、強風、濃霧（沿岸の海域）注意報	切 替
5日12時50分	大雨に関する情報第7号	—
5日13時40分	大雨注意報」波浪、洪水警報、強風、濃霧（沿岸の海域）注意報	切 替
5日16時45分	大雨に関する情報第8号	—
5日19時10分	強風（沿岸の海域）注意報」波浪、洪水警報、濃霧（沿岸の海域）注意報	切 替
6日 4時30分	波浪注意報」洪水警報、強風・濃霧（沿岸の海域）注意報	切 替
6日15時00分	洪水（平野北部）」波浪、強風（沿岸の海域）注意報	切 替
6日17時40分	洪水（平野北部）注意報	7日7時45分

表 1-5 気象予警報等の発表基準

種 類	発 表 基 準
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24 時間 地点雨量 140 mm 以上 3 時間 地点雨量 60 mm 以上 ただし総雨量が 100 mm 以上 1 時間 地点雨量 40 mm 以上 ただし総雨量が 100 mm 以上 のいずれかになると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24 時間 地点雨量 140 mm 以上 3 時間 地点雨量 60 mm 以上 ただし総雨量が 100 mm 以上 1 時間 地点雨量 40 mm 以上 ただし総雨量が 100 mm 以上 のいずれかになると予想される場合
波浪警報	風浪、ウネリ等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され具体的には次の条件に該当する場合 有義波高が 6 m 以上になると予想される場合

(2) 指定河川に対する洪水注意報・警報・情報の発表状況

気象業務法及び水防法に基づき仙台管区气象台と東北地方建設局が共同発表するもので、本県では阿武隈川下流と北上川下流が指定河川となっている。

阿武隈川下流では 5 日 4 時 30 分に注意報が発表され、5 日 6 時 30 分に警報に切替えられた。その後、3 回の情報が発表された後、6 日 14 時 10 分に解除された。

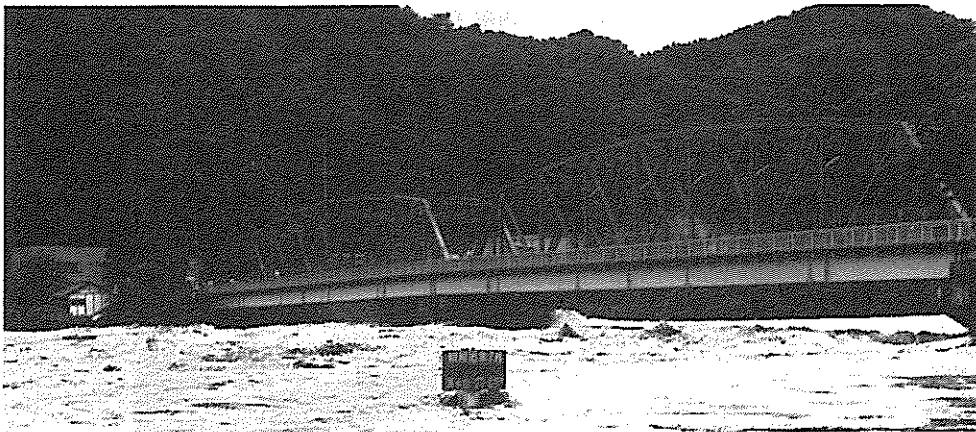
また北上川下流については警報は発表されなかったものの、5 日 19 時 30 分に注意報が発表され、2 回の情報をはさんで 7 日 7 時 30 分に解除された。

表 1-6 指定河川洪水予報、情報の発表状況

阿武隈川下流		北上川下流	
8 月 5 日 4 時 30 分	洪水注意報	8 月 5 日 19 時 30 分	洪水注意報
5 日 6 時 30 分	洪水警報	6 日 11 時 40 分	洪水情報第 1 号
5 日 9 時 30 分	洪水情報第 1 号	6 日 18 時 50 分	洪水情報第 2 号
5 日 14 時 40 分	洪水情報第 2 号	7 日 7 時 30 分	洪水注意報解除
5 日 22 時 30 分	洪水情報第 3 号		
6 日 7 時 30 分	洪水注意報		
6 日 14 時 10 分	洪水注意報解除		

表 1-7 指定河川洪水予報，情報発表基準

種 類	内 容
北上川下流 洪水注意報 阿武隈川下流 洪水注意報	当該河川が警戒水位を突破するおそれがあるとき又は警戒水位を超えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合にその旨を注意して発表する予報
北上川下流 洪水警報 阿武隈川下流 洪水警報	当該河川が破堤はんらん等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報
北上川下流 洪水情報 阿武隈川下流 洪水情報	当該河川についての注意報・警報以外の洪水に関する情報（警報の補足説明）



最高水位に迫る阿武隈川（丸森町）

第2章 被害の状況

1 被害の概要

平野部を中心とした大雨のため、大小の河川は短時間で増水し、低地での越水や破堤、堤防欠壊等が生じ、住家や事務所、倉庫等の床上、床下浸水や農作物の冠水及び道路交通網の遮断等を引き起こし、また、各所で崖崩れや山崩れが発生し、尊い人命を奪うなど甚大な被害をもたらした（別図一吉田川、阿武隈川流域浸水図参照）。

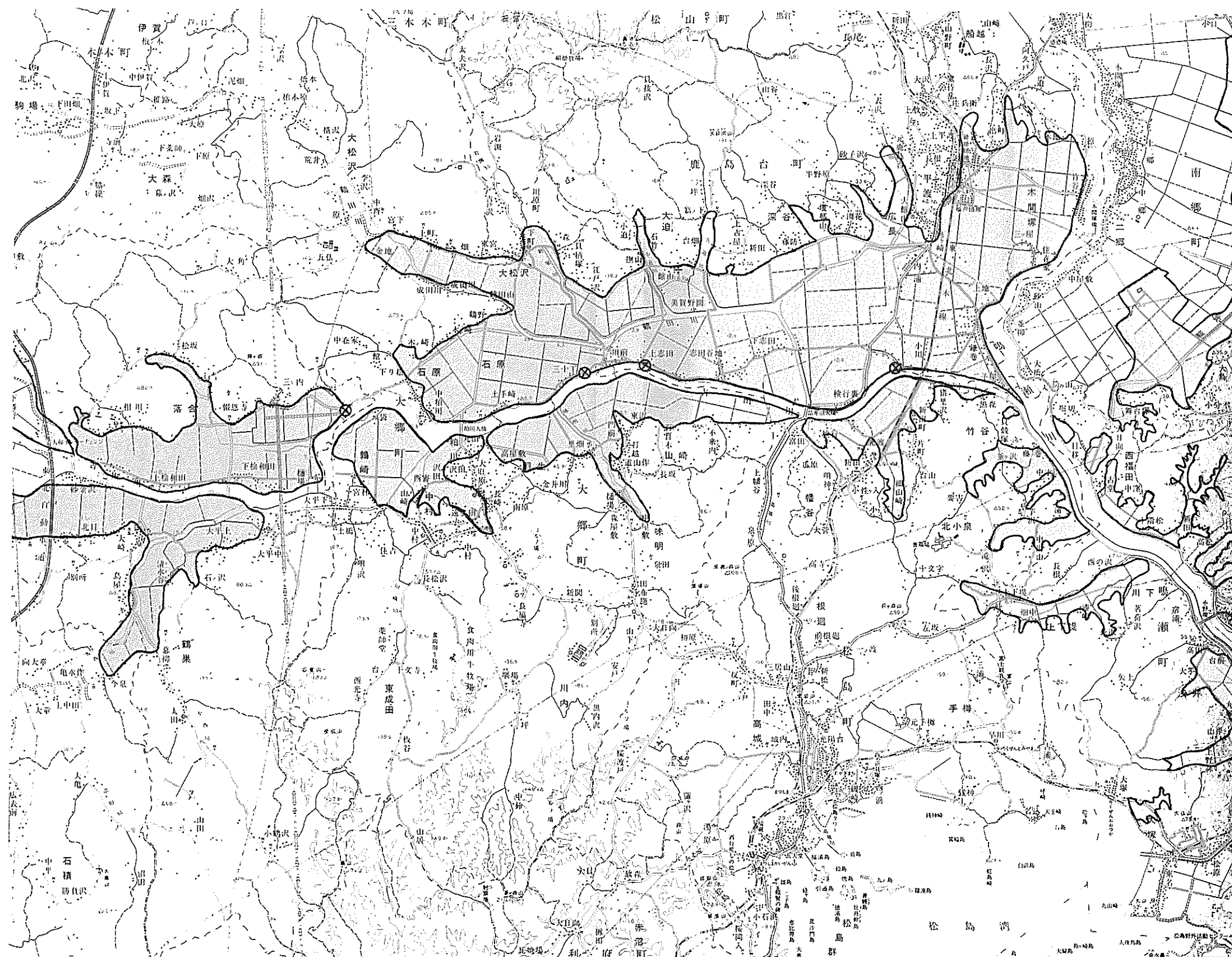
特に一級河川鳴瀬川水系吉田川の破堤（4か所）により鹿島台町の約半分が水没し、長時間にわたり湛水状態が続いた。このため住家はもとより水稻その他の農作物までも影響を受け、多大な被害を被っている。また、近年になって都市開発が急速に進んだ地域では、雨水が低地へと短時間に流れ込み、加えて都市化による自然貯留能力の低下から、小河川の越水が続出し、工場や事業所、倉庫等が集中している仙台市東部の流通工業団地では機械（OA 機器、電子部品等）、自動車製品等に大きな被害が発生している。

今回の大雨洪水災害は、風水害としては昭和 23 年のアイオン台風以来の大洪水災害であり、人的被害はともかく物的被害はこれに匹敵する規模の災害となった。近年の自然災害の中では、昭和 53 年の宮城県沖地震災害に次ぐ大災害であった。



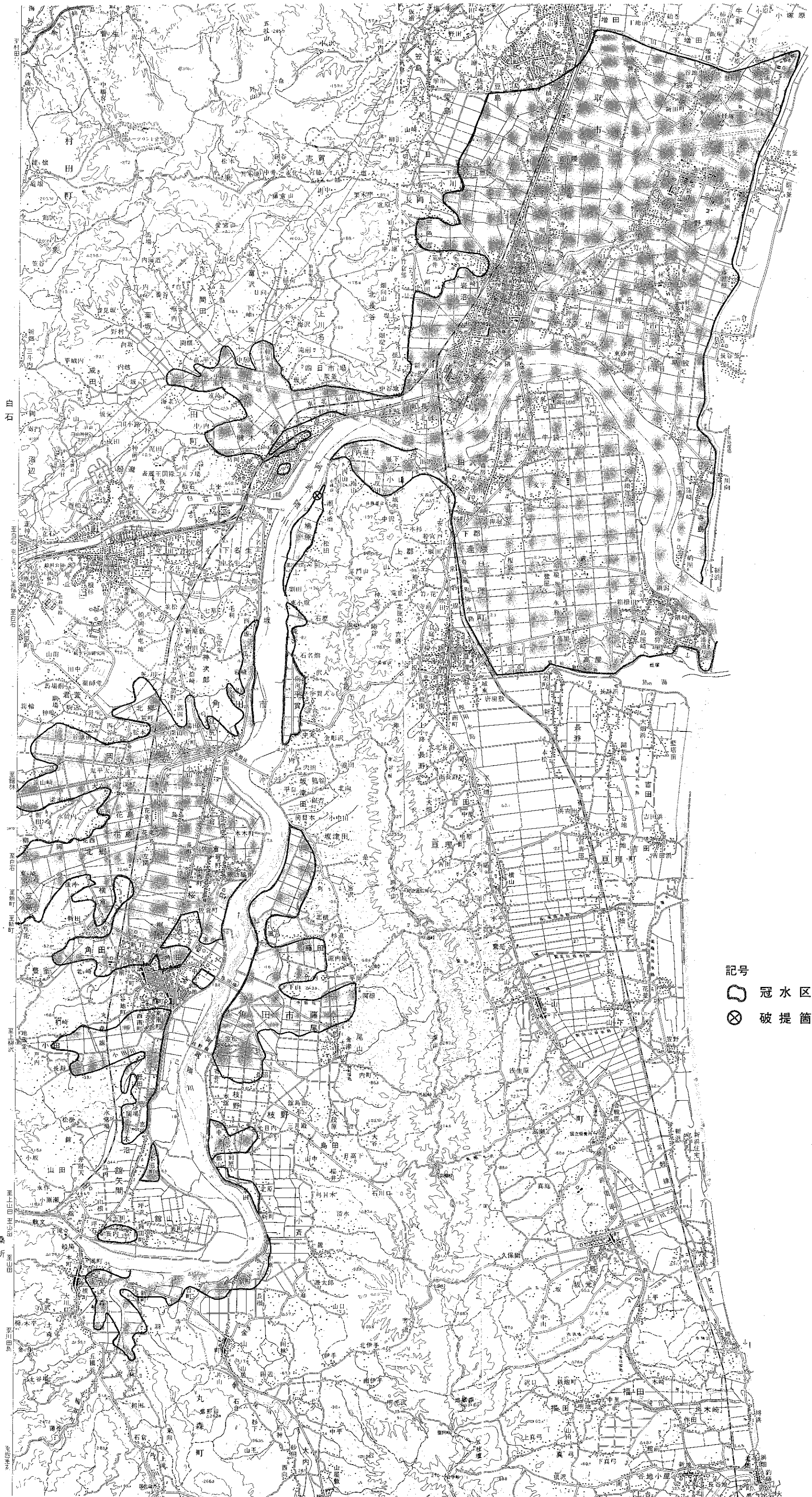
破堤した吉田川から鹿島台町へ流れ込む洪水（陸上自衛隊提供）

吉田川流域浸水図



記号 ○ 冠水区域
⊗ 破堤箇所

阿武隈川流域浸水図



2 人的被害

今回の大雨洪水災害により5名の死者と12名の負傷者（重傷4名，軽傷8名）が出ているが，これは昭和23年のアイオン台風の42名の死者があったことからすると非常に少なく，予警報伝達手段の進歩，避難体制の整備が大いに貢献した結果と思われる。死傷者の大半は逃げるのが困難な，山崩れ，崖崩れが原因のものであった。

特に8月5日早朝に村田町で発生した山崩れにより，一家5名が崩壊した土砂や倒壊した家屋の下敷きとなり，4歳の幼児を含む3名の尊い人命が失われている。また，大潮水と化した鹿島台町においては，親戚への復旧応援作業中，誤って小舟から転落し溺死するという悲しい事故も発生している。

表 2-1 死傷者発生状況

（県警察本部調べ）

発生日時	死傷別	発生場所	性別・年齢	原因
5日 4:30 ころ	重傷	丸森町	女性 65 歳	避難中，用水路に転落
6:30 ころ	死亡	村田町	女性 69 歳	裏山が崩れ土砂に生き埋め
〃	〃	〃	男性 30 歳	〃
〃	〃	〃	男子 4 歳	〃
〃	重傷	〃	男性 63 歳	〃
〃	軽傷	〃	〃 33 歳	〃
7:20 ころ	死亡	丸森町	女性 62 歳	〃
9:00 ころ	軽傷	唐桑町	男性 45 歳	土砂崩れ除去作業中
〃	〃	鳴瀬町	〃 34 歳	〃
9:20 ころ	重傷	仙台市	〃 61 歳	家屋への土砂流入
12:00 ころ	軽傷	気仙沼市	〃 35 歳	浸水した自動車のけん引作業中
〃	〃	岩沼市	〃 51 歳	冠水した道路歩行中転落
14:30 ころ	重傷	岩沼市	〃 29 歳	用水路に転落した子供を救助中
〃	軽傷	亘理町	女性 53 歳	水門の角落し作業中
18:00 ころ	〃	志津川町	〃 59 歳	土砂崩れ発生による転倒
20:20 ころ	〃	鳴瀬町	男性 31 歳	水防活動中
7日 10:18 ころ	死亡	鹿島台町	〃 44 歳	小舟で搬送作業中転落
計			17 名	

3 住家・非住家被害

河川の氾濫，山崩れ，崖崩れにより住家では 34,094 戸が，非住家では 9,563 棟が床上，床下浸水，倒壊等の被害を受け，罹災者は 38,973 人に及んでいる。今回の災害で住家，非住家被害の集中した地域は仙台市，多賀城市，塩釜市，鹿島台町等の平野部であった。

特に吉田川の破堤により町の約半分が水没した鹿島台町では，3,377 総世帯数（昭和 60 年

10月1日の国勢調査)の37.4%1,265世帯が住家被害を受けており、さらに長期間の浸水により全壊、半壊及び一部損壊の被害程度が他市町村に比べ著しく、壊滅的な被害となっている。

住家・非住家被害内訳

住 家			被害額 (千円)	非 住 家			被害額 (千円)
全 壊	68 戸		854,260	公 共 施 設	153 棟		158,434
半 壊	194 戸		1,270,747	そ の 他	9,410 棟		1,976,282
一部損壊	857 戸		3,359,243	計	9,563 棟		2,134,716
床上浸水	10,817 戸		4,746,883				
床下浸水	22,158 戸		1,171,985	罹災世帯数	11,079 世帯		
計	34,094 戸		11,403,118	罹 災 者	38,973 人		



洪水に襲われ全壊した家屋（鹿島台町）

4 生活関連施設の被害

(1) 交通関係

交通関係の被害総額は11億8千2百万円に達し、このうち国鉄が7億9千6百万円で最も多く、阿武隈急行が2億3千万円、仙台市地下鉄が1億5千万円、仙台臨海鉄道が6百万円となっている（被害額は、復旧工事費のみ対象とした。）。

鉄道関係は、線路の冠水や法面崩壊、土砂くずれ等により不通箇所が発生し、5日の始発から一時不通になるなどの被害を受けた。

東北新幹線は、5日の始発から一時不通となったが、午前10時40分に開通した。

国鉄在来線は、5日の始発あるいは増水ピーク時から全線区が一時不通となったが、6日の午後2時15分の東北本線の開通をもって全線区が復旧した。

私鉄の阿武隈急行線は、5日の始発から不通となり、6日から部分開通したが、不通区間はバスによる代行運行を行い通勤通学の足の確保に努め、14日の午後4時30分に全線開通した。また、栗原電鉄線においては5日に冠水のため一部区間不通となったが、当日の午前11時50分開通した。

バス関係については、道路の欠壊、土砂くずれ等により運休が続発し、5日は宮城交通バスの7割、仙台市営バスの2割が運休している。

宮城交通の運行再開には、集中的な被害を受けた鹿島台地区及び仙南地域で2週間から1か月以上の期間を要したが、大部分は6日あるいは7日までの間の道路復旧と同時に運行を再開している。また、仙台市営バスの大部分の路線は6日までには運行されたが、一部の路線は14日に運行再開された。

航空便については、5日に3便が欠航したものの、6日からは全便が運行されている。

東北縦貫自動車道路については、白石インターから仙台南インターの間が不通となったが、5日16時には開通している。

一般道路においては、仙台市や塩釜市、岩沼市、多賀城市等の市街地の路面冠水や路面欠壊により各所で運行不能箇所が続発し、通勤や通学等に大きな影響を与えた。



路面が冠水し通勤通学が困難に（仙台市）

(2) 水道関係

水道関係の被害は40事業所180か所と県下全域に及んでおり、被害総額は3億9千2百万円となっている。特に被害額の大きかったのは柴田町（7千5百万円）、亶理町（7千万円）、鹿島台町（2千6百万円）等である。被災箇所では塩釜市（23か所）がもっとも多く、続いて仙南・仙塩広域水道、名取市、亶理町、鹿島台町が10か所以上の被害を受けた。

被害の内容は、記録的な大雨により土砂崩壊等に伴う配水管の破損、河川の増水等による水管橋の流出等が多かった。これらの被害による断減水は、16事業体、1万戸以上ののぼり、3万7千余人が影響を受けた。しかし、各事業体の必死の復旧努力の結果、災害翌日の6日には、ほとんどのこれら世帯への給水が可能となり、鹿島台町を除いては2～3日間で復旧している。

表 2-2 水道施設の被害状況 (単位：千円)

項 目 事業体名	被 災 状 況						合 計
	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
宮城県(用水供給事業)							
仙南・仙塩広域水道			5,600		24,400		30,000
用水供給事業							
大崎広域水道用水	166		84		3,560		3,810
供給事業							
小計(2事業)	166		5,684		27,960		33,810
市上水道事業							
仙 台 市	1,000		2,000	19,000	4,900	6,600	33,500
塩 竈 市		9,200	7,500	20		3,820	20,540
古 川 市						2,000	2,000
気仙沼市	20,000						20,000
白 石 市						531	531
名 取 市				250		17,200	17,450
角 田 市				5,000		2,354	7,354
多賀城市						800	800
泉 市	600					17,300	17,900
登米広域水道企業団						1,070	1,070
小計(10事業)	21,600	9,200	9,500	24,270	4,900	51,675	121,145
町村上水道事業							
柴 田 町	2,000		600			72,350	74,950
丸 森 町						612	612
亶 理 町						70,500	70,500
山 元 町						3,180	3,180
松 島 町						1,500	1,500
七ヶ浜町						30	30
宮 城 町						22,993	22,993
利 府 町	3,300		6,800			3,000	13,100
大 和 町						4,000	4,000
大 郷 町						1,800	1,800
富 谷 町						60	60
大 衡 村						730	730
小牛田町						765	765
東 和 町						100	100

河 南 町						400	400
鹿島台町		1,478		12,705		12,189	26,372
唐 桑 町	200					700	900
歌 津 町						3,800	3,800
小計(18事業)	5,500	1,478	7,400	12,705		198,709	225,792
上水道合計(28事業)	27,100	10,678	16,900	36,975	4,900	250,384	346,937
市町簡易水道事業							
石巻地方広域水道(企)							
小楢浜簡水	90			17			90
秋浜簡水							17
柴田町四柄内簡易水道						2,200	2,200
丸森町大 内簡易水道						5,000	5,000
築館町沖 富簡易水道						80	80
北鹿町谷 川簡易水道				200			200
牡鹿町十八成簡易水道						300	300
牡鹿町寄 磯簡易水道		200		200			400
志津川町戸倉簡易水道					900		900
本吉町大 谷簡易水道			2,250				2,250
小計(10事業)	90	200	2,250	417	900	7,580	11,437
簡易水道合計(10事業)	90	200	2,250	417	900	7,580	11,437
総計(40事業)	27,356	10,878	24,834	37,392	33,760	257,964	392,184

(3) 電力関係

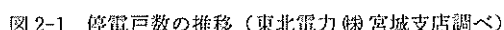
電力施設の被害は、主として低地にある変電所への浸水や、雨水の流水や河川の越水によって電柱が倒伏傾斜して電線が断線するなど、送電設備、配電設備への被害が多く、これら被害総額は3億6千万円となっている。

これら設備被害による停電と床上浸水地域への保安対策のため停止した停電とを合わせた停電戸数は、ピーク時には33,333戸に達している。

電力施設は、6日には復旧し、床上浸水地域を除いて全戸に送電することができたが、必死の排水作業にもかかわらず減水しない鹿島台町の一部の地域での停電は、13日の15時30分まで続いた。

電力関係被害の状況(東北電力(株)宮城支店調べ)

(1) 発電所	10 か所
(2) 変電所	6 か所
(3) 送電設備	鉄塔数同辺崩壊 5 か所 地中線洞道冠水 2 か所
(4) 配電設備	電柱倒壊、折損、傾斜等 296 本 電線断線、混線等 21 区間



億 4 千万円)で、本県農業粗生産額 3,499 億円(昭和 60 年)の 5.6% を占めるほどの大きな被害であった。また農業用施設についても 5,504 か所で 161 億 2 千万円の被害があった。

被害の状況は、平野部を中心とした記録的な豪雨により県内の全耕地の 24% が冠水し、鹿島台町では、8 月 15 日までの 11 日間も冠水した水田が残るなど最悪な状況であった。

農作物関係では、収穫に大きく影響する穂ばらみ期の水稲を中心に、出荷最盛期の野菜、花き、転作田等に作付けられた開花直前的大豆等が、大幅な減収や収穫皆無になるなどの甚大な被害を受けた。また、畜産、養蚕、営農用施設等についても鹿島台町、柴田町、丸森町等局地的に大きな被害を受けた。また、農業用施設については、山間地域の用排水路を中心として、河川内の頭首工、橋梁の流失、ため池及び農道の損壊に加え、吉田川や中小河川の堤防決壊と急激な内水位の上昇による用排水機場への浸水など被害はかつてないほど甚大なものであった。

農業関係の被害箇所は、県下全域に及んでいるが、市町村別では角田市(農作物関係 3,172.5 ha, 24 億 4 千万円, 農地, 農業用施設 588 か所, 14 億 4 千万円)をはじめ、鹿島台町(農作物関係 1,715 ha, 27 億 8 千万円)、丸森町(農地, 農業用施設 702 か所, 23 億 5 千万円)等が被害の大きい市町村である。特に鹿島台町は、全農地の 77% が冠水する甚大な被害を受けた。



冠水した営農用パイプハウス(丸森町)

表 2-4 農業関係の被害状況

1 農作物関係

区 分		被害面積 (ha)	被害金額 (百万円)	備 考
農 作 物	水 稲	30,134	15,740	皆無換算 8,745 ha 減 収 量 43,722 t
	大 豆	1,366	185	うち転作分 965 ha
	野 菜	1,690	2,659	うち転作分 279 ha
	花 き	35	226	うち転作分 23 ha
	その他	1,811	335	飼料作物, タバコ等
小 計		35,036	19,145	
家 畜 等		—	41	家畜, 樹体, 養蚕
営農用施設		1,963 件	540	個人用機械を含む。
合 計		—	19,726	

2 農地・農業用施設関係

区 分	箇所数	被害金額 (百万円)	備 考
農 地	2,366	3,000	水田 2,648 ha 畑 395 ha
農業用施設	3,138	13,120	
合 計	5,504	16,120	

(2) 林業関係

林業関係の被害は、被害総額 51 億円余となり、これは過去の災害記録からしても箇所数、被害額ともに最大のものとなっている。

今回の災害は、記録的な豪雨であったため各地で山崩れ、崖崩れが発生したほか溪流や小河川の氾濫による林道の路肩欠壊、路面流出等の被害が続出した。特に林地被害では、58 年 4 月の山火事で焼失し、その後、全面的に植林復旧された利府町、仙台市、泉市などの造林地の崩壊が目立っている。また、林地崩壊により人家等へ被害を及ぼしたもの、及び次期降雨により人家、公共施設に重大な被害を発生させる恐れのある箇所が 16 か所もあり、これらについては、緊急治山事業を年度内に着手することになった。

次に林道、作業道については阿武隈川の増水により路体流出した丸森町の内山線をはじめ、短時間における異常な降雨であったため暗渠排水等の許容量を越え路体流失したもの、路側擁壁の根足が洗掘され倒壊したもの等が多く各所で林道網が寸断された。また、治山

施設では、堰堤の根足が洗堀され副堤、本堤の順で倒壊したもの、山腹土留工の転倒したものなどがあった。

林業関係の被害は県下全域に及んでいるが、総体的に雨量の多かった仙南地域と仙台圏に被害が集中しており、中でも利府町（14億4千3百万円）、丸森町（6億5千万円）、角田市（3億9千8百万円）、大郷町（3億3千5百万円）、仙台市（2億5千5百万円）、柴田町（2億5千万円）の被害は全体被害額の65%を占めている。次いで気仙沼、迫、石巻などの県北東部地域で被害が多かった。

表 2-5 林業関係被害状況

区 分	箇所数	被害額(千円)
林 地	299	3,727,200
林 道	549	1,076,910
治山施設	32	260,100
林産施設	5	12,320
そ の 他	94	28,040
計	979	5,104,570



ツメ跡を残す山崩れ（柴田町）

(3) 水産関係

水産関係の被害は、漁業用資器材が19件、1億2千万円、水産、養殖施設が221か所、5千5百万円、水産物等が108t、4千8百万円、漁港施設が4か所、5百万円、漁船が44隻、3百万円となっており、被害総額は2億3千万円余となっている。そのうち漁業用資器材の被害が全体の被害額の5割を占める最も大きな被害であった。

今回の被害は、沿岸で最高9mを記録した波浪や河川から雑木材、草木、不燃物等が海上に大量に流出したことなどによるものが大半であった。

水産関係の被災地は、沿岸部を中心にして県下全域に及んでおり、市町別では沿岸部の名取市（漁業用資器材4件、5千万円）をはじめ、亘理町（漁業用資器材2件、2千3百万円、水産物等3百万円）等が被害が大きく、内陸部では蔵王町（水産施設6か所、1千6百万円、水産物等1千3百万円）の被害が目立っている。

表 2-6 水産関係被害状況

区 分	箇所数等	被害額 (千円)	備 考
漁 船	44 隻	3,864	かき 魚類 あさり 水産製品等
漁 港 施 設	4 カ所	5,000	
水産・養殖施設	221 カ所	55,207	
水 産 物 等	108,758 kg	48,803	
漁 業 用 器 材	19 件	121,160	
計		234,034	

6 土木関係の被害

(1) 河川関係

河川関係の被害は、県南部、中部及び三陸沿岸を中心に甚大なものとなっており、国管理河川（本県分）の被害は110か所、208億円、県管理河川被害は927か所、114億円（査定額）、市町村管理河川での被害は797か所、37億円（査定額）とその被害総額は359億円にのぼっている。

これらの被害の殆どは、破堤や堤防欠壊によるもので、近年の洪水災害では最大の河川被害となっている。

特に、5日には吉田川では、鹿島台町側（左岸）に集中して4か所の破堤があった外、一級河川阿武隈川では、白石川との合流点に位置する角田市鳩原地区（右岸）での越水破堤をはじめ、上流下流部に堤防欠壊が目立って多く発生している。

これは県総面積の5.5%を占めるものである。

河川水系で最も浸水面積の大きかったのは、阿武隈川水系の12,119ha、次いで七北田川水系の6,916ha、吉田川を含む鳴瀬川水系は5,018haとなっている。

表2-7 昭和61年8月5日 台風10号による浸水面積

水系	河川名	面積 ha	水系	河川名	面積 ha	水系	河川名	面積 ha
阿 武 隈 川	阿 武 隈 川	1026	志 賀 沢 川 (丸森地区) (角田地区) (大河原地区) (村田地区) (岩沼地区) 小 計	志 賀 沢 川	1065	七 北 田 川	高 野 川 (仙台地区)	4
	伊 手 川	99		川 内 沢 川	382		(泉地区)	6856
	雉 子 尾 川	393		筑 川	188		小 計	56
	内 五 福 谷 川	120		旧 筑 川	34	砂 押 川	砂 押 川 (多賀城地区) (利府地区) 小 計	6916
	新 桜 井 川	79		坪 沼 川	72			
	新 桜 井 川	115		沢 戸 川	1467			
	新 桜 井 川	393		(仙台地区)	12119	高 城 川	高 田 城 川	11
	新 半 田 川	335	増 田 川 川 内 沢 川 筑 川 旧 筑 川 坪 沼 川 沢 戸 川 (仙台地区) (川崎地区) 小 計	増 田 川	1294		中 川	1053
	高 倉 川	335		川 内 沢 川	1147		新 鳩 田 川	392
	高 尾 袋 川	549		筑 川	4		新 掘 川	1456
	雑 魚 橋 川	903		旧 筑 川	72		新 掘 川	156
	雑 魚 橋 川	764		坪 沼 川	85		新 掘 川	66
	小 田 川	311		沢 戸 川	28		新 掘 川	20
	白 石 川	314		(仙台地区)	1660		新 掘 川	376
	金 川	5		(川崎地区)	15		新 掘 川	25
	黄 金 川	17		小 計	4305		新 掘 川	15
	平 家 川	32	坂 本 川 戸 花 川 (山元地区) 小 計 (亶理地区) 小 計	坂 本 川	148		大 深 迫 川	8
	天 津 沢 川	4		戸 花 川	290		大 深 迫 川	8
	天 谷 津 川	8		(山元地区)	1549		広 滑 川	45
	斎 田 川	32		小 計	1987		明 川	60
	高 塩 川	72		(亶理地区)	4615		明 川	50
川	荒 川	7		小 計	4615	川	味 穴 小 計	3
	一 本 松 川	702						832
	新 五 間 掘 川	25						
		113						
		2138						

(2) 道路・橋梁関係

道路関係では、国の管理する国道4号、6号、45号、48号の4路線で58か所にのぼる被害があった外、表2-8のとおり、県の管理する国・県道や市町村の管理する道路等においても、仙南地区及び仙塩地区を中心に県下全域にわたり被害を受けている。

これら被害内容は、道路法面の崩壊、崩落や道路沿いの川の出水による洗堀及び路面冠水による洗堀等であったが特異なものとしては、舗装面下を大量の水が流れたために路面が陥没した箇所もある。

特に国道349号では、阿武隈川の異常出水により路面上3～4mまで洪水に洗われ道路が各所で流失する等その被害は甚大であった。

一方、橋梁関係の被害は、道路被害に比べて少なく、河川の出水による異常な川床低下のため橋脚基礎が露出する被害が発生しているが、このうち通行に危険な状態となった県管理橋梁は4橋であった。

こうした道路、橋梁の被害に伴い、各路線においては、5日から9月上旬までの長期にわたる通行規制がとられ、陸上輸送に支障をきたした。

水系	河川名	面積 ha	水系	河川名	面積 ha	水系	河川名	面積 ha
鳴瀬川	鳴瀬川	914	北上川	恩田川	42		透川	128
	鈴根五郎川	108		北沢川	12		善光寺川	88
	深川	25		大峰川	12		瀬川	168
	長掘川	108		追波沢川	50		荒川	145
	立掘川	60		大沢川	120		熊谷川	179
	新八ヶ村川	21		西沢川	7		照越川	162
	大江川	50		馬鞍川	8		三迫川	392
	渋井川	16		皿貝川	48		夏川	10
	境掘川	18		中島川	45		金流川	12
	名蓋川	146		釜谷川	32		小計	2950
	善川	175		加茂川	116	神ノ田川 津谷川 水尻川 折立川 女川 大沢川 後川 淀川 湊川	神ノ田川	69
	香掛川	53		狭山川	27		馬籠川	42
	焼切川	275		追波川	24		水尻川	14
	奥田川	20		大森川	191		折立川	20
	身洗川	125		大土川	22		女川	18
	吉田川	2335		真野川	130		大沢川	12
	宮床川	75		日向川	15		後川	40
	竹林川	97		出向川	15		淀川	13
	西川	120		田尻川	212		湊川	18
	小西川	70		美女川	306		小計	246
	沼田川	8		萱刈川	20		全県合計	40440
	明石川	18		前沢川	60			
	沖新掘川	30		大水門川	53			
	鞍坪川	30			99			
	堤小計	30						
		5018						



出水により洗掘された道路（角田市）

表2-8 道路・橋架の被災箇所数及び被災金額

（単位：千円）

		国 道		主要地方道		合 計		市 町 村 道		総 計	
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額
道路 災害	公 共	54	849,115	127	473,793	344	2,025,101	1,282	3,027,005	1,628	5,052,106
	単 独	65	29,500	95	77,841	247	170,000	—	—	247	170,000
	計	119	878,615	222	551,639	591	2,195,101	1,282	3,027,005	1,873	5,222,106
橋梁 災害	公 共	1	53,176	4	200,792	7	258,645	38	501,002	45	759,647
	単 独	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	53,176	4	200,792	7	258,645	38	501,002	45	759,647
合 計	公 共	55	902,291	131	674,590	351	2,283,746	1,320	3,528,007	1,671	5,811,753
	単 独	65	29,500	95	77,841	247	170,000	—	—	247	170,000
	計	120	931,791	226	752,431	598	2,453,746	1,320	3,528,007	1,918	5,981,753

1. 公共災害は被災決定箇所及び金額である。

（3）崖崩れ等砂防施設関係

砂防施設関係の被害は、豪雨や河川の異常出水による洗掘、崩壊等が主で、砂防施設では白石川筋蔵本ダム（白石市蔵本地内）外5市町で9施設に被害があった外、地すべり防止施設は仙台市で1施設、急傾斜地崩壊防止施設は、河北町で1施設と計11施設に被害があった。

また、5日8時ころ、津山町の南沢川左支水沢及び大萱沢において土砂流が発生し、土量

2,430 m³ が流れ出し、土砂氾濫面積は 3,027 m² にのぼっている。これに伴い土木施設に約 3 億 1 千万円の被害を受けている。

今回の災害における悲報の第一報は、村田町において民家の裏山が地すべりを起こし、この土砂により一家 5 名が死傷したということであった。このような地すべり、崖崩れは仙台市外 7 市 18 町で発生しており、死者 4 名、負傷者 6 名、住家全壊 5 戸半壊 20 戸の被害を受け、崩土の総量は 20,000 m³ にのぼっている。

崖崩れは 141 か所、地すべりは 8 か所で発生しているが、その殆どは、急傾斜地崩壊防止工事未着手の地区であり、また、あらかじめ崩壊危険地区として把握していた箇所は 70 か所であったが、残り 79 か所は崩壊危険地区として把握されていなかった箇所が発生したものである。

これは、土砂災害を起こすメカニズムが大変複雑で不確定要素が多いこともあって、その崩壊する危険度を正確に予知、予測することの難しさを物語っている。

(4) 港湾施設関係

港湾施設の被害は、豪雨による臨港道路の一部流失及び陥没や波浪警報下の波浪による突堤、護岸、防波堤の被覆石の飛散等でその被害総額は約 1 千 7 百万円であった。

仙台港では臨港道路が 6 か所で被災し、石巻港では、突堤の被覆石が飛散して、また、護岸の法覆コンクリートが沈下し、女川港では、防波堤の根固ブロックが飛散した。

(5) 都市施設関係

都市施設の被害は、表 2-9 のとおり下水道被害が大半を占め、仙南及び仙塩地区に被災箇所が集中し、その被害総額は 2 億 8 千万円（査定額）となった。

街路の被害は、豪雨によって路盤の流出と長大法面の地すべりがそれぞれ 1 か所ずつ発生している。そのうち法面地すべりの箇所については、東北縦貫自動車道に隣接しており、崩壊した場合、二次災害も考えられることから、被害拡大阻止のため、緊急に所要の措置が取られた。



家を押しつぶした土砂（仙台市）

表 2-9 都市施設被害状況（県土木部）

区分	県市町別	被害箇所	被害額 (千円)	備 考
街 路	県	2	49,295	宮城町 2
公 園	市町	17	75,193	仙台市 6, 塩竈市 1, 古川市 1, 岩沼市 1, 蔵王町 1 村田町 1, 柴田町 2, 秋保町 2, 大和町 1, 白石市 1 (うち応急 1 ケ所)
下水道				
流域 下水道	県	4	12,078	仙台市 1, 多賀城市 1, 利府町 1 七ヶ浜町 1, (応急 4 ケ所)
公共 下水道	市	5	93,516	仙台市 3, 多賀城市 2 (応急 5 ケ所)
都市 下水道	市町	4	44,898	仙台市 2, 亶理町 1, 多賀城市 1 (うち応急 2 ケ所)
都市排 水施設	市	1	4,701	塩竈市 1 (応急 1 ケ所)
計		33	279,682	(応急 13 ケ所)
県		6	61,373	仙台市 1, 多賀城市 1, 利府町 1, 七ヶ浜町 1 宮城町 2 (うち応急 4 ケ所)
市町		27	218,309	仙台市 11, 塩竈市 2, 古川市 1, 岩沼市 1, 多賀城市 3 蔵王町 1, 村田町 1, 柴田町 2, 秋保町 2, 大和町 1 亶理町 1, 白石市 1 (うち応急 9 ケ所)

公園の被害は、河川敷を利用した公園の冠水による施設の流出や、丘陵地に設置した公園の法面崩壊が主で、公園施設の被害は少なかった。

流域下水道の被害は、仙塩中央処理場及び県南浄化センターに、処理能力を越えた下水の流入により、沈澱放流等、応急処置により対応したものの、処理場附近のマンホールから下水が越流する状態になり、これによって流量計が水没し機能停止となったものである。

公共下水道の被害は、排水ポンプの能力不足や浸水によるポンプの機能停止（6 機）となったものである。

(6) 公営住宅関係

公営住宅の被害は、一部の宅地に法面の土砂流出が見られたものの、ほとんどは浸水によるものであり、被害の大半は、仙台市、鹿島台町、角田市、丸森町に集中している。

床上浸水による畳の交換や襖の張替並びに、浄化槽、受水槽及びポンプ室への浸水又は冠水により機器の修理、交換等が必要になるなどの被害を受けている。被害額は県営 4 千 4 百万円、市町村営 2 億 7 百万円と総計 2 億 5 千万円余に達している。

表 2-10 公営住宅の被害状況（県土木部）

区分	市町村名	管理戸数 (戸)	床上浸水 (戸)	被害額 (千円)	査定額 (千円)
住宅被害	仙台市	8,855	537	105,941	37,019
	気仙沼市	340	6	267	—
	白石市	481	—	—	—
	角田市	654	80	11,400	7,216
	多賀城市	226	16	1,100	—
	岩沼市	388	—	—	—
	蔵王町	86	—	—	—
	大河原町	270	—	—	—
	丸森町	238	58	9,576	5,782
	亶理町	246	2	200	—
	利府町	105	11	1,500	—
	中新田町	199	4	105	—
	松山町	168	—	—	—
	鹿島台町	268	156	77,228	51,188
	涌谷町	250	—	—	—
	若柳町	119	—	—	—
	登米町	124	—	—	—
	河南町	140	—	—	—
	女川町	241	8	900	—
	志津川町	332	—	—	—
計		13,730	878	203,247	101,205

その他	県 営	床 上 浸 水 (1) 多賀城八幡集会所	533	—
		法 面 流 出		
		(1) 黒松第2団地 (泉 市)	29,059	—
		(2) 宮城広瀬住宅 (宮 城 町)	2,904	—
		(3) 仙台太白住宅 (仙 台 市)	3,617	—
		(4) 多賀城大代住宅 (多賀城市)	2,652	—
	(5) 塩竈清水沢住宅 (塩 竈 市)	5,118	—	
	小 計		43,883	—
	仙台市	(1) 浄化槽，受水槽冠水	1,560	—
(2) 擁壁崩壊		2,000	—	
小 計		3,560	—	
県営計		43,883	—	
市町計		206,807	101,205	
合 計		250,690	101,205	

7 商工業関係の被害

商工業関係の被害は、仙台市東部、多賀城市、塩釜市、岩沼市、鹿島台町等を中心として県下 38 市町に及び、被害総額は 254 億 3 千 6 百万円に達した。これは県全体の台風第 10 号大雨洪水災害被害総額の 19% を占める大きな被害で、今回の大雨洪水災害の大きな特色となっている。

特に今回の被害は、仙台市東部の流通工業団地地区（日の出町、扇町等）が浸水したことにより、自動車販売業や自動車整備関連団地及び金属工業団地等において自動車、工業製品、資器材等が商品として販売できないほどの損傷や IC 回路を随所に使用した OA 機器、工業機械、自動車製品等が作動不能となるなどの大きな被害を受けている。また、大洪水となった鹿島台町をはじめ塩釜市、岩沼市、松島町の中心となる商店街が浸水により店舗や商品に大きな被害を受けている。

表 2-11 商工業関係の被害状況

区分	中小企業		大企業		合計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
工場	629	6,134,275	31	1,083,260	660	7,217,535
店舗	3,273	11,271,312	171	5,576,000	3,444	16,847,312
その他	231	1,371,250			231	1,371,250
合計	4,133	18,776,837	202	6,659,260	4,335	25,436,097



店内への浸水により商品がゴミの山に（塩釜市）

8 社会福祉・医療衛生関係の被害

(1) 社会福祉関係

社会福祉関係の被害は、社会福祉施設 39 施設、その他の福祉関連施設 3 施設と合計 42 施設に被害があり、その被害総額は約 2 億 3 千万円となっている。

表 2-12 社会福祉施設等の被害状況

施設区分		被害施設数			被害額(千円)
		公立	私立	計	
社会福祉施設		28	11	39	133,369
内訳	老人福祉施設	1	3	4	1,265
	身体障害者更生援護施設	1	—	1	—
	児童福祉施設	26	7	33	122,104
	その他	—	1	1	10,000
その他の福祉関連施設		2	1	3	96,372
計		30	12	42	229,741

特に児童福祉施設（保育所、児童館等）の被害が大きく、被害施設数の約 8 割、被害総額の約 5 割を占めている。また、その他の福祉関連施設では、岩沼市に建設中の南東北大規模年金保養基地の被害は甚大で被害額は約 7 千 3 百万円にのぼっている。

これらの被害は、豪雨による床上、床下浸水によるものが殆どであるが、一部施設では、敷地内の法面が崩れる等土砂流失による被害も発生している。また、昭和 63 年春をオープン予定として建設が進められていた前記保養基地は、記録的な豪雨により、道路の路面、路肩、側溝等の流失及び造成地の法面等の崩壊が生じている。

浸水被害の著しかった一部施設においては、一時的な休所措置等が取られるなど施設運営にも影響がみられた。

(2) 医療衛生関係

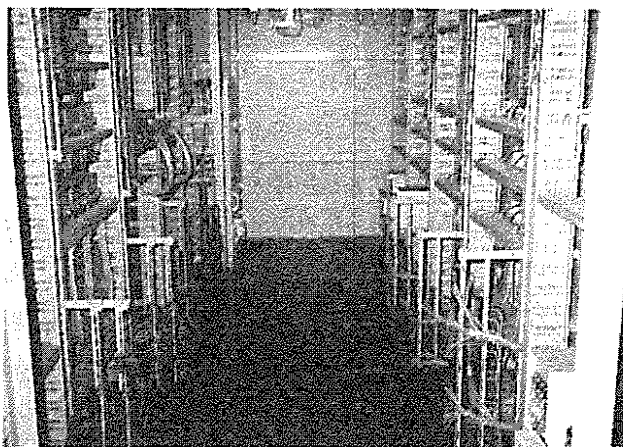
医療衛生関係の被害は、前述（第 2 章 4、生活関連施設）の水道施設と清掃施設、病院施設等に大きな被害を受け、その被害総額は 11 億 3 千万円余に達した。

なかでも県民の生活に密着している水道施設被害は 32 市町村と広範囲に発生している。また、清掃施設についても、施設への搬入道路が崩壊したり、浸水によってモーター等の機械類が使用不能になるなど、14 施設で 3 億 1 千万円の被害を受けている。

病院、診療所施設の被害は、床上浸水によるものが殆どで、42 施設で 3 億 8 千万円の被

害額となっている。

その他、大気汚染等の観測局が冠水により 3 千 9 百万円の被害を受けている。



浸水した清綿工場内部（仙台市）

9 文教関係の被害

(1) 公立学校施設等

公立学校施設については、幼稚園 3 園、小・中学校 33 校、高校 25 校が被害を受け、その被害額は約 5 億 8 千万円にのぼった。

一方、私立学校施設については、幼稚園 7 園、高校 3 校、各種学校 1 校が被害を受け、4 千 4 百万円の被害額となっている。

被災内容の殆どは、床上・床下浸水、土砂流入・流出、法面崩壊、地下室等への浸水による電気設備等の故障であり、校舎等への直接的な被害はわずかで、夏季休業期間中ということもあって、二学期以降の学校運営への影響は軽微であった。

しかし、家庭での児童生徒の被災については、床上浸水等により教科書を逸失した者が小学校で 37 校・295 人、中学校で 22 校・89 人、高校 26 校・131 人とかなりの数にのぼり、さらにその他の学用品の逸失もあり、今後の学習に支障が生じるのではないかと懸念されたが、甚大な被害を受けた鹿島台町をはじめ各校の児童生徒は、夏季休業中の登校日には全員元気に登校するなど大きな混乱はみられなかった。

(2) 社会教育施設等

社会教育施設等においては、26 施設、約 2 億 6 百万円にのぼる被害を受けており、被害

態様は学校施設と同様床上・床下浸水、土砂流入・流出等による被害であった。

社会教育施設の被害状況としては、岩沼市岩沼公民館と昭和 57 年に完成したばかりの角田市東根公民館が床上浸水により床張替えを必要とする状態となり、運営の一時中断を余儀なくされる等の被害も受けている。

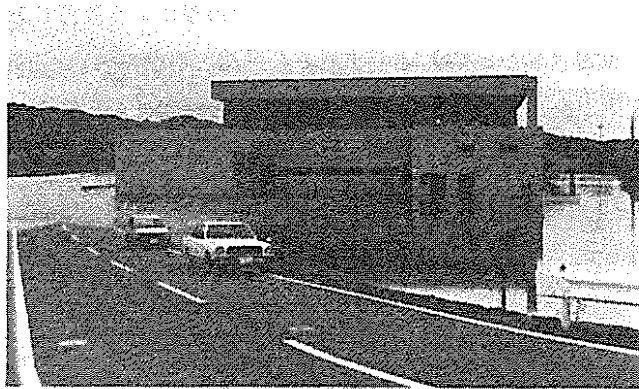
社会体育施設においては、昭和 60 年度に改修したばかりの県営宮城球場が、浸水により放送設備等に被害を受け、また、白石市の河川敷地内の野球場と陸上競技場の土砂が、大量に流出する等の被害を受けている。

文化財関係では、国の天然記念物に指定されている「青葉山植物園」や国指定遺跡となっている名取市の「雷神山古墳」、同じく「飯野塚古墳群」、そして七ヶ浜町の「大木皿貝塚」が土砂くずれにより、復旧に 1 億 3 千 3 百万円を要する被害を受けている。

特に、「青葉山植物園」は二次災害発生のおそれがあることから休園の措置が取られた。

表 2-13 文教施設の被害状況

施 設 名		箇所数	被害額 (千円)	摘 要
幼稚園	公 立	3 園	4,505	鹿島台町(2), 大郷町(1)
	私 立	7 園	20,815	仙台市(3), 多賀城市(2), 柴田町(1), 気仙沼市(1)
小学校	公 立	19 校	53,356	白石市(3), 角田市(2), 名取市(2), 泉市(2), 丸森町(2) 歌津町(2), 他
	私 立	—	—	
中学校	公 立	14 校	84,229	白石市(3), 塩竈市(2), 多賀城市(2), 丸森町(1), 大郷町(1) 築館町(1), 他
	私 立	—	—	
高等学校	公 立	25 校	439,192	角田高校, 亶理高校, 第三女子高校 仙台女子商業高校, 利府高校, 柴田農林高校 村田高校, 宮城農業高校, 女川高校, 他
	私 立	3 校	19,800	聖ウルスラ学院高校, 聖和学園高校, 東北高校
短 大	公 立	1 校	8,480	県農業短期大学(農場の土砂崩れ等)
その他の施設	社会教育施設	7 件	30,410	公民館(角田市, 岩沼市, 村田町), 図書館(岩沼市) 蔵王少年自然の家, 婦人会館, 東北歴史資料館
	社会体育施設	13 件	40,245	体育館(多賀城市), 運動場(白石市, 村田町, 岩沼市) 野球場(白石市, 亶理町)他
				宮城野原総合運動場, 宮城県スポーツセンター
	そ の 他	2 件	1,950	学校給食設備(仙台市 1), 各種学校(岩沼市 1)
文 化 財		4 件	133,500	名 取 市 飯野塚古墳群 (土砂崩れ) 名 取 市 雷神山古墳 (土砂崩れ) 仙 台 市 青葉山植物園 (土砂崩れ) 七ヶ浜町 大木皿貝塚 (土砂崩れ)
計			836,482	教育庁関係 787,187 千円 総務部関係 49,295 千円



体育館の1階部分は泥水の中に……（角田市）

10 その他の被害

(1) 工業用水道関係

工業用水道関係の被害については、仙台圏工業用水道において被害を受けており、その被害額は1億8千万円であった。

その被害状況は、名取市の熊野堂取水場において、泥水の流入により取水場が水没し、取水場内の機械、電気設備及び土木施設等に多大な被害を受けたため、取水ができなくなり、急拠、他の水系から送水せざるを得なかった。

(2) 交通安全施設関係

降り始めからの雨量が、仙台181ミリ、白石152ミリとなった5日午前3時ころから、仙台市内の国道45号の苦竹インターと福田大橋間が約50センチメートルの道路冠水になるなど各所で自動車の路上放置等の交通障害が出始め、河川等から溢れた泥水が道路を流水し、交通信号機や道路標識を倒壊、傾斜させるなど交通安全施設に被害が目立っている。これら被害総額は2千百万円になっている。

交通安全施設の主な被害状況としては、利府町梨ヶ丘団地入口交差点の信号機柱が、土砂流出により倒壊したほか、5か所の信号機柱に倒壊する危険が生じたり、仙台市扇町丸鹿商店前交差点や多賀城中学校入口交差点、塩釜市役所入口交差点等7か所の信号機の制御機器に泥水が流入し、現示が停止するなど停電による交通信号機の滅灯と合せて最高時124機の交通信号機が機能を停止している。また、豪雨、冠水によって道路標識の基礎部分の土砂が流出又は堀削され、525本の標識が倒壊及び傾斜する被害を受けている。

第3章 初動態勢及び救助活動

1 県の対応

(1) 警戒本部及び災害対策本部

8月4日10時45分宮城県全域に対する大雨・洪水注意報が発表されると同時に、県では防災関係職員により気象・水位等の情報収集及び各地方県事務所・各市町村等関係防災機関への通報を行った。

その後、20時40分宮城県全域に対する大雨・洪水警報が発表されると同時に防災関係職員を招集し、警戒配備体制を敷き、その旨県警察本部等関係機関に伝達するとともに今後の雨量の推移予測や水防活動等の情報収集及び通報に当たり、また、陸上自衛隊第二十二普通科連隊及び陸上自衛隊第二施設団に対し、今後の被害の状況によっては派遣要請もあり得る旨協力を依頼した。

当初県南部地方に降り続いた雨は、5日2時から5時までの雨量が県中央部の塩釜で89mm、仙台で104mmとその雨域は北上し、宮城県全域に広がったため、情報連絡体制の強化を図る必要から、5日5時にかねてから職員宅に設置してある一斉伝達無線により消防防災課全職員を非常招集した。

激しい雨はその後も降り続き6時30分以降からは、土砂崩れの発生や家屋の倒壊、孤立地区の発生など市町村及び防災関係機関からの被害情報があいつぎ、消防防災課をはじめ、関係課職員はこれ以後6日早朝まで不眠不休で、情報収集等連絡に当たった。

その後も、雨足は弱まらず異常な豪雨であるとの判断から、5日8時に総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害応急対策に当たることとした。

災害警戒本部では、各防災関係機関からの災害情報の収集と被害の状況把握に努めたが、今後の雨量予測等から平野部の河川流域を中心として、県下全域にわたり甚大な災害の発生拡大が予想されたため、5日12時に知事を本部長とする宮城県災害対策本部を設置した。（県災害対策本部の設置は、昭和54年10月19日の台風第20号による暴風雨・高潮災害以来7年ぶりであった。）

表 3-1 災害対策本部設置までの経過措置状況

月 日	時 間	措 置 状 況
8 月 4 日	10 時 45 分	(宮城県全域に対する大雨・洪水・雷雨注意報発表)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	11 時 15 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第 1 号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	12 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 1 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	13 時 00 分	(宮城県内各観測所の降雨量情報)
	14 時 00 分	(宮城県内各観測所の降雨量情報)
	14 時 20 分	(宮城県全域に対する強風注意報発表)防災行政無線 FAX 全消防一斉伝達
	14 時 45 分	(大雨に関する宮城県気象情報第 1 号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	15 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 2 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	16 時 00 分	(宮城県内各観測所の降雨量情報)
	16 時 20 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第 2 号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	17 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 3 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	18 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 4 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	19 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 5 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	19 時 10 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第 3 号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	20 時 00 分 〃	(台風 10 号に関する情報第 6 号) (宮城県内各観測所の降雨量情報)
	20 時 40 分	(宮城県全域に対する大雨・洪水警報発表)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達 ・防災関係職員を招集し警戒配備体制を敷く ・陸上自衛隊第二十二普通科連隊、陸上自衛隊第二施設団他関係防災機関へ通報
	21 時 00 分	(宮城県内各観測所の降雨量情報)
	21 時 00 分	・宮城県警察本部災害警備警戒体制発令県下各警察署
	22 時 45 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第 4 号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
8 月 5 日	0 時 00 分	(宮城県全域に対する雷雨注意報解除発表)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達 ・河川の増水、氾濫、崖崩れに厳重注意を促す。
	4 時 06 分	・被害状況について照会(4 時現在を 4 時 30 分まで)防災行政無線 FAX 全消防一斉伝達

月 日	時 間	指 置 状 況
	4 時 45 分	(宮城県全域に対する大雨・洪水警報の継続)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達 ・河川の増水、氾濫、崖崩れに厳重注意を促す。
	5 時 00 分	・消防防災課全職員非常招集一斉伝達無線
	5 時 10 分	・宮城県警察本部災害警備非常体制発令全職員招集する。 ・宮城県警察本部災害警備本部を設置する。
	6 時 02 分	・被害状況について照会(5時現在を6時30分まで)防災行政無線 FAX 全支部一斉伝達
	6 時 30 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第5号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	6 時 40 分	・柴田郡村田町菅生地内で土砂崩れ発生 死亡3人、負傷救助2人(重傷1人)
	7 時 20 分	・伊具郡丸森町大張地内で土砂崩れ発生 死亡1人
	7 時 30 分	・陸上自衛隊第二施設団に対し柴田郡柴田町西船迫地区への派遣要請(給水支援)
	8 時 00 分	・宮城県災害警戒本部を設置(指令第1号)防災行政無線 FAX 全支部一斉伝達
	8 時 00 分	(大雨に関する宮城県気象情報第2号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	8 時 20 分	・陸上自衛隊第二施設団に対し角田市佐倉地区及び岩沼市西砂押地区への派遣要請(水防)
	9 時 00 分	・陸上自衛隊第二十二普通科連隊に対し黒川郡大和町落合地区への派遣要請(水防及び人命救助)
	9 時 00 分	・宮城県水防本部を設置(河川課)
	9 時 30 分	・宮城県災害警戒本部員会議
	9 時 30 分	(台風と大雨に関する東北地方気象情報第6号)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	10 時 17 分	・陸上自衛隊第二施設団に対し柴田郡柴田町剣水地区への派遣要請(水防及び人命救助)
	10 時 50 分	(宮城県に対する波浪警報発表)防災行政無線 FAX 全県一斉伝達
	11 時 05 分	・陸上自衛隊第二施設団に対し角田市神二郎地区への派遣要請(人命救助)
	11 時 10 分	・陸上自衛隊第二十二普通科連隊に対し塩釜市新浜二丁目他への派遣要請(人命救助)
	11 時 10 分	・陸上自衛隊第二十二普通科連隊に対し多賀城市桜木地区への派遣要請(人命救助)
	11 時 10 分	・陸上自衛隊第二十二普通科連隊に対し鹿島台町志田谷地地区への派遣要請(人命救助)
	12 時 00 分	・宮城県災害対策本部を設置(指令第2号)防災行政無線 FAX 全支部一斉伝達 ・宮城県災害対策本部第1回本部員会議 ・各班情報連絡員は災害対策本部へ集合し、各部の被害情報収集等連絡体制に入る。

(2) 水防本部

大雨・洪水警報が発表されると同時に県土木部では0号配備体制*を敷き、河川課をはじめとする関係4課、県内各土木事務所及び各ダム管理事務所の関係職員を非常招集し観測雨量の把握と所管の施設や災害発生危険箇所の警戒に当たった。

県全域に拡がった雨は更に雨足が強まり豪雨と化し、災害の発生が予想されたため、上記配備体制では対応が難しいと判断し、5日0時30分頃から職員の配備を拡大し体制の強化を図った。

その後、5日2時に七北田川の新宿～中の堰区間に対し、水防警報(準備)が発表されたのを皮切りとして国管理、県管理入り乱れての水位通報、水防警報(区間毎)が時間を追うごとに頻繁となり、前からの雨量通報や各ダムの水防通報と重なって、配備事務室(河川課)内の電話は、受信発信で常時満杯の状態がその後昼すぎまで続いた。更にその間市町村や住民からの問い合わせや苦情も舞い込み、配備職員は文字どおり全力を尽くしてその対応に当たった。

5日9時、水防警報(出動)河川の統出及び破堤等による洪水被害が予想されるに至り全力を挙げて水防対策に取り組むため、第3配備態勢の指令*を関係部課及び関係事務所に出すとともに土木部長を本部長とする宮城県水防本部を設置した。

*0号配備…宮城県災害対策警戒配備要領2—(1)に基づいて策定している土木部災害対策警戒配備実施要領に基づく災害対策警戒配備態勢

1) 警戒配備の実施(0号配備)

- ① 仙台管区气象台から大雨警報、洪水警報、大雪注意報、大雪警報、津波注意報、津波警報又は高潮警報のいずれかが県下に出されたとき。
- ② 上記以外でも災害の発生が予想されるとき等で、本庁にあっては関係課長が、地方機関にあっては当該地方機関の長が配備を必要と認めたとき。

2) 大雨警報、洪水警報の発表に伴い、0号配備を実施する本庁の課及び地方機関

① 本 庁

道路管理課、河川課、水資源開発課、砂防課、

② 地方機関

土木事務所、ダム管理事務所、総合開発建設事務所、砂防工事事務所

*第3配備態勢…宮城県水防計画に基づく非常配備態勢で、所属人員(総務部広報課、消防防災課、農政部耕地課、土木部監理課、技術管理室、都市計画課、道路管理課、道路建設課、河川課、水資源開発課、港湾課、砂防課、県警察本部警備課)

全員を動員する完全な水防態勢とする。

＊第 3 指 令…第 3 配備態勢につくべき指令であり、事態が切迫し、約 3 時間以後は、水防活動の必要が予想されるときに指令する。

なお、この指令は、事態に応じ、第 1 指令から直ちに第 3 指令を発する場合もあり、また、予想される危険性が少なく全面出動を必要としないと認められるときは、第 2 指令、第 3 指令を発しないことがある。

① 水防警報発表状況

今回の豪雨により、国直轄河川においては 8 河川 18 区間、知事管理河川においては 10 河川 11 区間にわたってそれぞれ準備、出勤、解除の種別毎に発表され、有線電話により水防管理団体（市町村）に伝達した。

表 3-2 水防警報発表状況（国直轄河川）

発表機関	河川名	区 間	発 表 日 時		
			準 備	出 動	解 除
建設省東北地方建設局 仙台工事事務所	阿武隈川	館矢間～白石川合流点	61. 8. 5 4:30	61. 8. 5 7:05	61. 8. 6 15:05
		白石川合流点～河口		61. 8. 5 5:30	
〃	広瀬川	広瀬橋～名取川合流点	61. 8. 5 2:15	61. 8. 5 5:05	61. 8. 5 18:15
	名取川	六郷堰～河口		61. 8. 5 4:00	
建設省東北地方建設局 北上川下流工事事務所	吉田川	高田橋～粕川橋	61. 8. 5 2:10	61. 8. 5 3:10	61. 8. 9 9:10
		粕川橋～二子屋橋	61. 8. 5 3:10	61. 8. 5 6:10	
		二子屋橋～鳴瀬川合流点	61. 8. 5 8:40	61. 8. 5 11:10	
〃	鳴瀬川	㊦古川市高倉～志田橋 ㊦三本木町斎田	61. 8. 5 8:10	61. 8. 5 9:40	61. 8. 5 21:30
		志田橋～野田橋	61. 8. 5 9:10	61. 8. 5 13:10	61. 8. 6 0:40
		野田橋～㊦南郷大橋 ㊦松島町二子屋	61. 8. 5 10:10	61. 8. 5 12:15	61. 8. 6 1:10
		㊦南郷大橋～河口 ㊦松島町二子屋	61. 8. 5 11:15	61. 8. 5 12:40	61. 8. 7 7:10

発 表 機 関	河川名	区 間	発 表 日 時		
			準 備	出 動	解 除
"	江 合 川	涌 谷 大 橋 ～ 及 川 橋	61. 8. 5 13:10	61. 8. 5 18:10	61. 8. 6 8:40
		及川橋～旧北上川合流点	61. 8. 5 17:50	61. 8. 5 22:30	61. 8. 6 17:10
"	北 上 川	米 谷 大 橋 ～ 登 米 大 橋	61. 8. 5 19:50		61. 8. 6 17:10
		登 米 大 橋 ～ 柳 津 大 橋			
		柳 津 大 橋 ～ 飯 野 川 橋	61. 8. 5 16:15	61. 8. 5 21:30	61. 8. 7 7:10
		飯 野 川 橋 ～ 河 口	61. 8. 5 21:30		
"	旧北上川	北上川分流点～天王橋	61. 8. 5 21:30	61. 8. 6 21:30	61. 8. 7 7:10

表 3-3 水防警報発表状況（知事管理河川）

発 表 機 関	河川名	区 間	発 表 日 時		
			準 備	出 動	解 除
大河原土木事務所	白 石 川	阿武隈川合流点～白石市蔵本		61. 8. 5 4:20	61. 8. 5 18:15
仙台土木事務所	広 瀬 川	愛 宕 橋 ～ 広 瀬 橋	61. 8. 5 3:00	61. 8. 5 5:00	61. 8. 5 18:15
仙台東土木事務所	七北田川	新 宿 ～ 中 の 堰	61. 8. 5 2:00	61. 8. 5 5:00	61. 8. 5 20:30
		中 の 堰 ～ 河 口		61. 8. 5 7:00	
古川土木事務所 築館土木事務所 迫 土 木 事 務 所	旧 迫 川 小山田川 瀬 峰 川 萱 刈 川 大水門川 西 川		61. 8. 5 10:30	61. 8. 5 11:50	61. 8. 7 7:10
築館土木事務所 迫 土 木 事 務 所	迫 川	三迫川合流点～北上川合流点	61. 8. 5 16:30	61. 8. 5 19:30	61. 8.10 22:40

② 水 位

降雨により県下の各河川は、5日未明より増水し、次々と警戒水位を越えていった。

特に、吉田川では上流の落合地点で最高水位が警戒水位を2.89 m上まわり過去最大となったほか、阿武隈川においても岩沼地点で昭和16年に次ぐ第2位の水位を記録した。

また、県管理河川においても七北田川の岩切地点で警戒水位を2.49 m上まわったほか、追川、白石川、大川等多数の河川で警戒水位を上まわった。

表3-4 指定水位観測所のピーク水位

河 川 名	名 称	位 置		通報水位 (メートル)	警戒水位 (メートル)	ピーク水位 (メートル)	ピーク水位 発 生 日 時
		郡 市	町				
阿 武 隈 川	丸 森 岩 沼	伊 良 郡 岩 沼 市	丸 森 (阿武隈一丁目)	18.00	19.50	22.23	5日 14:00
				4.00	5.00	7.62	5日 14:00
名 取 市	名 取 橋	仙 台 市	(中 田)	5.50	6.50	7.66	5日 11:00
広 瀬 川	広 瀬 橋	〃	(河 原)	0.50	1.30	1.81	5日 12:00
吉 田 川	落 合 粕 川 鹿 島 台	黒 川 郡 〃 宮 城 郡	大 和 大 郷 松 島	4.00	5.00	7.89	5日 14:00
				4.00	5.70	8.26	5日 11:00
				4.00	5.80	6.69	5日 11:00
鳴 瀬 川	三 本 木 橋 野 田 橋 鹿 島 台	志 田 郡 〃 宮 城 郡	三 本 木 松 山 松 島	4.00	5.00	5.70	5日 14:00
				4.00	4.50	5.55	5日 15:00
				4.50	5.50	7.28	5日 18:00
江 合 川	荒 雄 涌 谷 短 台	古 川 市 遠 田 郡 桃 生 郡	(福 沼) 涌 谷 河 南	3.50	4.70	3.16	5日 19:30
				3.20	4.20	4.75	5日 23:00
				2.00	3.50	3.84	6日 4:00
旧北上川	和 大 大 門	〃 〃 石 巻 市	〃 河 北 (門 脇)	4.30	5.30	6.64	6日 11:00
				3.50	4.50	3.86	6日 8:00
				2.50	3.50	3.22	6日 3:00
北 上 川	米 谷 登 米 脇 谷 上 流 飯野川上流	登 米 郡 〃 桃 生 郡 〃	東和米谷字頭 登 米 桃 生 河 北	10.00	11.40	10.88	6日 9:00
				8.00	9.00	9.11	6日 10:00
				7.00	8.40	8.94	6日 9:00
				4.40	5.50	欠測	
白 石 川	白 石 大 河 原	白 石 市 柴 田 郡	白 石 大 橋 大河原尾形橋	46.66	47.26	47.51	6日 9:00
				14.55	15.20	17.30	6日 10:00
七北田川	市 名 坂 岩 切	泉 仙 台 市	岩 切 今 市 橋	3.35	4.00	4.34	6日 6:00
				1.85	2.50	4.99	6日 7:00
追 川	留 大 大 林 柳 若 柳 堤 佐 沼	栗 原 郡 〃 〃 登 米 郡	築 館 留 堤 若柳大林町裏 若 柳 堤 下 追 佐 沼	3.90	4.45	4.33	5日 13:00
				15.00	15.45	14.85	5日 18:00
				4.80	5.30	5.48	5日 19:00
				3.60	4.20	4.79	6日 2:00
小山田川 大 川	大 沼 大 川 本 町	遠 田 郡 気 仙 沼 市	田 尻 (本 町 橋)	5.30	5.80	6.70	5日 21:00
				2.25	2.85	4.00	5日 12:00

(3) 災害警備本部

① 災害警備警戒体制の発令

県警察本部では、4日20時40分大雨洪水警報の発表に伴い、21時に県下各警察署に対し、大雨洪水災害警備警戒体制を発令し、県警察本部警備課に災害警備連絡室を設置し警戒に当たった。

② 災害警備非常体制の発令

5日5時現在までの総雨量が仙台で250mmに達し、気象情報は、更に100から200mmの降雨を予想していたことから、5時10分、県下各警察署に大雨洪水災害警備非常体制を発令し、県警察本部警備課に警察本部長を長とする県警察災害警備本部を設置して全職員を非常招集、2,410人の警備体制を確立した。

8日18時に災害警備体制は解除したが、大規模な被害が発生した鹿島台町を管轄する古川警察署は、8月23日まで現地災害警備本部を設置し、警備活動に当たった。

(4) 災害対策本部古川地方支部現地対策室の設置

災害対策本部が設置されると同時に、県下各地方県事務所に指令を出し、災害対策本部地方支部を設置して、支部運営の総合調整、管内市町村の被害情報の収集、災害応急対策の指導等を実施し、災害対策の円滑化に努めた。

しかしながら、吉田川が氾濫し、越水や堤防の決壊等により、その流域内にある鹿島台町が壊滅的な被害を被り、さらに被害が拡大する様相にあり、局地災害の応急対策をなお一層強化し推進する必要が生じた。

このため、古川地方支部と鹿島台町で協議を重ね、7日12時に鹿島台町役場内に次の機関からなる「災害対策本部古川地方支部現地対策室」を設置した。

災害対策本部古川地方支部現地対策室構成地方機関

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 古川地方県事務所 | ⑥ 古川家畜保健衛生所 |
| ② 古川福祉事務所 | ⑦ 古川土地改良事務所 |
| ③ 大崎保健所 | ⑧ 古川土木事務所 |
| ④ 古川農林事務所 | ⑨ 古川教育事務所 |
| ⑤ 小牛田農業改良普及所 | |

2 市町村の対応

(1) 災害対策本部

雨域の北上とともに県内のほとんどの市町村は、4日夜半から5日午前にかけて災害対策本部を設置し、その数は62市町村に及んだ（74全市町村の83%）。

設置時間を見ると概ね県南部の市町村から県中央部、北部と移動しており、河川等の決壊による住家の浸水、家屋の倒壊など住家被害の拡大、道路及び橋梁等の損壊、土砂崩れ、崖崩れの発生など被害状況を把握するとともに避難者の収容、人命救助、断水地域への給水などに防災関係機関と密に連絡を取りながら地元住民と一体となって復旧活動が展開された。

表 3-5 市町村における災害対策本部設置状況

市町村名	設 置 日 時	廃 止 日 時	備 考
仙 台 市	5 日 9 時 00 分	10 月 15 日 17 時 30 分	復旧本部に移行
塩 釜 市	4 日 23 時 00 分	8 月 26 日 17 時 00 分	
気仙沼市	5 日 0 時 30 分	8 月 23 日 12 時 00 分	
白 石 市	5 日 5 時 25 分	8 月 19 日 10 時 13 分	
名 取 市	5 日 4 時 00 分	10 月 20 日 12 時 00 分	
角 田 市	5 日 2 時 30 分	9 月 2 日 13 時 00 分	
多賀城市	5 日 7 時 30 分	8 月 30 日 9 時 00 分	
泉 市	5 日 7 時 00 分	8 月 8 日 17 時 00 分	
岩 沼 市	4 日 22 時 30 分	12 月 24 日 17 時 00 分	
蔵 王 町	5 日 3 時 30 分	8 月 21 日 15 時 00 分	
七ヶ宿町	5 日 13 時 00 分	8 月 20 日 13 時 00 分	
大河原町	5 日 2 時 30 分	8 月 5 日 19 時 00 分	
村 田 町	4 日 21 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
柴 田 町	5 日 3 時 20 分	10 月 31 日 17 時 00 分	
川 崎 町	5 日 4 時 30 分	8 月 7 日 16 時 00 分	復旧本部に移行
丸 森 町	5 日 4 時 00 分	9 月 13 日 11 時 00 分	
亘 理 町	5 日 2 時 15 分	9 月 13 日 17 時 00 分	
山 元 町	4 日 20 時 30 分	8 月 5 日 19 時 00 分	
松 島 町	5 日 3 時 05 分	8 月 14 日 9 時 00 分	
七ヶ浜町	5 日 10 時 30 分	8 月 7 日 15 時 00 分	
宮 城 町	5 日 6 時 00 分	8 月 11 日 12 時 00 分	
利 府 町	5 日 4 時 00 分	8 月 19 日 17 時 00 分	
大 和 町	5 日 6 時 00 分	8 月 11 日 18 時 00 分	
大 郷 町	5 日 8 時 00 分	8 月 11 日 17 時 00 分	
富 谷 町	5 日 7 時 30 分	8 月 5 日 16 時 25 分	
大 衡 村	5 日 6 時 00 分	8 月 6 日 17 時 30 分	
中新田町	5 日 9 時 00 分	8 月 5 日 16 時 00 分	
色 麻 町	5 日 7 時 00 分	8 月 5 日 15 時 00 分	

市町村名	設 置 日 時	廃 止 日 時	備 考
松 山 町	5 日 5 時 49 分	8 月 9 日 12 時 00 分	復旧本部に移行
三本木町	5 日 9 時 00 分	8 月 6 日 12 時 00 分	
鹿島台町	5 日 5 時 10 分	8 月 27 日 16 時 00 分	
岩出山町	5 日 5 時 30 分	8 月 5 日 18 時 00 分	
涌 谷 町	5 日 7 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
田 尻 町	5 日 6 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
小牛田町	5 日 13 時 00 分	8 月 28 日 16 時 00 分	
南 郷 町	5 日 7 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
築 館 町	5 日 6 時 00 分	8 月 12 日 17 時 00 分	
若 柳 町	5 日 12 時 00 分	8 月 9 日 17 時 00 分	
高清水町	5 日 10 時 30 分	8 月 5 日 17 時 00 分	
一 迫 町	5 日 6 時 00 分	8 月 6 日 0 時 00 分	
瀬 峰 町	5 日 8 時 30 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
志波姫町	5 日 9 時 30 分	8 月 5 日 18 時 30 分	
迫 町	5 日 12 時 00 分	8 月 7 日 8 時 00 分	
登 米 町	5 日 7 時 30 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
東 和 町	5 日 7 時 00 分	8 月 6 日 17 時 30 分	
中 田 町	5 日 18 時 00 分	8 月 6 日 18 時 30 分	
米 山 町	5 日 11 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
石 越 町	5 日 7 時 00 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
南 方 町	5 日 10 時 00 分	8 月 6 日 15 時 00 分	
河 北 町	5 日 6 時 00 分	8 月 7 日 15 時 00 分	
矢 本 町	5 日 6 時 00 分	8 月 9 日 12 時 00 分	
雄 勝 町	5 日 7 時 00 分	8 月 5 日 21 時 22 分	
河 南 町	5 日 8 時 30 分	8 月 7 日 9 時 00 分	
桃 生 町	5 日 10 時 40 分	8 月 6 日 17 時 00 分	
鳴 瀬 町	5 日 5 時 30 分	8 月 11 日 17 時 15 分	
北 上 町	5 日 0 時 00 分	8 月 11 日 12 時 00 分	
女 川 町	5 日 8 時 30 分	8 月 25 日 17 時 00 分	
志津川町	5 日 7 時 00 分	8 月 11 日 11 時 00 分	復旧本部に移行
津 山 町	5 日 7 時 30 分	8 月 25 日 17 時 00 分	
本 吉 町	5 日 10 時 00 分	8 月 9 日 12 時 00 分	
唐 桑 町	5 日 8 時 30 分	8 月 8 日 17 時 00 分	
歌 津 町	5 日 8 時 30 分	8 月 12 日 17 時 00 分	
合 計	62 市町村	62 市町村	未設置 12 市町村

(2) 避難指示等

県内全域に降った記録的な豪雨により各地で自主避難、避難勧告や避難指示があいついだ。

白石市の不忘山（仙台管区気象台観測所・無線ロボットテレメーター設置）で5日3時現在で204mmに達し、このため、8月2日から白石市南蔵王山ろくで開催されていた第9回日本ジャンボリー大会に参加していたボーイスカウト約3万人のうち410人がテントへ

の浸水のため白石市第一小学校へ3時10分頃自主的に避難し、その後大会は中止された。

また、阿武隈川の増水により床上浸水等の恐れが生じたため、角田市では5日3時30分、中島地区の住民6世帯20人に角田市市民センターへの避難を広報車及び有線電話で指示したのをはじめ西田地区3世帯8人、左関地区18世帯50人、町田地区8世帯31人の合計35世帯109人に避難指示を出した。

一方、大河原町では阿武隈川水系白石川の増水に伴い、床上浸水の恐れが生じたため稗田地区の住民48世帯138人に対し、5日2時30分に避難指示を出したほか、その下流である柴田町においても西船迫地区27世帯113人に対し、柴田町コミュニティーセンターへの避難指示が出され町職員、消防団及び警察官の誘導により避難した。

丸森町では66地区88世帯352人に対し、避難指示が出されたが、避難指示地区外（小倉地区）で自主避難中の65歳の女性が増水した用水堀に足を踏みはずし重傷を負った。

雨域の北上とともに県中央部、県北部にも避難指示や勧告が出され、塩釜市においては低地帯のため高潮による床上浸水の恐れがあり6地区66人に避難指示を出した。

また、吉田川流域に位置する市町村では鹿島台町が12地区1,415世帯5,636人に対し、避難指示を出したのをはじめ鳴瀬町が75世帯368人、松島町が3地区551世帯2,476人、大郷町が3地区144世帯680人に対し、それぞれ避難指示を出している。

市町村の避難勧告、指示については、上記のように河川の増水、決壊、高潮等の発生やその恐れによるものが多かったが、一方では仙台市緑ヶ丘三丁目、仙台市北部の鶯ヶ森二丁目、石巻市日和ヶ丘一丁目、門脇町一丁目、泉市東黒松等において、崖崩れ、擁壁崩壊などの危険の多い地域についても避難の指示、勧告が出され、一部地域では警戒区域を設定し、危険家屋の除去、仮設住宅の設置等を実施し、住民の避難収容などを行った。

なお、台風第10号大雨洪水災害による避難指示・勧告の状況については次のとおりである。



避難指示が出された鶯ヶ森二丁目（仙台市）

表 3-6 台風第 10 号大雨洪水災害による避難状況

1) 避難指示

市町村名	場 所 (地区名)	時 間 (発令～解除)	対 象 世帯数	対 象 人数	避 難 施 設 等	伝達手段
袖 台 市	北仙台(霞ヶ森二丁目)	5日 6:58～ 9月30日	11		藤松集会所	
	北仙台(霞ヶ森二丁目)	5日 10:30～ 9月30日	7		藤松集会所	
	高砂(福住町)	5日 8:17～ 6日 9:20	560		高砂小学校 福室小学校 高砂支所 高砂公会堂 福田町幼稚園 帝産寮	
	袋原(東袋原市営住宅)	5日 10:00～ 6日 10:00	260		袋原小学校 袋原中学校 四郎丸小学校	
	袋原(袋原市営住宅)	5日 10:15～ 6日 10:00	240		袋原小学校	
	八木山(緑ヶ丘三丁目)	5日 10:26～ 5日 16:45	7		松ヶ丘ゴルフガーデン	
	片平(米ヶ袋一丁目)	5日 10:28～ 5日 15:20	42		片平小学校	
	小 計		1,127			
石 巻 市	日和が丘一丁目	5日 8:45～ 6日 18:40	2	7	市内親戚	口 頭
	門脇町一丁目	5日 15:30～ 7日 11:45	1	6	市 会 館	〃
	蛇田字土和田山	5日 20:25～ 14日 15:00	3	13	会 館 等	〃
	小 計		6	26		
塩 釜 市	花立町	5日 15:00～ 5日 18:30	3	11	塩釜第三小学校	口 頭
	冠島町	5日 8:00～ 6日 5:00	2	3	塩釜市役所	〃
	杉の入	5日 6:40～ 5日 19:00	3	12	杉の入小学校	〃
	新浜町	5日 6:30～ 5日 17:00	5	22	塩釜高等技術専門学校	〃
	本町	5日 8:00～ 5日 17:00	3	12	公民館分室	〃
	新富町	5日 5:00～ 7日 17:00	1	6	水道部庁舎	〃
	小 計		17	66		
白 石 市	白川(津田)	5日 5:15～ 5日 11:40	60	180	白川公民館、民家	消防団等の広報
角 田 市	中島	5日 3:30～ 8日 6:00	6	20	角田市民センター	広報車、有線等
	野田	5日 10:45～ 7日 6:00	8	31	〃	〃
	西田	5日 4:00～ 8日 12:00	3	8	寺前コミュニティセンター	〃
	左側	5日 5:30～ 13日 13:00	18	50	横倉公民館	〃
	小 計		35	109		
大 河 原 町	稗田地区	5日 2:30～ 5日 17:00	48	138	稗田前集会所	口 頭
栗 田 町	西船迫	5日 4:30～ 5日 8:20	27	113	栗田町コミュニティセンター	口 頭
	下名生	5日 8:20～ 6日 17:00	10	27	三名生分館	〃
	小 計		37	140		
丸 森 町	丸森	5日 6:00～ 7日 9:00	29	120	福祉センター、丸森小	広報車等
	矢間	5日 9:00～ 6日 7:00	24	100	公 民 館	〃
	大張	5日 7:00～ 6日 7:00	17	63	〃	〃
	耕野	5日 7:00～ 6日 7:00	10	32	〃	〃
	小斎	5日 9:00～ 6日 7:00	4	16	〃	〃
	太内	5日 9:00～ 6日 7:00	4	21	〃	〃
	小 計		88	352		
山 元 町	横山	5日 4:00～ 5日 15:00	7	20	第一小学校	広 報 車
	中浜	5日 3:00～ 5日 15:00	1	1	中浜小学校	〃
	小 計		8	21		
松 島 町	幡谷	5日 10:15～ 5日 11:20	334	1,449	第五小学校	広報車、サイン
	上竹谷	5日 10:15～ 5日 11:40	113	502	上竹谷生活センター	〃
	上竹谷	5日 10:15～ 5日 11:30	104	525	第四小学校	〃
	小 計		551	2,476		

市町村名	場 所 (地区名)	時 間 (発令～解除)	対 象 世帯数	対 象 人 員	避 難 施 設 等	伝達手段
利 府 町	森 郷	5 日 10:15～ 5 日 17:00	25	70	森 郷 公 民 館	広報車, 有線
鹿島台町	志 田 谷 地	5 日 8:55～10 日 13:00	20	99	第二小学校体育館	広 報 車
	"	5 日 8:55～10 日 14:00	42	205	"	"
	"	5 日 8:55～12 日 11:00	35	188	"	"
	"	5 日 8:55～13 日 10:00	59	301	"	"
	"	5 日 8:55～14 日 7:00	51	233	"	"
	美賀野間・小迫	5 日 8:55～14 日 7:00	13	67	"	"
	内 ノ 浦	5 日 8:55～ 9 日 12:00	80	285	町 民 体 育 館	"
	"	5 日 8:55～10 日 10:00	75	361	"	"
	鎌 巻	5 日 9:38～ 9 日 12:00	166	775	"	"
	福芦住宅・団地	5 日 14:15～ 9 日 12:00	259	901	鹿島台小学校体育館	"
	東 平 渡	5 日 14:15～ 9 日 12:00	178	599	" 中学校体育館	"
	里 船 越	5 日 15:00～ 5 日 19:13	67	302	" 小学校体育館	"
	三ッ屋・上地	5 日 16:50～ 9 日 12:00	49	261	町 民 体 育 館	"
	大迫新田・寺沢	5 日 18:50～10 日 10:30	20	90	第二小学校体育館	"
	姥 ケ 沢	5 日 19:55～ 9 日 12:00	151	554	鹿島台小学校体育館	"
	鈴 掛	5 日 19:55～ 9 日 12:00	116	289	"	"
	銭 神	6 日 6:00～ 9 日 12:00	34	126	町 民 体 育 館	"
	小 計		1,415	5,636		
迫 町	寺 志 田	5 日 8:30～ 6 日 12:00	1	5	民 家	口 頭
	山 ノ 神	5 日 10:00～ 6 日 9:00	1	4	"	
	小 計		2	9		
登米町	道 場(下 り 松)	5 日 19:00～ 6 日 8:00	2	10	老人福祉センター	口 頭
米山町	六 軒 屋 敷	5 日 13:00～ 6 日 7:00	2	11	公 民 館	"
河南町	代 官	5 日 12:00～ 6 日 18:00	3	9	須江定住センター	
鳴瀬町	新 田	5 日 18:50～ 5 日 21:15	29	143	鳴瀬町中央公民館	防災無線
	西 福 田 ・ 下	5 日 18:50～ 5 日 21:15	46	225	"	"
	小 計		75	368		
女川町	宮 ケ 崎	5 日 9:00～継続中	4	16	親 戚 等	口頭及び文書
計	5 市 13 町		3,505			

2) 避難勧告

市町村名	場 所 (地区名)	時 間 (発令～解除)	対 象 世帯数	対 象 人 員	避 難 施 設 等	伝達手段
白 石 市	福 岡(八 宮)	5 日 9:24～ 5 日 12:00	30	100	八宮生活センター 深 谷 公 民 館	広 報 車
多賀城市	高 崎	5 日 11:15～ 5 日 23:45	134	492	高 崎 集 会 所	拡声機による広報
	東 田 中	5 日 13:00～ 5 日 23:45	318	1,088	東 田 中 集 会 所	"
	八 幡 橋	5 日 13:41～ 5 日 23:45	1,171	3,660	八 幡 保 育 所 他	"
	桜 木	5 日 14:05～ 5 日 23:45	1,077	3,531	天 真 小 学 校 他	"
	東	5 日 14:30～ 5 日 23:45	218	695	"	"
	小 計		2,918	9,466		
泉 市	七 北 田 字 川 原	5 日 8:20～ 7 日 17:00	1	4	泉 市 役 所	口 頭
	上 谷 川 字 丸 山	5 日 9:30～ 8 日 18:00	3	13	上谷刈生活センター	"
	東 黒 松	5 日 12:00～ 7 日 17:00	1	4	隣家・民生委員宅	"
	山 の 寺 一 丁 目	5 日 9:00～ 7 日 17:00	2	7	希望ヶ丘集会所他	"
	小 計		7	28		

市町村名	場 所 (地区名)	時 間 (発令～解除)	対 象 世帯数	対 象 人 数	避難施設等	伝達手段
岩 沼 市	志 賀 上	5日 5:05～ 6日 18:00	1	5	志 賀 集 会 所	電話・口頭
	早 股 中	5日 8:15～ 5日 18:00	67	307	市 民 会 館 等	"
	早 股 分	5日 8:15～ 5日 18:00	71	344	"	"
	押	5日 8:15～ 5日 18:00	123	547	"	"
	小 計		262	1,203		
村 田 町	村 田 字 塩 内	5日 16:00～ 5日 17:00	15	68	村 田 幼 稚 園	広 報 車
	村 田 字 石 生	5日 4:00～ 5日 17:00	2	8	上 町 集 会 所	電話・口頭
	沼 辺 字 寄 門	5日 7:00～ 5日 20:00	8	48	民 家	"
	菅 生 字 北 根	5日 19:00～ 5日 17:00	30	180	菅 生 地 区 公 民 館	広 報 車
	小 計		55	304		
川 崎 町	青 根	5日 10:30～ 5日 16:00	6	18	近 隣 の 民 家	口 頭
	小 松 倉	5日 10:30～ 5日 16:00	1	3	"	"
	小 計		7	21		
山 元 町	浅 生 原	5日 5:00～ 5日 10:00	24	108	山 下 公 民 館	広 報 車
利 府 町	森 郷 郷	5日 7:45～避難指示へ	25	70	森 郷 公 民 館	広 報 車・有線
	町 加 瀬 ・ 利 府	5日 9:15～ 5日 15:00	200	500	利 府 町 公 民 館	"
	沢 沢 乙	5日 10:45～ 5日 15:00	20	50	沢 乙 公 民 館	"
	小 計		245	620		
大 和 町	砂 金 沢	5日 8:15～ 5日 19:37	44	261	鶴 巣 小 ・ 中 学 校	口 頭
	下 検 和 田	5日 7:55～ 5日 20:10	41	252	落 合 ふ る さ と セ ン タ ー	"
	三 ヶ 内	5日 9:37～ 5日 20:20	51	264	民 家	"
	小 計		136	777		
大 鷲 町	鷲 中 鷲 川	5日 8:15～ 7日 17:00	7	30	鷲 崎 生 活 セ ン タ ー	広 報 車・口頭
	上 手 崎 ・ 三 十 丁	5日 8:15～ 7日 17:00	103	470	粕 川 小 学 校	"
		5日 8:15～ 7日 17:00	34	180	明 星 中 学 校	"
	小 計		144	680		
松 山 町	駅 前	5日 15:50～ 5日 19:05	231	716	町 民 体 育 館	広 報 車
	長 尾	5日 15:50～ 5日 17:50	115	508	地 区 内 の 高 台	"
	新 田	5日 15:50～ 5日 17:50	67	286	"	"
	須 摩 屋	5日 15:50～ 5日 17:50	118	551	松 山 小 学 校	"
	小 計		531	2,061		
小 牛 田 町	桜 木	5日 5:40～ 6日 0:00	10	37	小 牛 田 町 公 民 館	広 報 車・チラシ
	蜂 谷 森	5日 3:50～ 5日 17:00	24	90	山 前 集 会 所	広 報 車
	小 計		34	127		
南 郷 町	谷 地 中 植 鹿	5日 21:16～ 6日 5:00	7	35	地 区 集 会 所	各 戸 訪 問 口 頭
豊 里 町	旧 北 上 川 堤 外 地	6日 4:54～ 7日 10:00	1	5	本 地 川 前 地 区	口 頭
	上 町 裏	6日 4:50～ 7日 10:00	1	4	集 落 セ ン タ ー	"
	小 計		2	9		
氷 山 町	六 軒 屋 敷	5日 11:30～避難指示へ	2	11	公 民 館	口 頭
河 北 町	福 地	5日 8:00～ 6日 15:00	1	4	親 類 宅	口 頭
女 川 町	大 石 原	5日 9:00～ 継続中	4	15	集 会 所 等	口 頭
牡 鹿 町	寄 磯	5日 16:15～ 6日 17:00	2	10	各 世 帯 の 漁 業 倉 庫	口 頭
	鮎 川	7日 12:00～ 13日 13:00	1	2	大 家 水 産 宿 舎	口 頭・文書
	小 計		3	12		
志 津 川 町	大 森	5日 10:00～ 6日 15:00	2	5	大 森 郡 落 公 民 館	口 頭
津 山 町	柳 津 元 町	5日 16:00～ 6日 8:00	185	559	特 養 老 人 ホ ー ム 柳 風 園	口 頭
計	4 市 16 町		4,955	16,145		

3 救助活動

(1) 自衛隊の活動

県は4日20時40分、宮城県全域に対する大雨・洪水警報が発表されると直ちに陸上自衛隊に河川の増水・氾濫、崖崩れ等被害情報を刻々通報し、万が一の災害派遣要請に備えて緊密な連絡体制をとった。

自衛隊では5日5時30分に災害情報所を開設し、災害情報収集に当たり、隊員全員の勤務を命じ、派遣準備指示を行った。

まず最初に、柴田町西船迫地区の水道管が破損し、避難先である柴田町コミュニティセンターへの送水が不能になったため柴田町長からの要請依頼に基づき、5日7時30分陸上自衛隊第二施設団（宮城南隊区担当部）に対し、給水支援の要請を行い自衛隊の災害派遣活動が開始された。これを皮切りにして市町村からの災害派遣依頼があいつぎ、これに基づき県も矢継ぎ早に自衛隊に対し、災害派遣要請を行った。自衛隊は豪雨が降りしきり、交通が各地で寸断されているなか、人命救助活動、水防活動などに全力を挙げて活動を展開した。

5日8時20分には角田市佐倉地区と岩沼市西砂押地区の阿武隈川堤防の決壊の恐れが生じたため、同じく陸上自衛隊第二施設団に対し、水防支援の災害派遣を要請した。

また、鹿島台町長からの依頼に基づく水防支援要請に対し、陸上自衛隊第二十二普通科連隊（宮城北隊区担当部）では、5日9時30分役場内に偵察連絡隊員（4人）を派遣し、情報連絡体制を整えたうえで志田谷地地区住民の救出・救助活動を積極的に実施した。

なお、航空自衛隊第四航空団及び陸上自衛隊東北方面航空隊の大型及び中型ヘリコプターは志田谷地等孤立地区住民の空からの救助に大きな威力を発揮した。

自衛隊の災害派遣人員は延べ568人に達し、車両72両、ヘリコプター4機、ボート13隻など4市4町にわたる水防活動、人命救助、給水支援、状況偵察などの積極的な活動は、民生の安定と応急復旧対策の促進に大きく貢献した。

その他の派遣要請及び出動状況は次のとおりである。

表3-7 自衛隊派遣要請一覧

市町村名 (地区名)	派遣要請先	派遣要請 日 時	撤収要請 日 時	派遣 人 員	資 機 材	要請目的	機 害 状 況
柴田町 西船迫	陸上自衛隊 第二施設団	8月5日 7時30分	8月5日 9時30分	2	給水車 1両	給水支援	西船迫地区の住民113人が避難している柴田町コミュニティセンターが水道管破損により断水した。
角田市 佐倉	陸上自衛隊 第二施設団	8月5日 8時20分	8月5日 16時15分	92	車 輛 10両	水 防	阿武隈川左岸の堤防から水が浸透し始め決壊の恐れが生じた。
岩沼市 西砂押	陸上自衛隊 第二施設団	8月5日 8時20分	8月5日 16時40分	37	車 輛 5両	水 防	砂押地区の阿武隈川の増水により、堤防がえぐられ決壊の恐れが生じた。
大和町 落合	陸上自衛隊 第二十二普通科連隊	8月5日 9時00分	8月5日 17時00分	90	車 輛 10両	水 防 人命救助	落合地区の吉田川左岸が増水し、越水寸前の状態にある。水防団が出動しているが、決壊の恐れが生じている。また、下松和田地区の寝たきりの老人を大衡村の七峰荘(特別養護老人ホーム)へ搬送する必要が生じた。
柴田町 剣水他	陸上自衛隊 第二施設団	8月5日 10時17分	8月5日 17時40分	37	車 輛 6両	人命救助 水 防	排水路の溢水により剣水地区住民56人が孤立し、家屋に取り残されている。また、土手内地区の白石川が、増水し、決壊の恐れが生じている。
角田市 神二郎	陸上自衛隊 第二施設団	8月5日 11時05分	8月5日 12時45分	12	車 輛 2両 ボート 1隻	人命救助	排水能力を超える増水のため、15戸が床上浸水し、地区住民40人が家屋に取り残された。
鹿島台町 志田谷地	陸上自衛隊 第二十二普通科連隊	8月5日 11時10分	8月6日 16時00分	197	車 輛 23両 ヘリコプター(中型) 3機 ボート 4隻	人命救助	吉田川左岸の堤防決壊により、地区住民約1,000人が堤防や家屋に取り残されている。
塩釜市新浜 二丁目他	陸上自衛隊 第二十二普通科連隊	8月5日 11時10分	8月5日 16時00分	17	車 輛 3両 ボート 2隻	人命救助	新浜二丁目、杉の入地区で排水能力を超える増水のため、46戸が床上浸水して地区住民約200人が家屋に取り残されている。
多賀城市 榎木他	陸上自衛隊 第二十二普通科連隊	8月5日 11時10分	8月5日 23時20分	10	車 輛 2両、ボート 2隻 毛 布 361枚	人命救助	八幡一丁目、桜木地区の排水路の溢水により、2地区住民合計117人が家屋に取り残されている。
鹿島台町 志田谷地	航空自衛隊 第四航空団	8月5日 12時34分	8月5日 17時15分	12	ヘリコプター(大型) 1機	人命救助	吉田川左岸の堤防決壊により、地区住民約1,000人が堤防や家屋に取り残されている。
鳴瀬町 西福田	陸上自衛隊 第二十二普通科連隊	8月5日 17時00分	8月6日 0時30分	56	車 輛 10両 ボート 2隻	水 防	西福田十階松地区の鞍坪川が増水し、消防団が出動しているが決壊の恐れが生じている。
角田市 鳩原	陸上自衛隊 第二施設団	8月6日 4時00分	8月6日 11時00分	6	車 輛 1両 ボート 2隻	状況偵察	阿武隈川右岸の堤防決壊により鳩原地区の住民54世帯261人が孤立し、市、警察、消防と孤立住民の連絡のため、ボートによる支援が必要となった。
計 12地区				568	車 輛 72両、給水車 1両 ヘリコプター(中型)3機、ボート13隻 " (大型)1機、毛布 361枚		



自衛隊の水防活動（阿武隈川）（岩沼市）

(2) 警察の活動

県警察本部では、8月23日までの19日間にわたり、延べ4,065人の警察官を動員、総力を挙げて被害実態の把握、被災者の救出・救助、避難誘導、被害地区の警戒と防犯活動、交通対策等の諸活動を実施し県民の安全確保に努めた。

① 鹿島台町での活動

吉田川の堤防決壊で壊滅的被害を受けた鹿島台町を所轄する古川警察署では、署長を本部長とする現地災害警備本部を鹿島台派出所に設置し、機動隊の応援を得て、被災者の救出・救助、避難誘導に当たり、消防、自衛隊と協力して、延べ486人を救助した。

なかでも、舟艇の活用による救助活動を積極的に展開し、

ア) 8月5日17時55分頃、志田谷地内の吉田川で、小舟で漂流し救助を求めている男性を警戒中の機動隊が発見、激流の中を舟艇で男性と小舟を曳航し救助した。

イ) 8月5日21時ころ、浸水した内ノ浦地区の住民から、寝たきりの老夫婦が救助を求めているとの通報があり、機動隊と消防が連携して救助し、鹿島台国保病院に収容した。

ウ) 8月7日16時ころ、浸水した福芦地区において、機動隊が急病人発生との通報を受理し、急病人（幼児1歳）を舟艇で収容、病院に搬送した。

② その他

8月5日、機動隊1個小隊及び機動警察隊1個小隊は、阿武隈川や白石川の増水危険箇所に出動して、増水のための堤防の補強、警戒活動に従事し、特に機動隊は、阿武隈川の堤防補強を消防団と協力して実施し、市民の人心安定に活動した。



警察の救助活動（鹿島台町）

(3) 消防の活動

① 災害救助法適用市町における活動状況

〈仙台市〉

仙台市においては、5日5時15分ころ、仙台市荒浜地内の元仙台営林署グラウンド北側にある北貞山運河左岸が溢水する危険状態となり、消防職員4人、消防団員100人が5時31分に出動し、土のう積工法による応急対策を実施したのをはじめとして、消防局のほとんどの各署、各分隊が出動し、崖崩れ、河川の増水、決壊等により倒壊した家屋や土砂の撤去、地区住民の救出・救助活動あるいは避難誘導等を行った。消防団にも出動指令を出し、災害現場における水防工法、救出・救護活動、避難誘導等懸命の活動が行われた。

特に5日6時10分ころ、仙台市藤塚地内名取川左岸閑上大橋下流20mの地点の堤防表のりが約20mにわたって崩壊し、裏のり2か所に亀裂が生じたため、消防職員10人、消防団員100人を動員して捨て土のう工法、シート張り工法による応急復旧作業を実施した。

更に、6時38分頃、仙台市鷺ヶ森二丁目13、14番地内において、住宅地の急斜面で幅50m、高さ10mにわたり崖崩れが発生したため、付近の18世帯に対し避難指示を行い、避難誘導するとともに消防職員19人、消防団員10人を動員し、シート張り工法を行うなど応急対策を実施した。

また、10時ころ仙台市福室字小内田地内の七北田川左岸で堤防表のりが約300mにわたりえぐられ、更に裏のり約10か所が漏水したため消防職員4人、消防団員42人を動員し、地区住民120人の協力によりシート張り工法や土のう積工法により補修を施した。

これらの出動も含め出動延べ件数313件に達し、消防職員出動延べ人員1,459人、消防団

員出動延べ人員 1,839 人にのぼった。しかし被害が市内全域に及んだため、被害の実態把握が困難であったり、水防資機材等の不足や内水氾濫により各地で道路が寸断されたことなどによりその活動は困難を窮めた。

〈塩釜市〉

大雨洪水注意報に伴い、警戒体制を敷くとともに 4 日 14 時 50 分から 5 日 20 時にかけて広報車により市内全域にわたり家屋の浸水、崖崩れ等の注意を呼びかけると同時に被害把握と警戒に当たった。

5 日 3 時 30 分には低地帯にある塩釜市新浜町二丁目と杉の入一丁目が内水により氾濫し、地区住民が家屋に取り残されたため折りたたみ式アルミボート等を使用して 32 人を救助し、15 時には尾島町内の地区住民 5 人を救出した。

また、塩釜市庚塚 194 地内の民家の裏山で、5 日 3 時ころ高さ 10 m、幅 12 m にわたり崖崩れが発生し、シート張り工法で応急措置を講じたのをはじめ、塩釜市花立町 3-2 地内等での崖崩れの発生に伴い土砂流出を防止するため土のう積（75 袋）により応急対策を実施した。

更に、これら崖崩れや住家浸水により LP ガス等の配管がはずれるなどの被害が多発し、ガス検知器でのガス漏れ測定や元栓の閉止等を実施したが、電話回線の不通によりこうした被害状況等の把握は困難を窮めた。

出動延べ人員は、消防職員 117 人、消防団員 360 人であった。

〈名取市〉

4 日 21 時から消防車（査察車）等により、一級河川名取川及び増田川の流域を中心に河川の増水状況、道路の冠水等警戒に当たり、消防団長も消防本部に詰めて消防本部との密接な協力のもとに消防団の指揮に当たった。

5 日 6 時には床上浸水により家屋に取り残された地区住民 3 人を救助艇により救助したほか名取市本郷六軒地区で 2 人、名取市北釜地区で 17 人を救助した。

被害の拡大に伴って各地区での水防活動や浸水している町内各地の排水作業等懸命な復旧活動を行ったが、資機材輸送のためのトラックや人員輸送のためのマイクロバスが緊急車両でないため交通渋滞時にスムーズに出動できず、また、各地で道路が寸断されたこと等により消防機関の現場への出動が困難となった。このため、消防団は各地域の実態に応じ、副団長、分団長等の指揮者の判断によりそれぞれ活動を展開した。

6 日 15 時 34 分には家屋の浸水により孤立した名取市小塚原地区の住民 4 人を救助艇により救出し避難先まで搬送した。

7日には、被害箇所の応急復旧を行うとともに浸水家屋の排水作業を実施した。

出動延べ人員は、消防職員 120 人、消防団員 524 人である。

〈角田市〉

5日3時、仙南地域広域行政事務組合消防本部は管内各消防署職員全員に対する非常招集を行い、これを受けた角田消防署は、直ちに職員全員による警戒や住民に対する広報と被害の実態把握に努めた。この非常招集に前後して市や消防署に被害情報が頻繁に入るようになり、5日2時45分、火災専用電話により角田市横倉字左関地内で住宅6戸が床下浸水との通報があったのをはじめとして、道路の冠水や河川の溢水、家屋の浸水等次々に通報が入りはじめその対応におわれた。

このため、各地の電話回線が輻輳状態となって、被災地との連絡が困難となり、道路の冠水等により陸路での情報収集も不十分な状況になるなど災害の実態把握が困難になったので、現場での応急復旧は各地域の実態に応じ団長、副団長、分団長の判断によりそれぞれ活動を展開した。

5日5時18分には角田市小田字赤生地内の溜池が溢水状況になったため麻袋(100袋)により土のう積工法を実施した。

5日5時40分、角田市佐倉地内の一級河川阿武隈川左岸堤防に亀裂が生じ、決壊の恐れが生じたため、土のう積工法等水防資機材搬送に困難をきたしながらも阿武隈川を中心に各地で懸命の応急対策を実施したが、11時05分極めて危険な状態になったため避難広報と避難誘導を実施した。

また、5日6時10分には角田市神次郎中田地区で住宅8棟、アパート(2世帯居住)が軒下50cm位まで浸水して孤立した住民40人を、10時45分には角田市野田地区の住民32人を救助したほか崖崩れ発生やLPガス漏れ事故等の応急対策を実施した。

出動延べ人員は、消防職員 52 人、消防団員 946 人である。

〈多賀城市〉

4日、多賀城市全域にわたり消防署の広報車(望楼、拡声器)により崖崩れ及び浸水注意を呼びかけ警戒を行うとともに被害調査を実施した。

5日15時ころ多賀城市下馬一丁目地内で民家の岩塀(長さ10m、高さ3m)が倒壊し、出窓部分を押しつぶし柱2本でささええている状況であったため補強作業を実施したほか、市内各地の低地で浸水、崖崩れ等の被害が続発し、消防団にも出動命令が出され崖崩れ箇所の応急措置と排水路等の溢水に伴う応急作業を実施した。

また、消防署では危険区域住民の避難誘導、低地のため浸水し、孤立した住民の救助等

を実施した。救助した地区住民は7地区46人に達した。

出動延べ人員は、消防職員99人、消防団員228人である。

〈岩沼市〉

4日、阿武隈川の流域を中心として岩沼市全域を消防車等により、河川の増水状況、崖崩れ、道路の冠水等被害の調査を実施するとともに警戒に当たった。

4日23時30分ころ岩沼市三色吉地内の稲荷山用水路左岸が溢水したため家屋の浸水があり、消防職員30人、消防団員66人を動員して15mにわたり積土俵工法で応急復旧を図った。

被害は、降雨が激しくなるにつれて拡大していったが、多くは堤防の越水、堤防の損壊等河川（水防出動6箇所、出動土砂運搬車両57台、重機等）に集中した。

中でも阿武隈川に係る被害が大きく、5日8時15分、岩沼市早股字砂押地区内の堤防の損壊や家屋の浸水のため地区住民262世帯1,203人に避難勧告を出し、同時に消防職員により避難広報と避難誘導が行われた。8時24分には決壊の恐れが生じたため消防職員31人、消防団員224人が出動し、陸上自衛隊第二施設団と連携を取りながら抗打土留め柵工、シート張り工等4種類の工法作業を延長28mにわたって実施した。出動については、道路の冠水及び破損等のため車両の通行が不可能の状態であり、現場への人員輸送、資機材の運搬等非常に困難であったが懸命の応急復旧活動が展開された。

出動延べ人員は、消防職員103人、消防団員519人である。

〈柴田町〉

5日3時、仙南地域広域行政事務組合消防本部の指令に基づき柴田消防署職員全員を非常招集し、町内全域にわたって被害状況の把握を行うとともに警戒に当たった。

5日4時30分、柴田町西船迫地区27世帯に、8時20分、下名生地区10世帯に対しそれぞれ避難指示が出されたことに伴い、避難広報を行ったほか内水氾濫に起因する家屋の浸水により柴田町海老穴地区で地区住民15人、船岡字松並地区で10人、北船岡一丁目地区で4人、上名生字横橋地区で8人がそれぞれ孤立したため、救助活動や避難先までの誘導を行った。

また、河川の増水等に伴う水防活動が各地区で展開され地区住民、消防団及び防災関係機関が一体となって応急復旧作業が実施された。

特に、5日8時30分には柴田町下名生八幡地内の阿武隈川左岸ののり面2か所が崩壊(5m)し、決壊の恐れが生じたため消防職員、消防団員(50人)が地区住民と一体となり、簗止工法を行い応急復旧に努めた。

一方柴田町内を流れる五間堀川についても溢水や決壊等の恐れなどの被害があいつぎ、消防団員 203 人が出動し水防活動を展開した。

5 日 9 時 10 分には柴田町船岡字下名生西田地区で 3 箇所により堤防の決壊(121 m)があり、直ちに水防資機材を運搬し、消防団員(600 人)と地区住民が連携を取りながら応急復旧に努めたのをはじめとして、五間堀川では 5 地区 12 箇所にわたり水防活動を展開した。

出動延べ人員は、消防職員 47 人、消防団員 670 人であり、地区住民の積極的な活動と協力があつた。



消防の救助活動(柴田町)

〈丸森町〉

5 日 3 時に消防職員全員を非常招集し、道路の冠水、崖崩れ等の警戒を行った。

消防職員及び消防団員の出動は 5 日に集中しており、崖崩れや浸水に伴う住民の避難広報や誘導、応急復旧作業を実施した。

特に、5 日 7 時 25 分には、丸森町大張川字銅谷地内で民家の裏山が高さ 70 m、幅 20 m にわたり崖崩れが発生し、懸命の救助活動が行われたが 62 歳の女性が遺体で発見された。応急対策としては、パワーショベル等の重機を使用して推積土砂の除去作業や泥水の防止作業を行った。

その後も他の地区においての救助活動や避難広報、資機材の搬送など応急対策活動を行った。

出動延べ人員は、消防職員 33 人、消防団員 768 人である。

〈亘理町〉

4日23時から河川の増水、崖崩れ、土砂崩れ等危険箇所の警戒と地区住民への広報活動を実施した。

5日になると被害状況に関する情報及び火災専用電話での通報が続々と入りはじめたため、消防団への出動命令を出し、危険区域住民の避難誘導、河川の氾濫により孤立した住民の救助（5地区11人を救助）活動を実施した。

出動延べ人員は、消防職員61人、消防団員630人である。

〈松島町〉

5日、吉田川、高城川堤防の決壊の恐れや家屋の浸水のため3地区551世帯2,476人に対し、避難指示が出されたことに伴い消防団にも出動命令が出され、避難広報と避難誘導や危険区域の警戒に当たったほか水防活動等懸命の応急復旧対策を行った。

また、5日18時10分松島町幡谷字西品井沼地内にある志田谷地排水機場内屋外タンク貯蔵所からA重油3,000lが流出したため、消防職員によりオイルフェンスを張り、流出油の拡散防止及び漏油回収作業を行った。

出動延べ人員は消防職員73人、消防団員759人である。



消防団の水防活動（松島町）

〈鹿島台町〉

鹿島台町を管轄とする大崎地域広域行政事務組合消防本部では5日4時10分、第一次非常配備を発令し、職員の増強を図り警戒及び被害調査を行った。11時15分には第二次非常配備体制に移行し、鹿島台町に対する配備人員の増強を図った。また、消防団についても全員を非常招集し、各地区での水防活動等応急対策の強化を図った。

8時55分、吉田川の増水、氾濫、決壊等のため流域全地区に避難指示が出され地区住民への避難誘導を行った。また、消防本部では逃げ遅れた住民の救出についても全力を挙げて行い、アルミボート等を使用して388人を救助した。

町全域が浸水している状態の中、地元消防本部や消防団、防災関係機関など懸命の応急

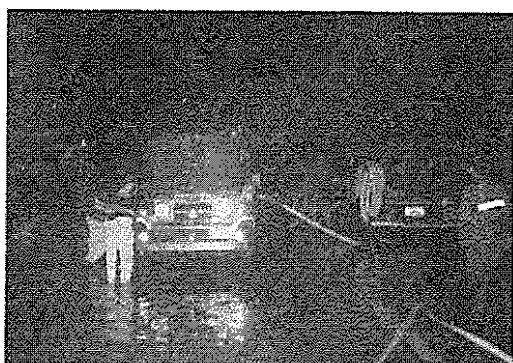
対策を講じたが、人員の不足や疲労により作業に困難を窮したため、他市町村の消防団の応援を要請し、1市20町1村延べ47日人員960人にのぼる消防団員がかけつけ救護活動や炊き出し、給水、水防活動等積極的な作業が実施された。

農地の冠水や家屋の浸水等が解消した13日以降についてもゴミの収集、災害家屋の後始末、援助物資輸送、防疫対策、し尿処理等献心的な応援活動があった。

消防出動延べ人員は、消防職員92人、消防団員3,400人である。

② その他の地域における活動状況

その他の地域において活動した消防職・団員は次のとおりである（災害救助法適用市町含む）。



消防ポンプ車を使用した排水作業（名取市）



懸命の救助活動（鹿島台町）

表 3-8 台風第 10 号大雨洪水災害に伴う消防職員及び消防団員の出勤延人員調べ（単位：人）

市町村名	消防職員	消防団員	備 考	市町村名	消防職員	消防団員	備 考
仙 台 市	1,456	1,839	大崎より7名含む。	鳴 子 町	0	61	
石 巻 市	83	616		涌 谷 町	0	722	
塩 釜 市	117	360		田 尻 町	0	300	
古 川 市	0	798		小牛田町	8	382	
気仙沼市	159	1,010		南 郷 町	0	367	
白 石 市	32	1,300		築 館 町	17	341	
名 取 市	120	524		若 柳 町	8	754	
角 田 市	52	946		栗 駒 町	0	130	
多賀城市	99	228		高清水町	0	20	
泉 市	282	65		一 迫 町	0	208	
岩 沼 市	103	519		瀬 峰 町	0	202	
蔵 王 町	24	266		鶯 沢 町	0	3	
七ヶ宿町	12	128		金 成 町	0	45	
大河原町	228	288		志波姫町	0	150	
村 田 町	30	250		花 山 村	0	0	
柴 田 町	47	670		迫 町	0	450	
川 崎 町	17	144		登 米 町	9	60	
丸 森 町	33	768		東 和 町	0	29	
亘 理 町	61	630		中 田 町	4	190	
山 元 町	33	800		豊 里 町	3	230	
秋 保 町	0	30		米 山 町	10	380	
松 島 町	73	759		石 越 町	23	223	
七ヶ浜町	29	239		南 方 町	33	400	
宮 城 町	16	216		河 北 町	10	700	
利 府 町	44	100		矢 本 町	21	452	
大 和 町	87	419		雄 勝 町	16	223	
大 郷 町	27	589		河 南 町	6	685	
富 谷 町	17	21		桃 生 町	6	500	
大 衡 村	9	0		鳴 瀬 町	7	650	
中新田町	0	0		北 上 町	4	256	
小野田町	0	0		女 川 町	16	207	
宮 崎 町	0	0		牡 鹿 町	6	219	
色 麻 町	0	195		志津川町	42	350	
松 山 町	0	302		津 山 町	12	426	
三本木町	0	240		本 吉 町	32	300	
鹿島台町	92	3,400		唐 桑 町	30	151	
岩出山町	0	10		歌 津 町	21	241	
合 計				合 計	3,726	29,676	

第4章 災害応急対策

1. 県の対応

(1) 災害救助法の適用

〔災害救助法の適用〕

災害救助を所管する生活福祉部社会課において災害警戒本部が設置されると同時に待機体制をとり、各福祉事務所職員に対しても、事務所待機及び管内市町村との連絡体制の点検を指示した。

8月5日12時災害対策本部が設置されたので、同本部を通し、市町村の被害情報の収集に努め、吉田川が決壊した鹿島台町をはじめとして被害の甚大なる3市2町に同日いち早く災害救助法を適用した。

一部市町においては庁舎の浸水、電話の輻輳、道路の冠水による交通マヒなどから、被害状況が把握できず被害報告が得られなかったので、同日中の災害救助法の適用ができなかった。しかし、6日以降各市町の懸命の努力により、徐々に被害状況が判明したので、基準に達した市町から6日、7日の両日にわたって逐次、災害救助法の適用を決定した。これらの災害救助法適用市町においては、直ちに関係機関の協力のもとに緊急避難者の収容、応急仮設住宅の設置、炊出し、飲料水の供給など、法に基づく応急救助を実施した。

○災害救助法の適用状況

昭和61年8月5日	19時00分	仙台市
〃	19時00分	塩釜市
〃	19時00分	多賀城市
〃	19時00分	亘理町
〃	19時00分	鹿島台町
8月6日	10時00分	岩沼市
〃	10時00分	松島町
〃	15時00分	角田市
8月7日	10時30分	名取市
〃	10時30分	丸森町
〃	10時30分	柴田町

〔災害救助法適用期間の延長〕

今回の災害で特に甚大な被害を受けた鹿島台町においては、法に定められた期間内に救助を完了できなかったため、厚生省と協議のうえ、避難所設置、炊出し等について、最高4次にわたり8月29日まで期間を延長し、救助に万全を尽くした。

〔災害救助法に基づく救助〕

災害救助費は、災害救助法適用6市5町の繰替支弁費、県が支出した救助費及び事務費をあわせて、総額4,596万円（国庫負担対象額）にのぼった。

また、主な救助種目別の救助実施概要は、次のとおりである。

① 避難所の設置

8月5日から8月20日にかけて、6市5町で87か所で設置され、延29,481人の被災者が収容されたが、8月5日・8月6日にかけてのピーク時には10,057人が収容されている。

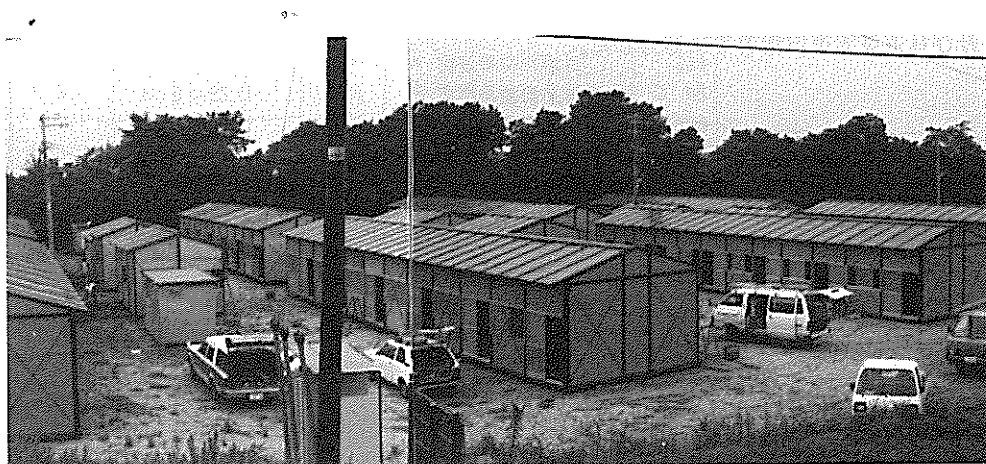
② 応急仮設住宅の建設

長期間の滞水により被害が甚大であった鹿島台町において、自力で仮設住宅の建設することが困難な町営住宅入居世帯を収容するため、48戸の応急仮設住宅を建設し、8月15日から9月11日にかけて入居措置を講じた。

③ 炊出し、その他による食品の給与

8月5日から8月21日にかけて、延16,115人、総食数49,325食、ピーク時には1日6,783人の被災者に炊出し等を実施した。

なお、自治会、婦人会、ボランティア等による自主的あるいは善意による炊出し等はこの数倍に及ぶものと推定される。



鹿島台商高跡地に建設中の応急仮設住宅

(飲料水の供給)

8月5日から8月14日にかけて、延7,231世帯の被災者に357.1tの飲料水を供給した。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

県において、8月5日から8月24日にかけて、延1,861世帯に被服、寝具等の生活必需品を給与した。

特に、8月5日から8月13日までのピーク時には、鹿島台町ほか6市町の実請を受け、毛布、衣類、日用品などの救助物資を備蓄分、緊急購入分合せ約23,600点を給与した。

また、一部市町において県の承認のもとに救助物資を若干、調達し給与したほか、県内外から寄せられた、善意の救援物資を被災世帯に給与した。

(学用品の給与)

教科書、文房具及びその他の学用品を小学校児童295人及び中学校生徒89人に対し給与した。

給与は、災害発生が夏休み期間中であったため、8月25日の登校日前後に実施した。

なお、被害が著しかった鹿島台町については、地元大崎町村会をはじめ近隣20市町村から、炊出し16,200食、飲料水230tの救援があった。

(2) 県内応援体制

① 県職員応援派遣状況

県は、今回の大雨洪水災害による河川の堤防の決壊、破堤等により長期間にわたり、家屋、農地等が浸・冠水した鹿島台町をはじめとする38市町に対し応援要員として、保健衛生関係技術職員、農業関係技術職員、林業関係技術職員等を派遣し、防疫対策、営農指導及び林道災害復旧指導等に努力した。

表4-1 県職員応援派遣状況

応援先	期 間	延日数	応 援 内 容	延人員	備 考
仙 台 市	8月6日	1	林業関係技術職員	1	
石 巻 市	" 9日	1	"	1	
気仙沼市	{ " 11・15日 9月9・17日	4	"	7	
白 石 市	8月14・15・19日	3	"	8	
名 取 市	" 7・12日	2	"	2	

応援先	期 間	延日数	応 援 内 容	延人員	備 考
角 田 市	〃 15・16・19日	3	〃	人 10	
岩 沼 市	8月7・12・26日	3	林業関係技術職員	3	
蔵 王 町	〃 13日	1	〃	3	
七ヶ宿町	〃 14・20日	2	〃	4	
村 田 町	〃 12日	1	〃	4	
柴 田 町	〃 13日	1	〃	4	
川 崎 町	{ 〃 12・18日 9月8日	3	〃	7	
丸 森 町	8月5・8・13～16日	6	〃	21	
亘 理 町	〃 15・25・26日	3	〃	3	
山 元 町	〃 8・12日	2	〃	2	
松 島 町	〃 15～21日	7	農業関係技術職員	14	営農対策本部営農相談所 設置
宮 城 町	〃 13・19日	2	林業関係技術職員	2	
利 府 町	{ 〃 12・13日 9月10日	3	〃	4	
大 郷 町	{ 8月12日 9月10日	2	〃	3	
〃	8月21日～9月19日	30	農業関係技術職員	50	災害農事相談所設置
富 谷 町	8月9・14日	2	林業関係技術職員	2	
小野田町	{ 〃 6・15日 9月19日	3	〃	5	
宮 崎 町	〃	3	〃	3	
色 麻 町	8月7・11日	2	〃	2	
松 山 町	{ 8月7・18日 9月18日	3	林業関係技術職員	4	
鹿島台町	8月5～16日	12	保健衛生関係技術職員	290	大崎保健所防疫対策 現地本部設置
〃	〃 11～30日	20	農業関係技術職員	53	災害対策農事相談所設置
〃	〃 7～25日	19	古川地方県事務所職員	42	災害対策本部古川地方支部 現地対策室設置
〃	〃 〃	〃	〃 福祉事務所職員	144	
〃	〃 5～25日	21	〃 家畜保健衛生所職員	65	
〃	〃 9～25日	17	〃 土地改良事務所職員	125	
〃	〃 7～25日	19	〃 土木事務所職員	38	
〃	〃 〃	〃	〃 教育事務所職員	14	
涌 谷 町	{ 8月11日 9月24日	2	林業関係技術職員	2	
田 尻 町	{ 8月7・11・14日 9月18日	4	〃	5	
栗 駒 町	8月6・7・24日	3	〃	3	
一 迫 町	{ 8月6日 9月5・16日	3	〃	3	
東 和 町	{ 8月9日 9月11日 10月6日	3	〃	3	

応援先	期 間	延日数	応 援 内 容	延人員	備 考
河 北 町	{ 8月7・14・19・27日 9月16日 10月1日	6	〃	11	
雄 勝 町	{ 8月11・26日 9月17日	3	林業関係技術職員	5	
北 上 町	{ 8月11・20日	2	〃	2	
女 川 町	{ 〃 8・13・20日 〃 9月8日	4	〃	9	
志津川町	{ 8月8・11・14日 9月18日 10月8日	5	〃	10	
津 山 町	{ 8月14・23日 9月18日 10月7日	4	〃	8	
本 吉 町	{ 8月15・21日 10月7日	3	〃	5	
唐 桑 町	{ 8月22日 9月17日	2	〃	4	
計		283	—	1,010	—

② 市町村間の応援状況

今回の台風第10号大雨洪水により甚大な被害を受け災害救助法の適用があった市町のうち、仙台市、多賀城市、鹿島台町に対し、県内2市21町1村から応急復旧作業や救護、炊き出し、給水活動等のため、消防団員、市町村職員等の応援があった。

表 4-2 市町村間における応援状況

応援を うけた 市 町	応援した 市 町 村	・ 応 援 内 容																延日数	延台数	備 考								
		消防団員		市 町 村 職 員																延日数	延台数	車両内訳	給水車	パッキンカー				
		延日数	延人員	延日数	延人員	人 員 内 訳																						
						技 術	炊き出し	給 水	ゴミ収集	物資輸送	防 疫	調査連絡	し尿処理	その他														
仙 台 市	泉 宮 市 町		2	2	17							5		11	8													
多賀城市	泉 七ヶ浜町																4	9				9						
	大 船 町																1	1				1						
																	2	2				2						
	古 川 市	3	60	9	40	4	10	16	6			4				6	8				8							
	保 原 町	1	20																									
	松 島 町	8	110	9	35			35								6	6				6							
	大 和 町	1	20																									
	大 郷 町	3	130	3	7			20			10					3	3				3							
	大 谷 町			2	4			4								5	6				6							
	大 衛 村	1	20	4	4			4								2	2				2							
	中 野 町	2	40	5	5	2		3								2	2				2							
	小 野 町	2	40	4	5	2			3								2	2				2						

鹿島台町	宮崎町	2	40	4	10	2			4					4	2	2	2	
	色丹町	2	40	6	11	2			6					1				
	松山町	3	60	9	87	3	35	8	33			2		5	6	6	6	
	三本木町	3	60	8	40	3		3	13	19		2			3	3	3	
	雲出山町	2	40	4	12	1			9			2			2	2	2	
	鴨子町	2	40	7	15	1			3			2			3	6	6	
	涌谷町	3	60	9	31	2	10	3	12			4			3	3	3	
	田尻町	3	60	7	43	2	15	17	5			2		2	5	5	5	
	小午田町	3	60	10	102	2	55	4	12	18	2	2		7	4	4	4	
	南郷町	3	60	11	153	2	96	16	1	17		11		10	6	6	6	
	高清水町			1	2			2							1	1	1	
	潮峰町			1	1			1							1	1	1	
計	2市21町1村	47	960	124	662	26	224	132	107	54	18	31	19	29	70	80	68	12

(3) 医療及び防疫活動

8月5日に県災害対策本部が設置されると同時に、防疫関係課と防疫対策について協議を行い、8月7日に保健所に対し防疫活動における留意事項について指示した。その項目は、次のとおりである。

- ① 緊急医療対策について
- ② 非常災害用医薬品等の供給について
- ③ 食品衛生対策について
- ④ へい獣の処理対策について
- ⑤ 水道事業体に対する指示事項について
- ⑥ し尿・ごみ処理対策について
- ⑦ 集団給食施設への対応について

県災害対策本部が設置されている間、各保健所からの防疫活動状況について、報告を求め、関係課と連絡調整を行い、応援体制等必要な事項について各保健所に指示を行った。また、報道機関や保健所、市町村を通じて、伝染病や食中毒発生防止のための広報に努めた。

各保健所は、県災害対策本部が設置されると同時に防疫活動に入り、8月7日の部長通知を受け防疫対策の徹底を図った。

特に、鹿島台町の被害が甚大であったことから、大崎保健所は、防疫対策本部を次の要領で設置した。

- ① 設置日時 昭和61年8月8日 10時30分
- ② 設置場所 大崎保健所（現地本部 鹿島台町立第一小学校）
- ③ 組織及び事務分掌



大崎保健所では、鹿島台町と一体となって市町村会、古川市医師会等と連絡をとり、さらに関係機関等の応援を得て防疫活動を実施した。各班の活動状況は次のとおりである。

消毒班——8月9日まで水が引かなかったため、希望者に消毒薬を配布していたが、8月10日からは水の引いた地区から順次消毒を実施し、8月15日までに消毒要請のあった1,319世帯の消毒を完了した。

広報情報班——8月9日から8月16日まで伝染病、食中毒予防の注意及び住民の生活状況の確認を実施した。

獣疫班——8月8日から8月16日までに牛豚等140頭のへい死獣畜の処理を実施した。

検病班——8月6日から8月19日まで避難場所において被災者の健康観察、衛生教育等を実施し、8月10日から検病調査を、8月13日から有症調査を開始し、検病調査は1,149世帯、有症調査は延べ177人実施した。

食品班——延べ100施設の食品営業施設に立入り、汚染食品の廃棄及び施設の衛生保持等について指導するとともに、集団給食施設、避難所等で食品の取扱いについて指導した。

環境班——水道の給水支援体制や廃棄物処理対策について指導するとともに、生水等の取扱い、水道の残留塩素の測定、浄化槽、コミブラ（団地内汚水処理施設）等の調査及び指導を実施した。

大崎保健所では、浸水世帯等の消毒が完了したこと、検病調査・有症調査等で伝染病を疑わせる者がいないこと、断水地区がなくなり飲料水も十分確保できるようになったこと、し尿・ごみ等の処理もほぼ完了したこと等から初期防疫対策は達せられたと判断し、8月18日9時をもって防疫対策本部を解散し、通常業務の中での対応へと規模を縮小した。

また県では、非常災害時に備え、宮城県医薬品卸組合に医薬品を備蓄するよう指導しているが、今回の災害により県薬務課が直接供給した医薬品及び宮城県医薬品卸組合を通じて供給した医薬品は次表のとおりである。

表 4-3 非常災害用医薬品供給状況一覧表

薬 剤 名	用 途	規 格	数 量
クレゾール	殺菌・消毒	500 ml	9,982個
〃	〃	18 kg	14
生石灰	〃	15 kg	4
〃	〃	20 kg	786
消石灰	〃	25 kg	825
逆性石ケン	〃	500 ml	700
クレミール	〃	500 g	1,850
ハイボライト	〃	500 g	550
オルソ粉剤	殺虫・防虫	3 kg	8
〃	〃	18 kg	2
スミオチン乳剤	〃	18 l	2
バイヒット粉剤	〃	3 kg	560
ディブサイド粉剤	〃	3 kg	3,024



防疫活動状況（鹿島台町）

(4) 各種相談窓口の設置

① 災害復旧相談所の設置

宮城県災害対策本部では、今回の大雨洪水災害で被害を受けた県民や県内中小企業等を対象として、「台風 10 号大雨・洪水災害復旧相談所」を 8 月 15 日に開設した。相談所は、県庁広報課及び県内 7 カ所の地方県事務所に設置し、地域毎に住宅、店舗や田畑等に被害を受けた方々の相談に応じ、災害復旧について各種融資制度や融資機関等の紹介を行ったほか、仙台土木事務所、仙台東土木事務所及び石巻土木事務所においても相談所支所と

して災害復興住宅などの土木関係についての相談を受け11月4日に閉鎖した。

また、今回の豪雨により、被害を受けた県民の方々を対象として「大雨・洪水災害復旧の手引」を一問一答方式で2万部作成し、県庁内県民相談コーナー及び各地方県事務所や市町村の窓口を通して県民に配布し対応した。

表 4-4 災害復旧相談状況

融 資 関 係	83 件	農 業 関 係	1 件
税 の 減 免 関 係	47 件	福 祉 関 係	3 件
土 木 ・ 住 宅 関 係	57 件	そ の 他	7 件
自動車損害保険等	4 件	合 計	203 件
衛 生 関 係	1 件		

② 商工金融移動相談所の設置

被害が大きかった7市町を対象に、商工金融移動相談所を開設し、関係機関、団体との合同により被災者からの金融・経営等の相談を行った。

表 4-5 相談受付状況

月日	件数	合 場
8.19	16	柴田町商工会館
20	77	七十七銀行卸町支店
21	64	多賀城市商工会館
22	39	松島町商工会館
25	39	鹿島台町商工会館
26	15	角田市商工会館
27	50	塩釜商工会議所
計	300	金融 261 件, 税 36 件, その他 3 件

③ 土地改良災害復旧相談室の設置

農地及び農業用施設の被害は、総額162億円余に達した。県は特に今回の災害が、県中央部から南部にかけての平坦な地域に集中しており、市町村及び各土地改良区等が個々に復旧した場合にはその地域の各事業主体間の復旧方針、復旧工法等の相違が生じる恐れがあると判断し、8月25日に各土地改良事務所内に「土地改良災害復旧相談室」を設置し、災害復旧の工法や、査定設計書の作成等の相談・指導にあたった。この相談室への相談件数は、10月末日までに483件にのぼった。また、市町村からの技術指導援助の要請に基づき、指導員を随時現地に派遣し対応した。

表 4-6 土地改良復旧相談件数

項目 \ 期間	8/25～8/29	8/30～9/5	9/6～9/12	9/13～9/19	9/20～9/26	9/27～10/3	10/4～10/31	計
相談件数	59	57	131	33	65	50	88	483

④ 営農相談の実施

実態に応じた適切な診断，対策処方が行えるよう県内各農業改良普及所において現地指導の徹底を図るとともに，各種相談に応じた。特に，災害が甚大であった，鹿島台町，大郷町，松島町においては，職員が現地に常駐して被災農家の相談に対応した。10 月末日現在までの相談件数は，栽培管理関係，営農資金関係合わせて 718 件にのぼった。

表 4-7 農営相談件数

項目 \ 期間	8/6～8/29	8/30～9/5	9/6～9/12	9/13～9/19	9/20～10/31	計
栽培管理 代替作物	240	175	137	37	0	589
資金関係	103	12	11	3	0	129
計	343	187	148	40	0	718

⑤ 生活相談の実施

被災農家の生活再建を図るため，居住環境の衛生対策，健康管理や生活用品の共同購入等を内容とする生活設計等の資料を作成し，各農業改良普及所を通じ，現地の実情に即した生活に関する相談に応じた。相談件数は 114 件にのぼった。

⑥ 水産被害復旧相談室の設置

各水産事業所内に「水産被害復旧相談室」を設置し被害を受けた漁船，養殖施設，漁業用資材，加工施設等の復旧方法等の相談，指導，被害をうけた養殖物等の購入先や購入方法等の相談，被害復旧に必要な資金の融資相談，被害をうけた漁業者のための今後の営漁相談指導にあたった。

(5) 義援金及び救援物資

〔義援金の受付〕

全国及び県内各地から寄せられた義援金は，被災市町村，県，日本赤十字社宮城県支部，県共同募金会及び一部報道機関で受け付けが行われた。

このうち県による義援金の受付状況は，次のとおりに行われた。

- ① 受付は，生活福祉部社会課が担当し，現金（有価証券を含む。）を受領のうえ受付簿

に登載して領収書（知事名）を発行した。受付期間 8 月から 10 月までの間、多い日で 11 件の寄託があった。

- ② 義援金の保管は出納局に、宮城県出納長名義の義援金口座を設け、口座払込みによる寄託を受けるとともに、社会課において受領した現金を預入れ、保管した。
- ③ 義援金の寄託者に対しては、それぞれ知事名による礼状を差し上げた。

〔義援金の状況〕

天皇、皇后両陛下からの御下賜金をはじめとし、全国各地から、また、遠くブラジルから義援金が寄せられた。

昭和 61 年 12 月 31 日までに寄せられた義援金の総額は、次のとおりである。

宮城県	154 件
	62,696,148 円
日本赤十字社宮城県支部	183 件
（報道機関寄託分を含める）	23,470,150 円
宮城県共同募金会	23 件
	690,550 円
合 計	360 件
	86,856,848 円

〔義援金の配分状況〕

宮城県、日本赤十字社宮城県支部及び宮城県共同募金会に寄せられた義援金は、日本赤十字社宮城県支部に設けられた配分委員会で配分額を決定し、9 月中旬、11 月上旬及び 1 月上旬の 3 回にわたり被災市町村（災害救助法適用外市町村を含む。）に配分した。

〔救援物資の受付〕

水害発生の翌日から、全国及び県内の各地から食料品、洗剤、清涼飲料水、タオル等の日用品が、県及び日本赤十字社宮城県支部に寄せられた。

救援物資の受付状況は、次のとおりである。

- ① 受付は、県生活福祉部社会課及び日本赤十字社宮城県支部が行い、日本赤十字社宮城県支部に保管した。
受付は、8 月 14 日に終了した。
- ② 受け付けた救援物資は、県生活福祉部各課、県仙台福祉事務所、日本赤十字社宮城県支部及び宮城県血液センターの職員延 149 名が交代で整理に当たった。
- ③ 救援物資の提供者に対してはそれぞれ知事名による礼状を差し上げた。

〔救援物資の状況〕

県及び日本赤十字社宮城県支部には多くの救援物資が寄せられた。

なお、市町村を特定した救援物資についてはそれぞれの市町村が直接受領した。

表 4-8 救援物資の状況

	団 体	個 人	計
受付件数	18	2	20
受付個数	128,583	10	128,593

月 日		8 月 6 日	〃 7 日	〃 8 日	〃 9 日	〃 12 日	〃 13 日	〃 14 日	合 計
食 料 品	件数	2	3	—	1	1	—	—	7
	個数	12,000	6,481	—	100	5	—	—	18,586
清涼飲料水	件数	1	1	1	1	—	—	1	5
	個数	30,000	28,640	3,060	2,700	—	—	12,000	76,400
日 用 品 そ の 他	件数	1	2	1	—	1	1	2	8
	個数	14,400	12,000	1	—	7,000	1	205	33,607
計	件数	4	6	2	2	2	1	3	20
	個数	56,400	47,121	3,061	2,800	7,005	1	12,205	128,593

〔救援物資の配分〕

被災者の手元にできるだけ早く届けるため福祉事務所単位に仕分し、市分は日本赤十字社宮城県支部において、町村分は県福祉事務所において引き渡した。輸送は県トラック協会と一部特定輸送業者の輸送協力を受けて行った。

(6) 県税・社会保険料等の特別措置

被災した納税者に対する税、社会保険料、授業料の減免等については、県及び市町村の条例に基づく税の減免をはじめとする各種制度を積極的に活用することとし、被災者が各制度を利用できるよう周知を図るため、県政だより、新聞等を通じて県民一般に対する広報を実施したほか、各県税関係事務所において地域の被災状況に応じた広報活動、相談受付等を行った。

① 県税の減免

イ. 個人事業税

事業用資産の全部又は一部に損害を受けた場合、その損害額（保険金等により補てんされる金額を除く。）に応じて減免する。

ロ 不動産取得税

(イ) 損壊した家屋が、取得後1年以内のものであるときは、その損壊面積に応じて減免する。

(ロ) 損壊した家屋に代わるものとして、2年以内に家屋を取得したときは、その損壊面積に応じて減免する。

ハ 自動車税

自動車が損傷を受け、運行不能期間が10日を超えたときは、その期間に応じて減免する。

ニ 個人県民税

市町村民税と同じ割合で減免する。

② 申告、納税等の期限の延長

期限までに申告書等の書類の提出や納税等ができない場合は、2か月まで期限を延長する。

③ 納税の猶予

財産に損害を受けたため、期限までに納税ができない場合は、1年以内に限り(事情により最高2年まで)納税を猶予する。

④ 市町村税の減免等措置に対する指導

県は市町村税(個人県民税を含む。)の減免等特別措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を講ずるよう、昭和61年8月15日付け総務部長通知「昭和61年8月における集中豪雨による被災納税者の減免措置等について」及び昭和61年8月21日付け生活福祉部長通知「昭和61年8月における集中豪雨に伴う国民健康保険料(税)の減免措置について」により市町村を指導した。

減免実施団体は23団体、減免総額(国民健康保険税含む。)は8千6百余万円である。

特に被害の大きかった鹿島台町の減免総額は、4千2百余万円に達し、次いで仙台市の2千百余万円となっている。

⑤ 社会保険関係の特別措置

イ. 社会保険証又は受給資格票等、医療受診に必要な証票を水害により流失した者に対して、社会保険事務所の窓口で再交付の即時処理を行った。

ロ. 被災した健康保険、厚生年金保険の摘要事業所を対象に、その被害の程度に応じて、昭和61年7月分の保険料の納付を4か月から最長12か月間猶予する措置を講じた。

ハ. 国民年金の被保険者及び受給権者に対し、被害の程度により国民年金の保険料の

免除や、福祉年金の支給停止の解除の特別措置があることを周知した。

⑥ 私立学校の被災生徒に対する授業料の軽減措置

被災生徒の学業継続を目的に、授業料の軽減措置を行う学校法人に対して補助金を交付することとした。

(補助対象)

市町村民税又は国民健康保険税の減免を受けた家庭の生徒に対し授業料を軽減する学校法人

(補助額)

市町村民税又は国民健康保険税の減免割合に応じて、学校法人が軽減した授業料の額に10分の9を乗じた金額

(補助期間)

昭和61年10月分から昭和62年3月分まで

⑦ 県立高等学校授業料の減免

県立高校に在学している被災家庭の生徒を対象として、その家庭が被災により市町村民税又は国民健康保険税の減免を受けた割合に応じ、県は昭和61年度第3期及び第4期の授業料を減免することとした。

表4-9 授業料減免状況調 (昭和62年3月20日現在)

減 免 合 等	昭 和 6 2 年 3 月 2 0 日 現 在 実 績										合 計		
	$\frac{10}{10}$		$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{4}$		$\frac{1}{8}$		$\frac{1}{10}$				
	市町村名	件数	円 37,200	件数	円 18,600	件数	円 9,200	件数	円 4,600	件数	円 3,600	件数	金 額 円
仙 台 市										1	3,600	1	3,600
塩 釜 市			1	18,600								1	18,600
角 田 市			2	37,200								2	37,200
多賀城市	1	37,200			2	18,400						3	55,600
丸 森 町	1	37,200	1	18,600								2	55,800
鹿島台町	17	632,400	10	186,000	9	82,800	1	4,600				39	905,800
合 計	19	706,800	14	260,400	11	101,200	1	4,600	1	3,600	46	1,076,600	

(7) 生活環境対策

① 廃棄物処理対策

災害発生2日後の8月7日に、県は保健環境部長名で各保健所長に対し「台風第10号による災害防疫対策の実施について」の通知をし、各保健所を通じて次のとおり市町村に周知徹底を図った。

イ. し尿・ごみ処理対策について

浸水したトイレは、汲取り後、消石灰などで消毒させること。ごみの搬入については、処理施設の処理能力を勘案して行わせること。

ロ。粗大ごみ（流木、家具、畳等）は、一時保管場所を設けて保管し、その後、宮城県環境事業公社（大和町小鶴沢事業所）に搬入させるか、又は直接公社に搬入させる。

ハ、その他のごみについては、収集が可能になり次第直ちに収集させ、既設の処理場で処理させる。

② 給水支援体制

水道の断滅水と同時に各水道事業体において給水車を配置し、断水地域住民の飲料水・生活用水の給水を行ったが、なかでも大崎地方水道事業連絡協議会においては、一番被害の多かった鹿島台町に対し、災害発生後速やかに支援体制を整え、1市17町で延69台の給水車を配車するなど応援給水を行った。

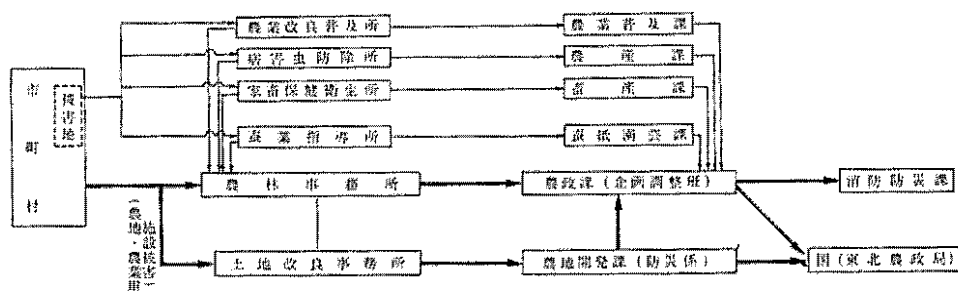
(8) 被災農地並びに営農指導等の対策

① 被災状況の把握

宮城県農業関係被害報告要領（昭和 59 年 4 月 1 日施行）に基づき、「図 4-1」のとおり、県の各地方機関が、関係する市町村、農業協同組合、土地改良区と連携を密にして被害状況の把握に努めた。

特に、農地の冠水状況については、道路の冠水や土砂の堆積により迅速な調査が困難な地区もあったが、できる限りきめ細かな把握に努め、応急対策を講じた。

被害額については、毎日10時現在で、冠水面積については、毎日10時と15時現在で把握する体制を取るとともに、各種の災害復旧対策の実施状況や、被災農家を対象とする営農指導の強化を図るための情報集収に努めた。



4-1

② 冠水耕地の排水

今回の豪雨により、県内各地で農地が冠水し、最大冠水総面積は 36,028 ha (水田 31,422 ha, 畑 4,606 ha) に達した。

冠水の原因は、未曾有の降雨による内水の異常出水と、阿武隈川、吉田川、鶴田川などの堤防の破堤によるものであった。また、この瞬時の出水により角田市、亶理町、名取市、仙台市東部、鹿島台町など各地で排水機場が浸水し、一時的に排水不能になった地域が続出した。このため、県では、いち早くポンプ機械メーカーに対して排水ポンプの復旧を依頼し、(県)建設業協会には、建設業者の手持排水ポンプによる湛水排水協力を要請するとともに、地域の農家の出動協力を得て排水に努め、冠水から 3 日後の 8 月 8 日には冠水面積を 3,800 ha 余までに減少することができた。最後まで残った鹿島台町、松島町、大郷町にまたがる志田谷地、品井沼、不来内地域に対しては、各土地改良事務所の働きかけにより、建設業協会各支部から手持の工事排水ポンプが集結され、その数は 114 台にも及んだ。しかし、このような全县をあげての懸命の排水にもかかわらず、11 日間の長期間にわたる冠水を余儀なくされ、収穫が皆無になってしまった。

一方、当鹿島台地域の湛水排除日数が 1 週間以上に及ぶことが予想された段階で、直ちに、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に定める湛水排除事業補助の申請のための準備を関係土地改良区等に指導するなど、事後の対応に万全を期した。

③ 被害農地、施設の応急復旧

県は、災害が発生した後の、農作物の被害拡大防止及び施設損壊の増加防止を図るため、各土地改良事務所を通じて、被災状況に応じて適時適切な応急措置を講じるよう、市町村、各土地改良区等の指導を行った。この結果、農地については仮畦畔の築立、頭首工、用排水路、農道等については仮締切、流入土砂の排除、また、浸水した揚水機については、分解掃除や補助機器類の交換などが実施された。応急措置を講じた主な施設は、用水施設(頭首工、用水路) 23 か所、排水施設 7 か所及び揚水機 43 か所などである。

④ 営農指導(技術対策)の強化

浸冠水後の農作物の被害を軽減するため、農作物技術対策資料を作成配布して、指導を徹底した。主な指導内容は、次のとおりである。

- イ 各種農作物の緊急技術対策
- ロ 浸冠水後の水稻栽培管理
- ハ 代替作物の導入

⑤ 家畜防疫

イ. 畜舎消毒及び家畜の健康検診

浸水被害のあった畜舎を対象に、家畜伝染病予防法による消毒基準により緊急消毒を実施した。

なお、鹿島台町など、浸水期間の長かった地区については、2～3回の消毒を行い疾病発生防止に努める一方、家畜の健康検診と衛生指導を併せて行い、二次的な家畜の損耗防止を図った。

ロ. へい死体家畜の回収処理

8月6日以降家畜保健衛生所と関係機関が連携し、へい死家畜体の回収処理（化製処理又は土中埋却）を行ったが、豚の一部は海洋流失したものと恐れられ回収確認ができないものもあった。

⑥ 生活必需品の確保

県は被災農家が、早急に入手したいと望んでいる生活必需品を把握して県内14地区生活改善クラブ連絡協議会に呼びかけ、同協議会により県福祉事務所等による救援物資とは趣を異にする寝具類、米、味噌など5,700点余の救援物資を鹿島台町災害対策本部、松島町、大郷町、角田市及び村田町を通じ援助した。

⑦ 農業共済

農業災害補償制度による水稻共済金の支払いは、通常、12月下旬に行なわれているが、国に対し早期払いを要請し、被害が甚大な地域で仮渡しが行われた。

なお、県は農業共済組合等における水稻共済の損害評価について適正かつ円滑な実施を確保するため、損害評価に要する経費の一部について助成措置（補助率1/4以内、補助金額530万円）を講じた。

表4-10 水稻共済金仮渡し状況

組 合 名	戸 数	面 積 (a)	仮渡し額 (千円)	仮渡し日	市町村
仙台地方農業共済組合	188	8,559	79,543	昭和61年10月9日	松島町、鹿島台町(出作)
古川志田	764	66,521	664,392	〃	鹿島台町
南 郷 町	2	128	1,284	〃	〃(出作)
角田地方	25	253	2,280	昭和61年11月18日	角 田 市
黒 川	175	6,194	60,740	〃	大郷町、鹿島台町(出作)
計	1,154	81,655	808,239	—	—

(9) 被災林地対策

① 被害状況の把握

林業関係の被害は、宮城県治山関係災害報告取りまとめ要領（昭和 60 年 7 月 1 日施行）及び林道被災状況報告要領に基づき、各農林事務所、関係市町村等と連携を密にして被害状況の把握に努めた。

しかし林業関係の災害発生箇所は、交通不便な森林地帯であること、情報があっても手前の交通路が遮断されていること等により状況把握は困難をきわめた。

② 被災への応急対策

イ. 林地災害

崩壊林地のうち、人家、公共施設に隣接し次期降雨等により被災区域が拡大し、再度災害の発生の恐れがある箇所については、ビニールシート等により覆いをして雨水の流入を防ぐなどの措置を指示するとともに、緊急治山事業による当年度内の本格的復旧工事を実施すべく林野庁への陳情、内協議を進める一方、現地では測量調査に入った。

また緊急治山事業として採択されない比較的小規模な崩壊林地については、激甚災害の指定が確実視されたこともあり、市町村が事業主体となって実施する林地崩壊防止事業を計画した。

ロ. 林道災害

林道は林産物の搬出のみならず、地域の交通手段として重要であり林道の路肩欠壊、路面陥没などの災害を知らないまま進入した車が事故を起すことも予想されるため、立ち入り禁止の表示や縄による通行止めの処置を取った。

特に丸森町の内山線については生活道路として一日も放置できないため、国の災害査定前に応急復旧工事を実施したほか、小規模の災害については自力復旧を行った。

なお林道の大部分は市町村が管理主体であるので、災害査定や応急復旧に備えて職員を出張させ技術指導に当たった。

ハ. その他

その他の小規模な崩壊地等については市町村等が自力で復旧するよう指導した。なお県有林についても多数の小規模な崩壊地等が発生したが、県単予算により土砂や倒木の処理を行った。また造林用苗畑の冠水に対しては、病害予防や復旧の面から技術相談並びに技術指導を実施した。

(10) 被災水産施設対策

① 被災状況の把握

水産関係については、農林水産業被害報告取りまとめ要領（48.5.21 付け 48 総第 382 号，農林事務次官通達）並びに災害発生に伴う事務処理方針（55.1.21 漁政第 804 号，水産林業部長通知）に基づき県の各水産事務所，関係市町，漁協と連携を密にして被害状況の把握に努めた。

特に漁船，水産・養殖施設，漁具，養殖物等の海上の水産被害状況については，台風の通過に伴ない沿岸に大波が打ち寄せ迅速な調査が困難な状況にあったが，被害額を毎日 9 時と 12 時現在で把握する体制を取り，できる限りきめの細かな把握に努めた。

② 被災への応急対策

流出した漁船，養殖施設，漁具等の発見と情報提供を関係漁協に要請すると共に養殖施設等の移動に伴う，船舶の航行安全に関する周知方を海上保安部と連携を取りながら実施する一方，被災した漁港の危険箇所にはバリケード等を設置し安全確保を図った。

また被災した漁業者に対しては，復旧可能なものについて自力復旧を指示するとともに復旧作業上の技術指導等に努めた。

(11) 被災公共土木施設対策

今回の水害により，河川，道路を中心に公共土木施設に甚大な被害を受け総件数 3,445 件，被害総額は 220 億 4 千 3 百万円に及び，この災害に対処するため公共土木施設の被害状況調査とともに各種応急対策を講じた。

① 道路関係

被災直後各道路管理者は，管内の道路について，緊急パトロールを行い，状況に応じた通行規制を行うと同時に，減水をまって路肩決壊箇所，路面洗掘箇所の応急仮復旧，崩土による埋設箇所の土砂除去等を実施し道路機能を維持することに努め，国・市町村とも連絡をとりながら，日本道路交通情報センターを通じての道路情報の提供を行うとともに，現地に情報板を設置しながら通行の誘導等に当たった。県管理道路災害の応急復旧箇所は全体で 236 箇所にあんだ。

表 4-11 直轄国道通交規制状況

	路線数	箇所数	備 考
通行止	4	15	降雨による事前通行規則 1 路面冠水，法面崩壊等 14
片側通行	4	11	

表 4-12 県管理道路通行規制状況

道 路 区 分		通行止め	大型止め	片 止
国 道	路線数	7	—	3
	箇所数	25	—	4
主 要	路線数	32	2	10
	箇所数	66	3	24
一 般	路線数	57	2	10
	箇所数	78	2	11
計	路線数	96	4	27
	箇所数	171	5	39
有 料	路線数	1	—	—
	箇所数	2	—	—
合 計	路線数	97	4	27
	箇所数	173	5	39

有料は道路公社管理の有料道路。

② 河川砂防関係

河川被害は、県南部、中部及び三陸沿岸部を中心として甚大なものになり、破堤、堤防欠壊など次期出水により、再度災害の恐れのある 49 箇所については、2 億 1,580 万円をもって応急復旧工事を実施した。また、河川の洪水の調整を行うため、建設工事中の南川ダムにより、下流の吉田川に対して 8 月 5 日の午前 0 時から午後 2 時までの間、約 100 m³/秒（総量 70 万 t）の洪水調節を行った。

砂防被害は、ほとんどが急傾地崩壊防止工事の未着手地区で発生しており、これらの被害に対応し二次崩壊の恐れのある土砂の取り除きや、雨水の処理、ビニールシートの被覆などの応急措置を取るよう、被害市町に対して指導するとともに、バトロールの強化を指示した。

③ 都市施設関係

街路（八乙女折立線）については、被害箇所が未使用区間であったため特に応急対策の必要はなかったが、法面すべり箇所については、東北縦貫自動車道に隣接しており、法面崩壊が生じた場合、縦貫道へ影響する恐れがあり、直ちに所要の調査を実施した。

公園については、河川敷公園（白石川緑地、新江合川緑地）が冠水したため、芝生の枯死が心配されたので泥土の除去を行った。

また、県下水道施設については、機能停止したポンプ等の応急復旧工事を行い、仙南広

域事務組合外 2 施設のし尿処理施設の被害に伴い、8 月 6 日から 18 日までの間、県下水道処理場で総量 800 t のし尿処理を行った。

④ 公営住宅関係

住む家をなくした被災者に対し、緊急措置として公営住宅を仮住居として提供し、県営 14 戸、市町村営 13 戸、計 27 戸の入居があった。また、災害復興住宅助成事業及び宅地防災工事資金利子補給事業等により被災者対策を講じた。

(12) 被災児童等対策

① 被災児童・生徒への教科書の支給

災害発生後、直ちに「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」(昭和 52 年文部省通知)に基づき、各教育事務所等を通じ児童・生徒の教科書の滅失等状況の把握を始め、新学期までに供給が間に合うよう努めた。その結果、小・中学校では教科書供給所の協力も得て、二学期開始前に供給することができたが、高校では在庫の関係で供給が完了したのは 9 月末日で、この間、コピーで代用するなどの措置を講じた。

支給対象の児童・生徒数、教科書供給冊数等は次のとおりである。

小学校	37 校	295 名	1844 冊
中学校	22 校	89 名	901 冊
高 校	26 校	131 名	1046 冊

② 日本育英会奨学生の災害時特別採用

日本育英会宮城県支部は、奨学生の災害時特別採用について、県内各高等学校へ通知を出したところ、17 校 22 名の受給希望者があり、その後、正式に書類申請があったのは 7 名であった。11 月にその 7 名全員が正式に採用となり、災害発生時の 8 月にさかのぼり奨学金が支給されることとなった。

(13) その他の応急対策

- ① 工業用水道については、仙台圏工業用水道が送水不能になり、急ぎよ仙塩工業用水道から応急送水を行った。
- ② 大崎広域及び仙南・仙塩広域の両水道の被災箇所のうち緊急を要する箇所については即時応急復旧の処置を講じた。
- ③ 牡鹿半島有料道路の被災箇所については、速やかに応急復旧工事を行い 8 月 10 日に一部片側通行により開通させた。

2. 県議会の対応

(1) 全員協議会の開催

8月20日午後1時から議場において、57名の議員の出席のもとに開催され、議会としての今後の対応について協議が行われた。協議概要は次のとおりである。

- ① 再度の災害発生を防止するため、流域環境の変化に伴う治水計画の見直しを要求していくこと。
- ② 激甚災害の指定、天災融資法の発動を強く要求していくこと。
- ③ 中小企業経営再建のための金融緩和措置を講ずること。

以上について、議会側並びに知事として、政府関係機関に強く要求していくとともに、9月定例会を例年より早め、災害復旧対策優先の予算措置要求を決定し、閉会された。

(2) 委員会活動

8月21日開催された各常任委員会では、豪雨による被害状況と執行機関の対応状況が報告され、今後の対策について活発な論議がかわされた。

各委員会の概要は次のとおりである。

○総務企画委員会

「今回の水害における復旧事業に伴う予算措置について」を中心に論議された。

○厚生委員会

「災害救助法に基づく活動について」を中心に論議された。

○産業経済委員会

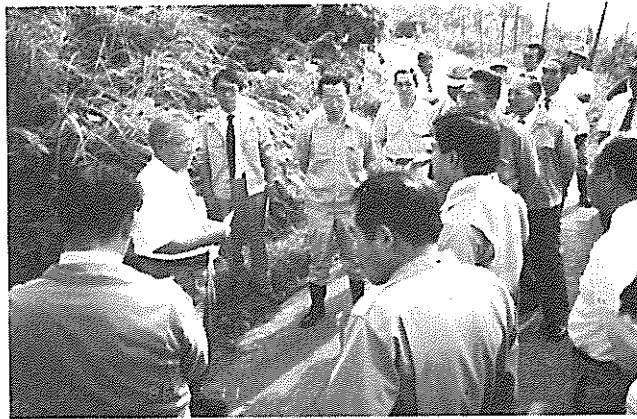
「中小企業者の災害復旧に対する金融措置について」及び「養殖漁業の二次災害の防止について」を中心に論議された。

なお、8月18・19日の両日、亶理町役場、山元町役場、岩沼市役所に出向いて、各所管別に被害状況と対策について報告を受けるとともに、早期復旧にむけて陳情を受けた。

○農政委員会

「冠水田における収穫の見通し及び災害農家の救済、農地及び農業関係施設の災害復旧並びに農業排水機場のあり方について」を中心に論議された。

なお、8月11・12日の両日、鹿島台町、丸森町、蔵王町、角田市、柴田町などの被災地の現地調査を行い、被害状況と対策について報告を受けるとともに、早期復旧にむけての陳情を受けた。



被災地の現地調査の状況

○土木企業委員会

「今回の豪雨災害にかんがみ、治水の抜本的見直しと、都市水害の対策について検討すること及び今回の水害の原因究明のため早急にプロジェクトチームを作り、問題点を明確にすべきである等、今後の対応や原因究明について」を中心に論議された。

○文教警察委員会

「文化財の被害状況及び私立幼稚園等の災害復旧に対する融資制度について」を中心に論議された。

(3) 本会議の開催

昭和 61 年 9 月定例会は 9 月 19 日招集され、本会議における今回の豪雨災害に関する主な論議事項は次のとおりである。

- 天災融資法の発動並びに激甚災害の指定の見直しについて
- 災害による県税収入の見直しについて
- 県長期総合計画における防災計画の見直しについて
- 情報伝達網の整備及びこれに対する補助・助成制度の確立について
- 防災ヘリコプターの配置について
- 防災対策上の森林保全について
- 公共施設及び民間大規模建築物の新築時における貯水施設の設置について
- 河川環境の変化に伴う流量、流速、排水等の見直し及び排水機場の配置について
- 河川改修計画の達成率及び公共土木施設の復旧対策について
- 河川管理の計画的（河道修正、草刈り）対処について

- 生活基盤整備（下水・雨水対策）の促進について
- 機関場復旧と農地の土砂撤去への助成措置について
- 一般道路整備の場合の路面の幅員と側溝の容量について
- 県内ダムの機能の現状把握について
- 吉田川の激特事業について
- 仙台市東部工業団地の被害について
- 村田町菅生の地すべり対策について
- 柴田町西船迫住宅団地内の土砂対策について
- 伊豆沼・伊豆沼周辺の内水処理対策及び河川の現況並びに改修計画について

(4) 感謝決議

県議会では今次災害に当たり、各方面からの救助活動と応急復旧作業及び全国から寄せられたお見舞い並びに義援金品等の物心両面にわたる温かい御支援に対し、9月24日の本会議の冒頭に次のとおり感謝の決議を行った。

昭和 61 年台風第 10 号大雨洪水災害における 救援活動並びにお見舞い等に対する感謝決議

去る 8 月 4 日から 5 日にかけて本県を襲った台風第 10 号に伴う大雨洪水災害に際し、各方面から救助活動と応急復旧作業等に多大の御尽力をいただいた。また、県内をはじめ全国から数多くのお見舞い並びに義援金品が寄せられるなど物心両面にわたる温かい御支援を賜り、被災者の大きな励ましとなった。

よって、本県議会は、この度の各方面からの御支援に対し、議決をもって深甚なる感謝の意を表するものである。

右、決議する。

昭和 61 年 9 月 24 日

宮城県議会

3. 国の対応

政府・国会等の現地調査

災害の応急対策を強力に推進するため、政府は 8 月 5 日災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被災県への関係省庁担当官及び政府調査団の派遣等の緊急措置について協議決定した。

政府災害対策関係省庁連絡会議の開催状況並びに政府・国会等の現地調査団の来県状況は次のとおりである。

① 災害対策関係省庁連絡会議開催状況

第1回 8月5日開催

第2回 8月6日開催

第3回 8月13日開催

② 現地調査団来県状況

8月7日	省庁担当官	国土庁，警察庁，建設省， 消防庁，通商産業省
8月9日	政府調査団 自由民主党災害対策特別委員会調査団	工藤蔵国土庁政務次官外 井上孝議員外
8月11日	東家嘉幸建設政務次官	
8月11～12日	衆議員災害対策特別委員会調査団	伊藤宗一郎議員外
8月16日	日本社会党災害対策特別委員会調査団	松前仰議員外

4. 防災関係機関の対応

(1) 日本赤十字社宮城県支部の活動

① 初動態勢

台風10号大雨洪水災害に対処するため、支部職員は洪水災害の発生を予測し8月5日午前8時までに出勤、事務局長の指示により災害対策本部を設置し救護態勢をとる。

宮城県災害対策本部から災害状況を収集すると共に日本赤十字社宮城県支部が福祉事務所単位に設置する各地区組織（以下「日赤各地区」という。）に対し、市町村の被害状況調査を指示、被害状況の把握に努め、仙台、石巻両赤十字病院に常備救護班出勤準備待機を指令、救護資材の点検、救援物資の備蓄確認作業を行うと同時に日本赤十字社本社に災害状況を報告し、救助物資の不足が予想されたため、物資の送付を要請するなど発送準備態勢を整えた。

② 救護活動

県内日赤各地区から市町村の被害状況報告を受け、各地区の指定避難所に避難した地域住民（仙台市除く）に対し、とりあえず毛布を配送するため宮城県トラック協会に救援物資の緊急輸送を要請し、被災地区10市町に緊急輸送した。仙台市内避難住民に対しては、

直接当支部職員が配送にあたった。

また、被害が拡大の様相を呈す状況となったので、日本赤十字社本社へ救援物資の送付を再度要請し、同本社及び東北ブロックの日本赤十字社の各県支部から毛布等の物資がトラックにより急送された。

なお、日本赤十字社宮城県支部においてもタオルケット 3,700 枚、タオル 2,000 枚を調達した。

表 4-13 日本赤十字社本社等急援物資急送状況（日本赤十字社宮城支部）

本社及び支部	毛 布	日用品セット	受 入
本 社	1,000 枚	3,500 個	毛布 8 月 5 日：日用品 8 月 6 日
山形県支部	1,000 枚		8 月 5 日
新潟県支部		1,500 個	8 月 6 日
秋田県支部	1,500 枚		8 月 7 日
青森県支部	2,000 枚		8 月 7 日
計	5,500 枚	5,000 個	

イ. 救援物資配布状況

毛布 4,440 枚

日用品セット 5,726 個

タオルケット 6,839 枚

タオル 7,022 枚

ロ. 企業等からの物品（食料品等）寄託受付

食品企業等 14 社から物品の寄託を受け災害救助法適用市町を中心とした 45 市町に逐次配送した。

緊急物資配分配送作業には、日本赤十字社宮城県支部職員はじめ、宮城県血液センター、宮城県生活福祉部職員、宮城県青年赤十字奉仕団員が従事した。動員人員等は次のとおりである。

日赤宮城県支部職員 延べ 60 人（15 人×4 日）

宮城県血液センター職員 延べ 40 人（10 人×4 日）

宮城県生活福祉部職員 延べ 45 人（15 人×3 日）

宮城県青年赤十字奉仕団員 延べ 4 人（1 人×4 日）

計 延べ 149 人

緊急物資輸送に要した車両（トラック） 延べ 20 台（2t 車 8 台、4t 車 12 台）
 ハ、赤十字奉仕団員の活動

被災地の市町村地域奉仕団員は、炊き出し、給食の配布、救援物資の配付、浸水家屋の畳上げ作業等各地域において奉仕活動に従事しその人員は延 714 人に及んだ。

③ 救護班活動

吉田川堤防が決壊し、鹿島台町一円が浸水し、町民の生活がマヒ状態となり、学校等に収容した避難者に疲労により不調をうったえる者、ケガ人等が続出したことから日本赤十字社宮城県支部古川地区長（県古川福祉事務所長）から救護班派遣の要請を受けて、仙台、石巻両赤十字病院救護班看護婦を避難所（鹿島台小、鹿島台第二小）2 か所に派遣し大崎保健所医師と協力、手当にあたった。

派遣期間

8 月 9 日～10 日 仙台赤十字病院救護班
 8 月 11 日～13 日 石巻赤十字病院救護班
 8 月 14 日～16 日 仙台赤十字病院救護班

8 日間延べ 34 人の看護婦を派遣した。

取扱患者数延べ 327 人

8 月 11 日 日本赤十字社本社救護課長、支部事務局長が鹿島台町被災状況視察を行い救護班要員の活動に対し激励した。

④ 義援金の受付、配分

県内のり災世帯は、11 市 39 町 11,847 世帯（県消防防災課調）に達し、日本赤十字社宮城県支部、宮城県社会課、宮城県共同募金会との三者で協議し、8 月から 10 月まで義援金募集の受付を行った。義援金受付額は 324 件 8 千百万円に達し、配分にあたっては、配分委員会（第 1 回 9 月 10 日、第 2 回 10 月 28 日）に諮り各り災世帯に配分した。

イ、受付状況

受付状況	9 月 8 日現在	10 月 25 日現在	計
日赤宮城県支部	4,972,148 円	15,240,784 円	161 件 20,212,932 円
宮城県共同募金会	236,629 円	346,921 円	22 件 583,550 円
宮城県社会課	39,244,849 円	21,120,200 円	141 件 60,365,049 円
計	44,453,626 円	36,707,905 円	324 件 81,161,531 円

（支部受付には、河北新報社に寄託された 7,000,000 円を含む）

ロ. 配分状況

第1回配分

死亡者	5人	500,000円	(1人当 100,000円)
重傷者	4人	120,000円	(1人当 30,000円)
家屋全壊	67世帯	2,397,000円	(1世帯当 30,000円)
家屋半壊	194世帯	2,426,000円	(1世帯当 10,000円)
家屋一部破壊	848世帯	5,311,000円	(1世帯当 5,000円)
家屋床上浸水	8,704世帯	26,183,000円	(1世帯当 3,000円)
民間福祉施設破損	4施設	450,000円	
計		37,387,000円	

(但し、被害の甚大である鹿島台町、大郷町に対しては30%増額した。)

第2回配分

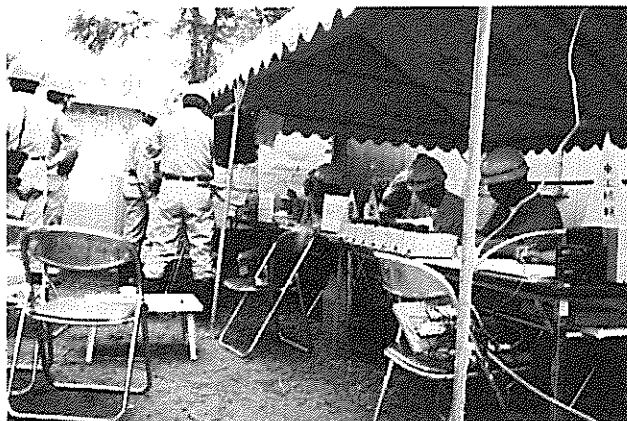
床上浸水以上のり災世帯数比率2%以上の市町村5市7町に対し配分することとし、配分総額4千3百万円の60%を被害甚大である鹿島台町、大郷町に、また、40%を他の市町にそれぞれ比率に応じて按分配分した。

(2) 東北電力㈱宮城支店の活動

今回の豪雨による浸水等のため各地で停電事故が続出し、応急対策を講じる際に非常に困難をきわめた。

変電所の復旧については、8月6日午前9時5分に全バンク送電を完了した。

配電線については、午後8時には床上浸水地域を残して送電することができたが、保安



鹿島台町における応急復旧活動状況
〈東北電力㈱宮城支店提供〉

停電措置を講じた鹿島台町の一部については、湛水排除が進まなかったため、全面復旧は8月13日午後3時30分となった。

復旧作業は、主要道路の寸断等により交通機能が大きくマヒし非常に困難を極める中で行われた。特に冠水地域については、車両が通行不能のため被害状況の把握や広報活動にヘリコプターを出動させ、また、作業には船外機つき小型船をチャーターするなどの方法により対処した。

送電にあたっては、各戸ごとの絶縁測定を行い安全を確認したうえ、順次送電したため復旧に長時間を要した。

なお、復旧等に要した人員等は次のとおりである。

社員	2,959人	請負業者	2,737人
ヘリコプター	延べ12機	船	延40隻

(3) 日本電信電話㈱宮城支社の活動

今回の豪雨災害に対処するため、8月4日の大雨・洪水警報の発令と同時に県内各局で準備警戒体制をとり災害防止に努めるとともに、通信設備被害及び被害のおそれに対処するため部外機関等からの積極的な情報収集、関係機関との協力体制をとりながら支社管内の社員及び他管外からの支援を受け復旧対策を講じた。

また、通信サービスの低下を最少限にくい止めるため仮説電話機による通信の確保を図り、局舎浸水に対応するため土のう積み上げ、排水ポンプ等による排水作業を行い故障の未然防止に努めた。

なお、復旧等に要した人員は延12日間で3,600人余であった。

(4) 社団法人宮城県トラック協会の活動

今回の豪雨災害にさいし、宮城県災害対策本部から8月5日午前11時10分に当協会に対し、救援物資緊急輸送の要請があり、また、同日午後2時10分仙台市災害対策本部から別途要請を受け、直ちに関係会員事業者に救援物資緊急輸送車両の出動を求め降り続く雨の中、8月5日午後から夜にかけて被災地に物資輸送を行った。先ず、県の要請により阿武隈川の増水で地域住民が避難している岩沼市内の公民館等に、日本赤十字社宮城県支部の備蓄倉庫に保管している毛布を輸送、同時に吉田川の決壊等で鹿島台町の住民が避難している体育館等にも毛布及び食料品を輸送した。

また、仙台市内では、梅田川の氾濫で避難している小学校、公民館など4か所に弁当1,200食を輸送した。物資の輸送は、いずれも道路が冠水しており、輸送車両が進入できないところが多く、運転者が腰までつかりながら搬入するなど困難な作業であった。

雨が降りやんだ8月6日以降にも、日本赤十字社宮城県支部から緊急輸送の要請があり逐次対処した。

なお、特に甚大な被害を受けた鹿島台地区への救援物資輸送は、県古川福祉事務所係員の添乗誘導により重点的に行った。今回の災害により出動した車両等は次表のとおりである。

表 4-14 救援物資輸送活動状況 (※) 宮城県トラック協会

要 請	輸送月日	車 種 (トン)	助 手 (名)	配 送 先
仙台市	61・8・5	2	1	福室(小)・高砂(小)・高砂公民館・高砂支所
宮城県	" "	4	1	古川福祉事務所
"	" "	4	1	岩沼方面
日 赤	" 8・6	2	0	古川方面・鹿島台
"	" 8・7	4	0	名取・岩沼・大河原・白石
"	" "	2	0	塩釜・古川・石巻方面
"	" "	4	0	気仙沼・志津川・迫
"	" "	2	0	古川・鹿島台
"	" "	4	0	"
"	" 8・8	2	0	"
"	" "	4	0	"
"	" "	4	0	"
"	" "	4	0	"
"	" "	4	0	"
"	" 8・9	2	0	大河原方面
"	" "	4	0	古川(牛乳, 食料品)・鹿島台
"	" 8・11	4	0	" "
"	" "	4	0	" "
"	" 8・14	4	0	" "
"	" 8・19	4	0	" "
"	" 8・20	2	0	" "



救援物資積込作業状況

(※) 宮城県トラック協会提供

第5章 災害復旧対策

1. 要望活動

(1) 政府及び国会に対する要望活動

被災後、直ちに政府、国会及び各省庁が調査団を編成し、被災状況の調査に来県したが、県及び県議会では、災害の早期復旧対策を講ずるよう強く要望した。

また、県及び県議会は、上京し、各省庁に対し被災の実状を訴え、災害の早期復旧対策に関する要望・陳情活動を行った。

主な内容は、次のとおりである。

ア. 8月9日 政府災害現地調査団（工藤巖国土政務次官外12名）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について

農業の再生産に要する資金の確保と農業経営安定のために、天災融資法を発動するとともに、激甚災害の指定について早急に措置すること。

2. 自作農維持資金（災害）の貸付枠の確保及び貸付条件の改善等について

自作農維持資金（災害）の貸付枠の確保、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げ及び既貸付資金の貸付条件の緩和等の措置を講じること。

3. 農業共済金の早期支払い措置等について

損害が見込まれる地区の再保険金早期支払措置及び米の品質低下が見られる場合の損害評価の特別措置を講じること。

4. 中小企業の再建資金貸付枠の緩和措置について

浸水による商品、資材、機械設備等の被害が甚大であるため、中小企業対策としての政府系金融機関の貸付限度額の引上げ、利率の改善及び特利期間の天災融資法並みの延長等貸付条件を緩和すること。

5. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について

道路、河川、砂防・治山施設、農業用施設等の災害復旧についてはその公益的機能を十分回復する必要から早期復旧を図るとともに、再び災害が発生しないよう必要な措置を講じること。

6. 地方財政措置について

(1) 特別交付税

災害対策として、県及び市町村の行う生活安定に要する経費については特別交付税によって措置すること。

また災害による税の減収によって今後の県及び市町村の財政運営が困難を来さないよう特別の財政措置を講じること。

(2) 地 方 債

災害復旧事業については、国庫補助制度の拡充を図るほか、復旧事業に伴う地方負担は全て地方債の対象とし、その償還については国の負担とすること。

イ. 8月9日 自由民主党災害対策特別委員会調査団（井上孝委員長外）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について
2. 自作農維持資金（災害）の貸付枠の確保及び貸付条件の改善等について
3. 農業共済の早期支払い措置について
4. 中小企業の再建資金貸付条件の緩和措置について
5. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
6. 地方財政措置について

ウ. 8月11日 建設省調査団（東家嘉幸建設政務次官外4名）

「昭和61年台風10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 公共土木施設の災害復旧の早期実施について

道路・河川・砂防等の公共土木施設の災害復旧についてはその公益的機能を十分回復する必要から早期復旧をはかるとともに、再度災害の発生を防止するための必要な措置を講ぜられたい。

2. 河川改修事業の促進について

今回の激しな災害に鑑み、直轄河川の改修はもとより中小河川等においても大幅な改修を図られたい。

エ. 8月12日 衆議院災害対策特別委員会（伊藤宗一郎委員長外18名）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について
2. 自作農維持資金（災害）の貸付枠の確保及び貸付条件の改善等について
3. 農業共済の早期支払い措置について
4. 中小企業の再建資金貸付条件の緩和措置について
5. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
6. 地方財政措置について

オ. 8月14日・15日 知事政府陳情（大蔵省，農林水産省，厚生省，通商産業省，文部省，自治省，国土庁，建設省，運輸省）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について
2. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
3. 被災者の救済措置について
4. 地方財政措置及びその他の措置について

カ. 8月16日 日本社会党災害対策特別委員会調査団（松前仰委員長外）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について
2. 自作農維持資金（災害）の貸付枠の確保及び貸付条件の改善等について
3. 農業共済の早期支払い措置について
4. 中小企業の再建資金貸付条件の緩和措置について
5. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
6. 地方財政措置について

キ. 8月20日 北海道・東北地方知事会政府要望（大蔵省，文部省，厚生省，農林水産省，通商産業省，建設省，自治省，国土庁）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策についての要望」

1. 天災融資法を早急に発動し，激甚災害の指定について早急に措置すること。

2. 道路、河川、砂防、林道、治山等公共土木施設及び農地農業用施設等の災害復旧について、早期実施を図ること。
3. 文教施設、水道施設、廃棄物処理施設等の災害復旧について、特段の配慮をすること。
4. 社会教育施設、社会体育施設及び文化財等について、早急に復旧ができるよう、国庫補助等特別の財源を講じること。
5. 再度の災害の発生を防止するため、治山事業、河川改修事業及びダム建設事業の促進を図ること。
6. 都市浸水対策として、公共下水道及び都市下水路等の建設事業の促進を図ること。
7. 自作農維持資金（災害）の貸付の確保、貸付条件の改善及び既貸付資金の貸付条件の緩和措置を講じること。
8. 農業共済再保険金の早期支払い措置を図るとともに、米の品質低下の損害評価の特別措置を講じること。
被災地から生ずる規格外玄米については、全量政府買上げの措置を講じること。
また、農業共済団体の損害評価費増高に対する事務費補助金の助成措置を講じること。
9. 今回の災害により転作等実施水田が、流失・埋没等した場合でも、転作等奨励金の対象とすること。
10. 商工業について、救済措置を早急に検討し、特に中小企業再建に係る政府系資金の貸付条件について、貸付限度額の引上げ、利率の改善及び特利期間の延長等の緩和措置を講じること。
11. 災害復興住宅資金について、融資枠を確保するとともに、融資条件の緩和措置を講じること。
12. 応急仮設住宅について基準面積の規模拡大を図るとともに、入居対象者の要件を緩和すること。
13. 被害者の負担軽減を図るため、税制、国民年金制度等の特例措置を講じること。
14. 災害対策として県及び市町村の行う災害復旧及び生活再建に要する経費については、特別交付税によって措置すること。
また、災害による税の減収によって今後の県及び市町村の財政運営が困難を来たさないう、特別の財政措置を講じること。

15. 被害額の甚大な市町村の災害復旧財政需要に対し、普通交付税の繰上げ措置を講じること。
16. 災害復旧事業については、国庫補助制度の拡充を図るほか、復旧事業に伴う地方負担は全て地方債の対象とし、その償還については必要な財源措置を強化すること。
17. 被災者に対し、国民健康保険料（税）の減免措置をとった場合は、保険料（税）の減免額の全額を交付すること。

ク. 8月22日 宮城県地域開発推進協議会長（宮城県議会議長）政府等陳情（大蔵省、文部省、運輸省、建設省、自治省、農林水産省、通商産業省、厚生省、国土庁、環境庁及び県選出国會議員）

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の指定について
2. 農業災害対策について
3. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
4. 中小企業の再建資金貸付条件の緩和措置について
5. 地方財政措置について

ケ. 9月3日 台風10号災害陳情会（自由民主党本部）

県選出自由民主党国會議員、井上孝自由民主党災害対策特別委員長及び各省庁担当官（国土庁、建設省、農林水産省、自治省、厚生省、通商産業省）に対して、県及び13市町（仙台市、塩釜市、多賀城市、岩沼市、名取市、角田市、亶理町、鹿島台町、松島町、丸森町、柴田町、大和町、大郷町）の首長が被害の状況を説明し災害対策について陳情活動を行った。

コ. 9月8日 北海道・東北六県議会議長会政府陳情

「昭和61年台風第10号に伴う大雨洪水災害対策について」

1. 天災融資法の発動及び激甚災害の措置について
2. 農業災害対策について
3. 中小企業の再建資金貸付条件の緩和措置について
4. 公共施設等被害に対する災害復旧の早期実施について
5. 地方財政措置について

「台風第10号に伴う豪雨災害に対する要望」

1. 天災融資法を早急に発動すること
2. 激甚災害の指定を早急に行うこと
3. 河川等公共土木施設の早期復旧を図るとともに、再度災害の発生を防止するため積極的に改良復旧を取り入れること
4. 農地、農業用施設、治山施設等の災害復旧事業を早急に実施すること
5. 自作農維持資金の貸付枠の確保等を図るとともに、米の品質低下が見られる場合の損害評価の特例措置を講ずること
6. 政府系中小企業金融機関の貸付限度額の引上げ、利率の改善及び特利期間の天災融資法並みの延長等貸付条件を緩和すること
7. 特別交付税の増額配分、地方債の確保及びその元利補給措置を講ずること

(2) 県に対する要望等

災害後、被災市町、関係団体等から県に対して、災害の早期復旧対策等について、要望、陳情が行われたが、主なものは次のとおりである。

月 日	市町村名等	陳 情 ・ 要 望 内 容
8月9日	仙台市緑ヶ丘第三町内会	砂防工事等の早期着工について
8月9日	丸森町議会（意見書）	台風10号による災害対策について
8月11日	仙台市藤森町内会	大雨による災害復旧並びに救援対策（急傾斜地崩壊対策工事）の促進について
8月13日	柴田町長・柴田町議会議長	台風10号に伴う大雨・洪水災害の復旧（都市排水機場の設置等）について
8月13日	柴田町長・柴田町議会議長	台風10号に伴う大雨・洪水災害の復旧に対する天災融資法・激甚災害法の指定について
8月13日	仙台市長・仙台市議会議長	台風第10号に伴う大雨洪水災害対策（天災融資法の発動及び激甚災害の指定等）について
8月13日	松島町長・松島町議会議長	台風10号に伴う大雨により流失した通学橋（愛宕橋）の復旧について
8月18日	大和町長	台風10号大雨被害の「激甚災害」指定について
8月20日	宮城県商工会議所連合会・宮城県商工会連合会・宮城県中小企業団体中央会	8月5日豪雨・洪水による被災商工業者救済について
8月21日	仙台市議会議長（意見書）	台風第10号に伴う大雨洪水災害対策（天災融資法の発動及び激甚災害の指定等）について

8月22日	宮城県農業共済組合連合会	台風10号による水害に係る損害防止費並びに損害評価費に対する県費助成について
8月25日	宮城県市長会	台風第10号に伴う大雨洪水災害対策(天災融資法の発動及び激甚災害の指定等)について
8月25日	宮城県土地改良事業団体連合会	台風10号大雨洪水による農業被害対策について
9月1日	社団法人東北機械電子工業会	激甚災害の指定並びに災害対策特別金融措置等について
9月19日	宮城県市議会議長会	台風第10号に伴う大雨洪水災害対策(天災融資法の発動及び激甚災害の指定等)について
10月16日	仙台商工会議所	台風10号による洪水災害(激甚災害の指定等)について

2. 災害復旧対策本部の設置

(1) 8月5日災害発生と同時に災害対策本部を設置し、防災関係機関、市町村と一体となって、河川・道路等公共土木施設、農業用施設等の応急復旧に全力をあげるとともに、災害救助法の適用、防疫・廃棄物処理活動等の保健衛生対策等被災者への援護活動や、さらには生活相談、農事相談、商工金融相談等を総力をあげて実施してきた。また、政府関係機関に対して激特法による激甚災害の指定及び天災融資法の発動、公共施設等の早期復旧、農業・商工業等被災者の救済、特別の財政援助等について要請・陳情活動を行ってきたが、8月25日鹿島台町をはじめ被災地における災害救助及び応急復旧活動が一段落したことから、「県災害対策本部」を「台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部」に切り替え、以後、災害応急対策から本格的な災害復旧対策の推進に全力をあげることとした。

台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 昭和61年台風第10号大雨洪水災害の復旧対策を円滑かつ適切に推進するため、「台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 災害復旧対策に係る連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 災害及び復旧状況の総合的な把握に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部に各部局の関係職員の出席を求めることができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部に幹事を置くことができるものとし、幹事は職員のうちから本部長が指名する。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は本部員会議及び幹事会議とする。

- 2 本部員会議は本部長が招集し、主宰する。
- 3 幹事会議は、本部員会議に付議すべき事項を調査検討するものとし、幹事のうちから本部長が指名した者が会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年8月25日から施行し、本部の目的達成の日をもって廃止する。

(別表)

総 務 部 長	水 産 林 業 部 長
生 活 福 祉 部 長	土 木 部 長
保 健 環 境 部 長	宮城県教育委員会教育長
商 工 労 働 部 長	宮 城 県 企 業 局 長
農 政 部 長	

台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 要綱第3条第5項の規定に基づき、本部に幹事を置く。

2 幹事会議に幹事長を置き、総務部長をもって充てる。

(会議)

第3条 幹事会議は、幹事長が招集し、その議長となるものとする。

2 幹事長が、必要と認めるときは、幹事会議に各部局の関係職員の出席を求めることができる。

(報告)

第4条 本部会議及び幹事会議における災害復旧状況報告は別紙様式及びその他の資料により行うものとする。

付 則

この要領は、昭和61年8月25日から施行する。

<参 考>

消 第 374号
昭 和 61 年 8 月 25 日

台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部
各 本 部 員 殿

台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部長
宮 城 県 知 事 山 本 壮 一 郎

台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部の幹事指名について（通知）

このことについて、台風第10号大雨洪水災害復旧対策本部要綱第3条第5項の規定に基づき、別紙各部次長を幹事に指名したので、通知する。

別 紙

総 務 部 次 長	水産林業部次長
生活福祉部次長	土 木 部 次 長
保健環境部次長	教 育 次 長
商工労働部次長	企 業 局 次 長
農 政 部 次 長	

(2) 災害復旧対策本部は、市町村の被害額の確定、激甚災害の指定等の要望活動並びに各部局における復旧事業の推進に努めたが、激甚災害の指定及び天災融資法の適用、吉田川の激甚災害対策特別緊急事業の採択、災害復旧予算の議決、一部各省庁の災害査定の結果、あるいは災害復旧相談並びに義援金等の受付状況から、ほぼその目的を達成することができたと判断して、10月31日をもって「災害復旧対策本部」を解散した。

3. 激甚災害指定等

(1) 激甚災害の指定

県は、今回の大雨洪水災害について、関係省庁に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を強く要望していたが、9月26日の閣議で、「昭和61年8月4日から6日までの間の豪雨による災害」について、激甚災害の指定並びに適用すべき措置について決定され、9月30日に政令が公布された。

この激甚災害の指定により、

1. 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
2. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
3. 天災融資法に基づく被害農林漁業者への資金融通に対する特例措置（法第8条）
4. 湛水排除事業に対する補助の措置（法第10条）
5. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

が受けられることになった。

さらに、特に被害の大きい鹿島台町に対して、局地激甚災害の指定並びに適用すべき措置について決定されたことにより、鹿島台町については、

1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
2. 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間の特例（法第13条）
3. 商工組合中央金庫による低利融資の措置（法第13条）

を受けられることになった。

また、昭和62年2月20日の閣議で「昭和61年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（61年局地激甚災害地域）が決定され、2月24日に公布されたが、本県では、丸森町と津山町が指定され、両町については、

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条）
2. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

が受けられることになった。

表 5-1 激甚災害の特例措置の内容

区 分	一 般 災 害	激 甚 災 害
1. 農地・農業用施設の災害復旧事業 査定見込額 約 304 億円	過去 5 年間の平均補助率 ・農 地 約 80% ・農業用施設 約 93% ・林 道 約 78%	過去 5 年間の平均補助率 約 9%嵩上げ 約 3%嵩上げ 約 10%嵩上げ
2. 農業共同組合等所有の共同利用施設の災害復旧事業 査定見込額 約 7 千万円	過去 5 年間の平均補助率 約 20%	過去 5 年間の平均補助率 約 54%嵩上げ
3. 天災融資法の特例被災農林漁業者に対する資金の融資	・貸付限度額 200 万円 ・償還期間 被害の程度により 3～6 年	・貸付限度額 250 万円 ・償還期間 4～7 年
4. 湛水排除事業 査定見込額 約 9 千万円		補助率 90%
5. 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等		・小工事の災害復旧事業で、起債が許可されたものに係る元利償還金の一定割合を地方交付税の基準財政需要額へ算入
(局地激甚災害―鹿島台町のみ) 1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	普通保険のてん補率 70%	・通常保険額と同額を別枠として設ける ・普通保険のてん補率 80% ・保険料率は、通常の約 2/3 に引き下げる
2. 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例		2 年を越えない範囲で延長
3. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	別枠 中小公庫 7,500 万円 国民公庫 1,500 万円 商工公庫 必要額	1,000 万円(組合は 3,000 万円)までを限度として当初 3 ヶ年 6.05%(特別被害者に対しては、年 3%)の低利融資を行う
(局地激甚災害―丸森町、津山町) 1. 公共土木施設の災害復旧事業	過去の平均補助率 約 72%	過去の平均補助率 約 17%嵩上げ
2. 公共土木施設小災害に係る地方債の元利補給等		・小工事の災害復旧事業で、起債が許可されたものに係る元利償還金の一定割合を地方交付税の基準財政需要額へ算入

(2) 天災融資法の適用

同じく9月26日の閣議で、「昭和61年8月4日から6日までの間の豪雨についての天災」について、天災融資法の適用が決定され、9月30日に政令が公布された。

これにより、被害を受けた農漁業者は、通常の場合より低利な資金の融資を受けられることとなった。

〈天災融資法の内容〉

ア 融資対象者 農作物等の減収量が平年の収穫量の3割以上、かつ減収による損失額が平年の農業総収入の1割以上である旨、市町村長が認定した者

イ 貸付条件

●貸付限度額

一 般 200万円（今回激甚の特例で250万円）
果樹栽培者等 500万円（今回激甚の特例で600万円）

●償還期限

3～6年（今回の激甚の特例で4～7年）

●貸付金利

特別被害農業者 年 3 %
3割以上の被害者 年 5.05%
その他の被害者 年 6.05%

※ 特別被害農業者：平年の農業総収入の5割以上である被害者

ウ 融資総額 22億円

(3) 激甚災害対策特別緊急事業の採択

建設省は、9月6日吉田川の河川改修事業を激甚災害対策特別緊急事業として採択したが、事業概要は次のとおりである。

表5-2 吉田川激甚災害対策特別緊急事業の内容

河川名	水系	施工位置	事業費	事業年度	延長	備考
一級河川 吉田川	北上川	大郷町 鹿島台町 松島町	87億円	61～65年度	14km	堤防かさ上げ・拡張工事 河原の掘削工事

<参考>

河川激甚災害対策特別緊急事業の概要

1 対象河川

一級河川又は二級河川のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当する場合

ア 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの。

イ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの。

ウ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋一戸に相当するものとして換算して加算した数値がイに相当することとなるもの。

a 半壊家屋 2戸

b 著しい浸水家屋（軒下浸水程度） 3戸

c 浸水家屋 40戸

(2) 河川の氾濫による一市町村の区域内の一水系に係る被害が前号のいずれかに該当する場合。

2 採択基準

河川激甚災害対策特別緊急事業の採択基準は、次のとおりとする。

(1) 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること。

(2) 前号に掲げる計画は、当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡がとれたものであること。

(3) 施行区域は、災害の発生状況を十分検討し、必要最小限度の区域とすること。

(4) 全体事業費は10億円以上で、かつ、原則として当該災害による一般被害総額に相当する額を限度とすること。

なお、一般被害総額の算定基準は、別に定めるところによること。

3 国の費用負担

直轄河川激甚災害対策特別緊急事業 6/10（残り4/10は県負担）

4. 災害復旧予算

応急復旧・被災者に対する緊急融資等災害復旧に必要な経費について、9月、12月及び2月定例県議会で予算措置を講じた。

9月定例県議会で可決された台風第10号大雨洪水災害関係予算は、193億7千5百万円で、一般会計9月補正予算315億7千7百万円の61%を占め、宮城県沖地震災害の際の6月及び9月補正合わせた災害対策費145億円を上回るものであった。

また、12月定例県議会では、大雨洪水災害関係として47億7千3百万円の追加補正予算を議決した。

主な内容は、次のとおりである。

- (1) 河川や道路の公共土木施設災害復旧費、農業施設、林道等の農林水産施設災害復旧費
- (2) 各種貸付金に災害特別融資枠を設定したことに対する貸付原資のほか、被災中小企業者や農家に対する利子補給制度の新設に要する費用
- (3) 災害救助法に基づく救援物資の供給に要した経費、遺族への弔慰金、住宅補修等災害援護資金

表 5-3 台風第10号大雨洪水災害関係予算

1) 災害対策

(単位：千円)

項 目	予 算 額				備 考
	9月補正	12月補正	2月補正	計	
災害援護資金貸付金	120,000	37,000		157,000	貸付限度額 600～1,800 千円
民間社会福祉施設災害復旧事業資金貸付金	10,000			10,000	貸付限度額 5,000 千円
母子福祉資金貸付金(特別会計)	27,000			27,000	貸付限度額 1,500 千円
寡婦福祉資金貸付金(特別会計)	15,000			15,000	貸付限度額 1,500 千円
中小企業経営安定資金貸付金	430,000			430,000	融資枠 20 億円
中小企業組織金融貸付金	250,000			250,000	融資枠 10 億円
信用保証協会助成費	41,856			41,856	保証料助成
小企業者災害対策資金利子補給〔債務負担行為〕	6,000			6,000	融資枠 32 億円
	[45,000]			[45,000]	
中小企業体質強化資金貸付金〔債務負担行為〕	[2,800]			[2,800]	融資枠 5 億円
農業災害対策融資金利子補給〔債務負担行為〕	2,933			2,933	融資枠 18 億
	[82,248]			[82,248]	
農業用施設災害対策資金利子補給	1,595			1,595	融資枠 5 億円
〔債務負担行為〕	[20,500]			[20,500]	

項 目	予 算 額				備 考
	9 月補正	12 月補正	2 月補正	計	
被災農家飯米確保対策資金 利子補給 〔債務負担行為〕	[4,064]			[4,064]	融資枠 1 億 5 千万円
宅地防災工事資金利子補給 〔債務負担行為〕	1,480 [11,000]			1,480 [11,000]	融資枠 2 億 4 千 5 百万円
被災住宅復興資金利子補給 〔債務負担行為〕	[9,000]			[9,000]	融資枠 1 億 2 千万円
災害救助応急措置対策費	21,823	33,078		54,901	救助物資等
応急仮設住宅設置助成費	8,500			8,500	48 戸
災害弔慰費	5,625			5,625	
伝染病・環境衛生対策費	3,266			3,266	
農作物冠浸水害回復対策事業費	66,050			66,050	病虫害防除, 追肥等
農作物豆子確保対策事業費	51,000			51,000	水稻, 大豆, 野菜
規格外米等適性流通対策事業費	20,000			20,000	
畜産経営安定対策事業費	39,747			39,747	越冬飼料等
河川氾濫調査費	30,000			30,000	
被災者就労対策費					就労対策事業 113 億円
計	1,151,875	70,078		1,221,953	

2) 災害復旧

(単位：千円)

項 目	予 算 額				備 考
	9 月補正	12 月補正	2 月補正	計	
土木施設災害復旧費	10,701,711	4,446,221	44,000	15,191,932	
農林水産施設等災害復旧費	6,651,062	256,864	△ 12,430	6,895,496	
社会福祉施設災害復旧費	7,434		△ 1,600	5,834	
教育施設災害復旧費	347,780		△ 207,199	140,581	
試験研究施設災害復旧費	127,554			127,554	
その他施設等災害復旧費	361,425		△ 5,141	356,284	
計	18,196,966	4,703,085	△ 182,370	22,717,681	
合 計	19,348,841	4,773,163	△ 182,370	23,939,634	

5. 復旧資金の融資・貸付

(1) 民生関係資金

① 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく貸付制度の対象となる低所得者等で、今回の大雨災害で被災し、生活の立て直しのために資金を必要とする者に資金の貸付を行った。

表 5-4 災害援護資金貸付概要

区 分	内 容
資金の使途	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	1,800 千円以内
利 息	年 3%
据置期間	3 年
償還方法	据置期間を含み 10 年以内、年賦又は半年賦

表 5-5 災害援護資金貸付状況（61.11.30 現在）

（単位：千円）

災害別	市町村名	貸付限度額別貸付け件数及び貸付額													
		世帯主 の負傷		住居の半壊		住居の全壊		住居全体の 滅失・流失		家財の損害		重複及び 特別貸付		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和 61 年 台風第 10 号 大雨洪水災害	仙 台 市									13	7,000			13	7,000
	塩 竈 市									33	18,600			33	18,600
	名 取 市									3	1,300			3	1,300
	角 田 市			3	2,200					22	12,800			25	15,000
	多賀城市									49	28,700			49	28,700
	丸 森 町							1	1,000					1	1,000
	亘 理 町									9	5,200			9	5,200
	山 元 町							1	1,800					1	1,800
	松 島 町			1	700	1	1,200			3	1,200			5	3,100
	大 和 町									6	3,600			6	3,600
	鹿島台町			15	12,000	14	16,300			63	34,150			92	62,450
	河 南 町							1	1,800					1	1,800
計	5 市 7 町	—	—	19	14,900	15	17,500	3	4,600	201	112,550	—	—	238	149,550

② 世帯更生資金の特別貸付

県社会福祉協議会は、世帯更生資金貸付制度要綱（昭和36.4.6厚生事務次官通知）に基づく貸付制度の対象となる低所得者等で、今回の大雨災害で被災し、住宅の補修等の資金を必要とする者に対し、資金の貸付を行った。

表 5-6 世帯更生資金特別貸付概要

資金種別 区分	更 生 資 金	身障更生資金	住 宅 資 金	災害援護資金
資金の用途	生業を営むのに必要な資金	身障者が生業を営むのに必要な資金	住宅を改築、補修し又は保全するのに必要な資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	890 千円	890 千円	1,000 千円	600 千円
利 息	年 3%	年 3%	年 3%	年 3%
据置期間	1 年以内	原則として 1 年以内 特例 1 年 6 ヶ月以内	6 ヶ月以内	1 年以内
償還方法	7 年以内	9 年以内	原則として 6 年以内 特例 7 年以内	7 年以内

表 5-7 世帯更生資金特別貸付状況（61.11.20 現在）
（単位：千円）

資金種別 市町村	更生資金		身障更生資金		住宅資金		災害援護資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
仙 台 市					1	700	4	1,600
石 巻 市					1	1,500	1	600
塩 竈 市	1	1,000					18	8,300
白 石 市	1	400					2	1,000
名 取 市			1	890				
多賀城市							1	430
大河原町							2	1,200
柴 田 町							1	600
松 島 町							1	600
宮 城 町							1	600
大 郷 町					1	900	1	600
小牛田町					1	400	1	600
計	2	1,400	1	890	4	3,500	33	16,130
総計	40 件 21,920							

③ 民間社会福祉事業経営資金の特別貸付

県社会福祉協議会は、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和38年宮城県条例第23号)に基づく貸付制度の対象となる民間社会福祉事業施設で、今回の大雨災害で被災し、施設の補修のつなぎ資金を必要とする法人に対し資金の貸付を行った。

表 5-8 民間社会福祉事業経営資金貸付概要

資金名	民間社会福祉事業経営資金
資金の用途	災害を受けたことにより、施設を補修し、又は保全するのに必要なつなぎ資金
貸付限度	県社会福祉協議会振興資金運用委員会が認めた額
利 息	無利子
償還方法	6ヵ月以内

表 5-9 民間社会福祉事業経営資金特別貸付状況(61.10.22. 貸付) (単位: 千円)

法・人 名	施 設 名	金 額
鹿島台社会福祉協会	鹿島台保育所	1,700
仙台基督教教育児院	仙台基督教教育児院	1,000
〃	仙台乳児院	6,500
山下 静 和 会	みやま荘	1,000
計 (3法人4施設)		10,200

④ 母子福祉資金の特別貸付

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく貸付制度の対象となる母子世帯で、今回の大雨災害で被災し、住居の補修、事業の継続について資金を必要とする者に対して資金の貸付を行った。

表 5-10 母子福祉資金貸付概要

資金種別 区 分	事業継続資金	住宅資金
資金用途	店舗資材等に被害を受け事業の継続に必要な資金	現に居住する住宅が被害を受け、それを補修するのに必要な資金
貸付限度額	1,000 千円	1,500 千円
利 息	年 3%	年 3%
据置期間	被害程度により 1年以内～2年以内	被害程度により 1年以内～2年以内
償還方法	据置期間経過後3年 6ヶ月以内 年賦・半年賦・月賦	据置期間経過後6年 以内 年賦・半年賦・月賦

表 5-11 母子福祉資金貸付状況(61.11.5 現在)
(単位: 千円)

資金種別 区 分	申 込		貸 付	
	件数	金額	件数	金額
事業継続資金	1	1,000	1	1,000
住宅資金	5	3,540	5	3,540
計	6	4,540	6	4,540

⑤ 寡婦福祉資金の特別貸付

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく貸付制度の対象となる寡婦世帯で、今回の大雨災害で被災し、住居の補修、事業の継続について資金を必要とする者に対して資金の貸付を行なった。

表 5-12 寡婦福祉資金貸付概要

資金種別 区 分	事業継続資金	住宅資金
資金 使 途	店舗資材等に被害を受け 事業の継続に必要な資金	現に居住する住宅が被害を 受け、それを補修するのに 必要な資金
貸付限度額	1,000 千円	1,500 千円
利 息	年 3%	年 3%
据 置 期 間	被害程度により 1 年以内～2 年以内	被害程度により 1 年以内～2 年以内
償 還 方 法	据置期間経過後 3 年 6 ヶ月以内 年賦・半年賦・月賦	据置期間経過後 6 年 以内 年賦・半年賦・月賦

表 5-13 寡婦福祉資金貸付状況（61.11.5 現在）
（単位：千円）

資金種別 区 分	申 込		貸 付	
	件数	金額	件数	金額
事業継続資金	2	1,400	2	1,400
住宅資金	13	9,635	11	8,035
計	15	11,035	13	9,435

表 5-14 住宅金融公庫の災

名 称	対 象	融資限度額	土地取得の 融資限度額
災害復興住宅	建設資金	り災直前の建物の価格の 5 割以上の被害を受けた者	木造 800 万円
	補修資金	り災直前の建物の価格の 5 割未満の被害を受けた者	木造 10 万円以下 400 万円以下
地すべり等 関連住宅	地すべり及び急傾斜の崩壊 により、被害を受けるおそ れのある住宅で、法に基づ き報告を受けた者	木造 500 万円	500 万円
宅地防災工事	宅地・造成等規制法、急傾 地の崩壊による災害の防止 に関する法律又は建築基準 法に基づき、がけ崩れ等の 災害を生ずるおそれがある として勧告又は命令を受け た者	工事に要する額 の 90% で、10 万円 以上 490 万円以内	—

（注）上表は木造の建設、補修の場合を例示しているが、構造については他住宅、中古住宅の購入資金がある

(2) 住宅関係資金

① 住宅金融公庫資金

今回の大雨災害で住家の全壊、半壊等住宅等に被害を受けた方に対し、建設、補修等復旧資金として住宅金融公庫の災害復興住宅資金の斡旋を行った。(表 5-14)。

② 宅地防災工事に対する利子補給(県・市町村)

住宅金融公庫から融資を受け、宅地防災工事を実施する個人を対象に、利子補給制度を創設し、同事業の促進を図った。

表 5-15 宅地防災工事資金利子補給制度概要

イ. 利子補給対象宅地	
次のいずれかに該当する工事で(工事が 63 年度までに完了するもの)住宅金融公庫から融資を受けた者に対し、市町村が利子補給をした場合、県が当該市町村に補助する。	
① 宅地造成等規制法により勧告を受けて行う宅地防災工事	
② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により勧告を受けて行う宅地防災工事	
③ 建築基準法の命令により行う宅地防災工事	
ロ. 利子補給	
住宅金融公庫融資に対する支払い利子 5.9% の内、3% は個人負担とし、2.9% の利子について市町村が利子補給を行った場合は、県がその 1/2 の額を市町村に補助する。	

害復興住宅等の融資概要

建物移転の 融資限度額	宅地整地の 融資限度額	年利率	償還期間	備考
—	250 万円	5.05%	木造 25 年以内	3 年以内の据置期間を設けることができる
250 万円	250 万円	5.05%	木造 10 年以内	1 年以内の据置期間を設けることができる
—	—	5.25%	木造 25 年以内	3 年以内の据置期間を設けることができる
—	—	5.90%	15 年以内	

に耐火構造、又は簡易耐火構造も対象となり、資金については建売

(3) 中小企業関係資金

被災中小企業者に対する緊急融資として、中小企業経営安定資金 20 億円、中小企業体質強化資金 5 億円、中小企業団体中央会組織金融 10 億円の総額 35 億円の融資枠を設け、加えて小企業者を対象に利子補給制度を創設し、復旧対策に努めた。

また、政府系金融機関においてもそれぞれ災害に係る貸付資金の貸付を行い、被災者の復旧対策に努めた。

表 5-16 県の

融 資 制 度 名	融資対象者	融資限度額	利 率
中小企業経営安定資金 融資枠 20 億円	台風 10 号大雨・ 洪水被災者	一企業 3,000 万円	1 年以内 5.8% 以内 1 年越 6.3% 以内
中小企業体質強化資金 融資枠 5 億円	台風 10 号大雨・ 洪水被災者	一企業 2,000 万円	6.0%
中小企業団体中央会組織金融 融資枠 10 億円	台風 10 号大雨・ 洪水被災者	一組合 2 億円	1 年以内 5.8% 以内 1 年越 6.3% 以内

表 5-17 県の制度資金融資状況
(昭和 61 年 10 月 31 日現在)
(単位：千円)

区 分	融資枠	融資実績
経営安定資金	2,000,000	1,673,500
体質強化資金	500,000	0
組織金融	1,000,000	432,600
計	3,500,000	2,106,100

制度融資

期間(据置)	保証人・担保	信用保証料	申込受付場所
7年以内 (1年以内)	借入期間1年を超える長期資金はすべて信用保証協会の保証付保証人は2名以上担保は必要に応じて請求借入期間1年以内の短期資金は金融機関所定	信用保証料 0.7%金額免除	地元にある本店のある地銀、 相銀、信金、信組、商工 中金及び信用保証協会
5年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内)	原則として信用保証協会の保証付き保証人2名以上担保は必要に応じて請求	信用保証料 0.3% (信用保証料 0.7%のうち 0.4%免除)	地元にある本店のある地銀、 相銀、信金、信組及び信 用保証協会
7年以内 (2年以内)	原則として役員の個人保証、担保は必要に応じて請求		商工中金及び中小企業団 体中央金

表 5-18 小企業者等に対する利子補給(県・市町村)

利子補給対象者	利子補給対象資金	限度額	期間	利子補給額	申込受付場所
台風10号大雨洪水による被災 中小企業者 ・小企業者 常時使用する従業員が5人以下(商業、サービス業については2人以下) ・小企業者に準ずる者 常時使用する従業員が6人以上20人以下(商業、サービス業については3人以上5人以下)であって、その経営内容が小企業者と同様の状態にある者 ・特別被害者 中小企業者であって、事業用資産の70%もしくは総収入の10%以上被害が生じている旨の市町村長の証明を受けた者	市町村長のり災証明を受け、次の災害関連資金を受けた者 (1) 中小企業経営安定資金及び中小企業体質強化資金 (2) 宮城県中小企業団体中央会組合金融の貸付資金 (3) 市町村の小企業小口資金及びその他の制度資金で災害復旧のため貸付た資金 (4) 国民金融公庫の小企業等経営改善資金 (5) 宮城県信用保証協会の特別小口保証を受けている資金	災害復旧資金として400万円以内の借受金とする。ただし「小企業小口資金」及び「特別小口保証を受けている資金」については、それぞれの定める限度以内とする。	借入実行日から3年以内	支払利子等(支払利子及び借受保証料)から借入負担率5%を控除した額を利子補給(ただし最大利子補給率年2%以内)。なお特別被害者については借入負担率3%(ただし最大利子補給率年4%)	市町村

表 5-19 政府系金融

金融機関名及び 資金名	融資対象者	融資限度額
中小企業金融公庫 災害関連資金	台風 10 号大雨・洪水被災者	一企業 7,500 万円
国民金融公庫 災害関連資金	台風 10 号大雨・洪水被災者	一企業 1,500 万円
小企業等経営改善資金	小企業者 常時使用する従業員が 5 人 以下(商業, サービス業につい ては 2 人以下) 小企業者に準ずる者 常時使用する従業員が 6 人 以上 20 人以下(商業, サービ ス業については 3 人以上 5 人 以下)であって, その経営内容 が小企業者と同様の実態にあ る者。	設備・運転 400 万円
商工組合中央金庫 災害関連資金	台風 10 号大雨・洪水被災者	必要額
北海道東北開発公庫 災害復旧資金	資本金 1,000 万円以上の会社	所要資金の 70% 以内で見 込額は 1,000 万 円

(4) 農業関係資金

今回の大雨災害において農業関係の被害が甚大であったことから, 被害農業者の農業経営の安定を図るため, 経営資金等について低利資金の融資枠を確保するよう国に対して要請した。

その結果, 天災資金(経営資金)は, 15 億 4 千万円の融資枠が配分され, また鹿島台町外 10 市町 32 地区が特別被害地域に指定されるとともに, 本県は激甚災害法が適用されて貸付限度額と償還期限の特例措置が講じられた。また, 農林漁業金融公庫の自作農維持資金(災害)は, 4 億 4 千 7 百万円の融資枠が配分された。

さらに, 県及び農協系統において新たに今回の災害に係る融資制度を発足させるとともに, 農業近代化資金等に係る既往貸付金について, 償還期限の延長等の優遇措置が講じられた。

の制度融資

利 率	期間(据置)	保証人・担保	申込受付場所
6.4%	10 年以内 (2 年以内)	中小企業金融公庫所 定	中小企業金融公庫
6.4%	10 年以内 (2 年以内)	国民金融公庫所定	国民金融公庫
6.3%	設備 4 年 6 ヶ月以 内ただし、200 万円越 5 年以 内 (6 ヶ月以 内) 運転 3 年以内 (6 ヶ月以内)	保証人・担保不要	商工会又は商工会議所 (国民金融公庫)
6.4%～ 7.5%	運転 10 年以内 (3 年以内) 設備 20 年以内 (3 年以内)	商工組合中央金庫所 定	商工組合中央金庫
6.4%	(設備資金) 15 年以内 (据 置) 5 年以内 (運転資金) 5 年以内 (据 置) 1 年以内	原則として保証人 (1 名以上) 及び担保 必要	北海道東北開発公庫窓口

表 5-20 県及び農協系統融資制度概要

資 金 名	貸付 利率	期 間	融資枠	貸 付 限 度 額	資 金 使 途 等	貸付決定(2 月末日現在)	
						件数	金額 (千円)
天災資金	3.0% 5.05 6.05	4～7 年以内	15.4 億円	個人 250 万円 法人 2,000 万円	経営資金	1,612	1,284,990
自作農資金	4.6%	20 年以内	4.47 億円	個人 150 万円 法人 750 万円	経営再建費 収入減補てん費	400	292,050
昭和 61 年 農業災害対策資金(県単)	3 % 4 %	3 年以内	18 億円	個人 100 万円(特認 150 万円) 団体 500 万円	経営資金等	587	390,720
昭和 61 年 農業用施設災害対策資金 (県単)	4 %	3 年以内	5 億円	主務大臣指定施設—200 万円 (特認 400 万円)、事業費の 80% 果樹植栽資金—事業費の 80%	主務大臣指定施設 災害資金、果樹植栽 資金の利子軽減	1	400
昭和 61 年台風 10 号 豪雨緊急つなぎ資金 (系統)	3.5%	1 年以内		700 万円 (災害復旧 500 万円) (営農生活維持 200 万円)	災害復旧、 営農生活維持	817	124,818
昭和 61 年災害 (豪雨及び降雹) 対 策 資 金 (系統)	5.25 %	6 年以内	20 億円	天災資金等の融資、共済金を 控除後の額又は 300 万円	災害復旧、 営農生活維持	406	36,656

(5) 水産関係資金

① 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫法に基づく、公庫資金のうち、災害を受けた漁業者に対する融資について、農林漁業施設復旧資金等の紹介を行ったが融資受付の実績はなかった。

表 5-21 農林漁業施設復旧資金等の概要（62.3.7 改正）

資金名	融資の対象となる事業	年利率 (%)	償還期間	融 資 最 高 限 度
農林漁業施設 (主務大臣指定施設)	漁船・漁具・漁場改良造成施設・ 内水面養殖施設・海面養殖施設・ 漁船漁業用施設(水産物処理加工 施設・倉庫・作業場等)・漁業生 産環境施設の復旧	5.2	15 年以内 (うち据置期 3 年以内)	1. 事業費×0.8 2. (1)1施設当たり 200 万円 (特に必要と認める場合は 400 万円) (2) 漁船 1,000 万円 (1,2 のいずれか低い額)
漁 船	漁船の復旧(建造・取得含む)	5.2	12 年以内 (うち据置期 2 年以内)	1. 事業費×0.8 2. 1隻当たり4億5,000万円 (特定の漁業種類 6 億円) (1,2 のいずれか低い額)
沿岸漁業 経営安定	沿岸漁業を営む個人(無動力船又は 総トン数 20 トン未満の動力船 を使用する漁船漁業者・平年度の 漁家所得 500 万円以下であり、かつ 沿岸漁業所得が漁家所得の過半 を占める養殖漁業者)の災害により 必要な資金	4.6	20 年以内 (うち据置期 3 年以内)	150 万円 (既往の本資金融資残高を通 算します)

漁業者 (漁協一自営漁船の場合のみ・常時使用従業員数 300 人以下で
使用漁船総トン数 3,000 トン以下の個人・法人)

② 漁業近代化資金

漁業近代化資金助成法に基づく漁業近代化資金について、災害を受けた漁業者が、漁船、漁具等の購入等に要するための資金として、優先的に融資することとした。

表5-22 漁業近代化資金概要

(62.2.20改正)

資 金 の 種 類		利 率 (年%以内)		償 還 期 限 (据置期間を含む) (年以内)		据 置 期 間 (年以内)	貸 付 限 度 額	
		漁 業 者 等	漁 協 等	漁 業 者 等	漁 協 等		漁 業 者 等	漁 協 等
1号資金 (漁船)	総トン数 20トン未 満の漁船	4.95		15		3 (木船) (機器) 2	○20トン以上漁船 資金借受者 …2億4千万円 ○水産養殖業者 (法人) …1億2千万円 ○20トン未満漁船 資金借受者。漁 船漁業者。生産 組合。漁業法人。 水産加工業者 (個人。法人) 水産養殖業者 (個人) …6千万円 ○上記以外の者 …1千2百万円 ○農林水産大臣が 承認した場合は その承認額 ○初度的経営資金 …1千5百万円 ○漁家住宅資金 …1千2百万円	○6億円 ○農林水産大 臣が承認し た場合はそ の承認額
	総トン数 20トン以 上110ト ン未満の 漁船	5.95		(木船 9) (機器 5)				
2号資金 (漁船漁具保管整理 施設等)		4.95	6.0	15	18	3		
3号資金 (漁場改良造成用機 具等)		4.95	6.0	7	10	2		
4号資金 (漁 具 等)		4.95		5		2		
5号資金 (水産動植物の種苗 の購入又は育成)		4.95		5		2		
6号資金 (漁村環境整備施設)		—	5.95		診療施 設 20 (その 他15)	3		
7号資金 (農林水産大臣特認)		4.95	5.95	12 (漁家住 宅 15 初度的 経営 5)	15 —	2 (漁協等) 3 3 2		

表5-23 漁業近代化資金貸付状況(災害)

(単位:円)

資金の種類	相 談 件 数 等		左のうち 融資申込件数等		貸付実行件数等	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1号資金 (船 外 機)	2	600,000	0	0	0	0
2号資金 (内水面養殖施設)	4	30,300,000	2	19,100,000	2	19,100,000
4号資金 (漁網, のり乾燥 施設カニドウ)	5	11,600,000	3	8,400,000	3	8,400,000
計	11	42,500,000	5	27,500,000	5	27,500,000

(6) その他の復旧資金

① 私学振興資金の貸付

被害を受けた私立学校設置者に対する融資制度として、私学振興資金の紹介を行った。なお、融資受付の実績はなかった。

表 5-24 私学振興資金概要

資 金 種 類 (貸付主体)	貸 付 対 象	貸 付 限 度	据置 期間	償 還 期 間 (据置期間を除く)	貸 付 利 子
私学振興資金 (指定金融機関)	私立学校設置者 (高等学校, 中学校 小学校, 幼稚園 専修学校, 各種学校)	教育施設設備 整備 一枚当たり 2,000万円 一学校 法人当たり 3,000万円	—	5 年	6.5% 借受者に対しては、貸 付利子のう ち1.5%分 の利子補給 補助金が県 から交付さ れる。

② 環境衛生金融公庫の災害貸付

被害を受けた環境衛生関係営業者に対する融資制度として、環境衛生営業設備資金の斡旋を行った。

表 5-25 環境衛生営業設備資金の概要

対 象 範 囲	対 象 規 模	一般貸付 (設備資金)	災 害 貸 付
飲食店営業 喫茶店営業 理容業、美容業 浴場業 食肉・食鳥肉販売業 (卸売業を除く) 氷雪販売業 (卸売業を除く)	* 資本金 1,000 万円以下、又は従業員が 50 人以下の会社 * 従業員が 50 人以下の個人	4,000 万円 (浴場業) 10,000 万円	一般貸付による 限度額のほか 1,500 万円
旅館業	* 資本金 3,000 万円以下、又は従業員が 50 人以下の会社 * 従業員が 50 人以下の個人	9,000 万円	
食肉・食鳥肉卸売業 氷雪卸売業	* 資本金 3,000 万円以下、又は従業員が 50 人以下の会社 * 従業員が 100 人以下の個人	4,000 万円	
興業場営業 (映画、演劇、 演芸に限る)	* 資本金 10,000 万円以下、又は従業員が 50 人以下の会社 * 従業員が 50 人以下の個人	6,200 万円	
クリーニング業	* 資本金 10,000 万円以下、又は従業員が 300 人以下の会社 * 従業員が 300 人以下の個人	5,000 万円	

ア 貸付利率 年 6.4%
イ 償還期間 10 年
ウ 据置期間 2 年

表 5-26 環境衛生設備資金貸付状況
(昭和 61 年 9 月末日現在)
(単位：千円)

	貸 付 状 況	
	件数	金 額
飲 食 店 営 業	46	117,100
旅 館 業	4	10,000
理 容 業	3	15,000
美 容 業	3	9,800
ク リ ー ニ ン グ 業	1	400
計	57	152,300

6. 施設等の復旧

(1) 生活福祉部関係

事業概要

① 被害を受けた社会福祉施設においては、関係職員等により排水、土砂排除等応急的な復旧作業が実施されるとともに、危険箇所の点検、避難体制の強化等二次災害防止のための必要な措置が講じられた。

② 被害の大きかった児童福祉施設においては、災害査定（11月4日～8日実施）の結果、5施設において国庫補助による災害復旧事業が、昭和61年度事業として実施されることとなった。また、被災した民間社会福祉施設の復旧を図るため、県条例に基づく特別貸付について予算措置が講じられ、3法人4施設に対して補修資金の貸付けが行われた。

その他の被災施設についても、既定予算内で対応できないものについては、所要の補正予算措置等が講じられ、補修、防水、擁壁工事等の復旧工事が実施された。

復旧事業費

2,061万円

表5-27 災害復旧事業費(国庫補助関係)

(単位：千円)

施設区分	施設名	設置主体	事業費
児童福祉施設	志引保育所	多賀城市	2,204
	桜木保育所	多賀城市	2,600
	岩沼北保育園	(社)宮城県福祉事業協会	1,941
	東根児童センター	角田市	3,340
	岩沼市北児童館	岩沼市	1,381
計	5施設	3市1法人	11,466

表5-28 県立施設災害復旧事業費

(単位：千円)

施設名	事業費	備考
さわらび学園	7,949	児童福祉施設(教護院)
総合福祉センター	1,190	
計	9,139	

(2) 保健環境部関係

① 廃棄物処理施設

事業概要

被害を受けた廃棄物処理施設は、14 箇所では被害額は 3 億 1 千万円にのぼった。

被害内容は、浸水による電気・機械関係の損傷や施設内の道路損壊等が主なものであった。

各処理施設は、一部を除き、応急工事により 2～3 日で仮復旧した。

復旧事業費

2 億 5,500 万円

表 5-29 廃棄物処理施設災害復旧事業
(単位：千円)

	施行箇所数	事業費	事業年度
市 町 村	13	181,000	61 年度
環境事業公社	1	74,000	61 年度
計	14	255,000	

② 水道施設

水道の災害復旧については、水が生活に欠くことのできないものであることから、その復旧には急を要するものがほとんどであったため、応急復旧時に本復旧を行った所が多かった。災害査定の結果、5 町で 4 千 4 百万円の決定がなされ、これ以外の市町村においては、自己資金及び起債借り入れにより復旧を行った。

(3) 農政部関係

① 農 地

事業概要

農地の被害は県下全域に及んでいるが、特に仙南地域の山間部が顕著であり、9月1日から11月29日までの13週にわたり農地、農業用施設について延38班による査定が行われ、その結果、農地については、690カ所9億百万円の復旧事業費が決定された。

農地は農業生産の基盤であり、今次の未曾有の大水害により耕地の流失、土砂の堆積、畦畔の崩壊など生産基盤に被害を受けた農家にとっては今後の農業経営に大きな痛手となっており、一日も早い復旧が望まれる。その復旧進度については、昭和61年度85%程度を目標とし、その事業主体も大半が市町村となるが、今回特に吉田川の破堤により被害の大きかった前川、志田谷地地域の農地復旧については県が事業主体となり復旧進度の促進に努めている。

また、農地の復旧は、用排水路、農道などの農業用施設との関連も多く、単に農地の復旧のみでなく、これらの施設との調整が必要であり、今後復旧に当たって十分留意して実施することになっている。

復旧事業費

9億100万円

表5-30 農地災害復旧費

(単位：千円)

所在地 (管内)	施工面積(箇所数)	全体事業費	内 61 年度	62 年度～
県 営				
大河原	1 ha(2)	6,000	6,000	0
仙 台	14 ha(3)	43,000	43,000	0
古 川	5 ha(6)	14,000	14,000	0
小 計	20 ha(11)	63,000	63,000	0
団体営				
大河原	57 ha(299)	403,000	310,000	93,000
仙 台	307 ha(292)	355,200	304,200	51,000
古 川	2 ha(9)	26,000	26,000	0
築 館	6 ha(43)	16,000	16,000	0
迫	4 ha(35)	37,000	37,000	0
石 巻	1 ha(1)	800	800	0
小 計	376 ha(679)	838,000	694,000	144,000
合 計	396 ha(690)	901,000	757,000	144,000

② 農業用施設

事業概要

農業用施設災害については、用排水路、頭首工など各工種にわたり県下全域に発生したが、査定の結果、用排水路 1,050 カ所、農道 445 カ所、頭首工 138 カ所、ため池 171 カ所、揚水機 64 カ所、橋梁 41 カ所、計 1,910 カ所、61 億 8 千 5 百万円の復旧事業費が決定された。

各工種別の主な被災状況は、用排水路、農道については法面崩壊や流失、頭首工については本体及び護床工の流失、ため池は堤体、余水吐の流失や法面崩壊など降雨災害の通常型のほかに、未曾有の降雨による異常な内水の上昇による揚水機の浸水被害が特筆されよう。

これらの施設の復旧については、農作物の栽培、生産を継続していく必要があるため直ちに被災状況に対応して応急工事を実施したほか、昭和 61 年度に全体の 82% を目標に実施すべく予算など必要な措置を講じた。

また、復旧主体の大半は市町村、土地改良区等の施設の管理者であるが、復旧事業費が大きく高度の技術を要する施設などについては、県が事業主体となり復旧に全力をあげることにした。

復旧事業費

61 億 8,500 万円

表 5-31 農業用施設復旧費

(単位：千円)

所在地 (管内)	施工箇所数	全体事業費	内 61 年度	62～年度
県 営				
大河原	16	121,000	121,000	0
仙 台	54	387,000	247,000	140,000
古 川	10	26,000	26,000	—
石 巻	1	89,000	89,000	—
小 計	81	623,000	483,000	140,000
団 体				
大河原	819	2,280,000	1,617,000	663,000
仙 台	530	1,681,000	1,364,000	317,000
古 川	134	591,000	581,000	10,000
築 館	189	475,000	475,000	0
迫	81	195,000	195,000	0
石 巻	76	340,000	340,000	0
小 計	1,829	5,562,000	4,572,000	990,000
合 計	1,910	6,185,000	5,055,000	1,130,000

③ 共同利用施設

事業概要

共同利用施設の災害については、仙南地域の阿武隈川、増田川流域の小河川が溢流し、ライスセンター、農業倉庫等が浸水したが、災害査定を4ヶ所実施し、その結果、3カ所、5百万円余の事業費が決定された。

これら共同利用施設の復旧にあたっては、秋の収穫調整作業に支障をきたさないように実施した。

復旧事業費

520 万円

表 5-32 共同利用施設復旧費 (単位：千円)

市町村	事業主体	施設名	事業費
名 取 市	名取市農協	ライスセンター	458
角 田 市	角田市農協	ライスセンター	3,427
丸 森 町	丸森町農協	ライスセンター	1,312
計		3ヶ所	5,197

(4) 水産林業部関係

① 林業関係

ア. 林地荒廃防止施設

事業概要と復旧事業費

治山事業で実施した谷止工等各種施設の被害は小規模のものを含めると、18市町32カ所であったが、このうち「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用対象となったものは、9月16日～18日の査定の結果18カ所、2億5百万円余（工事費）となり、61年度中に14カ所、1億5千6百万円（76%）余の復旧を行うこととなった。

なお負担法の対象とならない小規模の災害については県単独事業で対応することとなるが、61年度は8カ所、工事費1千3百万円余（工事費）を措置した。

イ. 林道施設

事業概要と復旧事業費

林道の被害は47市町、269路線549カ所に及んだが、このうち「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用対象となったのは、9月16日以来の4回、6班にわたる災害査定の結果202カ所、6億4千6百万円余（工事費）となり、61年度中に140カ所、5億円余（77.4%）の復旧を行うこととなった。

暫定法の対象とならない小規模災害については大部分の林道が、市町村管理のため市町村単独事業による自力復旧で対処することとなる。

② 水産関係

ア. 漁港施設

事業概要と復旧事業費

被害を受けた漁港は4港である。塩釜地区で道路・排水溝の路肩が流出したほか、気仙沼地区で物揚場が埋没したが、いずれも比較的軽微な被害で61年度に復旧工事を完了した。その事業費は総額5百万円余である。

イ. その他の施設

事業概要と復旧事業費

記録的な大雨により河川の異常増水に伴ない、河川から流出した雑木材・不燃物等が亘理地区の漁港内に集積したほか、県内水面水産試験場では飼育池の取水施設が土砂により埋没する被害を受けたが、いずれも61年度に復旧工事を完了した。その事業費は、それぞれ総額1千2百万円と百万円余である。

(5) 土木部関係

① 河 川

破堤・堤防決壊など次期出水により、再度災害のおそれのある49箇所については、2億1千6百万円をもって、応急復旧工事を実施した。また被災箇所の復旧については、9月より4次にわたり災害査定を受検し、緊急性・重要度の高いものより順次着手している。

さらに、被災状況から原形復旧のみでは十分な効果を期待できない河川については、災害復旧助成事業、関連事業により一定計画に基づいた復旧をはかることにしており、その概要は次のとおりである。

(イ) 災害復旧助成事業

災害復旧助成事業は、白石川支高田川が採択され、その概要は表5-33のとおりである。

(ロ) 河川災害関連事業

河川災害関連事業として、県管理河川(1級6河川、2級2河川)8河川、町管理河川2河川が表5-34のとおり採択された。

表 5-33 災害復旧助成事業の概要

河川名	水系名	施工位置	事業費内訳			経済効果						計画概要						改修目的	被災原因、降雨量及び指定洪水流量
			災害費	助成費	計	田	畑	人家	公共施設	道路	軌道	施工延長	流域面積	計画高水流量	計画雨量	河幅	計画河床勾配		
高田川	級別 一級河川 阿武隈川 白石川 支川	白石市 津田	(百万円)	(百万円)	(百万円)	ha	ha	戸	棟	km	km	m	km ²	m/s	mm/d	m		河積	61.8.4~8.5
			899	1,288	2,187	109.0	12.4	359	8	5.5	—	5,500	31.4	210	50	24.0 12.9	1/400 1/150	拡大 及び 流路 是正	10号台風 白石観測所 連続雨量 61.8.4~8.5 243mm 最大口雨量 234mm

表 5-34 河川災害関連事業の概要

No	河 川 名 海 岸 名	水 系 名	施 工 位 置		事 業 費 (千 円)			延 長	備 考
			(都) 市	町 村	災 害 費	改 良 費	計		
1	一級河川 志 賀 沢 川	阿 武 隈 川	名 取 市 岩 沼 市	抽 本 前 志 賀 沢	197,446	203,460	400,926	1,900 ^m	
2	" 川 内 沢 川	名 取 川	名 取 市	愛 島 笠 島	173,718	178,460	352,178	2,120	
3	" 黄 金 川	阿 武 隈 川	刈 田 郡	蔵 王 町	232,922	196,578	429,500	1,770	
4	" 北 川 (下流)	名 取 川	柴 田 郡	川 崎 町	395,893	195,893	591,500	1,353	
5	" 北 川 (下流)	"	"	"	210,358	194,242	404,600	840	
6	二級河川 沖 ノ 田 川	沖 ノ 田 川	本 吉 郡	本 吉 町	89,734	84,329	174,063	1,210	
7	一級河川 小 山 田 川	北 上 川	古 川 市	清 滝	48,693	20,022	68,715	365	
8	二級河川 鶴 田 川	高 城 川			161,083	106,802	267,840	1,187	
9	普通河川 沢 尻 川	阿 武 隈 川	伊 具 郡	丸 森 町	64,733	60,777	125,510	927	町 管 理
10	" 芳 ケ 沢 川	"	"	"	60,674	44,410	105,084	780	"
	計				1,634,943	1,284,973	2,919,916		

② 道 路

今回の被害は降雨による出水が排水溝の許容量をはるかに越えたことにより排水溝をオーバーした水が路面を縦流れし路肩を欠壊したもの、河川の増水により盛土洗尻からの洗堀により法欠けを発生し路体まで崩壊したもの、切土法面を山からの水が集中流下したための法面崩壊等であり、特に出水の激しかった河川にかかる橋梁においては、河川の出水による異常な川床低下により橋脚基礎が露出し不安定な状態になったもの等の特徴があった。

川床低下による危険な状態になった橋梁は、

国道 349 号 丸森橋（阿武隈川）

㊦ 角田山元線 角田橋（阿武隈川）

㊦ 亘理大河原川崎線 東根橋（阿武隈川）

㊦ 岩出山吉岡線 岩出山大橋（江合川）

の 4 橋におよんだ。

この復旧工法としては、異形ブロックにより高脚周囲の根固を実施して川床の安定を保ち脚下部の補強を実施する。また、路体盛土の崩壊部については、コンクリート擁壁、コンクリートブロック積等の工法により復旧を行う。長大法面の復旧については法枠工、フリーフレーム工法等で復旧を行うものである。

県管理道路における災害箇所は公共土木施設災害復旧国庫負担法に基づくものとして国に申請した件数は 355 箇所、25 億 3 千万円余となっている。

③ 砂 防

（イ） 災害関連緊急砂防事業

北上川支南沢小支水沢（本吉郡津山町横山地区）は、流域面積 2.37km^2 、既設ダム 1 基の溪流である。土砂流発生時刻は 5 日午前 8 時で、土砂等の流失状況は、崩壊面積 $1,634\text{m}^2$ 、土量 $2,430\text{m}^3$ 、最大洪水流量 $24.9\text{m}^3/\text{S}$ 、堆積土砂 $2,282\text{m}^3$ であり、その被害は土砂氾濫面積 $3,027\text{m}^2$ 、公共土木施設等被害額は河川延長 1.09m で工事費 9 千万円となった。このための激甚な災害に対処する適正な緊急計画に基づき整備が必要となったので、災害関連緊急砂防事業で対応することとして国に協議し、高 6 m、長 64 m のダムで、危険な土砂流出の打止を図ることとなった。

表 5-35 災害関連緊急砂防工事計画書

河 川 名			施 行 位 置			工 事 の 金 体 計			
						形 状、 寸 法			事 業 費 (千円)
水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	都 市 名	町 村 名	工 種	高 (m)	長 (m)	体 積 (m³)	
北 上 川	南 沢 川	水 沢	本 吉 郡	津 山 町	グ ム 工	6.0	64.0	1,665.0	90,000

(ロ) 災害関連緊急地すべり対策事業

村田町平地菅生館地区地すべりは、5日午前6時45分ごろ、菅生館54番地大泉実さんの裏山が長さ130m、幅30m、2,800m³の移動土砂で住宅1戸、倉庫1棟が流されて埋まり、3名の尊い人命が失われたほか、県道30m、宅地畑地、あわせて0.4haの被害となった。

その復旧工法としては、鋼管抑止工 $\Sigma l=600$ m、擁壁工 $l=52.8$ m、水平ボーリング工法 $\Sigma l=725$ m等を施工することとし、又仙台市大年寺山地域茂ヶ崎2丁目、法枠工 $l=142$ m、水平ボーリング $\Sigma l=2,500$ m、大年寺山の2地域茂ヶ崎3丁目については、法枠工 $l=$

表 5-36 災害関連緊急

崩壊の 地域名	地区名	面積 (ha)	河 川 名			所 在 地		工 種
			水 系 名	幹 線 名	溪 流 名	郡 市 名	町 村 名	
平	菅生館 地 区	68.2	級水系 名取川	坪沼川		柴 田	村田町	鋼管抑止工 擁壁工 横ボーリング 水路工 排土工
大年寺 山	茂ヶ崎 2丁目 地 区	13.9	#	#	米研沢	仙台市		法管工 横ボーリング 工
大年寺 山の2	茂ヶ崎 3丁目 地 区	12.0	—	—	—	#		法枠工 横ボーリング 排土工 下部法覆工
計	3箇所							

44 m, 横ボーリング $l=340$ m で施工することにした。

(ハ) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

崖崩れは 136 カ所, 地すべりは 9 カ所で発生したが, このうち危険箇所としてカウントされていたのは, 78 箇所, 県全体危険箇所 1,545 箇所の 5% 弱であった。土砂災害を起こすメカニズムは大変複雑であり不確定な要素が多いため, その発生を正確に予知予測することは難しいし, 危険箇所の対策は, 危険度を保全対象の大きさ等から総合的に判断されて実施に移されるが現在の宮城県の整備率は 10.3% と低位にあり今後の促進が望まれる。

地すべり防止工事等計画書

施 工 概 要				災 害 名 及 び 災 害 発 生 年 月 日	経 済 効 果
工 作 物 の 形 状 ・ 寸 法					
長 (m)	径 (m) m	高 (m)	巾 (m)	事 業 費 (千円)	
$\Sigma l = 600$ $\Sigma l = 725$ $\Sigma l = 956$	$\phi 318.5$ $l = 67.2$ $r = 400$	$H = 12$ $H = 6$ 600 $V = 6,000$	$H = 50$ 本 $H = 26$	144,900	台風10号 61年8月5日 河川への流入 土砂量 603千 m^3 県道2km 町道6.3km 家屋101棟 土地68ha
$\Sigma l = 90$ $\Sigma l = 450$	$\phi = 66$		$A =$ 2,345 m^2 $H = 10$ 本	79,800	河川への流入 土砂量 4千 m^3 砂防ダム1基 市道1.9km 放送局2 住宅140棟 病院1棟 市公園1カ所 宅地2.9ha
$r = 30$ $\Sigma l = 150$ $r = 30$ $r = 30$		$A = 870$ $H = 10$ 本		49,000	市道450m 住宅48棟 宅地1.3ha 林地8.8ha
				273,700	

表 5-37 災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業箇所表

番号	施行位置			工種	災害関連緊急傾斜に係るもの				急傾斜地の概要					事業費 (千円)
	区域名	都市	町村		崩壊幅 m	施工延長 m	人家戸数 T	受益者負担区分	高さ	長さ	勾配	人家戸数	地質	
1	横沼の1	気仙沼市		法枠工	28	32	2	一般% 10	10	220	40	5	粘板岩 強風化	43,600
2	"の2	"		擁壁工	17	15	1	公共関連 10	10	220	40	5	"	13,600
3	源太兵衛の1	仙台市		法枠工 擁壁工	20	25	5	" 10	19	190	00	18	粘性土 角固凝灰岩	16,400
4	井沼	黒川郡	大和町	法枠工	10	14	1	" 10	20	30	40	10	砂質土 砂岩	11,200
5	本町1丁目	気仙沼市		"	14	25	2	" 10	15	60	45	13	粘板岩 強風化	40,500
6	萩ヶ丘の1	仙台市		擁壁工	14	16	4	" 10	15	120	58	27	粘性土 角固凝灰岩	15,000
7	土手内の1	"		"	18	22	4	" 10	18	90	39	11	"	15,600
8	向山の9の1	"		擁壁工	18	30	12	" 10	7	30	47	12	凝灰岩	11,200
9	黒松の4	"		法枠工 擁壁工	11	15	10	" 10	10	180	33	10	"	13,625
10	小松島の3	"		"	15	20	5	" 20	8	150	50	22	砂質土 砂岩	12,700
11	黒松の5	"		"	15	20	4	" 10	15	150	46	16	粘性土 角固凝灰岩	31,500
12	土手	"		"	64	70	7	一般 20	11	140	00	17	"	42,400
13	東黒松の1	泉市		"	28	30	2	" 20	21	200	30	13	砂質土 砂岩	30,800
14	丸由	"		"	15	20	3	" 20	14	180	31	13	"	13,100
15	西里の2	名取市		"	30	35	2	" 20	7	130	37	9	粘性土 角固凝灰岩	17,500
16	川の上の2	桃生郡	河北町	"	8	19	1	" 20	15	240	53	8	粘性土 砂質土	15,600
17	宮ヶ崎の3の2	社鹿郡	女川町	"	12	18	1	" 20	14	270	70	28	"	10,200
	計													354,525

しかし、現在の厳しい財政事情のもとこれらについて保全対策を早急に講ずることは極めて困難な状況にあるので、これらの危険箇所を対象として市町村と合同で点検パトロール等を実施し、危険箇所の現況を把握し、周辺住民に周知徹底を図るとともに、宮城県土砂災害対策推進連絡会を随時開催し、関係機関との連絡を密にしながら市町村の警戒避難体制の確立整備を促進し、尊い人命と被害の防止対策に努めたい。

表 5-38 台風 10 号県単急傾斜崩壊対策事業
(単位：千円)

箇 所 名	施 工 位 置	事 業 内 容	事 業 費
下 り 松	登米町下り松	待受よう壁工 $l=15$ m	5,000
山 手 町 の 2	仙台市山手町	待受よう壁工 $l=10$ m	5,000
杉ヶ崎 の 2	鹿島台町杉ヶ崎	待受よう壁工 $l=15$ m	5,000
桜 木 町	小牛田町桜木町	法枠工 $l=9$ m	5,000
亀 山 裏	松山町亀山裏	待受よう壁工 $l=15$ m	5,000
旭ヶ丘堤 の 2	泉市旭ヶ丘堤	法枠工 $l=15$ m	4,000
山 手 町	仙台市山手町	法枠工 $l=20$ m	5,000
鷺ヶ森 の 2	仙台市鷺ヶ森	法枠工 $l=10$ m	3,000
計	8ヶ所		37,000

(二) その他

台風 10 号による被害は各方面にわたったが、本吉郡津山町管理の普通河川、北上川支南沢川小支大萱沢、及び南沢川左支水沢に土砂流が発生し、両溪流合せ 5 箇所、延長約 4,200 m、被害額約 312,391 千円の公共土木施設災害が発生し、9 月末の査定により災害復旧事業として実施することになった。

しかし、再度災害防止の観点から、建設省と協議を重ねた結果荒廃砂防事業と合併施工を行い、工事の促進を図ることとなった。

④ 港 湾

港湾施設については、災害発生後、速やかに次のような方針で応急措置をとった。

突堤については中詰として 200 kg/個以上の石を投入し、又、1,000 kg/個以上の石で被覆する。

護岸については法覆工の基礎として、鋼矢板を打ち込み、吸い出しマットを敷設し、法覆工、水叩工を復旧する。

防波堤については、吸い出されたコンクリートを取り除き、水中コンクリートで充填し、根固めブロックを据え直す。

臨港道路については、被災箇所を掘削し、路盤を入れ替え、舗装をして原形へ復旧する。

(6) 教育庁関係

事業概要

公立学校施設については災害発生後、すみやかに次のような応急措置をとった。

- 流入・流出土砂の除去
- 危険箇所への立入禁止措置
- 被害場所へのシート被覆、仮土留作業
- 被害を受けた農作物の除去・消毒（農業高校）

また、新学期以降の学校運営に支障の出るおそれのある施設の電気設備・防災設備、共同調理場の設備、屋内体育館の床等についてはただちに応急工事に着手した。

本格的な復旧工事については文部省の現地査定と議会の予算審議を経て、年度内に復旧を完了できる見込みである。

社会教育施設については9月議会において、7カ所中5カ所に予算措置がなされ、復旧工事が着手された。最も被害の大きかった岩沼市公民館も床張替え等を10月中に完了した。その他、村田町の相山公園グラウンドは年度内に復旧を完了、町民プールは、昭和62年度4月より復旧工事に着手する予定である。

社会体育施設については、ほとんどが9月議会において予算措置がなされ、年内中に14カ所中12カ所が復旧完了する予定である。その他についても年度内に復旧完了の予定である。

文化財については被害にあったもの全てが国指定であり、国庫補助との関連により、翌62年度において本格的な復旧工事を行うこととなった。

復旧事業費

2億5,907万円

表5-39 公立文教施設災害復旧事業費

(単位：千円)

区 分	箇所数	復旧事業費	復旧年度	備 考
幼稚園	2園	10,502	61年度	
小学校	12校	39,527	"	
中学校	10校	49,138	"	
高校	23校	128,484	"	
社会教育施設	5カ所	23,860	"	
社会体育施設	12カ所	16,331	"	
その他	1カ所	1,737	"	仙台市 共同調理場
文化財	—	—	—	62年度予定
計	65カ所	259,073		

(7) 企業局関係（仙台圏工業用水道）

事業概要

被害の大きかった仙台圏工業用水道の給水停止といった事態は、ユーザーの企業活動に与える影響が大きいため、これを最小限にとどめるため、他水系（仙塩工業用水道）からの応急送水を続けながら早期復旧に努めた。その結果、昭和 61 年 10 月 25 日に復旧を完了した。

復旧事業費

1 億 7,991 万円

表 5-40 仙台圏工業用水道災害復旧事業費

所 在	復旧施設等	全体事業費	事業年度
名取市熊野堂地内	取水場機械設備 取水場電気設備 取水場土木施設	179,910 千円	昭和 61 年度 (61.8.6~61.10.25)

第6章 広報活動等

1 広報活動

県災害対策本部とりまとめの資料について、随時、記者発表及び記者クラブへ資料配布を行う等被災状況と応急対策について、報道機関に災害情報を提供するとともに、新聞広告や県政テレビ・ラジオ番組を通じて、復旧相談の実施、各種融資制度や県税の減免等特別措置の利用について呼びかけを行った。

(1) 新聞紙面購入による広報

県民のみなさんへ

このたびの台風十号に係る大雨・洪水は、輝い人命を奪ったほか、県下各地に浸水・冠水をはじめ、広範で甚大な被害をもたらしました。

亡くなられた方々とご遺族に衷心より弔意を表するものであります。また、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、特に被害の大きい市町に災害救助法を適用し、関係団体等のご協力の下、被災者の応急の救護を進めていくところであり、今後、被災施設等の早期復旧に全力を尽すとともに防疫・医療体制及び農作物の病害虫防除体制等に万全の措置を講じてまいり所存であります。

被災された方々におかれましても健康に留意され、一日も早い生活再建にご努力いただきますようお願い申し上げます。

宮城県知事 山本 壮一郎

(昭和61年8月9日 河北新報朝刊掲載)

県民のみなさんへ

昭和六十一年台風十号に伴う大雨・洪水災害に際しましては、各方面から心温まるお見舞いや御慈悲、御激励など多大の御援助をいただきましたこと誠にありがとうございます。

お陰をもちまして、被災された方々の生活再建や被災施設等の災害復旧も、ほぼ順調に進んでおりますことは、県民の皆さんの御支援、御協力の賜と深く感謝申し上げます。

このたびの甚い罹損と救護を断続にすることなく、災害に負けずに安全な県づくり、地域づくりに全力を尽す覚悟でございますので、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

宮城県知事 山本 壮一郎

(昭和61年11月18日 河北新報朝刊掲載)

(2) 県政テレビ・ラジオ番組による広報

各番組とも知事出演等による特集を組んだほか、災害復旧情報を放送した。

表 6-1 災害復旧情報

(テレビ)

タイトル	放送局名	放 送 日 等
朝のメッセージ	仙台放送	8/16 AM 7:30～8:00
みやぎ東西南北	東北放送	8/16 PM 5:30～6:00
おはようみやぎ	東日本放送	8/10 8/17 AM 8:00～8:30
みんなの輪	宮城テレビ	8/10 8/17 AM 9:00～9:30

(ラジオ)

タイトル	放送局名	放 送 日 等
県民のみなさまへ	東北放送	8/17 AM 8:40～8:45
みやぎフレッシュガイド	エフエム仙台	8/18～8/22 AM 10:52～10:55

(3) 「みやぎ県政だより」による広報

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。



「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

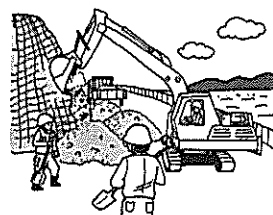
「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

各種融資利用を

所得税・県民税など減免も



「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

8.5豪雨

再建頑張る

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

「県政だより」9月号(災害特集)と10月号で被災者に対して復旧情報の周知徹底を図った。

(「県政だより」10月号)

さらに、災害発生後、直ちに県内各地の被災状況を撮影し、国土庁、建設省、国会等に掲示したほか、自治会館及び議会庁舎の1階玄関ロビーにパネルを展示し、県民に災害の状況について周知を図った。

なお、今回の災害による被災状況と復旧状況について、「台風10号大雨洪水災害の記録」のビデオ（VHS・カラー、20分）を制作し、災害の教訓として将来に残すことにした。

2. 功労者に対する感謝状並びに感謝のことばの贈呈

県は、台風第10号大雨洪水災害に際して、人命救助、救援活動並びに応急復旧活動に尽力した8個人と71団体に対し、感謝状並びに感謝のことばを贈呈し感謝の意を表した。

11月17日県庁において贈呈式が行われたが、受賞者は次のとおりである。

表 6-2 台風第10号大雨洪水災害における感謝状贈呈者名簿

番号	氏名又は団体名	功 績	内 容
1	佐藤 清（29歳） 岩沼市相ノ原3-1-1746	人 命 救 助	排水溝で溺れている小学1年生男子を重傷を負いながらも救助した。
2	気仙沼消防署唐桑出張所	〃	雨と土砂崩れが続く困難な条件下、生き埋めになった45歳の男性を救出した。
3	唐 桑 町 消 防 団	〃	
4	陸上自衛隊第二十二普通科連隊	水防・救援活動	鹿島台町、多賀城市、塩竈市、鳴瀬町への災害派遣
5	陸上自衛隊第六戦車大隊	〃	大和町への災害派遣
6	陸上自衛隊第二施設団	〃	角田市、柴田町、岩沼市への災害派遣
7	陸上自衛隊東北方面航空隊	救 援 活 動	鹿島台町への災害派遣
8	航空自衛隊第四航空団	〃	鹿島台町への災害派遣
9	東北電力株式会社宮城支店	応 急 復 旧 活 動	電力供給の早期確保
10	日本電信電話株式会社宮城支社	〃	通信回線の早期回復
11	宮城県土木事業協会東北支部ポンプ部門	〃	ポンプ調達・修理
12	宮 城 県 建 設 業 協 会	〃	ポンプ調達はか
13	宮城県土地改良事業団体連合会	〃	〃
14	宮城県プロパングス保安協会古川支所	〃	ガス設備機器の安全確保
15	宮城県獣医師会大崎支部	救 援 活 動	家畜防疫
16	宮 城 県 ト ラ ッ ク 協 会	〃	物資輸送
17	国民年金健康保養センタースチのく路	〃	避難者の世話 15日間延べ2,000名
18	大崎地方水道事業連絡協議会	〃	給水支援
19	大崎東部衛生処理組合	〃	し尿処理
20	宮城県生活改善クラブ連絡協議会	〃	物資供出 会員 県内 14地区 5,000名
21	鹿島台町交通安全指導隊	〃	13日間昼夜兼行で交通整理
22	河 北 新 報 社	〃	〃
23	朝 日 新 聞 社 仙 台 支 局	〃	〃
24	毎 日 新 聞 社 仙 台 支 局	〃	〃
25	読 売 新 聞 社 東 北 総 局	〃	〃
26	産 業 経 済 新 聞 社 仙 台 総 局	〃	〃

番号	氏名又は団体名	功 績	内 容
27	㈱ 日本経済新聞社 仙台支局	救援・応急復旧活動	気象・災害情報の広報及び被災地の復旧支援
28	㈱ 時事通信社 仙台支社	〃	〃
29	㈱ 共同通信社 仙台支社	〃	〃
30	日本放送協会 仙台放送局	〃	〃
31	東北放送株式会社	〃	〃
32	株式会社 仙台放送	〃	〃
33	株式会社 宮城テレビ放送	〃	〃
34	株式会社 東日本放送	〃	〃
35	株式会社 エフエム仙台	〃	〃
36	角 田 市 消 防 団	水 防 活 動	自宅の被害を顧みることなく水防活動に尽力
37	仙 台 東 消 防 団	〃	〃
38	松 島 町 消 防 団	〃	〃
39	大 郷 町 消 防 団	〃	〃
40	鹿 島 台 町 消 防 団	〃	〃
41	古 川 市 消 防 団	応 急 復 旧 活 動	鹿島台町への復旧支援
42	中 新 田 町 消 防 団	〃	〃
43	小 野 田 町 消 防 団	〃	〃
44	宮 崎 町 消 防 団	〃	〃
45	色 麻 町 消 防 団	〃	〃
46	松 山 町 消 防 団	〃	〃
47	三 本 木 町 消 防 団	〃	〃
48	岩 出 山 町 消 防 団	〃	〃
49	鳴 子 町 消 防 団	〃	〃
50	涌 谷 町 消 防 団	〃	〃
51	田 尻 町 消 防 団	〃	〃
52	小 牛 田 町 消 防 団	〃	〃
53	南 郷 町 消 防 団	〃	〃
54	宮 城 町 消 防 団	〃	〃
55	秋 保 町 消 防 団	〃	〃
56	大 衡 村 消 防 団	〃	〃



感謝状並びに感謝のこたえ贈呈式

表 6-3 台風第 10 号大雨洪水災害における「感謝のこぼ」贈呈者名簿

○個人の部 7 名

番号	対象者名	功 績	内 容
1	赤 間 長 男 (42 歳) 松島町幡谷字新田 12	人 命 救 助	冠水した水田に転落し、仮死状態の者を 4 人で救助
2	武 山 登喜雄 (51 歳) 松島町幡谷字富田 77	人 命 救 助	
3	角 田 正一郎 (57 歳) 松島町北小泉字十文字 1	人 命 救 助	
4	佐 藤 俊 昭 (57 歳) 松島町幡谷字矢野森 18	人 命 救 助	
5	千 葉 直 治 (59 歳) 大和町落合報恩寺字上ノ山 26	救助・応急復旧活動	児童館を浸水から防御
6	千 葉 幸 治 (65 歳) 大鷹町結川字三十三丁 16	〃	地区民を統率し、避難・復旧活動に奔走
7	島 賀 守 (59 歳) 大鷹町大松沢若木沢前畑 16	〃	鶴田川破堤に際し、夜を徹しての土選搬

○団体の部 16 団体

番号	対象団体名	功 績	備 考
1	八宮地区婦人防火クラブ	救援活動(炊き出し)	
2	柴田町第 12 行政区	水 防 活 動	地区民一体となった水防活動
3	笠島産業振興協同組合	応 急 復 旧 活 動	市道を応急復旧させ、交通路を確保
4	医療法人 賓樹会仙塩病院	救援活動(避難所提供)	3 日間 延べ 160 名収容
5	岩沼ボランティアサークル	応 急 復 旧 活 動	児童館の復旧作業
6	竹駒神社	救援活動(炊き出し)	備蓄米の提供、炊き出し
7	松島町漁業協同組合	救援活動(船舶提供)	8 日間 延べ 73 隻
8	鶴小・山商會宮城営業所仙台工場	救援活動(被災者援助)	寝具等の無償クリーニング
9	鹿島台町農業協同組合	救援活動(へい獣処理)	へい獣(牛 7 頭、豚 110 頭外)処理
10	鹿島台町保健衛生組合連合会	救援活動(消毒)	集団防疫活動 11 日間 延べ 159 名
11	鹿島台町食生活改善推進員会	救援活動(避難者の世話)	推進員 8 日間 延べ 204 名
12	大崎地区農協青年部連絡協議会	応 急 復 旧 活 動	3 日間 150 名
13	天理教宮城教区	応 急 復 旧 活 動	3 日間 延べ 220 名のゴミ処理率仕
14	鹿島台町連合婦人会	救援活動(炊き出し)	
15	鹿島台町婦人団体連絡協議会	救援活動(炊き出し)	
16	追回親和会(町内会)	救 援 活 動	ガケ崩れから保育園の防御

3. 礼状の発送

今回の災害に際し、全国各地各方面から多額の義援金及び心温まる物資が寄せられたが、これらの援助・協力に対して、知事名による礼状を送付するとともに、各新聞紙上に救援に対する感謝の意を表した。

礼状の内容は次のとおりである。

謹啓

時下、ますます御清栄のことと拝察申し上げます

さて、この度の台風十号に伴う大雨洪水災害に際しましては、早速御丁重なる御見舞と御激励を賜り、誠にありがたく心から厚くお礼申し上げます

この度の被害は、県の中央部と南東部に集中し、家屋への浸水・農地の冠水のほか、公共施設に甚大なる被害をもたらしましたが、被災地においては各方面からの御援助御協力に支えられ、災害復旧のため日夜最善の努力をいたしております

お贈りいただきました見舞につきましては、御厚志に沿いまして被災者の生活安定のため有意義に活用させていただく所存です

本来ならば拝眉のうえお礼申し上げるところでございますが、とりあえず書中をもってお礼申し上げます

敬具

昭和六十一年 月

宮城県知事 山本壮一郎

第7章 大雨洪水災害の課題

今回の記録的な大雨により、県内各地で河川が氾濫し、床上浸水1万戸を超える洪水災害としては、本県では昭和23年のアイオン台風以来の大水害を引き起こした。

特に、阿武隈川と吉田川が氾濫し、水田の冠水・浸水面積が県下の水稲作付面積の30%弱にあたる31,422haに達し、このうち鹿島台町の約700haが7日間以上の長期冠水であったことと仙台市等都市部における中小河川の氾濫や内水氾濫による都市型水害により商工業を中心に甚大な被害を生じたことが今回の水害の大きな特徴である。

今回の大雨洪水災害は、治水施設の計画的整備や都市排水対策あるいは災害情報収集伝達体制の強化等今後の防災体制の整備に貴重な教訓をもたらした。

1 総合的な治水対策の推進

本県では、昭和40年代後半以降、大型台風の来襲がなかったことに加え、県土保全施設の整備水準の向上、防災体制の整備、県民の防災意識の向上等とあいまって、河川の氾濫による洪水災害は少なかったわけであるが、今回の大雨においては、県内各地で河川氾濫に伴う災害が相次いで発生した。

特に、一級河川である吉田川、阿武隈川で破堤、氾濫する等大中河川の洪水により、鹿島台町をはじめ広範囲にわたって記録的な浸水・冠水被害が生じた。

このうち吉田川は、昭和22年（カスリン台風）、昭和23年（アイオン台風）及び昭和25年（台風11号）にも破堤しているが、今回は4か所で破堤した。いずれも、堤防未改修区間における破堤であり、8月6日の晴れ上がった青空のもとで、見渡すかぎりの濁流の「湖」になった鹿島台町の状況は、県土保全において治水施設の整備がいかに重要かを改めて示したものである。

これまで、本県では自然災害については近年における体験から、地震・津波災害に高い関心をはらってきた傾向があり、洪水災害に関しては、大河川はほぼ整備完了し、問題は未改修の中小河川、特に都市部の中小河川であろうという認識が一般的であったと考えられる。

しかし、今回の大洪水災害を体験して、未だ大河川等一級河川も段階的整備の途中（当面の整備目標に対し、全国の整備率59%〈昭和58年度末現在〉）にすぎないことを再認識するとともに、災害に強い県土をつくるためには、これら河川の改修事業の早期推進とともに、治水ダム・多目的ダムの建設を積極的に進め、流域全体としての総合的な治水対策

を強力に推進することが重要である。

また、保水・遊水機能の確保の面から、治山施設の計画的な整備とともに、水源地帯の森林保全、都市域における雨水調整池の整備等にも努めていく必要があると考えられる。

2 都市水害対策の強化

急激な都市化の進展と流域の開発に伴う浸水危険区域への人口・資産の集中により、都市型水害もしくは都市水害と呼ばれる都市中小河川の浸水被害が全国的に頻発しており、近年における水害の特徴となっている。

これは、都市周辺の宅地開発が、低平地や川沿いの湿地等で行われることが多く、必然的に大雨時には、浸水危険区域となりがちであることと、道路の舗装や下水道の整備とともに、雨水の地下浸透面積が減少し、雨水が短時間かつ多量に下水道や河川に集中するため、排除しきれず氾濫を起こすのである。

今回の大雨においては、仙台市、多賀城市、塩釜市、岩沼市、白石市等で浸水・冠水の都市水害が発生した。特に卸商団地、倉庫団地、自動車整備工業団地、印刷工業団地及び機械金属団地等が集中し、県内や東北地方の商工業の管理中枢機能を担う企業の事務所・店舗・工場・倉庫等が立ち並ぶ仙台市東部の「流通工業団地」において被害が甚大であった。

これは、最近の企業が工場、事業所において、先端技術であるコンピューターを企画、生産、販売、通信等のあらゆる分野で使用し、かつ多種多様な機械器具の中枢部には必ずこれが使われているが、これら高度な機能が集中している「流通工業団地」が広範囲に浸水したため極めて深刻な被害を生じたものである。

今後、急激な都市化に伴う洪水流量の増大等に対し、治水上の安全を確保するためには、堤防、排水路、排水機場といった治水施設の整備（当面の整備目標に対し、全国の都市河川の整備率 41%〈昭和 58 年度末〉）を促進するのみならず、流域の土地利用計画、開発規制、建築物の耐水化あるいは出水時の地域住民への情報伝達体制の強化等総合的な都市水害対策を推進する必要がある。

3 気象情報収集体制の整備

災害時において、県・市町村をはじめ防災関係機関が応急対策活動を効果的に実施するためには、気象情報を適切に収集し、伝達することが必要不可欠であり、また、被害の軽減を図るうえで極めて重要である。

特に、今回の災害のように台風、豪雨等による風水害においては、台風進路や雨量といった大雨に関する情報を迅速に収集し、豪雨災害発生危険性を早期に判断し、住民まで確実に伝達することが、豪雨による水害や土砂災害防止には特に有効である。

現在、県は、仙台管区気象台からファクシミリで気象予警報・情報の伝達を受けており、今回も、早い段階から大雨に関する観測データの提供を受け、時々刻々変化する状況判断を行うとともに、防災行政無線ファクシミリを通して市町村へ伝達を行った。これらの情報は、防災配備の早期対応及び市町村における警戒対策等に大きな役割を果たしたところである。

しかし、より早期に出水等の予測を行い、早めに水防体制を敷いたり、地域的に自宅待機等臨機の体制をとるためには、降水状況をきめ細かく定量的に把握することが必要であるが、この分野の観測データは、仙台管区気象台のレーダエコーディジタル化並びに東北地方建設局のレーダ基地局が未整備なこともあり、なお不十分であり、今後、レーダ画像による雨域及び降雨の詳細な面的な分布あるいは流域毎の雨量や河川水位等災害対策を行う上で、より効果的な気象情報が収集できるよう情報収集手段等の整備を図る必要がある。

このため、本県では、県管理の河川ばかりでなく、国管理の一級河川も含め、各地の雨量や各河川の流量や水位の情報を一元的に集め、コンピュータでデータ処理し、オンラインで関係機関へ出水の予測、水防警報の発表等の情報提供を行う「河川情報センター」構想の整備を昭和62年度から始めることとしているが、このシステムの早期完成が刻下の急務である。

4 災害情報伝達体制の整備

災害時において、災害情報の迅速かつ的確な収集伝達は、災害応急対策上欠くことのできないものであり、その情報伝達手段の確保は重要な課題である。特に、無線通信は災害時において極めて有効な通信手段であることから、都道府県、市町村並びに各防災関係機関においては、防災対策を直接の目的とした無線通信網の整備促進を図っているところである。

本県でも、昭和53年6月の宮城県沖地震を契機として、防災無線の更新と改良を行い、昭和60年6月からは、県下74市町村と13消防本部でファクシミリ通信及び一斉指令が可能になっており、今回の災害において災害情報の収集伝達に大きな威力を発揮したところである。

しかしながら、市町村が直接住民に対して情報を伝達する手段として極めて有効とされ

ている市町村防災行政無線(同報系無線)については、整備済みの市町村は昭和 61 年 11 月現在 31 市町村に過ぎず、今後一層整備促進を図る必要がある。

また、従来、同報系無線の受信設備の方式は、地域住民に対する情報伝達の徹底を図るため、原則として屋外拡声方式であったが、最近の家屋の密閉化・防音化に伴い、今回のような暴風雨災害時には屋外拡声器からの通報が聴き取れない場合があることから、屋外拡声方式と各戸受信方式の併用について今後検討していく必要がある。

次に、災害時に住民が災害情報を入手する手段として、テレビ・ラジオ放送の依存度が高いことは過去の多くの災害で実証されているが、今回の災害においても、孤立地区の住民の不安解消と混乱防止に大きな役割を果たしたことから、今後、NHK など各放送機関と県との間でファクシミリ通信網を整備し、被害の発生状況、交通障害の状況さらには市町村からの避難指示や自衛隊の災害派遣要請等についても、迅速かつ正確に報道できるよう密接な連絡体制の構築について検討を進める必要があると考えられる。

5 災害情報収集体制の確立

災害が発生した場合に的確な応急対策を講じるためには、被災現場の状況を迅速かつ正確に把握することが極めて重要である。

今回の災害でも、冠水等により各地で道路が寸断したため、山間地域や浸水・冠水による孤立地区の被災状況及び道路障害等の現状把握が困難であったが、県警ヘリコプターが出動し、無線によって現場の状況を県警本部に報告する等、その機動性、高速性を如何なく発揮し、災害情報収集活動に大きな役割を果たしたところである。

このため、今後、空撮映像をリアルタイムで直接災害対策本部や現地対策本部へ伝送できるヘリコプターテレビの導入について検討を進め、ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備を図る必要がある。

8610 号による被害の特徴

東北大学工学部 教授 首 藤 伸 夫

1 はじめに

昭和 61 年 10 号台風は東北地方では宮城福島を中心として、各地に大きな影響を与えた。仙台市で 400 mm を越えるなど、かつてない大量の降雨があった。この為、主に排水不良に起因する内水氾濫が都市生活に打撃を与える一方、一級河川である阿武隈川などでも破堤氾濫が相次いだ。以下は、この出水の特徴や今回の被害の特徴の一部について述べる事とする。

2 阿武隈川での出水

台風 10 号による 24 時間降雨量は、中通り地方の各地点で今回のものが過去最大であり、浜通り地方では 1-4 位の間となっている。雨量のピークは、白河から郡山、福島へと 2-3 時間の差で移動し、洪水の流出よりやや早めに上流から下流へと雨域が移って行った。

阿武隈川下流の 8 km 地点岩沼での 2 日雨量は 422.5 mm、日雨量は 251.6 mm で既往最大の昭和 16 年の実績（それぞれ 183.7 mm, 138.2 mm）を上回った。岩沼より上流の地域での平均 2 日雨量は 233 mm で、建設省仙台工事事務所によれば確率 1/90 と云われる。

洪水ピークの既往最大水位は昭和 16 年で、それと今回の水位との比較を表-1 に示す。

表-1 各地点での水位 (m) の比較

	須賀川	阿久津	本 宮	福 島	丸 森	岩 沼
昭和 16 年台風 8 号	9.00	8.64	9.63	5.95	22.65	8.04
昭和 61 年台風 10 号	8.55	8.75	8.48	5.90	22.22	7.62
計画高水位	7.915	8.650	9.277	6.47	23.697	8.246
警戒水位	5.00	5.50	5.00	4.00	19.50	5.00

例えば、福島では、僅かに今回の方が低いですが、この間に河床が低下している事実を考慮に入れると、今回の方が水位、流量とも大きかった可能性もある。

まだ今回の水位流量曲線が確定していないので確かな事は云えないが、昭和 57 年の水位流量曲線を準用すると、岩沼地点でピーク流量は $8,150 \text{ m}^3/\text{s}$ となり、昭和 16 年の $7,230 \text{ m}^3/\text{s}$ を上回る事となる。なお、この地点での基本高水流量は $10,700 \text{ m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量は $9,200 \text{ m}^3/\text{s}$ である。

今回の出水の一つの特徴として警戒水位突破から、ピークに達するまでの時間が短かった事が挙げられている（表-2 参照）。

表-2 警戒水位突破からピーク出現までの時間（hr）

	本 宮	福 島	丸 森	岩 沼
昭和 16 年台風 8 号	24	20.5	27	14
昭和 61 年台風 10 号	10	7.5	8	7

また、阿武隈川下流では、洪水の伝播が極めて速かった。29 km 隔たった丸森・岩沼間では、従来のピーク出現の時間差は 4 時間位であったが、今回は両地点殆ど同時にピークが現れている。

3 阿武隈川での被害

3.1 被害概況

破堤氾濫が大きな影響をもたらしたのは、本川支川の合流点近くであった。郡山市に影響のあった谷田川、逢瀬川、福島市の広瀬川の破堤氾濫がこれである。こうした氾濫の影響を受けた地域は、比較的最近まで放置されていた低地で、最近の開発で価値の高い工業団地などが立地したため、浸水被害額は高額に達した。

これら支川の堤防高は本川の水位を水平に延長する、いわゆるバック堤として決定されていた。その背後には、支川流量はそれほど大きくはなく、しかも本川支川のピークは時間的にずれて発生するとの判断があった。ところが今回は、本川および支川の洪水ピークが時間的にほぼ一致したため、これによる背水曲線に対しては高さが不十分であったものと思われる。

なお、支川の堤防は古いものが多く、堤防材料、強度など現在では殆ど確かめる事が出来ない。

仙台工事事務所管内の阿武隈川下流においては、堤防被害は 50 ケ所にも及んだ。従来から危険と考えられていた管内 44 ケ所のうち、20 ケ所で基盤漏水、堤体漏水を生じたという。ただし、破堤にまで至ったのは鳩原地区のみで、この破堤箇所は明治年間に作られた

在来堤であった。本川筋においてさえ、このように堤防被害の多かった原因の一つに、直轄移行以前の工事が粗悪で、しかもその実態が把握されておらず、堤防維持管理の盲点となっていた事が挙げられよう。例えば、阿武隈川広瀬川合流点付近の本川左岸堤は、漏水と裏法尻の崩壊を生じた所であるが、崩壊箇所に出た堤体材料は河床材料をそのまま盛り上げただけではないかと考えられる、礫まじりの砂であった。

3.2 逢瀬川破堤箇所

逢瀬川は阿武隈川上流部 84 km 地点の左岸に合流する、流域面積 98.9 km² 流路延長 21.6 km の支川である。昭和 3 年から 11 年にかけて築堤され、昭和 13 年に一度破堤している。その後、昭和 15 年から 24 年にかけて、引堤嵩上げを実施し現在の堤防となった。この 20 年来、砂利採取をさせていないにも関わらず、河床は下がりぎみであったと云う。

合流点付近の本川水位は H.W.L. 上 10 cm 程度で、高い水位が長時間継続した。逢瀬川では堤防天端から 30 cm 下がり程度の水位が 11 時間もつづいた。この間、本川から逢瀬川への逆流は認められなかったと云う。本川の水位が下がり始めた 5 日 15 時 23 分頃左岸堤が破堤した。右岸では、従来から危険と見なされていた箇所であったとみえ、水防を行っていた。左岸では堤脚からの漏水が始まり、月の輪を作ろうと手配している間に 10 分位で堤防が切れた。この時の水位は天端より 40 cm 程度下であった。なお、破堤直前に福島民友の記者が堤防を見たが、この時堤防天端に亀裂があったと云う。

原地盤上の築堤部分が抜け去ったと云う形となって居り、堤内側の地盤は深掘れを生じて居らず、また破堤箇所前面の高水敷も傷んでいない。

3.3 谷田川破堤箇所

流域面積 126.6 km²、流路延長 25.0 km で、阿武隈川上流 86 km 地点の右岸に合流する支川である。昭和 35 年以降バック堤の強化が図られていた。破堤前に谷田川内を水が上流へ動いているのが視認されている。本川のピークは 5 日 13 時で、谷田川はこれ以前に越水及び氾濫しているが、そのピークもほぼ同時刻である。

合流点近くでの谷田川の氾濫は 5 日 5 時頃から始まったが、6 時 41 分頃破堤した。堤内地の洗掘、堤外地高水敷の洗掘も殆ど無く、堤防のみが取り去られた形の被害である。

今回浸水した地域は、もともと低地で、飛行場として使用されていた場所である。昭和 16 年の洪水時にも、被害を受けたと云う記録はない。この堤内地に昭和 40 年代から工業団地が立地し、ハイテク、電子工業関連の工場が 100 社以上存在する。被害の多くは、床下浸水であった。昨年立地したアンリツ工業は地盤の土盛りをしていたため、他に比べ被害程度が軽かったと云う。あと 1 m 盛っていれば、無被害であったに違いない。

排水樋門からの水吐けが悪く、ポンプ 10 台を投入したが間に合わず、地元の要望により、谷田川堤防を切った。水の引いたのは、7 日の午後である。

4 吉田川の被害

吉田川 28 km 地点にある落合水位観測所地点では、8 月 5 日 3 時から 6 日 3 時まで 24 時間にわたって警戒水位 5.00 m を越えた。このうち 9 時間は、計画高水位 7.408 m をも上回った。最高水位は 5 日 14 時に生じ、計画高水位 48 cm の 7.89 m であった。昭和 25 年 11 月に観測を開始して以来、同地点で記録された最高水位は昭和 33 年 11 月の 7.85 m であったから、今回の水位はそれを 4 cm 上回り、大正年間以来の高さと云われている。

落合より上流での 2 日雨量は、表-3 の通りで戦後 2 位の大きさである。

表-3 落合地点 2 日雨量

昭和 22 年	カスリン台風	254 mm
昭和 23 年	アイオン台風	334 mm
昭和 33 年 9 月		249 mm
昭和 61 年 8 月		305 mm

吉田川の基本高水流量は $2,300 \text{ m}^3/\text{s}$ 、このうち上流の四つのダムで $700 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節する計画であり、61 年 9 月には南川ダムが試験湛水を始める事となっていた矢先の出水であった。実際の湛水開始は 10 月 14 日であった。

河川堤防は計画高水位と同じ高さの暫定断面で施工されて居り、その上に 30 cm 程度の余盛りがあるだけであった。ここでの余裕高は 1.2 m を予定されているので、これが完成していたならば、越流する事は免れたかも知れない。河道掘削工事は未着手で、滞筋は乱流して居り、7 年に 1 度は伐採するとは云っても、河道内に雑木（主に柳）が繁茂していた。全体として工事進捗率は 25% 程度で、遅れて居る。

破堤は 4 ケ所で生じた。22.5 km 地点左岸の檜和田地先（破堤長 70 m）は、5 日 10 時 40 分に破堤、17.5 km 左岸の粕川地先（破堤長 230 m）は 11 時 10 分、16.3 km 左岸の下志田地先（破堤長 120 m）は 11 時 15 分、11.8 km 左岸の内浦地先（破堤長 130 m）は 11 時 5 分の破堤であった。上流である檜和田地先の破堤氾濫は下流の洪水を軽減するには不十分であり、下流 3 地点は殆ど時を同じくして破堤、その氾濫水は吉田川左岸を襲い、旧品井沼を中心とする低地に氾濫した。洪水のピークは更に 3 時間程度遅れて出現している。

また、5 日夜には二級河川鶴田川も 5 ケ所が決壊し氾濫した。

浸水域の広さは昭和 23 年のアイオン台風によるものと殆ど同程度である。

5ヶ所の排水機場は全部で31.2 m³/sの排水能力があるが、冠水浸水の為運転不能となった。また、吉田川筋が満杯のため、運転を中止せざるをえないものもあった。最初に移動開始したのは品井沼機場で2日後の7日午後5時過ぎである。いずれにせよ、ポンプ機場だけでは十分な排水能力がなく、一時は100台を越えるポンプ車等が投入された。また、7日午前には、内浦破堤箇所の下流鹿島台町鎌巻地区の本川堤防を開削して排水の助けとした。

5 都市型の水害

5.1 工業団地の浸水

郡山市中央工業団地や、仙台市六丁目の白山工業団地に代表される様に、狭い面積でありながら、被害が高額に達するものが現れた。前者は河川堤防の破堤、後者は内水による被害と原因は異なっているが、両者共、近年になって開発されたと言う共通点を有する。昭和40年代以降に立地した工業団地は、それまで放置されていた場所に作られたものが多い。これらの場所が利用されずに放置されていたのには、それなりの理由があった筈であるが、新しく開発するにあたって、十分な配慮を欠いたのではないかと考えられる。

5.2 都市機能の要所の被害

都市生活が高度化、複雑化されればされる程、これを支える諸施設の重要性が高まっている。これらの要所が適切な配慮の下に建設運営されていなければ、災害時の弱点となり易く、都市生活に重要な影響を与える。氾濫の直接被害を受けない地域であっても、その地域を分担する施設の運営停止が生ずれば、間接的に被害を蒙るからである。

(i) 下水処理場

福島市終末処理場、伊達地方し尿処理場、いわき市下水処理場等の例がある。いずれも主要施設の床高は一応1/10確率の水位上に設置されているが、ポンプ室は地下に置かれていた。特にポンプ場への出入り口が低い位置にあり、これが弱点となって浸水した。

(ii) 変電所

多賀城市では、変電所の浸水の為約1万8千戸が停電した。この変電所の構内は周囲より10 cm位低く作られている。近年、河川堤防の整備が進むにつれ、変電所の立地条件の中に水害対策が軽視される様になってきている。変電設備の更新時には、主としてコストダウンと標準化が進み、益々水害に弱い体質へと変化して行きつつある。市内にある変電所では、景観や周囲の日照権の問題もあって、地盛りや防水壁の建設が容易ではない場所であり、これからの検討が必要とされよう。

(iii) ゴミ焼却場

仙台市小鶴清掃工場は床上 40 cm 位の浸水の為、地下室にある機械類、電気系統が水に浸かった。水害復旧と検査の為、40 日程度稼働停止となった。仙台市の清掃工場はこの他に今泉があるだけで、ここの焼却炉を 2 炉から 3 炉へと増強した他、緊急措置として燃えるゴミも埋め立て処分場へ搬入した。

(iv) 上水施設

福島県伊達郡梁川町の上水道水源は、阿武隈川の右岸と支川広瀬川の左岸との間にある畑地に点在する井戸である。井戸のポンプは僅かに地盤を上げてあるので、内水に対してはまだ被害を蒙らずに稼働していた。この地域は昭和 16 年に広瀬川の左岸が決壊して浸水した経歴を有している。今回も堤防に亀裂が入り、いま少しで破堤という所まで来たが、幸いにして必死の水防活動が効を奏し、事なきをえた。

また、阿武隈川へ工業地帯から薬品類が、ドラム缶に入ったままではあったが、流失し、下流の阿武隈川を水源としている市町村では一時緊張するという事態も発生した。

(v) 食品工場や市場

郡山市食肉流通センターは逢瀬川の破堤決壊で冠水した。ここでは、福島県内の食肉処理の 55% を扱って居り、影響が大きい。同じく郡山地方卸売市場も浸水により、8 月 6 日は取引停止、再開後も数日間は規模を縮小せざるを得なかった。

5.3 内水氾濫の影響

内水排除のためのポンプは確率 1/10 程度の雨量を想定して入るものが多く、今回は能力不足であった。特に、都市部では道路の冠水がなかなか解除されず影響がでた。

例えば、電力関係では、道路が交通不能となったため、ヘリコプターを使用した例がある。

また、角田市では、水防の為自衛隊に出動を要請したが、作業開始迄に 3 時間もかかった。遅くなった主要な原因は、内水氾濫である。この為、運行不能となった道路が多く、試行錯誤で現場に到達する経路を発見せねばならず、時間を費やす事となった。

6 堤防の破壊

昭和 61 年 8 月 6 日の河北新報によると、5 日午後 5 時現在で、宮城県での河川破堤 3 ケ所、河川越水 122 ケ所、福島県ではそれぞれ 356 ケ所、275 ケ所と報じられている。もっとも、これらの数字は農業用排水路も含んで居り、河川のみではない、いずれにせよ、河川堤防は水が乗り越えたとしても、必ず破堤するとは限らない。

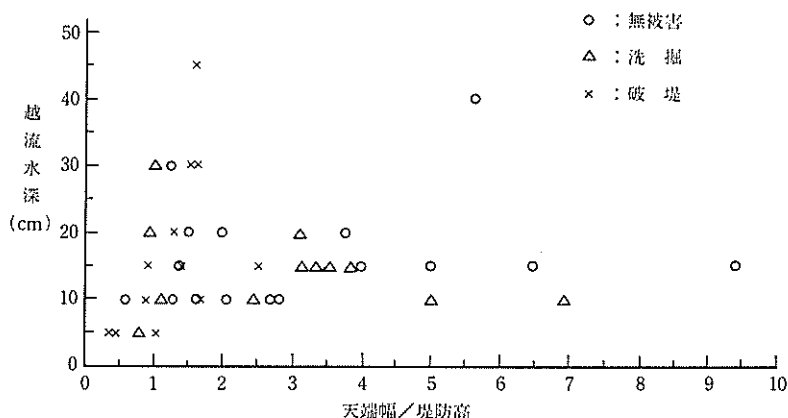


図 1-1 越流による堤防の破壊条件

図-1 は、東北大学で調査した結果の一部を示している。越水したもののみを対象としている。図中縦軸は痕跡等から求めた越流水深、横軸は堤防の天端幅との堤防高に対する比である。ここで堤防高は、堤内地の地盤高から測ってある。天端幅堤防高比が2より大きくなると、越流による破壊は殆ど無くなるという結果となった。

堤防の破壊は、水流による掃流力の大きさ、掃流力の働く時間、これに抵抗する堤防の強度等の組合せによって生ずるから、図-1 のごとき解析では不十分である。また、高い水位が長時間継続すると、浸透水の影響で堤体土の膨潤が生じ、この結果強度が減少する。実際問題として重要な、こうした影響因子を全て考慮する事には未だ成功していない。

7 終わりに

昭和 61 年 8 月の台風 10 号による降雨は山岳地帯より平野におおく、また、洪水のピークに先駆けて降雨のピークが移動した等これまでの降雨とは異なった特徴があった。出水の出足も速く、洪水伝播時間が従来より短縮された阿武隈川、数箇所の破堤が殆ど同時に生じた吉田川などは、こうした降雨特性の他に、近年の治水事業の進展による雨水の河道への集中過程の変化や、河道整備による洪水移動形態の変化が影響した可能性もある。いずれにせよ、人為的改変の効果をも含めて、今後の検討を要する課題を提起した。

また、流域での利用形態の変化も、見逃せない問題であった。比較的低地に立地した工業団地は被害の大きさのみならず、そこからの流出薬品が水道用水に重大な影響を与えかねない可能性が判明した。

道路冠水による水防活動や水害対策の遅れは、基幹道路網の建設にあたって、自然災害

時の交通確保を考慮に入れておく必要性を示唆した。

主要河川の整備が進み、発生確率 1/100 等の大洪水が対象とされ、堤防が大規模なものになり、堤内地には安心感が増えつつある。そのため、万一、破堤した時の心構えが希薄になり、全体として災害に弱い体質へと変化してきているのではなかろうか。堤防は絶対破壊しないものではない。計画以上の洪水がくれば、氾濫はありうる。

今回の一つの特徴として、内水氾濫があげられる。現在の所、内水排除のポンプ等の計画基準が発生確率 1/10 程度と低い事から、この見直しが近い将来の課題となるであろう。しかし、排水先の河川の増水状態如何では、いかに能力の大きなポンプを有していたとしても、排水を停止しなければならない事態も起こりうる。

都市生活の重要な要となるべき諸施設の安全度は他に比べて高く設計されるべきであるが、この点はややなおざりにされてきた感がある。水害防止には、単に河川の治水のみならず、堤内地全体として水害に強いあり方は何かを探る事が重要であり、今後の検討が望まれる。

「8.5 豪雨の一考察」

仙台管区气象台 業務課長 池 田 学

1 はじめに

昭和 61 年 (1986) は台風発生 28 個の普通の年であったが、昭和 59 年のように本土に一つも上陸しない「台風上陸ゼロ年」でもあった。気温としても低目で、平年より 7 日遅い梅雨明け (7 月 28 日) 後猛暑となったが、一週間足らずで一変した。台風第 10 号のみが本土に影響を与えた。また、それが変った温帯低気圧の通過後寒気流入が持続し、変動の大きい年でもあった。

8.5 豪雨は、一日余りで 20 億トンほどの雨を宮城県に供給した。多目的ダムの有効貯水量は、1 つで約 500 万トンである。この豪雨によって死者 5 人、負傷者 12 人の人的被害のほか、1,328 億円余の被害を宮城県にもたらしたのである。特に仙台平野に強雨をもたらしているが、果して未曾有のものであったか、気象哲学の一面から大雨災害を考察しておく。

気象の状況については、本文第 1 章で述べてあるので、なるべく重複しないようにする。

特別にこの寄稿では、既載の 2 枚の気象衛星写真のほかに、経路図を補完する「見る気象学 (Visible Meteorology)」を付加しておく。

なお、この豪雨の呼び方として気象庁では「台風第 10 号およびこれから変わった低気圧による大雨」を用いているが、低気圧を温帯低気圧 (温低) にしたり、台風第 10 号崩れの温低、8 月の兩台風、8 月豪雨、台風第 10 号大雨洪水などを使用している。ここでは、特に仙台豪雨をいう時は 8.5 豪雨、茨城県を含めていう時は 61.8 豪雨を使うことにする。

2 特性について

1) 豪雨の思い出

8 月 5 日 (火) 朝出勤時には、しのつくような雨が吹きつけていた。早朝の雨の強度に比べると弱まっているとはいえ土砂降りであり、連続した雨のため排水路の機能が十分作動せず、道路は湛水状態になっていた。しかし、小貝川、吉田川、阿武隈川の破堤は想像も

できなかった。

ずっと後になって、ヘリコプターにより鹿島台町の被災地跡を見せてもらった。鳴瀬川と吉田川にはさまれたこの地は、水害常襲地でかつては品井沼だというのが、肥沃な平野が収穫後の姿を見せていた。

私の故郷、四国の松山の石手川と重信川にはさまれた所で、年齢4歳余の時、大洪水の経験をしている。その思い出は今なお鮮明に残り、空から見た地形と豪雨につながっていた。

終戦後間もない昭和20年(1945)9月17日夜に広島を襲った枕崎台風によって堤防の松の木はへし折られ、重信川は決壊し2m余の床上浸水になった。この台風はスーパー台風といってよく、鹿児島に上陸した時の中心気圧は906.6 mbという超一級のものであった。その後も一・二度あり、ついにはチグリス・ユーフラテス川にはさまれた肥沃な良き地とひらきなおったのを覚えている。

もちろん、国力がついて上流ダムを含んだ総合治水対策がなされ、大洪水はなくなったが、なお、小川の溢水、湛水はあった。

思い出を記したが、翌年の南海地震(M 8.1)の経験と共に、若き時代の記憶は強烈で自然への畏敬の念を育て、自然を扱う道へ歩ませるものであることを言いたかった。この8.5豪雨を貴重な経験として活用し、次の世代に伝えていかねばならない。

今回は、もう一つの水害があった。洪水ではなく、大人の胸から首までつかる泥流による浸水あるいは冠水である。主だったのが、東北有数の流通・生産拠点である仙台市卸町から扇町一帯であった。つまり、湛水で、排水溝の機能を上回る降雨があり地表層が水分で飽和し吸収しきれなければ、地形によってかなりの相違はあるが、水は低きに集まるのである。また内水氾濫もあったと考えられる。8.5豪雨は平野部の豪雨であったためか、上述の場所のほか多賀城市などいたる所で見られた現象である。

2) 非地形性降雨

平野部の豪雨とか、本文第一章で里雪にならって用いた「里雨型」などを、通常用いる地形性降水ではない、いわゆる非地形性降雨と呼ぶことにする。したがって、海からの水蒸気補給源が十分ある海上での降雨も含まれる。もともと台風は、熱帯～亜熱帯地方の海域から多量の水蒸気を吸い上げ、猛烈なエネルギーを貯え水分を海上運搬する運び屋で、途中でも多量の雨を還元している。

低気圧や前線なども非地形性降雨を伴うので、まず地形性降水(気象用語)を定義しておく。山岳地帯の斜面に風が吹きつけると地形性上昇が生じ、ある高さで水蒸気が凝結し

て降水をもたらす現象を雨と雪を含めて地形性降水と呼ぶ。日本は海洋国であるので、気候学的には多雨域と山岳域が一致している。例えば、紀伊半島の南東斜面、尾鷲は年降水量が著しく多い。

特に台風、集中豪雨の場合に移動速度が遅くなると、大災害をもたらす。ここで、地形性降水の例として、いくつか述べておく。昭和51年(1976)9月8日～14日に居座った台風7617号は、徳島県の日早に日降水量1,114 mm、総降水量2,781 mmの新記録を残している。

昭和43年(1968)8月17日～18日台風第7号崩れの温低による「飛驒川豪雨」は、前例のないタイプの豪雨災害であった。昭和32年の梅雨末期の大雨「諫早豪雨」の時、集中豪雨の研究はスタートしたが、極軌道衛星写真に「飛驒川豪雨」の特異性が映し出されている。

昭和57年(1982)7月23日「57.7長崎集中豪雨」は数10 kmの狭域に限定された数時間の短時間強雨であり、昭和58年7月23日の「58.7島根豪雨」も同様であった。

以上のように、数多くの集中豪雨があり、これからも発生するであろうが、山崩れ、崖崩れ、土石流等の土砂災害が必ず伴っている。

今回の61.8豪雨は、茨城県では地形性降水が主となり、山・崖崩れが400箇所以上発生し、宮城県よりはるかに多くなっている。

陸上における非地形性降雨を抽出することは非常に困難であるが、基本である地形特性を簡単に記しておく。温低が房総半島を縦断し銚子西を通して海上に出たので、関東と東北の一部の地形別特性に限定する。

表1 各県の地形の特性

特性	千葉県	茨城県	栃木県	福島県	宮城県	岩手県
面積(km ²)	5143	6092	6414	13783	7291	15278
山地(%)	0	31	56	77	47	75
丘陵(%)	31	1	8	8	25	10
台地(%)	44	44	20	5	5	8
低地(%)	25	24	16	10	23	7

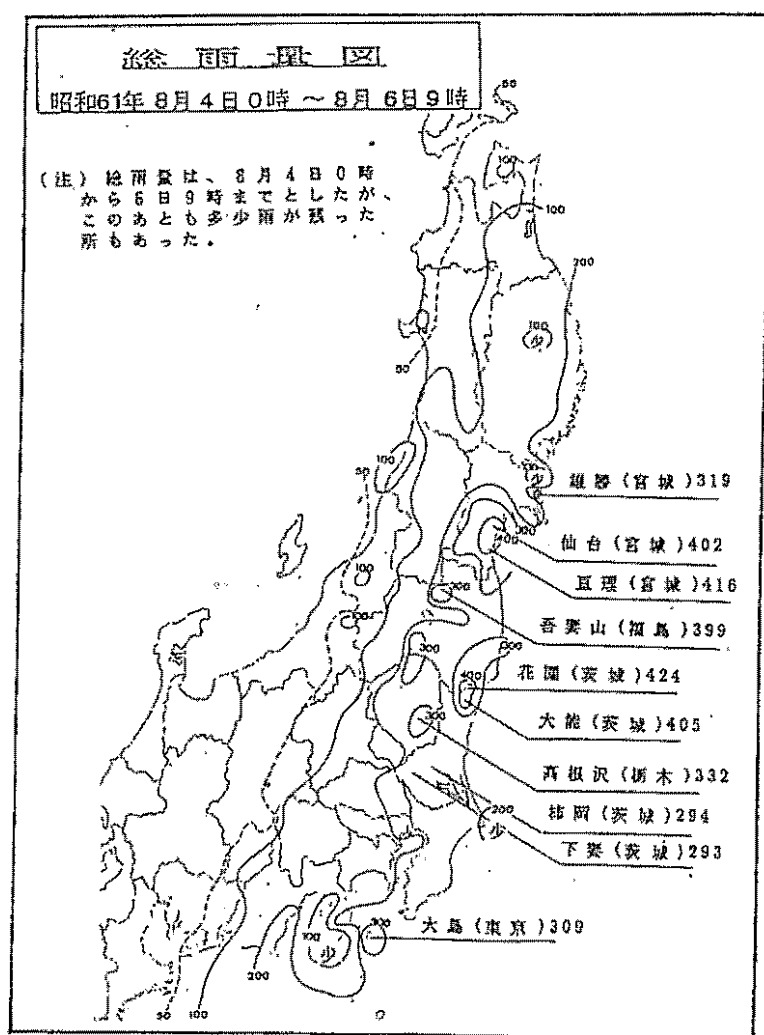
(「ホームアトラス日本列島」より)

ランドサット写真で見ると、奥羽山脈が関東平野から始まり東北を2分し、栃木県との境界の茨城県側に南北に伸びる八溝山地がある。1,022 mの八溝山から太平洋側にかけての山塊が、阿武隈高地として南北に伸び福島県をつっきり阿武隈川を越えて宮城県に入っ

ている。この山地は、角田市と太平洋側の畑地の間を一直線に伸び、あたかも人差し指で仙台をさしているかのようである。なお、阿武隈高地の西には郡山盆地、福島盆地がひかえている。岩手県は大山塊の「北上高地」が大部分を占めている。

宮城県は東北で一番山地が少なく、仙台の北には丘陵地があり、その北に仙台平野、南に宮城の原が広がっている。実際には丘陵地は高さ数十 m に過ぎないので、全体として仙台平野と呼ぶことにする。

茨城県の八溝山地や栃木県の足尾山地の東斜面で地形性降水があるのが普通である。しかし、61.8 豪雨は珍しいケースとなった。前半は東斜面で大雨があったが、後半は北～西



の風が西斜面に吹きつけ、小貝川の水源地に強雨をもたらしている。昭和56年8月の小貝川の破堤の原因は、利根川本流の増水による逆流であり、水源地での強雨はなかった。

茨城県から福島県の県境にかけての豪雨（総雨量図参照）も、南東風の強さに雨量が左右されていることから地形性降水と考えられる。

福島県の場合には、ほとんど阿武隈高地でせきとめられ、福島盆地が守られるのが普通であるが、61.8豪雨は非地形性降雨を示すかのように、福島県の総雨量は254mmで日降水量を年間記録として更新している。

岩手県は、沿岸沿いに極値更新が見られる。

仙台平野の豪雨は珍しく海岸沿いに分布し、非地形性降雨として抽出できるものと考えられる。そのメカニズムについては今後の研究を待つよりほかない。記録的豪雨をもたらしたのは、アイオン台風（昭和23年9月16日～17日）以来だといわれるが、アイオン台風は内陸性あるいは地形性のものであった。短時間強雨について比較してみると、最大1時間雨量は仙台で40mmに対しアイオン台風は94mm、総雨量の最多地点は8.5豪雨が亘理の416mmに対して築館の416mm、また継続時間は仙台の29時間に対し25時間で

表2-1 昭和46年以後の24時間降水量の最大値

（単位：mm）

地 点	更新した値	起 時	従来値	参 考
御前崎	210.5	4日23時	176.5	8月としての記録。
大 島	306.5	5日1時	216.5	8月としての記録。
三宅島	274.0	5日4時	190.5	8月としての記録。
東 京	212.0	5日4時	176.5	8月としての記録。
千 葉	201.5	5日4時	159.0	8月としての記録。
水 戸	288.0	5日6時	199.5	8月としての記録。
宇都宮	244.5	5日6時	160.0	年間記録。
福 島	260.5	5日11時	121.0	年間記録。
若 松	151.5	5日8時	77.0	年間記録。
白 河	238.0	5日8時	165.0	年間記録。
小名浜	257.5	5日7時	228.0	年間記録。
仙 台	381.0	5日10時	111.0	年間記録。
石 巻	172.5	5日17時	144.5	年間記録。
宮 古	252.5	5日18時	129.5	8月としての記録。
大船渡	226.5	5日17時	207.0	年間記録。
八 戸	128.0	5日21時	100.0	8月としての記録。

（注1）「従来値」の欄は、これまでの8月の極値である。

（注2）24時間降水量の最大値の「起時」欄の時刻は、始めと終りの時刻のうち、終りの時刻を示す。なお、24時間降水量が日界を含んで両日にまたがる場合は、原則として、時間が長く入る方の日を「起日」としているため、「起時」の欄の日と「起日」が異なる場合がある。

表 2-2 日降水量の最大値

(単位: mm)

地 点	更新した値	起 日	従来 ¹⁾ の値	統計開始年	参 考
大 島	301.0	4	287.6	1939	8 月としての記録。 1958 年 9 月 26 日に 374.3 mm。
三宅島	271.0	4	210.0	1942	8 月としての記録。 1957 年 9 月 16 日に 392.3 mm。 (統計は 1945～1949 年が欠)
東 京	185.0	4	171.5	1896	8 月としての記録。 1958 年 9 月 26 日に 392.5 mm。
千 葉	183.0	4	119.5	1966	年間記録。
福 島	169.5	5	164.5	1890	年間記録。
仙 台	296.0	5	127.8	1926	8 月としての記録。 1948 年 9 月 16 日に 328.5 mm。
宮 古	241.0	5	215.8	1884	8 月としての記録。 1899 年 10 月 29 日 285.4 mm。
大船渡	193.0	5	173.5	1963	8 月としての記録。 1977 年 5 月 16 日に 200.0 mm。
八 戸	127.0	5	121.5	1937	8 月としての記録。 1943 年 10 月 3 日に 151.4 mm。

(注) 「従来¹⁾の値」は、これまでの 8 月の極値である。

あった。

仙台の日降水量としては(8.5 豪雨/アイオン台風とする)296.0 mm/328.5 mm, 24 時間降水量 381.0 mm/約 350 mm であった。その他の地点の 61.8 豪雨の極値更新表を掲載しておく。

3) AMeDAS 観測所の水没

洪水について見ると、小貝川等で 5 日 00 時ころ溢水(越流)が始まり堤防が水没し、昭和 56 年と同様に 6 日の晴れた朝破堤している。阿武隈川流域では、郡山市、福島市、角田市にかけて破堤、宮城県では鳴瀬川水系の吉田川が 4 箇所破堤した。

鹿島台町には、東北大学鹿島台分場内の借地に地域気象(アメダス)観測所が設置され、四要素観測を行っている。近くには東北本線が南北に走っていて低地帯である。5 日午前 11 時過ぎ吉田川が破堤したが、有線ロボット気象計は 12 時の値を送信し、13 時で集信不能となっている。

現地調査は、7 日 1.5 m 位の冠水で遠望観察、11 日水が 20 cm 位になり近づき、15 日測器、筐体を撤収し、整地後新測器をとりつけ 9 月 26 日に観測を再開した。

4) 降水短時間予測実験

ゲリラ型集中豪雨は昔からあったはずだが、都市化に伴い自然を無視した開発が進められ脆弱性^{ぜいじやくせい}、あるいは災害ポテンシャル(潜在可能性)が急増していることは間違いない。

短時間強雨はアイオン台風, 57.7 長崎豪雨等にしても, 1 時間雨量 100 mm を越える場合

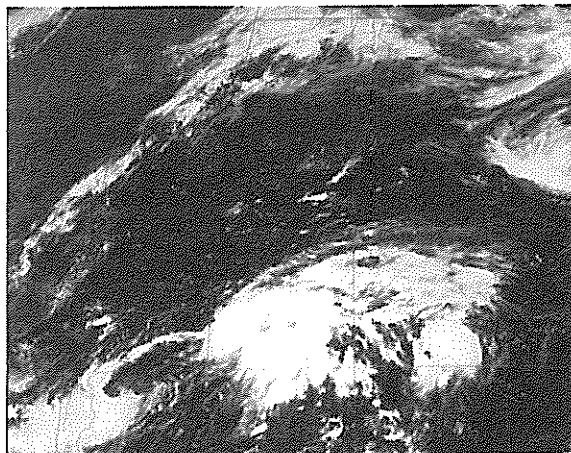
があるが、数時間で一つのクラスター（cbの集合体）が通過している。

このゲリラ戦で土石流、鉄砲水などの土砂災害に対抗するために開発されたプログラムが、この短時間予測である。電子計算機で処理するために、レーダー・エコーのデジタル化が必要で、東北を除く本土では業務実験が進められている。62年度予算では仙台、秋田の分が認められ、いよいよ63年度からレーダー・アメダス合成を使った短時間予測が実用化される。

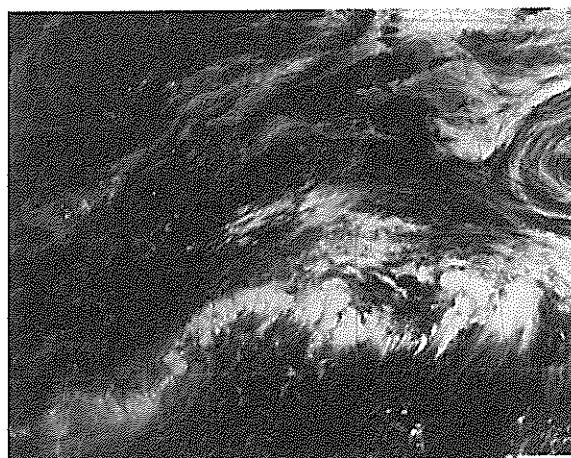
61.8 豪雨に対して、実験をした結果、予測の方が量的にはやや多目に、移動についてはやや早目に見積もっているが、短時間（1～2日）予報では量的にかなり少な目であり、このナウキャストは十分良好といえよう。

5) GMS から見た台風および温低

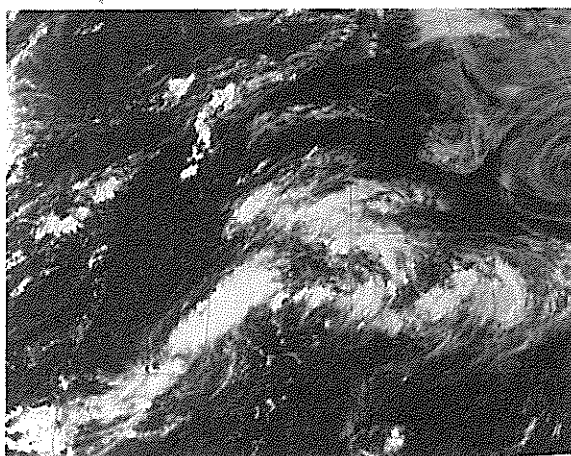
気象衛星「ひまわり」の写真を研究用として入手したので掲載する。経路図と対応して利用してほしい。日中は可視画像（VIS）を用い、その他は赤外画像（IR）を用い最小限9枚にした。「可視」により霧、層雲、層積雲などの背の低い雲が判別できる。特に注目するのは、東経155°、北緯35°あたりに4日18時ころまで背の低い低気圧が停滞し、ゆっくり西進しているのがよくわかる。8月3日の「可視」と「赤外」を比較してみると、オホーツク海から千島列島の南にかけた広範囲に層積雲、層雲、霧があり、大気が安定であることを示している。オホーツク海高気圧があり、梅雨のタイプに似ていることがわかる。3日の9時の画像は、あたかも南の海上に梅雨前線があることを示している。あるいは巨大な積乱雲（cb）があたかも熱帯収束帯のように配列し、台風の発生前夜のようにも見える。3日から5日までに2,000 km 移動したといわれるこの台風は、珍しいエネルギー伝播をしているようである。ボタンタッチをしたと表現したお天気博士もいる。更に暖気と寒気がぶつかって前線を形成し、日本海から関東にかけて上層のトラフ（谷）、沿海州からオホーツク海にかけてリッジ（峯）があり、ブロッキングが形成されていることもわかる。この画像は「目で見える気象」として数多くのことを教えてくれる。是非、豪雨を降らしたcbを各人で特定していただきたい。



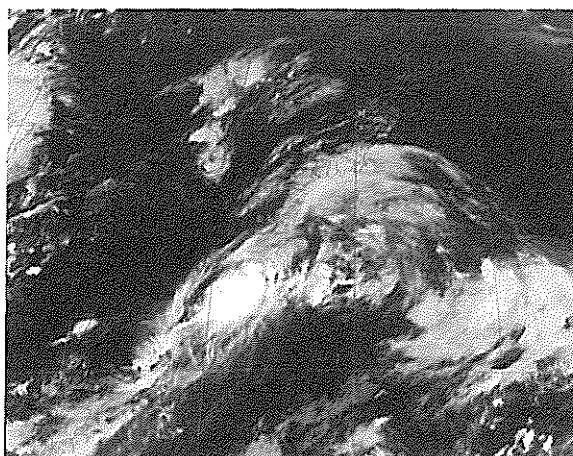
1 GMS: 昭和61年8月2日12時 (VIS)



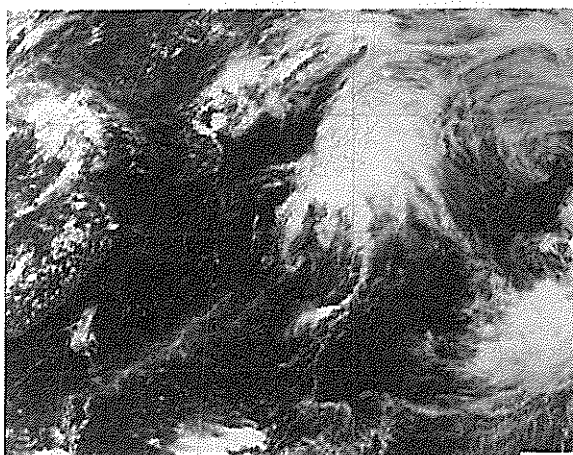
2 GMS: 昭和61年8月3日 9時 (VIS)



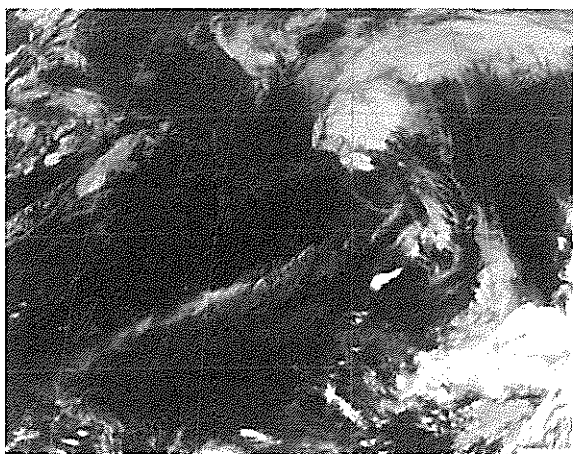
3 GMS: 昭和61年8月3日15時 (VIS)



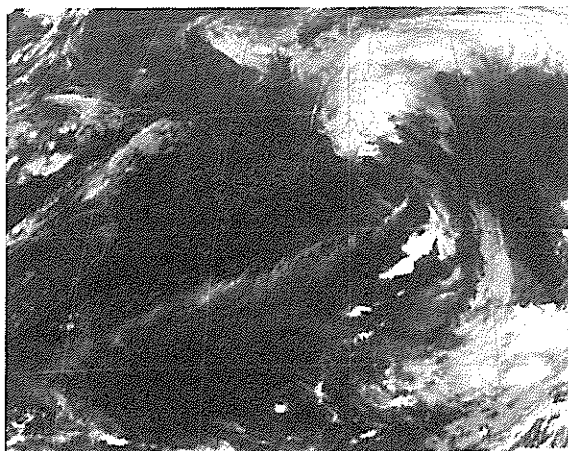
4 GMS: 昭和61年8月3日21時 (IR)



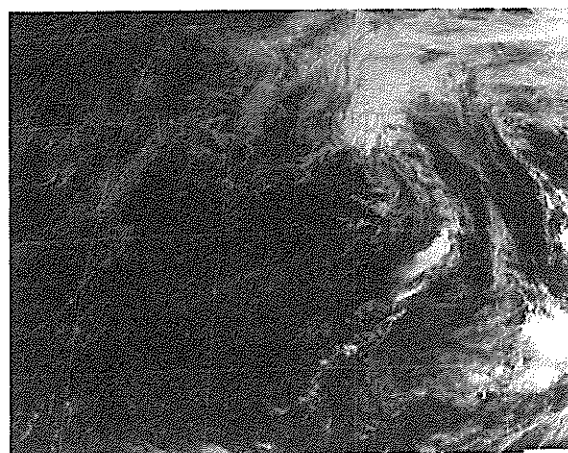
5 GMS: 昭和61年8月4日15時 (IR)



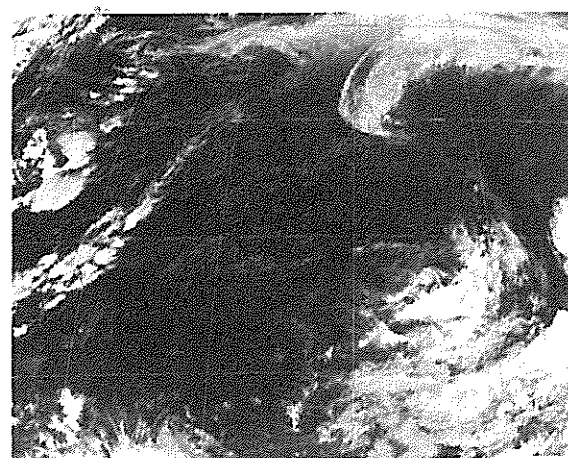
6 GMS: 昭和61年8月5日 3時 (IR)



7 GMS: 昭和61年8月5日 5時 (IR)



8 GMS: 昭和61年8月5日 8時 (VIS)



9 GMS: 昭和61年8月5日 15時 (IR)

3 災害対策

1) 未曾有といえるか

この台風は、大型で並の台風に分類されているが、台風の眼をもつこともなく、台風の中心がCDD（中心の濃密雲）から離れそうになる「変わり者台風」であったと思う。台風を迎えるバックグラウンドも真夏にして梅雨型ときている。そして、温低となってから850 mb面で暖気舌が本土に伸びて、雨台風というか温低としてcbが発達し、多量の雨を関東以北にもたらすことになった。

2章2節で述べたように、地形性降水を含んでいるが、全域にわたって狭義の非地形性降雨の分離可能な珍しいケースであると考ええる。

それでは未曾有といえるかという判断しにくい。再現期間という統計的算出法を使うと仙台では40～80年に一度の雨になるという。福島は120年に一度の雨と計算される。メカニズムの稀有性を考慮すると、仙台の場合も一生に一度という意味で未曾有といえるかも知れない。

2) 異常気象への備え

最近ではゲリラ型災害が増加している。更に異常気象の時代に突入しているという。CO₂増加による温室効果、逆に氷河説を唱える人もいる。世界気象機関(WMO)でも世界気候計画(WCP)を重要な柱として具体化しつつある。世界全体を見ると常にどこかが異常気象に襲われている。異常気象の影響は不連続的変化をするという場合もある。例えば酸性雨の影響が遠く離れた場所に長年の蓄積の結果、突如として樹木を全滅させるようなケースが発生している。

8.5 豪雨は異常気象であったことはいうまでもない。環境が急速に人工的に変質している現在、災害は全く同じ形態で現れることはなく、ますます被災性が増加し複雑化しているのである。

備えあれば憂いなしというが、異常気象に常に関心を持ち、地域防災計画を見直し、「原始生活」を忘れないことが必要である。

3) 災害予知の重要性

1986年は209年ぶりに三原山が大噴火した年でもあった。災害予知は今後の大きな課題であるが、大島町長が避難命令を出し全島民がスムーズに島外避難をした。

災害とパニックを結びつけて考える人がいるが、それはデマ情報を流すためで、正確な情報を伝える防災組織が存在する社会ではパニックは起こらない。一方、行政当局が情報

提供を不必要に躊躇するとパニックが発生することがわかっている。

社会問題で interoperability (相互運用性) を用いるが、地域防災計画において情報提供者→伝達者→受容者の過程がスムーズに実行されるために相互運用性を断えず検討しておかねばならない。つまり、相互運用性とは、災害警報が住民に十分理解される「理解可能性」、「タイミング」、「重大性と切迫性」を備えていることによって実行されるものである。

1985 年 9 月 28 日の新聞に載った「ハリケーン休日」のことにふれておく。前日、米国北東部を襲ったハリケーンで避難命令が出され、数十万人がスムーズに避難し、米国東海岸は 1 日住民がいなくなったのである。海岸近くに住む人が増えているアメリカでは、ハリケーン警報による災害予知と避難は必須のものとなりつつある。

4) 総合治水対策

昭和 34 年 (1959) 9 月 26 日～27 日の伊勢湾台風 (死者 3 千人以上を出した枕崎台風、昭和 9 年 9 月の室戸台風と共に昭和の 3 大台風と呼ばれる) の大災害の教訓をふまえ、防災行政が検討された。戦後の国土がめざましく回復していた時でもあり、翌年のチリ地震津波の経験も生かし、昭和 36 年に災害対策基本法 (法律 223 号) が制定された。

この法律は国民を守らんとするもので、都道府県知事を中心とした警報伝達組織の確立であり、防災計画の作成、災害予防、災害の応急対策、災害復旧および災害に対する財政金融措置などの災害対策をまとめたものである。

気象庁の業務の目的は災害予防を使命としているので、災害予知の技術を研究開発し、地方自治体との interoperability に努めねばならない。2 章 4 節で述べた降水短時間予測は、スーパーコンピュータの導入に伴い、63 年から運用され、短時間強雨に威力を発揮するものと期待される。

昔から治水事業がなされ現在もその重要性は変わらないが、昔の大水と共存する遊水池等の利用に対し、現在は土地利用をすべく技術を利用するもので大きな差が生じている。特にコンクリート等により地面が舗装され、今後も更に都市化が進行する。そのため雨は地下に浸透しないで、地表面上流れる表面流出が主となっている。越流 (溢水) を防ぐために堤防を高くしても、川底を低くしない限り、周囲の水が川に流入できず、川の水は地下水として両側に浸出し内水災害 (川の水を外水という) をもたらす。

気象大学校 (柏市) 時代に柏市の水害問題に関係したが、越流を防ぐために学校の運動場の地下に水を一時溜める「地下遊水池」を設けたようである。

4 結 び

8.5 豪雨について気象災害面から一般論を入れ比較しつつ思いつくままに私見を書いてきた。

この台風第10号は、グァム島米軍の命名法によると Sarah で女性の台風ということになる。サラは弱いながらも押しの手強く、サラッと通り過ぎると思いきや、「腐っても(温低になっても)鯛(台風)ぞ」と物言いをつけて去った。シャレを言うなといかられそうだが、実は重要な表現で台風が温低になっても決して油断をしてはならないという教訓なのである。cbのマルチセル(集合体)を形成する能力を残しているからである。

日本は自然災害の原因となる自然現象が世界でも多い国であり、異常気象の時代でもあるので防災体制を更に整備する必要がある。

気象庁のパンフレットに「狼はすぐそこまで来ている。いつ、こちらにキバをむいて来るかわからない。」と呼びかけている。

予報を出す場合も観天望気は大切であり、レーダー・アメダス合成を用いたナウキャストの場合は更に重要である。観天望気は数10km四方の大気の状態を把握する程度あるが、機器による一点のデータと違って、立体的な多くの情報を空は教えてくれるのである。気象衛星は逆に宇宙から観天望気というか「観地望気」した広範囲の情報を教えてくれる。

最後に、災害警報を出す時に、災害心理学を考慮した行政的判断も一考する価値がありそうである。

資料編

1 昭和 61 年台風第 10 号大雨・洪水災害経過概要

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
8 月 4 日	10 時 45 分	大雨, 洪水, 雷雨 (全域) 強風, 濃霧 (沿岸の海域) 波浪注意報		県内市町村, 消防本部等へ一斉ファクシミリにより伝達
	11 時 15 分	台風第 10 号と大雨に関する東北地方気象情報 (第 1 号)		
	14 時 20 分	強風, 大雨, 洪水, 雷雨 (全域) 濃霧 (沿岸の海域) 波浪注意報		
	14 時 45 分	大雨に関する宮城県気象情報 (第 1 号)		
	16 時 20 分	台風第 10 号と大雨に関する東北地方気象情報 (第 2 号)		
	18 時 00 分			警戒配備体制の職員の配備
	19 時 10 分	台風第 10 号と大雨に関する東北地方気象情報 (第 3 号)		
	20 時 40 分	大雨, 洪水警報, 強風, 雷雨 (全域) 濃霧 (沿岸の海域) 波浪注意報	台風第 10 号から温帯低気圧に変わる。(21 時 00 分)	市町村, 消防本部等へ一斉ファクシミリ伝達 関係課への伝達 警戒配備体制の職員の増員
	22 時 45 分	台風第 10 号と大雨に関する東北地方気象情報 (第 4 号)		
8 月 5 日	0 時 00 分	大雨, 洪水警報, 強風 (全域) 濃霧 (沿岸の海域) 波浪注意報		
	2 時 00 分		七北田川水防警報 (準備) 新宿～中の堰	仙台東土木事務所
	2 時 10 分		吉田川水防警報 (準備) 高田橋～粕川橋	建設省北上川下流工事事務所
	2 時 15 分		名取川水防警報 (準備) 広瀬橋～河口 六郷堰	建設省仙台工事事務所
	3 時 00 分		広瀬川水防警報 (準備) 愛宕橋～広瀬橋	仙台土木事務所
	3 時 10 分		吉田川水防警報 (出動) 高田橋～粕川橋 吉田川水防警報 (準備) 粕川橋～二子屋橋	建設省北上川下流工事事務所
	3 時 40 分		仙台市, 多賀城市, 名取市で床下浸水等の被害が発生している模様である (県警警備課より通報)	

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
	4 時 00 分		3 時から 4 時までの時間雨量 仙台 40 mm 亘理 42 mm 塩釜 37 mm 名取川水防警報（出動） 六郷堰～河口	建設省仙台工事事務所 各消防本部に被害状況を照会し確認した。（消防防災課）
	4 時 20 分		白石川水防警報（出動） 阿武隈川合流～白石市蔵本	大河原土木事務所
	4 時 30 分	阿武隈川下流洪水注意報	阿武隈川下流水防警報（準備）館矢間～河口	建設省仙台工事事務所
	5 時 00 分			消防防災課全職員を災害用一斉無線受信装置により緊急招集し、情報収集等の警戒体制に入る。
			広瀬川水防警報（出動） 愛宕橋～広瀬橋	仙台土木事務所
			七北田川水防警報（出動） 新宿～中ノ堰	仙台東土木事務所
	5 時 05 分		名取川水防警報（出動） 広瀬橋～名取川合流点	建設省仙台工事事務所
	5 時 10 分		県警災害警備本部設置、災害警備非常体制発令	
	5 時 30 分		阿武隈川下流水防警報（準備） 館矢間～河口	建設省仙台工事事務所
	6 時 10 分		吉田川水防警報（出動） 粕川橋～二子堅橋	建設省北上川下流工事事務所
	6 時 30 分	大雨に関する東北地方気象情報（第 5 号） 阿武隈川下流洪水警報	村田町菅生で土砂崩壊 6 名生き埋め（3 名救出、3 名死亡）	
	7 時 00 分		七北田川水防警報（出動） 新宿～河口	仙台東土木事務所
	7 時 05 分		阿武隈川下流水防警報（出動）館矢間～河口	建設省仙台工事事務所
	7 時 20 分		丸森町大張で土砂崩壊（1 名死亡）	
	7 時 30 分		柴田町西船迫地区のコミュニティセンターに地区住民が避難中である。断水のため給水応援を要請したい。（柴田町長）	陸上自衛隊第二施設団へ給水応援要請
	7 時 55 分		大和町絵和田地区の吉田川が越水し地区住民避難	
	8 時 00 分	大雨に関する宮城県気象情報（第 2 号）		「台風第 10 号災害警戒本部」の設置

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
	8 時 10 分		鳴瀬川水防警報（準備） 古川市高倉 三本木町齊田 ～志田橋	建設省北上川下流工事 事務所
	8 時 20 分		角田市佐倉地区、岩沼市砂 押地区で阿武隈川の堤防決 壊の恐れがあるので自衛隊 員による水防応援を要請す る。（角田市長、岩沼市長）	陸上自衛隊第二施設団 へ水防応援要請
	8 時 40 分		吉田川水防警報（準備） 二子屋橋～鳴瀬川合流点	建設省北上川下流工事 事務所
	9 時 00 分		大和町落合地区で吉田川が 越水しており、孤立した住 民救助と水防応援要請（大 和町長）	「宮城県水防本部」の設 置（第 3 号配備） 陸上自衛隊第二十二普 通科連隊へ人命救助と 水防応援要請
	9 時 10 分		鳴瀬川水防警報（準備） 志田橋～野田橋	建設省北上川下流工事 事務所
	9 時 20 分		仙台市向山で家屋への土砂 流入（1 名重傷）	
	9 時 30 分	阿武隈川下流洪水情報 第 1 号		第 1 回警戒本部連絡員 会議
	9 時 40 分		鳴瀬川水防警報（出動） 古川市高倉 三本木町齊田 ～志田橋	建設省北上川下流工事 事務所
	9 時 50 分	大雨に関する東北地方 気象情報（第 6 号）		
	10 時 10 分		鳴瀬川水防警報（準備） 野田橋～南郷町大橋 松島町二子屋	建設省北上川下流工事 事務所
	10 時 17 分		柴田町船岡土手内、剣水地 区の住民が排水路の溢水に より家屋に取残されている 自衛隊へ人命救助の応援要 請（柴田町長）	陸上自衛隊第二施設団 へ派遣要請
	10 時 30 分		旧迫川、小山田川、瀬峰川、 萱刈川、大水門川、西川の 名河川に水防警報（準備）	古川土木事務所、築館 土木事務所、迫土木事 務所
	10 時 50 分	波浪警報の追加		一斉伝達（ファクシミ リ）
	11 時 05 分		角田市神二郎地区で床上浸 水した家屋に取り残されて いる。自衛防へ人命救助の 応援要請（角田市長）	陸上自衛隊第二施設団 へ派遣要請
	11 時 10 分		吉田川水防警報（出動） 二子屋橋～鳴瀬川合流点 鹿島台町志田谷地区住民が 堤防や家屋に取り残されて いる。自衛隊へ人命救助の 応援要請（鹿島台町長）	建設省北上川下流工事 事務所 陸上自衛隊第二十二普 通科連隊へ派遣要請

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
	11 時 15 分		塩釜市新浜二丁目、杉の入地区で増水のため地区住民が家屋に取り残されている。自衛隊へ人命救助の応援要請（塩釜市長） 多賀城市桜木地区、八幡一丁目地区で増水のため地区住民が家屋に取り残されている。自衛隊へ人命救助の応援要請（多賀城市長） 鳴瀬川水防警報（準備） 南郷町大橋 ～河口 松島町二子屋	建設省北上川下流工事事務所
	12 時 00 分			「宮城県災害対策本部」の設置（非常配備 2 号） 第一回災害対策本部会議
	12 時 15 分		鳴瀬川水防警報（出動） 南郷町大橋 野田橋～松島町二子屋	建設省北上川下流工事事務所
	12 時 34 分		鹿島台町志田谷地地区で堤防決壊によりまだ地区住民が堤防家屋に取り残されている。自衛隊へ人命救助の応援要請（鹿島台町長）	航空自衛隊第四航空団へ人命救助派遣要請
	12 時 40 分		鳴瀬川水防警報（出動） 南郷町大橋 ～河口 松島町二子屋	建設省北上川下流工事事務所
	12 時 50 分	大雨に関する東北地方気象情報（第 7 号）		
	13 時 10 分		鳴瀬川水防警報（出動） 志田橋～野田橋 江合川水防警報（準備） 涌谷大橋～及川橋	
	13 時 40 分	洪水波浪警報、大雨、強風注意報（全城）濃霧（沿岸の海域）注意報		
	14 時 40 分	阿武隈川下流洪水情報（第 2 号）		
	16 時 00 分			第 2 回災害対策本部会議
	16 時 15 分		北上川水防警報（準備） 柳津大橋～飯野川橋	建設省北上川下流工事事務所
	16 時 30 分		迫川水防警報（準備） 三迫川合流点～北上川合流点	迫土木事務所
	16 時 45 分	大雨に関する東北地方気象情報（第 8 号）		
	17 時 00 分		鳴瀬町西福田地区の鞍坪川の増水により堤防決壊の恐れがある。自衛隊に水防の	陸上自衛隊第二十二普通科連隊へ水防応援派遣要請

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
8 月 6 日	17 時 50 分		応援要請（鳴瀬町長） 江合川水防警報（準備） 及川橋～旧北上川合流点	建設省北上川下流工事 事務所
	18 時 10 分		江合川水防警報（出動） 涌谷大橋～及川橋	建設省北上川下流工事 事務所
	19 時 10 分	洪水、波浪警報（全域）、 強風、濃霧注意報（沿 岸の海域）		
	19 時 30 分	北上川下流洪水注意報	迫川水防警報（出動） 三迫川合流点～北上川合流 点	迫土木事務所
	19 時 50 分		北上川水防警報（準備） 登米大橋～柳津大橋 米谷大橋～登米大橋	建設省北上川下流工事 事務所
	21 時 30 分		北上川水防警報（出動） 柳津大橋～飯野川大橋 北上川水防警報（準備） 飯野川橋～河口	建設省北上川下流工事 事務所
	22 時 30 分	阿武隈川下流洪水情報 （第 3 号）	旧北上川水防警報（準備） 北上川分流量～天王橋	建設省北上川下流工事 事務所
	2 時 30 分		江合川水防警報（出動） 及川橋～旧北上川合流点	
	4 時 30 分	洪水警報（全域）、強風、 波浪、濃霧注意報（沿 岸の海域）	旧北上川水防警報（出動） 北上川合流点～天王橋	
	7 時 30 分	阿武隈川下流洪水注意 報		
	10 時 00 分			第 3 回災害対策本部会 議
	11 時 40 分	北上川下流洪水情報 （第 1 号）		
	14 時 10 分	阿武隈川下流洪水注意 報解除		
	15 時 00 分	洪水注意報（平野北 部）、強風波浪注意報 （沿岸の海域）		
8 月 7 日	16 時 00 分			第 4 回災害対策本部会 議
	17 時 40 分	洪水注意報（平野北部）		
	18 時 50 分	北上川下流洪水情報 （第 2 号）		
	7 時 30 分	北上川下流洪水注意報 解除		
	7 時 45 分	宮城県平野北部に対す る洪水注意報解除		県内市町村、消防本部 等へ一斉ファクシミリ により伝達

月 日	時 間	気象予警報等	事態の推移等	関係機関の措置等
8 月 8 日	14 時 30 分		国土庁, 建設省, 警察庁, 通産局の災害担当官が被災状況の確認のため来県（県警ヘリで鹿島台町, 角田市視察）	
	16 時 00 分			第 5 回災害対策本部会議
	10 時 00 分		県自民党代表者会議	
	11 時 00 分		各党連絡会議	
	12 時 00 分		議会運営委員会議	
8 月 9 日	16 時 00 分			第 6 回災害対策本部会議
	17 時 00 分			非常配備 1 号へ切替え
8 月 11 日	17 時 00 分		自民党災害対策特別委員長外 1 名来県, 被災地視察	知事記者会見
	9 時 00 分		政府調査団の来県, 被災地視察	第 7 回災害対策本部会議
8 月 12 日			建設省政務次官来県, 被災地視察	
	11 時 00 分			知事記者会見
8 月 18 日	9 時 00 分		衆議院災害対策特別委員会委員長外来県被災地視察	第 8 回災害対策本部会議
8 月 20 日			県議会全員協議会	
8 月 25 日				第 9 回災害対策本部会議
8 月 27 日				宮城県災害対策本部の廃止
9 月 1 日				「台風第 10 号大雨洪水災害復旧対策本部」の設置
9 月 8 日				復旧対策本部幹事会議 災害復旧対策本部会議 庁議報告

2 昭和61年台風第10号大雨洪水被害総括表 (昭和61年10月31日現在)

区 分		単位	数 量	被害額(千円)	備 考
人	死 者	人	5	—	
	行 方 不 明	〃	0	—	
	負 傷 者	〃	12	—	重傷4人 軽傷8人
	り 災 世 帯	世帯	11,936	—	全壊 半壊 一部破損 床上浸水
	り 災 者	人	42,198	—	
住 家	全 壊 ・ 流 出	戸	68	11,403,118	
	半 壊 ・ 半 流 出	〃	194		
	一 部 破 損	〃	857		
	床 上 浸 水	〃	10,817		
	床 下 浸 水	〃	22,158		
	小 計	〃	34,094	11,403,118	
非 住 家 等		棟	9,563	2,134,716	物置 作業所 集会所等
医 療 衛 生 施 設	病 院	カ所	20	305,740	
	診 療 所 等	〃	22	82,700	
	水 道 施 設	〃	180	392,180	32市町村 3広域水道
	清 掃 施 設	施設	14	310,020	
	その他の衛生施設	カ所	20	39,680	
	小 計			1,130,320	
商 工	工 場	カ所	660	7,217,535	
	商 店	〃	3,444	16,847,312	
	その他の営業建築物	〃	231	1,371,250	
	小 計			25,436,097	
耕 地	農 水 田	ha	2,648	2,269,000	土砂流入等
	地 畑	〃	394	731,000	法崩れ等
	農 業 用 施 設	カ所	3,138	13,120,000	農道 水路 揚排水機場等
	小 計			16,120,000	
農 作 物 等	農 作 物	ha		19,154,203	稲15,740,045千円 野菜2,659,196千円
	共同利用, その他施設	カ所		539,449	農業施設畜舎等
	小 計			19,693,652	

区 分		単 位	数 量	被害額(千円)	備 考
畜産	家 畜 等	頭		22,540	
養蚕	蚕 児 ・ 繭	kg		9,546	
水産	漁 船	隻	44	3,864	
	漁 港 施 設	カ所	4	5,000	
	水 産 ・ 養 殖 施 設	〃	221	55,207	
	水 産 物 等	kg	108,758	48,803	かき 魚類 あさり 水産製品等
	漁 業 用 資 器 材	件	19	121,160	
	小 計			234,034	
林業	林地・林道・治山	カ所	880	5,064,210	林地299カ所 林道549カ所 治山32カ所
	林 産 施 設	〃	5	12,320	
	そ の 他	件	94	28,040	
	小 計			5,104,570	
教育施設	小 学 校	校	19	53,356	
	中 学 校	〃	14	84,229	
	高 校	〃	28	458,992	公立25校 私立3校
	そ の 他	〃	36	110,328	公民館 私立幼稚園等
	文 化 財	カ所	4	133,500	国管理分1カ所
	小 計			840,405	
公共土木施設	道 路	カ所	1,703	7,197,300	国管理分40カ所
	橋 梁	〃	45	954,400	
	河 川	〃	1,861	38,598,800	国管理分110カ所
	海 岸	〃	9	698,187	
	砂 防 設 備	〃	9	231,500	
	港 湾	〃	9	15,858	
	小 計			47,696,045	
警察	警 察 施 設	カ所	40	14,861	
	交 通 安 全 施 設	〃	544	21,284	
	警 察 装 備	件	19	7,659	
	小 計			43,804	

区	分	単位	数 量	被害額(千円)	備 考
そ の 他	鉄道その他交通施設	カ所		1,182,000	仙台市地下鉄 阿武隈急行 臨海鉄道 国鉄
	電 力 施 設	〃	1,072	361,000	
	通 信 施 設	〃		180,000	NTT(電柱 ケーブル等)
	社 会 福 祉 施 設	〃	39	133,369	
	都 市 施 設	〃	33	312,300	下水道 街路 公園
	ガ ス 施 設	〃		7,952	
	住 宅 (公 営)	〃		458,290	13団地・878戸
	工 業 用 水 道 施 設	〃	3	191,363	
	そ の 他	〃		183,288	登山道等
	小 計			3,009,562	
総 計				132,878,409	

市町村別

市町村名	家 屋	医療衛生 関 係	商工関係	農業関係	水産関係
仙 台 市	2,200,610	129,137	17,829,000	1,099,873	20,000
石 巻 市	2,412	400	0	86,932	3,398
塩 釜 市	776,300	70,310	1,992,000	4,153	4,910
古 川 市	3,600	2,000	23,000	172,238	0
気仙沼市	127,850	22,080	110,600	146,346	13,958
白 石 市	7,400	723	50,000	444,804	0
名 取 市	477,485	23,619	109,890	1,727,675	50,750
角 田 市	124,551	7,500	150,070	3,884,458	800
多賀城市	2,730,501	305,887	1,930,850	88,881	0
泉 市	1,073	22,599	0	201,672	0
岩 沼 市	1,114,518	61,360	402,000	1,179,576	0
市 計	7,566,300	645,615	22,597,410	9,036,608	93,816
蔵 王 町	16,100	0	29,000	254,654	29,330
七ヶ宿町	410	0	0	106,793	0
大河原町	16,180	0	28,270	479,591	0
村 田 町	14,280	0	290,000	456,091	0
柴 田 町	67,785	57,200	272,110	1,069,383	0
川 崎 町	0	0	310	281,698	0
丸 森 町	221,114	6,100	120,050	3,188,098	0
亘 理 町	45,030	35,600	25,775	1,417,523	26,100
山 元 町	39,492	3,000	3,800	742,014	771
秋 保 町	240	0	0	17,197	0
松 島 町	169,550	1,700	325,790	1,537,219	6,730
七ヶ浜町	3,916	100	4,100	37,567	3,650
宮 城 町	3,195	8,900	934	122,213	0
利 府 町	2,100	13,100	3,400	529,263	0
大 和 町	17,459	4,000	5,442	1,222,265	24,980
大 郷 町	93,770	1,800	333,200	3,226,300	0
富 谷 町	992	50	0	513,574	0
大 衡 村	0	700	0	238,662	0
中新田町	275	0	0	58,187	0

被害額内訳

林業関係	土木関係	文教施設 関係	警察関係	その他	合 計
255,200	734,528	85,188			22,353,536
13,900	17,779	0			124,821
0	133,130	20,000			3,000,803
0	33,050	0			233,888
113,380	568,736	100			1,103,050
137,180	307,642	44,272			992,021
14,500	151,675	80,200			2,635,794
397,700	909,800	13,600			5,488,479
0	63,439	45,320			5,164,878
171,000	148,930	4,800			550,074
107,900	325,299	13,200			3,203,853
1,210,760	3,394,008	306,680			44,851,197
63,500	462,798	0			855,382
15,900	93,345	0			216,448
0	204,945	650			729,636
94,800	664,760	8,550			1,528,481
250,000	393,150	2,000			2,111,628
73,500	73,569	0			429,077
649,610	1,401,875	9,500			5,596,347
35,710	344,873	14,000			1,944,611
24,300	66,775	0			880,152
33,200	67,020	150			117,807
0	280,200	8,500			2,329,689
0	17,510	8,500			75,343
10,400	110,039	0			255,681
1,443,150	74,300	0			2,065,313
10,350	183,259	1,412			1,469,167
334,800	465,620	4,846			4,460,336
1,800	153,000	0			669,416
0	10,780	0			250,142
19,300	6,511	0			84,273

市町村名	家 屋	医療衛生 関 係	商工関係	農業関係	水産関係
小野田町	0	0	0	75,655	0
宮 崎 町	0	0	0	11,255	0
色 麻 町	150	0	0	286,027	0
松 山 町	3,302	0	4,555	452,250	0
三本木町	2,074	0	0	349,159	0
鹿島台町	5,038,140	19,000	1,317,240	3,495,508	0
岩出山町	0	0	0	3,619	0
鳴 子 町	0	0	3,000	274	0
涌 谷 町	13,192	0	23,345	1,190,620	0
田 尻 町	2,109	0	4,240	477,431	0
小牛田町	18,300	750	1,000	247,179	0
南 郷 町	0	0	0	305,566	0
築 館 町	97	80	0	254,780	0
若 柳 町	0	500	0	276,699	0
栗 駒 町	80	0	0	149,538	0
高清水町	0	0	0	60,463	0
一 追 町	0	0	0	98,162	0
瀬 峰 町	0	0	0	287,477	0
鶯 沢 町	100	0	0	42,649	0
金 成 町	176	0	0	113,151	0
志波姫町	0	0	0	131,258	0
花 山 村	0	0	0	9,000	0
追 町	0	0	6,000	313,972	0
登 米 町	0	0	0	46,510	0
東 和 町	0	100	0	105,050	0
中 田 町	0	0	0	100,097	0
豊 里 町	0	0	0	51,411	0
米 山 町	0	0	0	150,199	0
石 越 町	0	0	0	144,059	0
南 方 町	0	0	0	177,800	0
河 北 町	5,029	0	5,300	383,525	0
矢 本 町	2,150	0	0	55,879	0

(単位：千円)

林業関係	土木関係	文教施設 関係	警察関係	その他	合 計
103,970	3,000	0			182,625
12,000	24,000	0			47,255
4,800	10,000	0			300,977
72,500	71,907	0			604,514
6,000	55,384	0			412,617
34,100	174,649	3,360			10,081,997
2,600	20,000	0			26,219
56,400	1,670	0			61,344
1,050	67,622	0			1,295,829
13,000	45,130	0			541,910
0	0	0			267,229
0	13,548	1,500			320,614
2,600	140,072	0			397,629
10,000	25,060	0			312,259
40,150	150,000	0			339,768
0	12,567	150			73,680
2,100	58,897	0			159,159
0	35,166	0			322,613
200	5,500	0			48,449
0	115,752	100			229,179
0	7,046	0			138,304
0	3,100	0			12,100
0	17,180	0			337,152
4,100	13,303	0			63,913
23,280	52,465	0			180,895
0	2,169	0			102,266
0	0	0			51,411
0	1,200	0			151,399
0	8,000	0			152,059
0	7,200	0			185,000
43,510	121,262	0			558,626
66,000	6,550	0			130,579

市町村名	家 屋	医療衛生 関 係	商工関係	農業関係	水産関係
雄 勝 町	0	0	100	0	16,210
河 南 町	12,016	900	6,000	132,374	0
桃 生 町	0	0	0	97,850	0
鳴 瀬 町	6,472	0	3,000	491,157	18,450
北 上 町	1,365	0	1,180	85,337	0
女 川 町	127,672	0	12,846	6,873	0
牡 鹿 町	760	900	650	13,777	4,500
志津川町	4,335	900	0	94,927	4,857
津 山 町	14,300	0	8,050	258,027	3,940
本 吉 町	3,050	2,200	0	144,145	300
唐 桑 町	4,177	900	0	2,558	400
歌 津 町	600	4,700	0	137,621	0
町 村 計	5,971,534	163,180	2,838,687	26,809,130	140,218
そ の 他	0	321,525	0	0	0
合 計	13,537,834	1,130,320	25,436,097	35,845,738	234,034

(単位：千円)

林業関係	土木関係	文教施設 関係	警察関係	その他	合 計
11,000	13,500	0			40,810
5,000	26,129	0			182,419
500	0	0			98,350
24,000	78,622	0			621,761
72,200	126,308	0			286,390
50,590	25,390	0			223,371
49,000	31,500	0			101,087
45,080	271,600	0			421,699
29,120	977,572	0			1,291,009
14,830	279,700	0			444,225
17,310	167,051	0			192,396
16,500	30,197	8,200			197,818
3,893,810	8,371,297	71,918			48,259,774
0	36,701,330	461,807	43,804	2,238,972	39,767,438
5,104,570	48,466,635	840,405	43,804	2,238,972	132,878,409

注) その他は市町村別に分けられないもの

市町村別被害（人の

市町村名	人の被害			住 家												
	死 者	重 傷	軽 傷	全 壊				半 壊				一 部 損 壊				
				棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	
仙 台 市	—	1	—	2	2	2	6	25,000	5	5	18	15,420	46	46	166	19,570
石 巻 市	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	119	2	2	8	589
塩 釜 市	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	16	45,000	9	9	46	9,000
古 川 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
気仙沼市	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白 石 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	4	300
名 取 市	—	—	—	1	1	8	10,500	—	—	—	—	—	10	10	41	3,500
角 田 市	—	—	—	1	1	2	4,571	3	3	11	20,778	15	15	70	6,000	
多賀城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	500
泉 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩 沼 市	—	1	1	—	—	—	—	—	1	1	2	53	1	1	4	100
市 計	0	2	2	4	4	16	40,071	13	13	49	81,370	85	85	342	39,559	
蔵 王 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ宿町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大河原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
村 田 町	3	1	1	1	1	6	1,050	1	1	1	6	1,360	5	5	29	1,500
柴 田 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	25	2,250
川 崎 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丸 森 町	1	1	—	12	12	48	117,065	7	7	26	27,427	9	9	42	12,456	
亘 理 町	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	8	33	18,000
山 元 町	—	—	—	1	1	4	1,617	2	2	10	1,640	—	—	—	—	—
秋 保 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—
松 島 町	—	—	—	—	1	3	10,000	3	3	5	4,500	6	6	23	3,000	
七ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	18	530
宮 城 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利 府 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

被害・住家被害)内訳

被害								非 住 家				被 害 額 合 計
床 上 浸 水				床 下 浸 水				公 共 施 設		そ の 他		
棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	被害額	棟	被害額	
2,434	4,083	14,821	1,522,010	3,040	5,948	21,591	393,930	12	66,640	809	158,040	2,200,610
8	8	20	1,690	297	297	1,188	0	—	—	2	14	2,412
714	714	2,772	499,800	897	897	3,020	89,700	—	—	664	132,800	776,300
19	19	76	3,600	724	724	2,893	0	—	—	6	0	3,600
124	188	714	62,000	1,337	1,476	5,608	65,850	—	—	—	—	127,850
113	115	333	4,000	440	446	1,009	100	—	—	4	3,000	7,400
310	315	1,085	409,200	1,410	1,413	5,424	49,350	—	—	141	4,935	477,485
271	271	1,049	35,230	837	837	3,013	41,850	3	12,122	2,344	4,000	124,551
2,807	3,130	10,092	939,000	1,468	1,632	5,384	195,340	22	61,661	3,068	1,534,000	2,730,501
1	1	7	674	18	21	90	27	38	38	24	334	1,073
558	561	1,845	837,000	1,559	1,623	5,843	233,850	25	10,065	669	33,450	1,114,518
7,359	9,405	32,274	4,314,204	12,027	15,314	55,063	1,069,997	100	150,526	7,731	1,870,573	7,566,300
17	17	65	900	89	89	311	0	—	—	8	15,200	16,100
—	—	—	—	12	8	25	360	1	50	—	—	410
50	50	182	10,000	206	206	742	6,180	—	—	48	0	16,180
14	14	68	2,100	93	93	396	2,800	12	370	21	5,100	14,280
196	209	748	50,960	520	520	1,968	8,154	4	199	9	6,222	67,785
—	—	—	—	150	150	600	0	—	—	—	—	0
162	162	567	40,500	354	354	1,296	8,850	5	100	303	14,716	221,114
172	153	584	14,201	722	712	2,735	9,241	2	0	278	3,588	45,030
137	137	585	25,687	713	713	3,052	9,126	—	—	9	1,422	39,492
—	—	—	—	8	8	35	240	—	—	—	—	240
264	264	1,056	132,000	634	634	2,536	15,850	2	500	31	3,700	169,550
12	11	47	3,254	97	97	384	42	1	—	103	90	3,916
17	17	66	2,295	148	148	568	740	—	—	32	160	3,195
25	25	100	2,000	163	163	636	0	—	—	1	100	2,100

市町村名	人的被害			住 家											
	死 者	重 傷	軽 傷	全 壊				半 壊				一 部 損 壊			
				棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額
大和町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大郷町	—	—	—	—	—	—	—	1	1	4	4,350	1	1	3	820
富谷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	15	400
大衡村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中新田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小野田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
色麻町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松山町	—	—	—	—	—	—	—	1	1	5	1,703	2	2	5	20
三本木町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿島台町	1	—	—	43	43	211	574,050	161	161	816	1,128,610	578	716	2,627	3,271,440
岩出山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳴子町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
涌谷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田尻町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	300
小牛田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南郷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
築館町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若柳町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栗駒町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高清水町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一迫町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀬峰町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鶯沢町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金成町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
志波姫町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

被 害								非 住 家				被 害 額 合 計
床 上 浸 水				床 下 浸 水				公 共 施 設		そ の 他		
棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	被害額	棟	被害額	
51	51	219	9,600	124	124	665	0	3	1,359	6	6,500	17,459
59	59	275	59,500	91	91	419	22,000	1	100	75	7,000	93,770
—	—	—	—	6	6	21	192	—	—	2	400	0
—	—	—	—	13	13	54	0	—	—	—	—	275
4	4	23	119	94	94	335	156	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	150
1	1	4	100	5	5	20	50	—	—	—	—	3,302
25	25	85	1,479	280	280	1,053	0	—	—	2	100	3,302
6	3	13	1,430	14	8	38	594	—	—	2	50	2,074
24	24	78	44,040	158	321	1,228	0	—	—	5	20,000	5,038,140
—	—	—	—	3	3	4	0	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
40	39	123	1,592	383	385	1,348	0	2	0	59	11,600	13,192
6	6	29	520	97	97	412	210	1	1,000	117	79	2,109
29	27	90	14,500	76	67	225	3,800	—	—	14	0	18,300
3	3	13	0	8	8	26	0	—	—	9	0	0
1	1	2	73	8	8	21	24	—	—	1	0	97
—	—	—	—	62	62	251	0	3	0	15	0	0
1	1	3	30	1	1	2	0	—	—	1	50	80
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	0
—	—	—	—	2	2	12	0	—	—	—	—	0
—	—	—	—	8	8	33	0	—	—	14	0	0
—	—	—	—	3	3	8	100	—	—	—	—	100
3	3	8	25	17	17	67	143	—	—	1	8	176
—	—	—	—	2	2	7	0	—	—	—	—	0

市町村名	人の被害			住 家											
	死 者	重 傷	軽 傷	全 壊				半 壊				一 部 損 壊			
				棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額
花 山 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
迫 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
登 米 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 和 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 田 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊 里 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米 山 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石 越 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南 方 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河 北 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	4	1,050
矢 本 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雄 勝 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河 南 町	—	—	—	1	1	5	5	—	—	—	—	1	1	3	149
桃 生 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳴 瀬 町	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	4	500
北 上 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女 川 町	—	—	—	5	5	19	102,226	5	5	20	19,787	1	1	7	569
牡 鹿 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
志 津 川 町	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4	1,000
津 山 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	11	4,000
本 吉 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
唐 桑 町	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	27	1,200
歌 津 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	500
町 村 計	5	2	6	64	64	296	814,189	181	181	892	1,189,377	636	772	2,883	3,319,684
合 計	5	4	8	68	68	312	854,260	194	194	941	1,270,747	721	857	3,225	3,359,243

被害								非 住 家				被害額 合 計
床上浸水				床下浸水				公共施設		その他の		
棟	世帯	人	被害額	棟	世帯	人	被害額	棟	被害額	棟	被害額	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
1	1	5	0	5	5	22	0	—	—	11	0	0
—	—	—	—	6	6	17	0	—	—	1	0	0
—	—	—	—	10	10	35	0	—	—	12	0	0
—	—	—	—	1	1	5	0	—	—	—	—	0
—	—	—	—	3	3	11	0	—	—	7	0	0
—	—	—	—	11	11	43	0	—	—	26	0	0
—	—	—	—	4	4	17	0	—	—	16	0	0
—	—	—	—	5	5	25	0	—	—	5	0	0
15	15	65	1,345	83	83	363	946	—	—	211	1,688	5,029
1	1	1	150	106	109	418	1,200	7	350	4	450	2,150
2	2	9	0	11	10	20	0	—	—	3	0	0
1	1	4	100	40	40	163	400	—	—	3	3,186	12,016
—	—	—	—	7	6	27	0	1	0	2	0	0
7	7	31	2,272	87	87	345	0	4	3,600	28	100	6,472
3	3	18	540	51	51	220	405	2	80	66	340	1,365
33	33	96	3,840	139	139	553	0	—	—	45	1,250	127,672
—	—	—	—	39	39	156	400	—	—	34	360	760
9	9	37	900	487	487	1,699	2,435	—	—	—	—	4,335
53	10	40	3,000	176	63	252	6,300	—	—	1	1,000	14,300
23	23	103	2,300	1150	150	675	750	—	—	—	—	3,050
1	1	4	1,327	14	14	56	300	1	200	4	1,150	4,177
—	—	—	—	21	21	85	0	1	0	31	100	600
1,468	1,412	5,446	432,679	6,820	6,844	26,740	101,988	53	7,908	1,679	105,709	5,971,534
8,827	10,817	37,720	4,746,883	18,847	22,158	81,803	1,171,985	153	158,434	9,410	1,976,282	13,537,834

3 昭和 22 年以降の風水害等の記録

宮城県災害年表（宮城県地域防災計画資料編から抜粋）

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
1947	昭和 22 年	9.14 ～9.15	洪水	カスリン台風，北上川，阿武隈川氾濫（183） 台風の接近に伴い，前線が活発化し，12 日から雨が降り始め，15 日 15 時台風が東海道沖に達したところから暴風雨となる。16 日午前 3 時に房総沖100 kmの海上に去り雨は止んだ。 降雨量

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被 害 状 況 等
				死者（行方不明を含む） 44 人 負 傷 者 25 人 家 屋 全 壊 229 戸 “ 半 壊 25 戸 “ 流 失 121 戸 家 屋 浸 水 33,611 戸 耕地流失埋没 1,996 町歩 耕 地 浸 水 46,841 町歩 道 路 損 壊 628 カ所 橋 流 失 382 カ所 堤 防 決 壊 1,160 カ所
1949	24	8.30 ～9.1	暴 風 雨	台風（キティ）死者 1 人，家屋倒壊 59 戸，同半壊 90 戸，同流失 1 戸，同焼失 4 戸，同床上浸水 5 戸，同床下浸水 44 戸，非住家被害 165 戸，水田冠水 1,813 町歩，畑流失埋没 227 町歩，畑冠水 2,020 町歩，道路損壊 5 ケ所，橋梁流失 4 ケ所，堤防決壊 25 ケ所，通信被害 135 件（54） 石巻 SE 20.1 m/s 1 日 青根 222 mm 30～1 日
1950	25	8.2 ～8.7	暴 風 雨	台風 5011～5012 号（183） 台風 5011 号が鳥島付近を北上した 2 日から大平洋側で雨が降り始め県下では，局地的に 30～40 mm の降雨があった 5011 号は，3 日夜半ごろ関東地方から 4 日朝北陸に抜け，5012 号も 5011 号より約 1 日遅れ進路もいくらか西偏して 5 日早朝東海道上陸正午に佐渡付近に達した。このため強い雨が 5 日朝まで降り続いた。 降雨量 最大 1 時間降雨量 48.0 mm “ 日降雨量 137.8 mm “ 総降雨量 435.0 mm 最大瞬間風速 25.0 m/s 死 者 9 人 負 傷 者 102 人 行 方 不 明 8 人 家 屋 流 失 221 戸 “ 倒 壊 453 戸 “ 床上浸水 7,282 戸 “ 床下浸水 13,140 戸 水 田 冠 水 37,788 町歩 “ 浸 水 124,648 町歩 “ 流失埋没 5,107 町歩 畑 冠 水 74,888 町歩 “ 浸 水 20,119 町歩 “ 流失埋没 3,683 町歩 橋 破 損 80 カ所 道 路 損 壊 205 カ所 船 流 失 8 隻

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	・災害種別	被 害 状 況 等
1951	26	10.14 ～10.15	暴風雨・高潮	台風15号（ルース）家屋半壊7戸，同一部損壊41戸，同床下浸水241戸，非住家浸水25戸，水田冠水8町歩，畑冠水32町歩，道路浸水3ヶ所，堤防決壊5ヶ所（54） 石巻 E 15.8 m/s 15 日 門沢 84 mm
1953	28	5.8 ～5.9	洪水	南海低，桃生郡牡鹿郡下被害，家屋床上浸水198戸，同床下597戸，畑流失70町歩，県道決壊6ヶ所，船着場破損3ヶ所（62） 石巻 NE 11.5 m/s 9 日 女川 179 mm 8 日
		9.25 ～9.26	暴風雨高潮	台風13号，塩釜地方高潮襲来，県下被害家屋全壊1戸，同半壊1戸，同一部破損1戸，同床上浸水24戸，同床下浸水177戸，非住家被害6戸，水田流失埋没471町歩，同冠水560町歩，畑流失埋没30町歩，畑冠水776町歩，道路破損16ヶ所，橋梁破損33ヶ所，堤防決壊6ヶ所，山崖崩壊7ヶ所，電柱倒壊15本，板塀倒壊69件，通信被害6回線，船流失2隻（54） 石巻 ENE 18.0 m/s 25 日 門沢 103 mm 25～26 日
1954	29	4.18 ～4.19	暴風	日本海低，水死3人，行方不明3人，妻の倒伏，果樹の枝折，送電線の故障，小屋の倒壊あり。塩釜港内磯舟10隻流失（63） 石巻 W 23.5 m/s 19 日 白石 32 mm 18～19 日
		5.9 ～5.10	洪水	中緯度トラフ，高緯度トラフ，家屋全壊15戸，同半壊18戸，同一部破損451戸，非住家被害45戸，橋梁流失2ヶ所，堤防決壊
		9.26 ～9.27	暴風高潮	台風（15号，洞爺丸）負傷者2人，家屋全壊7戸，同半壊2戸，同一部損壊32戸，家屋床下浸水128戸，非住家損壊16戸，水田冠水4町歩，畑冠水2町歩，道路破損11ヶ所，電柱破損29本，板塀破損17ヶ所，鉄道被害1件，通信施設被害7ヶ所，船沈没3隻，船破損4隻（54） 石巻 W 21.1 m/s 26 日 湯浜 40 mm 26～27 日
1955	30	2.20 ～2.21	暴風	日本海低，行方不明2人，家屋全壊2戸，同半壊1戸，同一部破損67戸，非住家被害8戸，山崩れ1ヶ所，電柱倒壊20本，板塀破損37ヶ所，通信被害7件，船沈没1隻，その他舟1隻被害（54） 仙台 W 16.5 m/s 20 日
1956	31	7.14 ～7.17	洪水	前線（中緯度トラフ）負傷1人，家屋全壊1戸，同半壊4戸，同床上浸水30戸，同床下浸水205戸，水田流失埋没4町歩，同冠水4,574町歩，畑流失7町歩，同冠水1,382町歩，道路損壊73ヶ所，橋梁流失7ヶ所，堤防決壊21ヶ所，崖崩れ40ヶ所，鉄道被害1ヶ所，通信施設被害2ヶ所（60） 大河原 193 mm 14～17 日
1957	32	7.7 ～7.9	洪水	日本海低，行方不明1人，家屋床上浸水5戸，同床下浸水79戸，水田冠水3,736町歩，畑冠水157町歩，道路決壊8ヶ所，橋梁流失3ヶ所（55） 三住 189 mm 7～8 日

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		12.12 ～12.13	暴 風	日本海低，死者3人，負傷者47人，行方不明1人，家屋全壊164戸，家屋半壊651戸，家屋一部破損4,367戸，非住家被害3,570戸，通信回線障害227，舟沈没1隻，舟破損1隻（63） 石巻 WNW 26.5 m/s 13 日 嘉太神 23 mm 12～13 日
1958	33	7.22 ～7.23		台風（11号）家屋全壊1戸，床下浸水28戸，一部破損1戸，非住家被害3戸，水田流失埋没1町歩，水田冠水440町歩，畑冠水126町歩，道路損壊8ヶ所，橋梁破損1ヶ所，山崩れ2ヶ所，堤防決壊17ヶ所，通信施設被害71件（59） 石巻 SE 15.5 m/s 23 日 根白石 166 mm 22～23 日
		7.24 ～7.26	洪 水	前線（中緯度トラフ）家屋床上浸水24戸，床下浸水627戸，非住家損壊17戸，水田冠水2,426町歩，畑冠水88町歩，道路損壊6ヶ所，橋梁流失1ヶ所，堤防決壊5ヶ所，山崖崩れ13ヶ所（60） 石巻 NE 5.5 m/s 26 日 山内 282 mm 24～25 日
		7.27 ～7.28	洪 水	日本海低，前線（中緯度トラフ）死者1人，負傷者3人，家屋全壊2戸，一部破損1戸，床下浸水3戸，非住家被害1戸，水田冠水686町歩，畑冠水198町歩，道路損壊4ヶ所，堤防決壊5ヶ所，山崖崩れ13ヶ所（60） 石巻 S 6.5 m/s 28 日 鳴子 109 mm 27～28 日
		9.17 ～9.18	暴 風 雨 高 潮	台風（21号）行方不明1人，負傷者1人，家屋全壊2戸，半壊5戸，一部破損8戸，床上浸水247戸，床下浸水1,415戸，非住家被害3戸，水田冠水1,364町歩，畑冠水560町歩，道路損壊23ヶ所，橋梁流失11ヶ所，堤防決壊10ヶ所，山崖崩れ25ヶ所，鉄道被害3ヶ所，船被害1隻，種かき1万連流失（60） 石巻 NNW 16.5 m/s 18 日 吉岡 282 mm 17～18 日
		9.26 ～9.27	洪 水	台風（22号） 18日の台風5821号通過後，北高型の気圧配置となり長雨が続いたところに，26日台風5822号の接近でふたたび本県は本降りとなった。27日早朝，県沿岸を通過し暴風雨となった。（183） 最大風速 石巻 NNE 20.4 m/s 仙台 NE 40.1 m/s 降 雨 量 1時間最大降水量 筆 雨 45 mm 日降水量 仙台 172.4 mm 県南部 総雨量 300 mm以上 高 潮 鮎川 41 cm 死 者 6 人 負 傷 者 7 人 家 屋 全 壊 61 戸 " 半 壊 174 戸 " 流 失 1 戸 " 一 部 破 損 374 戸

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		12.26	暴 風 雨	〃 床上浸水 3,169 戸 〃 床下浸水 9,052 戸 非住家被害 820 棟 水田流失埋没 167 町歩 〃 冠 水 28,290 町歩 畑流失埋没 163 町歩 〃 冠 水 3,977 町歩 道路損壊 252 カ所 橋流失 95 カ所 堤防決壊 122 カ所 山崩れ 143 カ所 電柱倒壊 74 本 板塀倒壊 265 カ所 鉄道被害 5 カ所 通信施設被害 24 回線 木材流失 175 石 船沈没 11 隻 船破損 42 隻 その他 98 隻 南海低, 家屋全壊 1 戸, 床上浸水 26 戸, 床下浸水 177 戸, 非住家被害 2 戸, 畑冠水 172 町歩, 道路損壊 8 ケ所, 橋梁破損 4 ケ所, 山崩れ 3 ケ所 (63) 仙台 E 15.8 m/s 26 日 仙台 79.1 mm 26 日
1959	34	7.1 ~7.3 9.25 ~9.27	洪 水 洪 水	前線 (中緯度トラフ) 死者 1 人, 家屋床下浸水 17 棟, 水田冠水 466 ha, 畑 82 ha, 道路堤防破損 10 ケ所 (54) 不忘山 148 mm 1~2 日 台風 (15 号, 伊勢湾) 負傷 3 人, 家屋全半壊 179 棟, 床上, 床下浸水 63 棟, 一部破損 1,470 棟, 非住家被害 1,057 戸, 水田冠水 93 ha, 畑冠水 23 ha, 道路その他損壊 17 ケ所, 鉄道被害 31 ケ所, 通信被害 15 回線, 舟沈没 2 隻, ちかい舟被害 6 隻 (54) 石巻 SE 22.0 m/s 27 日 門沢 210 mm 25~26 日
1960	35	1.16 ~1.17 10.7 ~10.8	暴 風 雪 洪 水	南海低, 塩釜死者 1 人, 行方不明 9 人, 舟 3 隻沈没 (55) 石巻 WNW 12.0 m/s 17 日 田代 積雪 90 cm 17 日 南海低, 負傷者 1 人, 家屋全壊 1 戸, 半壊 2 戸, 非住家被害 3 戸, 床上浸水 366 戸, 床下浸水 2,239 戸, 堤防決壊 4 ケ所, 橋梁流失 25 件, 道路損壊 18 件, 山崖崩れ 9 件, 水田冠水 1,193 ha, 畑冠水 92 ha (67) 津谷 196 mm 7 日
1961	36	9.16 ~9.17	暴 風 高 潮	台風 (18 号) 負傷者 12 人, 家屋全壊 9 戸, 半壊 123 戸, 床上浸水 84 戸, 床下浸水 805 戸, 一部破損 769 戸, 非住家被害 376 戸, 水田冠水 23 ha, 畑冠水 14 ha, 道路損壊 1 ケ所, 橋梁流失 落下 2 ケ所, 堤防決壊 16 ケ所, 船流失 22 隻, 通信障害 142 回

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被 害 状 況 等
		10.9 ～10.10	暴 風 高 潮	線 (60) 石巻 S 20.2 m/s 16 日 台風 (24 号) 負傷者 1 人, 家屋全壊 1 戸, 半壊 3 戸, 一部破損 43 戸, 床上浸水 167 戸, 床下浸水 1,449 戸, 非住家被害 21 戸, 水田冠水 356 ha, 畑冠水 81 ha, 道路冠水 3 ケ所, 橋梁流失 2 ケ所, 堤防決壊 11 ケ所, 山崩れ 3 ケ所, 鉄軌道被害 1 ケ所, 通信施設被害 6 件, 木材流失 98 立方メートル, 船舶沈没 3 隻, その他 2 隻 (67) 石巻 NE 20.0 m/s 10 日 女川 142 mm 9～10 日
1962	37	7.14	洪 水	前線, 県南地方豪雨, 死者 1 人, 負傷者 2 人, 家屋全半壊 5 戸, 床上浸水 174 戸, 床下浸水 1,884 戸, 耕地約 900 ha, 道路 45 ケ所, 橋梁 27 ケ所, 堤防 9 ケ所, 崖崩れ 27 ケ所, 鉄道被害 3 ケ所 (57) 耕野 178 mm 14 日
1966	41	6.27 ～6.29	大 雨 洪 水	台風 4 号 (183) 6 月 23 日カロリン群島東方海上に発生した台風 4 号は, 次第に発達し, 県には 27 日夜頃から影響が見られ, 28 日午後には本降りとなった。この台風は 29 日には三陸沖を抜け根室東方洋上に去った。 27 日夜半～29 日午前までの総雨量は 150 mm～180 mm, 局地的には 200 mm に達した。 宮城県災害対策本部設置 災害救助法適用 南方町 死 者 1 人 重 軽 傷 11 人 家 屋 全 壊 6 戸 〃 半 壊 80 戸 床 上 浸 水 1,167 戸 床 下 浸 水 8,138 戸 田 流 失 51.3 ha 農 業 用 施 設 366 カ所 稲 冠 水 30,977 ha 麦, そ さい 2,348 ha 桑 園 417 ha 漁 船 26 隻 かき, わかめ 348 台 種 か き 500 連 林 産 施 設 190 カ所 林道山地崩壊 245 カ所 道 路 欠 壊 1,106 カ所 橋 梁 〃 122 カ所 河 川 〃 578 カ所 被 害 金 額 4,657,641 千円
		9.24 ～9.25	大 雨 洪 水	台風 26 号 (183) 9 月 23 日グアム島付近に発生した台風は時速 70 km の速さ

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
				で移動した。県においては、24日夜から降り始め、次第に降雨強風度を増し、猛烈な集中豪雨は県下全域に及ぶようになった。特に影響があったのは、25日4時～25日6時までで、各地の降雨量は100 mm～200 mm、局地的には200 mm以上のところもでてきた。 仙台 145 mm 塩釜 166 mm 女川 222 mm 宮城県災害対策本部設置 災害救助法適用 塩釜市、女川町、志津川町、登米町、東和町、雄勝町、北上町 死 者 6人 重 軽 傷 者 12人 家 屋 全 壊 36戸 〃 半 壊 71戸 〃 流 失 7戸 床 上 浸 水 5,757戸 床 下 浸 水 17,259戸 一 部 破 損 60戸 非 住 家 被 害 2,247戸 田畑流失埋没 60ha 農業用施設 349カ所 稲流失冠水 109,036.4ha そ さい果樹 2,234ha 家 畜 被 害 8,841頭 漁 船 被 害 177隻 かきわかめ 40,487台 種 か き 129,260連 の り 26,714樽 林道山地崩壊 398カ所 道 路 損 壊 1,347カ所 橋 梁 損 壊 256カ所 河 川 損 壊 281カ所 船 舶 被 害 2隻 被 害 金 額 3,317,096千円
1967	42	9.11 ～9.16	大雨洪水	台風22号(183) 8月30日マーシャル群島の北方海上にて発生した。この台風は、温低になるまで(9月17日)実に19日間台風としての勢力を保持し、本県に影響がではじめたのは11日ごろからで14～15日にかけては、100～200 mmの大雨が降った。風速は15日には海岸地方で10～15 mとなり石巻では最大風速16.3 mを記録した。 11日～16日までの総雨量は 丸森 223 mm

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		10.27 ～10.29	大雨洪水	坂元 235 mm 角田 203 mm 仙台 105 mm 亶理 198 mm 家屋床上浸水 8 戸 “ 床下浸水 283 戸 家屋一部破損 1 戸 非住家被害 25 戸 田畑流失 0.8 ha 稲冠水倒伏 67,712 ha かき、わかめ 69,962 台 のり 9,100 棚 農業用施設 61 カ所 林道山地崩壊 5 カ所 道路損壊 61 カ所 河川被害 34 カ所 林産施設 67 カ所 船舶 8 隻 被害金額 6,007,090 千円 台風 34 号、石巻市、女川町、雄勝町、牡鹿町、気仙沼市外沿岸地域に被害発生、女川町で 1 人死亡 10 月 28 日女川町に災害救助法適用 死者 1 人、住家全壊 1 戸、同半壊 4 戸、床上浸水 272 戸、床下浸水 1,621 戸、一部破損 324 戸、非住家 414 棟、その他のり、被害金額 73,730 千円 (188)
1970	45	1.30 ～2.2	暴風雨	昭和 45 年 1 月低気圧 986 mb の台風並の強さで急速に発達した低気圧のため、山岳は風雪、沿岸は大雨、海上は大しけとなり、浅海漁業に甚大な被害を生じた。 雨量 仙台 48 mm 志津川 96 mm 最大瞬間風速 仙台 31.2 m/s 鳴子 35 m/s 死者 1 人 重傷者 1 人 軽傷者 1 人 住家全壊 4 戸 “ 半壊 40 戸 住家一部破損 142 戸 床上浸水 19 戸 床下浸水 1,250 戸 非住家被害 158 戸 耕地塩害 43.1 ha 野菜 55.7 ha

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
				漁 船 358 隻 漁 港 施 設 29 カ所 水 産 施 設 63 カ所 養 殖 施 設 379,896 件 文 教 施 設 67 件 港 湾 施 設 17 カ所 被 害 額 4,164,262 千円 (183)
1971	46	8.31 ~9.1	暴 風 雨	台風 23 号 中心から東側 500~600 km に強い雨域を伴った台風は、東日本に接近し、紀伊半島に達した31日早朝から風雨が強まり9月1日明け方までほぼ一昼夜続き、県南部と牡鹿半島等北部海岸に大雨をもたらした。県災害対策本部設置 雨量 蔵王東斜面 200 mm 丸 森 町 351 mm 雄 勝 180 mm 住 家 半 壊 1 戸 住家一部破損 3 戸 床 上 浸 水 158 戸 床 下 浸 水 23 戸 非住家被害 1 棟 稲 8,594 ha 野 菜 797 ha 果 樹 259 ha 雑 穀 332 ha 漁 港 施 設 19 カ所 林 業 施 設 85 カ所 文 教 施 設 11 校 道 路 49 カ所 橋 梁 4 カ所 河 川 60 カ所 被 害 額 1,632,716 千円 (183)
1972	47	1.11 ~1.16	高波・大雨・雪	中心気圧が 980 mb と台風並の勢力となった低気圧のため11日早朝から雨が降り出し、13日夜まで続いたが、北高型の気圧配置で東よりの風が吹走している場に低気圧が発達して突込む形となり広範囲に東よりの強風が卓越して風浪が海岸への吹き寄せとなった。このため沿岸地方では11日から風浪が出、12日に入って次第に高まり、13日にかけて一段と高まり、最大波高 7~8 m の高波となった。15日にまた発達した低気圧で波浪は再び高まり一週間も続いた。 次の低気圧は、関東地方の東方海上を東に進んだ、このため15日午前中から低気圧性のぬれ雪が降り始め県北沿岸部で倒木被害が出た。県災害対策本部設置 住 家 半 壊 2 戸 住家一部破損 107 戸

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		9.16 ～9.17	大 雨	床上浸水 126 戸 床下浸水 1,988 戸 非住家被害 36 戸 野菜 137 ha 漁船 49 隻 漁港施設 46 カ所 林業施設 12 カ所 文教施設 2 校 道路 31 カ所 橋梁 2 カ所 河川 32 カ所 港湾施設 3 カ所 通信施設 444 カ所 停電 106,000 戸 水産被害 4,594,361 千円 林産被害 4,543,335 千円 被害額合計 10,028,347 千円 (183) 台風 20 号 9 月 13 日沖の鳥島の南方約 400 km の海上で、弱い熱帯低気圧から台風となったもので、上陸後、中心気圧は 980 mb と多少弱まり 17 日の日中、東北地方の沿岸沿いに日本海を北上した。 この台風により雨は、15、16 日の合計雨量で奥羽山系沿いと岩手県南東部で多くっており 100～150 mm、所によって 300 mm に達した。宮城県内では栗駒山の 306 mm が最も多かった。 死者 2 人 住家一部破損 4 戸 床上浸水 2 戸 床下浸水 27 戸 非住家被害 26 戸 道路 7 ケ所 橋梁 1 ケ所 河川 18 ケ所 港湾 3 ケ所 砂防 2 ケ所 公共土木施設被害額 681,705 千円 農産被害額 692,127 千円 林産被害額 1,420 千円 水産被害額 180,920 千円 その他被害額 131,409 千円 被害額合計 1,687,662 千円 (183)
1974	49	7.31	大 雨	寒冷前線による雷雨性の強風があり特に県北西部で多く、軍

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		～8.1		沢で 290 mm と最近にない雨量を記録した。 この雨により、道路、河川等公共土木施設に甚大な被害を受け、又河川の増水により浸水被害も続出した。 住 家 全 壊 1 戸 〃 半 壊 1 戸 住家一部破損 2 戸 床 上 浸 水 65 戸 床 下 浸 水 1750 戸 農林水産業施設 290,464 千円 公共土木施設 1,713,773 千円 農 産 物 743,274 千円 林 産 物 13,646 千円 養 蚕 2,498 千円 林 地 234,000 千円 被 害 金 額 2,997,655 千円 (183)
		9.24	大 雨	秋雨前線を進んだ南岸低気圧により県中南部では豪雨となり、亘理 170 mm、坂元 169 mm、仙台 129 mm を記録した。 この雨により、仙台で 3 人、宮城町で 2 人、大郷町で 1 人の犠牲者を出した。 死 者 6 人 軽 傷 2 人 住 家 半 壊 4 戸 住家一部破損 1 戸 床 上 浸 水 126 戸 床 下 浸 水 948 戸 公立文教施設 2,135 千円 農林水産業施設 245,935 千円 公共土木施設 1,356,537 千円 農 産 物 327,831 千円 被 害 金 額 1,932,438 千円 (183)
1976	51	9.3 ～9.4	大 雨	南岸低気圧の接近に伴う前線活動の活発化による大雨、宮城県災害対策本部設置 降水量 144.5 mm (志津川 150.0 mm) 死 者 1 人 負 傷 者 1 人 住家一部破損 6 戸 床 上 浸 水 173 戸 床 下 浸 水 739 戸 公立文教施設 5,588 千円 農林水産業施設 109,811 千円 公共土木施設 610,614 千円 林 地 66,800 千円 農 産 物 385,696 千円

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被 害 状 況 等
		9.8 ～9.14	大雨・強風	そ の 他 1,235 千円 被害額合計 1,179,744 千円 (183) 台風 17 号と前線活動に伴う大雨 日降水 (9 日) 95.0 mm 総降水量 (11 日～14 日) 77.5 mm 東北本線の脱線事故による傷者 1 人, 重傷 1 人 住家一部破損 2 戸 床上浸水 40 戸 床下浸水 117 戸 公立文教施設 7,120 千円 農林水産業施設 16,937 千円 公共土木施設 167,430 千円 林 地 31,500 千円 被害額合計 222,987 千円 (183)
1977	52	5.15 ～5.17	豪 雨	発達中の低気圧が伊豆諸島付近にあり, 又津軽海峡付近にも別の低気圧があり, 共に東北東に進み, 東北地方の太平洋南部に大雨をもたらした。 雨量 気仙沼 256 mm 築館 111 mm 米山 106 mm 志津川 224 mm 雄勝 216 mm 石巻 140 mm 仙台 100 mm 亶理 109 mm 重 傷 者 1 人 家 屋 半 壊 2 戸 家屋一部破損 20 戸 床上浸水 8 戸 床下浸水 466 戸 非住家被害 150 戸 農林水産業施設 219,108 千円 公共土木施設 1,078,232 千円 衛生被害 1,200 千円 被害額合計 1,298,540 千円
		9.19 ～9.20	大雨・波浪	三陸沖を北上した台風 11 号による太平洋側の高波と大雨 総降水量 133.0 mm 日降水量の最大 88.5 mm (20 日 24 時) 1 時間降水量の最大 37.5 mm (20 日 2 時 30 分) 死 者 3 人 家 屋 半 壊 1 戸 家屋一部破損 1 戸 床上浸水 160 戸 床下浸水 3,225 戸 公立文教施設 7,067 千円 農林水産業施設 257,942 千円 公共土木施設 990,871 千円 農 産 被 害 115,641 千円

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
				水産被害 252,070 千円 養蚕被害 1,927 千円 被害額合計 1,625,518 千円 (183)
1979	54	3.31 ～4.1	豪雨・風浪 突 風	中国大陸から東進して発達した日本海低気圧が、さらに発達しながら、津軽海峡を通過して31日には北海道東方海上に抜け、中心気圧が966 mb と台風並みに深まり、住宅、農作物、水産等に被害を出した。 負 傷 者 14 人 住 家 全 壊 3 棟 住 家 半 壊 117 棟 住家一部破損 1,471 棟 住家床下浸水 6 棟 非住家被害 1,273 棟 農 業 被 害 1,899,843 千円 水 産 被 害 548,587 千円 林 業 被 害 385,667 千円 教 育 施 設 123,733 千円 被害額合計 3,512,546 千円 (199)
		10.1	豪 雨	台風16号の通過により、大雨と強風で、建物、農業、水産、土木関係に被害を出した。 負 傷 者 4 人 住 家 半 壊 2 棟 住家一部破損 13 棟 非住家被害 27 棟 農 業 被 害 220,189 千円 水 産 被 害 95,056 千円 林 業 被 害 632,000 千円 公共土木被害 64,000 千円 被害額合計 1,015,645 千円 (199)
		10.19	暴風雨・高波	台風20号は、965 mb の強さを維持し、本県を通過、暴風、大雨、高波によって多大な被害を出した。 宮城県災害対策本部設置 10/19 16:00 災害救助法適用市町 塩釜市、松島町 死 者 2 人 負 傷 者 13 人 住 家 全 壊 1 棟 住 家 半 壊 8 棟 住家一部破損 422 棟 住家床上浸水 960 棟 住家床下浸水 4,676 棟 非住家被害 987 棟 衛 生 被 害 133,800 千円

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被 害 状 況 等
				商 工 被 害 1,383,720 千円 耕 地 被 害 2,320,000 千円 農 産 物 被 害 877,760 千円 畜産養蚕被害 27,358 千円 水 産 被 害 4,922,191 千円 林 業 被 害 22,616 千円 文教施設被害 56,332 千円 公共土木施設被害 3,192,210 千円 そ の 他 297,781 千円 被害総額合計 14,492,514 千円 (199)
1980	55	8.29 ～8.31	大 雨	本州南岸の前線上の低気圧のほかに秋田沖にも低気圧が停滞したため、大雨となった。 29日～31日までの雨量、大衡 162 mm、古川 153 mm、 仙台 135 mm 多量の雨が降った県北地域に被害が大きく、中でも水防活動が要請された吉田川、鶴田川、迫川等の河川とこられの流域の水田に大きな被害発生 死 者 1 人 住家一部破損 9 戸 床 上 浸 水 16 戸 床 下 浸 水 310 戸 農地、農業用施設 1,208,000 千円 農 産 物 1,295,566 千円 畜 産 2,120 千円 林 業 378,790 千円 教 育 施 設 62,964 千円 公共土木施設 2,713,700 千円 そ の 他 41,300 千円 被害額合計 5,702,440 千円 (200)
		12.23 ～12.24	暴 風 雨 雪	本県を中心に襲った低気圧による暴風雨雪は瞬間最大風速 36.1 m (石巻)、最大波高 14.4 m (江の島) の暴風波浪となり、沿岸部を急襲するとともに例年にない重い湿雪降は山間部では 107 cm、平野部においても 21 cm を記録し、水産業をはじめ農林業など県内各地に甚大な被害発生。また、送電鉄塔の倒壊などによる停電が長びき、市民生活への影響も大きかった。 死 者 1 人 行 方 不 明 7 人 重 傷 2 人 軽 傷 20 人 住 家 全 壊 4 戸 同 半 壊 41 戸 一 部 破 損 1,418 戸 床 上 浸 水 331 戸

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
				床下浸水 2,198 戸 非住家 1,565 棟 民生 472 千円 医療衛生施設 18,625 千円 商工 761,310 千円 農業 1,129,282 千円 畜産 324,421 千円 養蚕 9,439 千円 水産 9,905,003 千円 林業 3,904,950 千円 教育施設 208,367 千円 公共土木施設 605,266 千円 その他 3,743,170 千円 被害額合計 20,610,305 千円 県農林水産業災害対策本部設置 (25 日) (200)
1981	56	8.22 ～8.23	暴風雨	大型で並の勢力を持った台風 15 号が、県内を時速 75 km の速さで通過し、沿岸部では 40～80 mm、山沿い地方では 100～200 mm の大雨となった。 また、各地で強風が吹き荒れ被害は県内全域に及んだ。 21 日～23 日までの雨量、不忘山 267 mm、駒の湯 266 mm、白石 122 mm、築館 95 mm、気仙沼 75 mm、仙台 62 mm。 最大瞬間風速、仙台 27.2 m/s “ 石巻 34 m/s 死者 2 人 重傷 2 人 軽傷 14 人 住家全壊 2 戸 同半壊 25 戸 一部破損 497 戸 床上浸水 487 戸 床下浸水 1,443 戸 公立文教施設 21,336 千円 農林水産業施設 784,314 千円 公共土木施設 4,731,991 千円 その他の公共施設 2,740 千円 農産被害 4,337,700 千円 林産被害 138,100 千円 畜産被害 88,600 千円 水産被害 1,133,900 千円 商工被害 621,900 千円 その他 3,800 千円 被害額合計 11,864,381 千円。 県台風 15 号警戒本部設置 (23 日) (201)

宮城県災害年表

西暦	日本暦	月 日	災害種別	被害状況等
		9.25 ～9.27	大 雨	低気圧が発達しながら北東進し、山陰沖を通過して三陸沖に抜けたために全般的に雨となり、北部沿岸地方では 200 mm 以上の大雨となった。被害は、北部沿岸地方に集中した。 25 日～27 日までの雨量、雄勝 251 mm、志津川 243 mm、気仙沼 170 mm、石巻 167 mm、塩釜 158 mm、仙台 155 mm 軽 傷 2 人 住 家 半 壊 2 戸 一 部 破 損 1 戸 床 上 浸 水 163 戸 床 下 浸 水 1,929 戸 公立文教施設 13,346 千円 農林水産業施設 1,325,553 千円 公共土木施設 1,828,436 千円 農 産 被 害 165,400 千円 林 産 被 害 14,500 千円 畜 産 被 害 300 千円 商 工 被 害 55,100 千円 そ の 他 5,500 千円 被害額合計 3,408,135 千円 (201)
1982	57	9.11 ～9.13	暴 風 雨	11 日、日本の南海上を北上してきた大型台風 18 号により南岸に停滞していた秋雨前線が活発となり、その後 12 日夕方には御前崎付近に上陸し、関東、東北地方を縦断し、13 日 9 時には日高沖に達し、温帯低気圧となった。 11～13 日までの降水量、筆甫 179 mm、新川 175 mm、仙台 173 mm、白石 170 mm、石巻 77 mm 最大瞬間風速 (12 日) 仙台 29.8 m、石巻 32.6 m 重 傷 1 人 軽 傷 6 人 住 家 全 壊 7 戸 同 半 壊 9 戸 床 上 浸 水 491 戸 床 下 浸 水 3,109 戸 公立文教施設 28,491 千円 農林水産業施設 4,002,590 千円 公共土木施設 6,545,434 千円 その他の公共施設 18,301 千円 農 産 被 害 1,407,030 千円 林 産 被 害 400 千円 畜 産 被 害 15,960 千円 水 産 被 害 48,216 千円 商 工 被 害 95,500 千円 そ の 他 173,162 千円 被害額合計 12,335,084 千円 (202) 県台風 18 号警戒本部設置 (12 日)

あ　と　が　き

明日は、「仙台七夕まつり」の前夜祭ということで、仙台の街は、その準備に大わらわであった。

真夏のこの日に記録的な大雨に見舞われようとは、誰一人として予想だにできなかった。

まして、台風 10 号は本土に上陸する前に温帯低気圧になっていたからなおさらである。

しかし、自然は本当に怖い。一夜にして様相は一変し、私達の郷土は一面に泥水の湖と化した。今回の災害は、未曾有の豪雨によるものではあったが、災害対策に係わる者として、今回の災害の概要と災害から学んだ様々な教訓をこの記録におさめ、自然災害に対する心構えと今後の防災態勢の強化に役立てようとするものであります。

この災害記録作成に当っては、県の関係機関はもとより、各防災関係機関から原稿や写真の提供を受け、消防防災課で編集したものです。引用等について省略した箇所もありますが、御了承お願いいたします。

最後に、特別寄稿をいただいた各先生並びに編集にご協力いただいた関係機関の各担当者の方々にお礼申し上げ、本書が災害に強い県土づくりのため活用されることを願うものであります。

昭和 61 年 8 月 5 日

台風第 10 号大雨洪水災害記録

昭和 62 年 3 月印刷・発行

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ■編集・発行 | 宮城県総務部消防防災課
仙台市本町三丁目 8 番 1 号 |
| ■印刷 | 笹氣出版印刷株式会社
仙台市六丁目西町 8 番 45 号 |

